



メキシコの投資環境

2024



メキシコの
投資環境



2024年2月



株式会社国際協力銀行

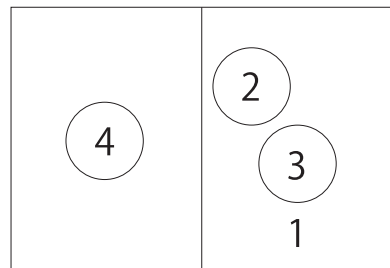
JBIC JAPAN BANK FOR INTERNATIONAL COOPERATION

リサイクル適性 **A**

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

- この印刷物は、国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。
- リサイクル適正の表示
この印刷物はAランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。

国際協力銀行



表紙写真

1. メキシコシティ
2. トウモロコシ
3. メキシコの布地
4. サボテン

はじめに

本資料は、メキシコ向け投資をはじめて検討されている企業の方々を対象に、メキシコの投資環境について、メキシコ全体と地域毎に整理し、その概要を参考資料として取りまとめたものです。初版を2014年11月に発行し、今次、本資料はメキシコの投資環境の最新情報を反映するべく、第3版の内容を引き継ぎつつ、第4版として最新の情報(2023年)を反映いたしました。

メキシコは、多数のFTAの締結、太平洋及び大西洋の両方に面しているという恵まれた地理的条件、低コストで豊富な労働力を背景に、米州における製造拠点として注目を集めています。一方で、治安の悪さを問題視する声が強く、進出企業にとって懸念事項の一つとなっていることも伺えますが、労務、政治・経済情勢、法制度、インフラといった面で大きな問題を指摘する声は大きくはなく、ビジネス環境については比較的良好と行うことができると考えられます。

近年は、貿易摩擦やコロナ禍などを経て近隣諸国への投資(ニアショアリング)が重要視されるなか、米国を始めとする海外企業からの投資や国内投資が活発化しており、2023年10月発行のIMFのWorld Economic Outlookでは、2023年には3.2%の経済成長を達成する見通しです。今後は更なる経済回復や投資環境の整備等に注意する必要があり、これらの動向は今後のメキシコへの投資にあたって重要だと考えられます。

本資料は、メキシコの投資環境の全体像を把握するべく、はじめに総論としてメキシコ全体の投資環境のポイントをまとめたうえで、メキシコの主要な地域について、地域別にその特色などを説明する形式で構成されております。本資料がメキシコ向け投資を検討されている企業の方々のご参考となれば幸いです。

本資料の作成に際しては現地調査を行い、JETRO、進出日系企業、金融機関、法律事務所など多くの方々より貴重な情報をご提供頂き、参考にさせていただきました。また、日本国内でも有識者の方々にお話を伺ったほか、各種文献の情報も参考にさせていただきました。ご協力いただきました各方面の皆様へ深く感謝を申し上げます。

なお、本資料は有限責任あずさ監査法人の協力により作成致しました。また、本資料は、メキシコに対する株式会社国際協力銀行としての評価や公式見解を表明するものではありません。

2024年2月
株式会社国際協力銀行
産業ファイナンス部門
中堅・中小企業ファイナンス室

目 次

ひとくちメモ一覧	v	10. 国防	14
図表一覧	vii	第3章 経済概況	
略語一覧	xii	1. 経済概観	15
		2. 産業構造	18
<総論>		3. 貿易構造	20
第1章 概観（国土、民族、社会、歴史等）		4. USMCA 中のメキシコ	27
1. 正式国名	1	第4章 直接投資受入動向	
2. 人口	1	1. 外国直接投資（FDI）受入動向	30
3. 国土	2	2. 国別受入動向	30
4. 首都	3	3. 業種別受入動向	31
5. 気候	3	4. 日本からメキシコへの直接投資	32
6. 民族	3	第5章 日本との経済関係	
7. 言語	4	1. 日墨貿易	34
8. 宗教	4	2. メキシコにおける日系企業	35
9. 教育	5	3. 日・メキシコ経済連携協定	36
10. 通貨	6	第6章 外資導入政策と管轄官庁	
11. 歴史	6	1. 外資導入政策	37
第2章 政治、外交		2. 管轄官庁	38
1. 政体	10	第7章 主要関連法規	
2. 元首	10	1. 会社設立・運営に関する法律	39
3. 内閣	10	2. 税制に関する法律	39
4. 行政組織	11	3. 労働に関する法律	40
5. 地方行政制度	12	4. 知的財産権及び独占禁止に関する法律	41
6. 立法	12	5. 腐敗防止関連の法律	42
7. 政党	12	第8章 投資形態	
8. 司法	13	1. 代表的な進出形態	44
9. 外交	13	第9章 主要投資インセンティブ（奨励ゾーン、	

奨励業種等)

1. IMMEX 47
2. PROSEC 51
3. レグラ・オクターバ 51
4. 北部国境地帯経済特区 52
5. 戦略的保税区域 53
6. 企業認定スキーム登録制度 (RECE)
..... 53
7. 州別の投資インセンティブ 56
8. AMLO 政権による新規導入インセン
ティブ 56

第10章 外資規制業種

1. 外国投資が禁止されている業種 61
2. 出資規制がある業種 61
3. 外資委員会の承認を要する規制業種
(外国資本比率 49%超の場合) 62
4. リチウム資源国有化に向けた法改正
..... 62

第11章 許認可・進出手続き

1. 会社設立 64
2. 撤退手続き 66

第12章 税制

1. 連邦税 69
2. 地方税 71
3. 外部監査及び税務監査制度 72
4. 2024 年度税制改正 73

第13章 用地取得

1. 規制地帯 77
2. 外資企業による不動産の取得 77
3. 不動産取得の流れ 78

第14章 知的財産権

1. 知的財産権の保護 81

2. 技術援助契約締結での留意点 83

3. 個人情報保護法に関する動向 83

第15章 環境規制

1. メキシコの環境問題 84
2. 環境保護の法体系 86
3. 環境税の導入 88
4. 環境が問題になった事例 89

第16章 貿易管理・為替管理

1. 輸出入規制 90
2. 関税制度 92
3. 通関手続 93
4. 為替相場 94
5. 外国為替管理と外貨交換制度 95

第17章 金融制度

1. 金融機関 97
2. 金融市場 98
3. 資本市場 99

第18章 資金調達

1. 資金調達に係る規制 101
2. 日系企業の資金調達の現状 101
3. 金融機関等からの調達 101
4. 資本市場からの調達 102

第19章 労働事情

1. 労働法の概要 104
2. 労働市場と雇用情勢 105
3. 賃金 108
4. 雇用関係 109
5. 労働条件 111
6. 年金・社会保険 112
7. 労使関係 112

8. 労働紛争	113	5. 工業団地の分布	152
9. 外国人就労規制と労働許可の取得 ..	115	第25章 地域編①：メキシコシティ	
第20章 物流・インフラ		1. 地域概要.....	153
1. 主要な国際空港と港湾の位置.....	117	2. 主要工業団地.....	159
2. 道路.....	118	第26章 地域編②：グアナファト州	
3. 鉄道.....	120	1. 地域概要.....	160
4. 港湾.....	121	2. 主要工業団地.....	166
5. 航空.....	122	第27章 地域編③：アグアスカリエンテス州	
6. 通信.....	124	1. 地域概要.....	168
7. 水.....	124	2. 主要工業団地.....	172
8. 電力.....	125	第28章 地域編④：ケレタロ州	
第21章 メキシコ投資環境の優位性と留意点		1. 地域概要.....	173
1. メキシコ投資の優位性.....	127	2. 主要工業団地.....	176
2. メキシコへの投資にあたっての留意 点.....	128	第29章 地域編⑤：サン・ルイス・ポトシ州	
3. 進出先としてのメキシコに関する企 業の見方.....	130	1. 地域概要.....	178
第22章 主要産業の動向と FTA 等の動向		2. 主要工業団地.....	181
1. メキシコの主要産業.....	132	第30章 地域編⑥：ヌエボ・レオン州	
2. 自動車産業.....	133	1. 地域概要.....	182
3. 自動車部品産業.....	134	2. 主要工業団地.....	185
4. 航空宇宙産業.....	135	第31章 地域編⑦：ハリスコ州	
5. FTA.....	137	1. 地域概要.....	187
第23章 その他最近のトピックス		2. 主要工業団地.....	190
1. 2024年メキシコ大統領選挙.....	144	付録1 進出企業へのアドバイス	
2. 米国市場向けEV生産の高まり.....	144	付録2 よくある質問 (FAQ)	
第24章 地域別の概要		付録3 日本国内での相談窓口	
1. メキシコの地域分類.....	146	1. 国内投資相談・連絡先.....	197
2. 地域別の経済動向.....	147	付録4 メキシコ国内での相談窓口	
3. 近年の地域別投資動向.....	149	1. 外国投資に関する主要行政機関.....	198
4. 地域別の治安.....	150	2. 我が国の在メキシコ政府関係機関.....	198
		3. 日系金融機関.....	199

ひとくちメモ一覧

第1章 概観（国土、民族、社会、歴史等）

ひとくちメモ 1：首都での高山病に注意	2
ひとくちメモ 2：カトリック信仰と死者の日	4
ひとくちメモ 3：バヒオ地域の学校情報	5
ひとくちメモ 4：日本・メキシコの交流の歴史	6
ひとくちメモ 5：独立記念日	9

第7章 主要関連法規

ひとくちメモ 6：労働者利益分配金（PTU）について	41
ひとくちメモ 7：メキシコでの個人情報保護法	42

第9章 主要投資インセンティブ（奨励ゾーン、奨励業種等）

ひとくちメモ 8：日系企業の多くは「A」を取得	50
-------------------------------	----

第10章 外資規制業種

ひとくちメモ 9：発電事業の参入障壁及び現政権の外資に対する敵対視.....	63
--	----

第12章 税制

ひとくちメモ 10：オンライン上の税務やり取り	69
-------------------------------	----

第13章 用地取得

ひとくちメモ 11：工場設立時の留意点（用地取得よりもインフラ整備に注意）	80
---	----

第19章 労働事情

ひとくちメモ 12：現地雇用者のマネジメント	106
ひとくちメモ 13：労働問題の実態	114
ひとくちメモ 14：長く勤めてもらうための付き合い方.....	115
ひとくちメモ 15：就労ビザの取得難易度	116

第20章 物流・インフラ

ひとくちメモ 16：物資輸送時の盗難被害	119
ひとくちメモ 17：メキシコにおける電気自動車	119
ひとくちメモ 18：陸上輸送の留意点	121

第22章 主要産業の動向と FTA 等の動向

ひとくちメモ 19：流通・小売業界の将来性	137
ひとくちメモ 20：メキシコの小売市場① 流通チャネル	142

ひとくちメモ 21：メキシコの小売市場②　メキシコ人の食嗜好は保守的だが多様性がある	143
第 23 章 その他最近のトピックス	
ひとくちメモ 22：移民の問題	145
第 25 章 地域編①：メキシコシティ	
ひとくちメモ 23：渋滞に注意	155
ひとくちメモ 24：日本食レストラン	158
第 26 章 地域編②：グアナファト州	
ひとくちメモ 25：メキシコ最大級の工業団地 Puerto Interior	161
ひとくちメモ 26：グアナファト補習授業校	164
ひとくちメモ 27：メキシコの治安	164
ひとくちメモ 28：レオンの生活環境	165
第 27 章 地域編③：アグアスカリエンテス州	
ひとくちメモ 29：アグアスカリエンテス州の生活環境	171
ひとくちメモ 30：ケレタロの生活環境	176

図表一覧

図表 1-1	メキシコの人口構成	1
図表 1-2	メキシコ全図	2
図表 1-3	メキシコシティの気温（左軸）と降水量（右軸）	3
図表 1-4	メキシコの教育制度	5
図表 1-5	メキシコの歴史	8
図表 2-1	三権分立	10
図表 2-2	中央省庁	11
図表 2-3	上院・下院概要	12
図表 2-4	連邦司法制度の概要	13
図表 2-5	国防の基本情報（2023 年）	14
図表 3-1	実質経済成長率と 1 人あたり GDP の推移	15
図表 3-2	実質 GDP 成長率と要因分解	16
図表 3-3	主要経済指標	17
図表 3-4	第 1～3 次産業の GDP 構成比の推移	18
図表 3-5	産業別 GDP（名目）の構成比	19
図表 3-6	輸出・輸入と貿易収支の推移	20
図表 3-7	主要輸出品目	21
図表 3-8	主要輸入品目	22
図表 3-9	輸出品目と輸入品目の構成（2022 年）	23
図表 3-10	品目別輸出増加額（対主要輸出国・地域：2017 年→2022 年）	23
図表 3-11	品目別輸入増加額（対主要輸入国・地域：2017 年→2022 年）	24
図表 3-12	主要輸出相手国・地域	24
図表 3-13	主要輸入相手国・地域	25
図表 3-14	輸出相手国・地域と輸入相手国・地域の構成（2022 年）	26
図表 3-15	国別の貿易収支の推移	26
図表 3-16	USMCA 諸国の比較表（2022 年）	27
図表 3-17	USMCA 諸国間の貿易額の変化（2012 年→2022 年）	28
図表 3-18	USMCA 諸国の都市の賃金コスト等の比較	29

図表 4-1	メキシコの外国直接投資流入額.....	30
図表 4-2	国別外国直接投資流入額（2022 年）.....	31
図表 4-3	国別外国直接投資流入額（2013 年～2022 年）.....	31
図表 4-4	業種別外国直接投資流入額（2022 年）.....	32
図表 4-5	業種別外国直接投資流入額（2013 年～2022 年）.....	32
図表 4-6	日本からメキシコへの直接投資額（2010 年～2022 年）.....	33
図表 5-1	日本の対メキシコ輸出入の推移.....	34
図表 5-2	対日輸出品目内訳（2022 年）.....	35
図表 5-3	対日輸入品目内訳（2022 年）.....	35
図表 5-4	日・メキシコ経済連携協定の経緯.....	36
図表 6-1	投資インセンティブの概要.....	38
図表 7-1	腐敗認識指数（順位）.....	42
図表 8-1	可変資本制度の活用実態.....	44
図表 8-2	株式会社と有限責任会社の主な比較.....	45
図表 9-1	IMMEX の対象となる品目と国内滞留期間.....	48
図表 9-2	IVA・IEPS の各認定カテゴリー別の恩典の内容.....	49
図表 9-3	登録及び維持の主要な要件.....	50
図表 9-4	PROSEC で優遇される業種.....	51
図表 9-5	レグラ・オクターバ許可の判断基準.....	52
図表 9-6	減税策の概要.....	52
図表 9-7	認定企業登録で満たすべき基本要件.....	54
図表 9-8	IVA・IEPS モダリティーの主な認定要件.....	54
図表 9-9	AEO 認定企業登録のための物流の安全性に関する要件.....	55
図表 9-10	税制インセンティブの対象となる生産活動.....	57
図表 9-11	テワンテペック地峡進出企業に対するインセンティブの内容.....	57
図表 9-12	税制インセンティブの対象となる戦略業種.....	58
図表 9-13	加速度償却の分野別最大償却率.....	59
図表 10-1	外国投資が禁止されている業種.....	61
図表 10-2	外国資本比率に規制のある業種.....	62
図表 10-3	外国資本比率が 49%を超える場合、外資委員会の承認が必要となる規制業種.....	62

図表 11-1 株式会社設立の流れ.....	64
図表 11-2 支店または駐在員事務所の開設の流れ.....	66
図表 11-3 現地法人の解散・清算手続きの流れ.....	67
図表 12-1 メキシコ税制の全体像：主要な税金.....	68
図表 12-2 居住者の個人所得税税率（2022 年度）.....	69
図表 12-3 非居住者の個人所得税の税率.....	70
図表 12-4 生産サービス特別税の税率または税額（2023 年度）.....	71
図表 13-1 主要都市における不動産価格.....	78
図表 13-2 不動産取得の流れ.....	79
図表 14-1 特許出願件数と特許登録件数.....	81
図表 16-1 輸入時にメキシコ経済省からの事前許可が必要な品目.....	90
図表 16-2 輸出時にメキシコ経済省からの事前許可が必要な品目.....	91
図表 16-3 輸出入手続きにおける必要書類.....	93
図表 16-4 外国為替レートの推移.....	94
図表 17-1 主要都市銀行の概況（2022 年 12 月時点）.....	97
図表 17-2 政策金利（Overnight rate target）推移（各年末時点、2023 年のみ 9 月末時点）.....	98
図表 17-3 IPC 株価指数の長期推移（2010 年～各年末（2023 年のみ 10 月））.....	100
図表 17-4 債券市場残高の推移（単位：百万ドル）.....	100
図表 18-1 IPC 株価指数を構成する代表的な銘柄.....	103
図表 19-1 メキシコの労働市場サマリー（2023 年 11 月時点）.....	105
図表 19-2 メキシコ及び近隣諸外国の賃金水準.....	108
図表 19-3 労働条件の概要.....	111
図表 19-4 メキシコ主要都市における社会保障負担率（2023 年 6 月時点）.....	112
図表 19-5 メキシコ国内におけるストライキの発生回数.....	113
図表 19-6 各滞在方法の概要.....	115
図表 19-7 一時的居住者としての滞在手続きの流れ.....	116
図表 20-1 メキシコの主要な国際空港と港湾.....	117
図表 20-2 主要鉄道網.....	120
図表 20-3 主な太平洋側・メキシコ湾側別の港湾取扱貨物量（2022 年）.....	122
図表 20-4 メキシコ空港ランキング（乗客数）（2023 年 1 月～8 月）.....	123

図表 20-5	メキシコシティ国際空港における国内・国際空港の取扱貨物量と乗客数の推移	123
図表 20-6	中南米主要都市における業務用電力料金の比較	126
図表 21-1	中期的に日系企業が進出先として有望と考えている国・地域	130
図表 21-2	中長期的な有望国と有望理由	131
図表 21-3	中長期的な有望国と課題	131
図表 22-1	メキシコ産業別実質 GDP 割合（右軸）と実質 GDP（左軸）の推移	132
図表 22-2	国別自動車生産ランキング（2021 年/2022 年比較）	133
図表 22-3	自動車の国内販売台数と国内生産台数の推移	133
図表 22-4	地域別輸出台数	134
図表 22-5	自動車部品の輸出入額	135
図表 22-6	自動車部品の主要輸出相手国・地域（2022 年）	135
図表 22-7	航空宇宙産業における輸出・輸入額	136
図表 22-8	USMCA（旧 NAFTA）の経緯	138
図表 22-9	ALADI 加盟国	139
図表 22-10	CPTTP（TPP）交渉の経緯	140
図表 22-11	太平洋同盟の経緯	141
図表 24-1	人口（2020 年）と面積	146
図表 24-2	州別の GDP（2021 年）と 1 人あたり GDP	147
図表 24-3	州別の GDP（2021 年）と産業別割合	148
図表 24-4	州別の外国直接投資額（FDI）（2022 年）	149
図表 24-5	地域別に見た日系進出企業の業種別内訳（社）	150
図表 24-6	在メキシコ日本国大使館及び在レオン日本国総領事館に届けられた邦人の犯罪被害件数の推移（件）	151
図表 24-7	主要工業団地の分布	152
図表 25-1	メキシコシティの概況	153
図表 25-2	メキシコシティの位置	154
図表 25-3	メキシコシティの雨温図	156
図表 25-4	日本メキシコ学院 日本コースの概況	157
図表 25-5	メキシコシティの主要工業団地一覧	159
図表 26-1	グアナファト州の概況	160
図表 26-2	グアナファト州の位置	161

図表 26-3	グアナファト（グアナファト州）の雨温図	163
図表 26-4	グアナファト補習授業校の概況	163
図表 26-5	グアナファト日本人学校の概況	163
図表 26-6	グアナファト州の主要工業団地一覧	166
図表 27-1	アグアスカリエンテス州の概況	168
図表 27-2	アグアスカリエンテス州の位置	169
図表 27-3	アグアスカリエンテス（アグアスカリエンテス州）の雨温図	170
図表 27-4	アグアスカリエンテス日本人学校の概況	171
図表 27-5	アグアスカリエンテス州の主要工業団地一覧	172
図表 28-1	ケレタロ州の概況	173
図表 28-2	ケレタロ州の位置	174
図表 28-3	ケレタロの降水量	175
図表 28-4	ケレタロ補習授業校の概況	175
図表 28-5	ケレタロ州の主要工業団地一覧	177
図表 29-1	サン・ルイス・ポトシ州の概況	178
図表 29-2	サン・ルイス・ポトシ州の位置	179
図表 29-3	サン・ルイス・ポトシ（サン・ルイス・ポトシ州）の雨温図	180
図表 29-4	サン・ルイス・ポトシ州の主要工業団地一覧	181
図表 30-1	ヌエボ・レオン州の概況	182
図表 30-2	ヌエボ・レオン州の位置	183
図表 30-3	モンテレー（ヌエボレオン州）の雨温図	184
図表 30-4	モンテレイ補習授業校の概況	185
図表 30-5	ヌエボ・レオン州の主要工業団地一覧	185
図表 31-1	ハリスコ州の概況	187
図表 31-2	ハリスコ州の位置	188
図表 31-3	シウダーグスマン（ハリスコ州）の雨温図	189
図表 31-4	グアダラハラ補習授業校の概況	190
図表 31-5	ハリスコ州の主要工業団地一覧	190

略語一覧

A	ACE	経済補完協定	Acuerdo de Complementación Económica
	ADR	米国預託証券	American Depositary Receipt
	AEO	認定通関業者	Authorized Economic Operator
	ALADI	ラテンアメリカ統合連合	Asociación Latinoamericana de Integración
	AMIA	メキシコ自動車産業協会	Asociación Mexicana de la Industria Automotriz
	AMPARO	憲法権利保護訴訟	—
	AMPIP	メキシコ工業団地協会	Asociación Mexicana de Parques Industriales Privados, A.C.
	APA	移転価格の事前確認制度	Advance Pricing Agreement
	APEC	アジア太平洋経済協力	Asia-Pacific Economic Cooperation
	ASEAN	東南アジア諸国連合	Association of Southeast Asian Nations
	AWB	航空貨物運送状	Air Way Bill
B	BANCOMEXT	メキシコ外国貿易銀行	Banco Nacional de Comercio Exterior
	BANEJÉRCITO	メキシコ軍人銀行	Banco Nacional del Ejército
	BANOBRAS	メキシコ公共事業銀行	Banco Nacional de Obras y Servicios Públicos
	BANSEFI	貯蓄金融サービス銀行	Banco del Ahorro Nacional y Servicios Financieros
	BEPS	税源浸食と利益移転	Base Erosion and Profit Shifting
	BIS	国際決済銀行	Bank for International Settlements
	BMV	メキシコ証券取引所	Bolsa Mexicana de Valores
	BM&FBOVESPA	サンパウロ証券・商品・先物取引所	Bolsa de Valores, Mercadorias & Futuros de São Paulo
C	CCP	商品輸送証明書補完データ	Complemento Carta Porte
	CENACE	国家電力管理センター	Centro Nacional de Control de Energía
	CFCL	連邦調停労働登録センター	Centro Federal de Conciliación y Registro Laboral
	CFDI	電子（デジタル）インボイス	Comprobante Fiscal Digital por Internet
	CFE	連邦電力庁（電力公社）	Comisión Federal de Electricidad
	CFF	連邦税法典	Código Fiscal de la Federación
	CNBV	国家銀行証券委員会	Comisión Nacional Bancaria y de Valores
	COP	国連気候変動枠組条約締約国会議	Conference of the Parties
	CPTPP	環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定	Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership
	CRE	エネルギー管理委員会	Comisión Reguladora de Energía
E	ENCC	国家気候変動戦略	Estrategia Nacional de Cambio Climático
	EPA	経済連携協定	Economic Partnership Agreement
	EU	欧州連合	European Union
	EV	電気自動車	Electric Vehicle
F	FDI	外国直接投資	Foreign Direct Investment
	FIEL	高度電子署名	Firma Electrónica Avanzada
	FRB	連邦準備制度理事会	Federal Reserve Board
	FTA	自由貿易協定	Free Trade Agreement

略語一覧 (つづき)

G	GATT	関税及び貿易に関する一般協定	General Agreement on Tariffs and Trade
	GDP	国内総生産	Gross Domestic Product
	GDPR	一般データ保護規則	General Data Protection Regulation
	GHG	温室効果ガス	Greenhouse Gas
H	HLED	ハイレベル経済対話	High-Level Economic Dialogue
I	IEPS	生産・サービス特別税	Impuesto Especial sobre Producción y Servicios
	IECA	職業訓練センター	Instituto Estatal de Capacitación
	IETU	企業単一税	Impuesto Empresarial a Tasa Unica
	IFAC	国際会計士連盟	International Federation of Accountants
	IFRS	国際会計基準	International Financial Reporting Standards
	ILO	国際労働機関	International Labour Organization
	IMF	国際通貨基金	International Monetary Fund
	IMMEX	輸出向け製造・マキラドーラ・サービス業 振興プログラム	Industria Manufacturera, Maquiladora y de Servicios de Exportación
	IMPI	メキシコ産業財産権庁	Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial
	INDAUTOR	連邦著作権庁	Instituto Nacional del Derecho de Autor
	INEGI	メキシコ国立統計地理情報院	Instituto Nacional de Estadística y Geografía
	INFONAVIT	社会保険法・労働者住宅基金	Instituto del Fondo Nacional de la Vivienda para los Trabajadores
	INM	国家移住庁	Instituto Nacional de Migración
	IPC	ボルサ指数 (メキシコの平均株価指数)	Indice de Precios y Contizaciones
	IPP	独立発電事業者	Independent Power Producer
	ISA	国際監査基準	International Standards on Auditing
	ISR	所得税	Impuesto sobre la Renta
	ITA	アメリカ商務省国際貿易局	International Trade Administration
	IVA	付加価値税	Impuesto sobre el Valor Añadido
L	LFD	連邦公課法	Ley Federal de Derechos
	LIGIE	新輸出入関税法	Ley de los Impuestos Generales de Importación y de Exportación
M	MFN	最恵国待遇	Most Favoured Nation Treatment
	MORENA	国家再生運動	Movimiento de Regeneración Nacional
N	NAFIN	メキシコ産業金融公社	Nacional Financiera
	NAFTA	北米自由貿易協定	North American Free Trade Agreement
	NOM	メキシコ公式規格	Norma Oficial Mexicana
O	OECD	経済協力開発機構	Organisation for Economic Co-operation and Development
	OICA	国際自動車工業連合会	Organisation Internationale des Constructeurs d'Automobiles

略語一覧 (つづき)

P	PAN	国民行動党	Partido Accion Nacional
	PE	恒久的施設	Permanent Establishment
	PECC	気候変動特別計画	Programa Especial de Cambio Climatico
	PEMEX	メキシコ国営石油公社	Petróleos Mexicanos
	PITEX	輸出のための一時輸入措置	Programa de Importacion Temporal para Producir Articulos de Exportacion
	PND	メキシコ国家開発計画	Plan Nacional de Desarrollo
	PRD	民主革命党	Partido de la Revolución Democrática
	PRI	制度的革命党	Partido Revolucionario Institucional
	PROSEC	産業分野別生産促進プログラム	Programas de Promoción Sectorial
	PTU	労働者利益分配金	Participacion de los Trabajadores en las Utilidades de las Empresas
R	RECE	企業認定スキーム登録制度	Registro en el Esquema de Certificación de Empresas
	RFC	連邦納税者登録	Registro Federal de Contribuyente
	RFE	戦略的保税地域	Recinto Fiscalizado Estratégico
	RGCE	貿易に関する一般規則	Reglas Generales de Comercio Exterior
	RRM	事務所特定の迅速な労働問題対応メカニズム	Rapid Response Mechanism
S	SAT	メキシコ国税庁	Servicio de Administración Tributari
	SDGs	持続可能な開発目標	Sustainable Development Goals
	SHF	連邦住宅公社	Sociedad Hipotecaria Federal
	SNICE	国家貿易統合システム	Servicio Nacional de Información de Comercio Exterior
	SOFOM	多目的金融会社	Sociedades Financieras de Objeto Multiple
	SIAMI	関税情報システム	Sistema de Información Arancelaria Vía Internet
U	UBO	実質的支配者	Ultimate Beneficial Owner
	UNCTAD	国際連合貿易開発会議	United Nations Conference on Trade and Development
	UNESCO	国際連合教育科学文化機関	United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization
	USMCA	米国・メキシコ・カナダ協定	Agreement between the United States of America, the United Mexican States, and Canada
W	WIPO	世界知的所有権機関	World Intellectual Property Organization
	WTI	ウェスト・テキサス・インターミディエイト	West Texas Intermediate
Z	ZEV	ゼロエミッション車	Zero Emission Vehicle

※本投資環境レポートは、原則として2023年9月30日時点で有効なもしくは入手可能な法令・通達、データ等を基に作成しており、網羅性を担保するものではありません。

第1章 概観（国土、民族、社会、歴史等）

1. 正式国名

メキシコ合衆国（United Mexican States、以下、「メキシコ」とする）。メキシコの国旗は、緑・白・赤の縦三色で中央に国章を配している。中央の国章は1325年のアステカの首都「テノチティトラン（現在のメキシコシティ）」創設を表現している。なお、国章の「湖の中央の岩に生えるサボテンに蛇をくわえた鷲がとまっている」絵は、アステカ神話にある「そこに都を創設せよ」という予言に基づいている。



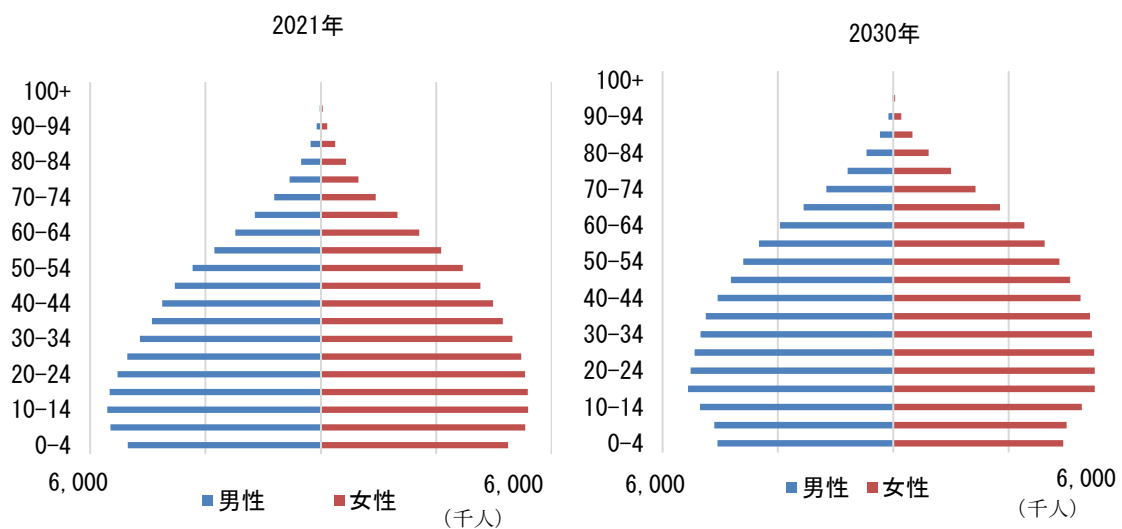
メキシコの国旗

2. 人口

人口は1億2,750万人で、世界第10位である（2022年）。2018年～2022年の人口増加率は年平均0.75%で、2021年に日本の人口（1億2,681万人）を超えた。2030年には約1億3,500万人（国連）に達すると見込まれている。

平均寿命は70歳（2021年：世界銀行）と比較的高水準である。また、年齢別の人口構成では若年層の人口比率が高く、40歳未満の人口が全人口の65%を占める（2021年）。2030年の40歳未満の人口も全人口の59%と予想されており（国連）、将来的にも労働力は豊富であると見ることができる。人口は都市部に集中しており、都市部の人口は全体の81.3%（2022年：世界銀行）と、2013年の78.7%と比べ上昇している。

図表 1-1 メキシコの人口構成

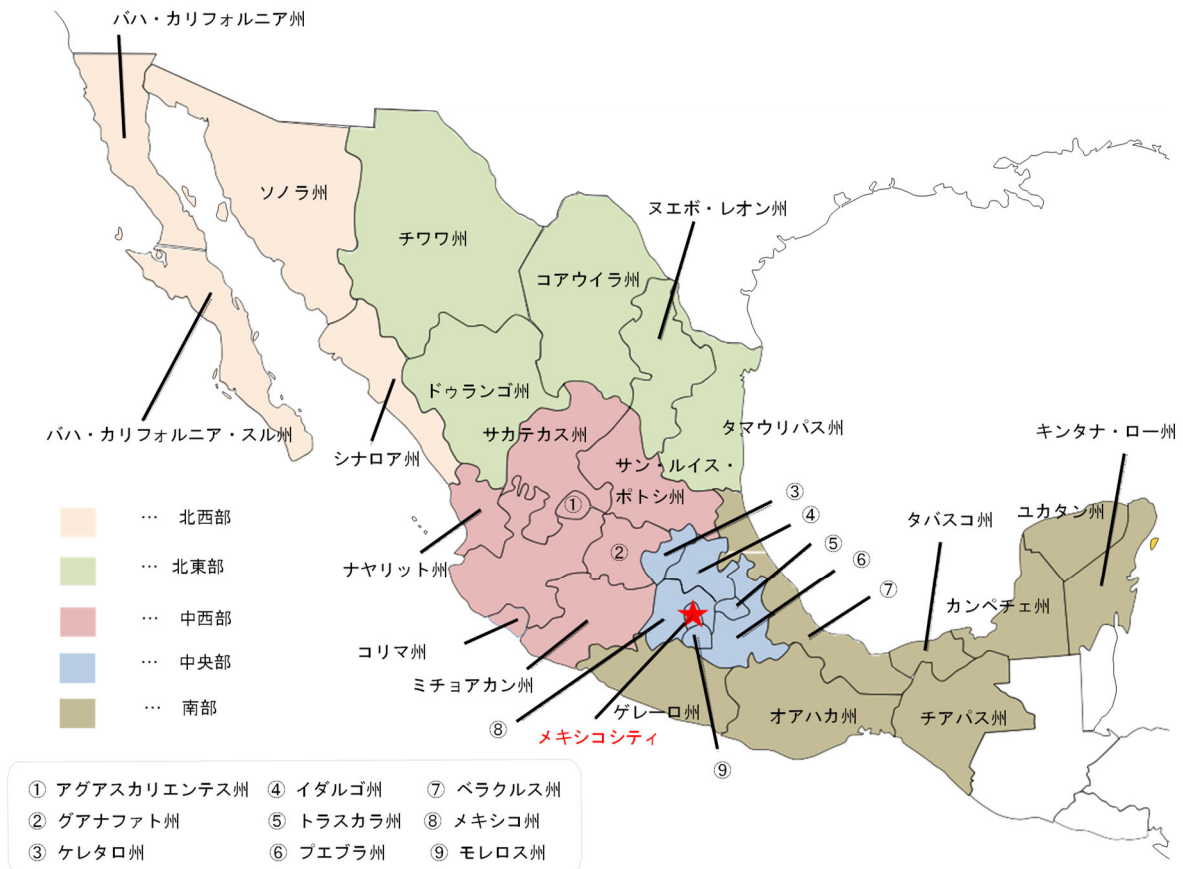


（出所）国際連合 Department of Economic and Social Affairs より作成

3. 国土

メキシコの国土面積は約 196 万 km² と日本の約 5.2 倍の大きさである。ラテンアメリカではブラジル、アルゼンチンに次ぐ第 3 位の規模で、世界では第 14 位である。北米大陸の南部に位置しており、国土の中央部の高原を挟んで西シエラマドレ山脈と東シエラマドレ山脈が南北に走り、太平洋岸沿いには南シエラマドレ山脈がそびえている。メキシコは国全体の標高が高く、首都メキシコシティの最も高度の低い地点でさえ標高 2,240m である。また、海岸線は 9,330km (5,797 マイル) に及ぶ。北部に隣接する米国との国境線は約 3,100km にわたり、地政学上重要な位置を占める。南部はグアテマラ、ベリーズに接している。

図表 1-2 メキシコ全図



ひとくちメモ 1: 首都での高山病に注意

首都メキシコシティの平均標高は 2,240m であり、最も低い地点でも 2,223m である。また、空気中の酸素は平地の 4 分の 3 程度である。日本人にとっては慣れない環境であるため体力を消耗しやすく、高地適応までは頭痛や動悸、息切れ、吐き気、不眠等の軽度の高山病の症状を呈する可能性がある。出張者には睡眠をとろうにも数時間おきに目が覚めてしまい、体調を崩す人も多いようだ。高地に適応できるまではなるべくアルコールの摂取を控え、水分を多めに摂ることが推奨される。

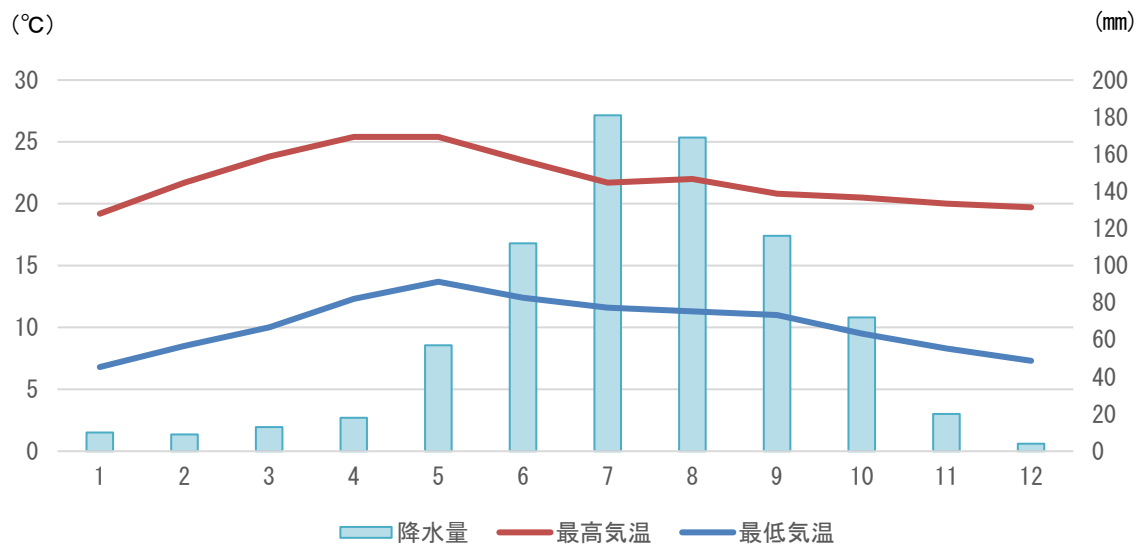
4. 首都

首都メキシコシティ（Mexico City）はメキシコの政治、経済、文化の中心地で、首都の人口は約921万人¹である。メキシコシティやカンクン等同国主要都市と日本との時差は15時間（サマータイム適用期間中は14時間）で、ロスカボスやラパスとの間に16時間、バハ・カリフォルニアとの間に17時間の時差がある。

5. 気候

メキシコの気候は、緯度や高度、山脈、海流等が要因となり、変化に富んでいる。メキシコ北西部は、夏と冬の寒暖差が激しく乾燥した気候であるが、メキシコ湾に面した南部は1年中高温多湿である。標高2,240mの高地に位置する首都メキシコシティは、最も気温の低い12月や1月であっても東京の春・秋程度であり、最も気温の高い4月から7月にかけても東京の初夏・秋程度と、年間を通じて温暖で過ごしやすい。メキシコには乾季と雨季があり、11月～4月は乾季、5月～10月は雨季と大別される。

図表 1-3 メキシコシティの気温（左軸）と降水量（右軸）



（出所）World Meteorological Organization より作成

6. 民族

メキシコの民族構成は、メスティーソ（スペイン系等の欧州系と先住民の混血）が60%、先住民が30%、スペイン系等の欧州系が9%、その他が1%程度となっている。欧州系人種や欧州系との混血が多く見られるのは、16世紀のスペイン人による侵略等が背景にある。

¹ メキシコ国立統計地理情報院（Instituto Nacional de Estadística y Geografía: INEGI）

7. 言語

スペイン人によって植民地統治がなされた歴史的背景から、公用語はスペイン語である。ただし、オアハカ州やチアパス州等、主に南部に居住する先住民族が人口の約 3 割を占めており、スペイン語以外に先住民族の言語が 60 以上存在している。

8. 宗教

メキシコ国立統計地理情報院 (INEGI) によると、9,786 万人 (人口の 77.7%) がローマカトリック教徒である (2020 年国勢調査)。このほかにもプロテスタント／福音派 (1,409 万人)、ユダヤ教 (6 万人)、イスラム教 (8 千人) 等の信仰が存在する。

ひとくちメモ 2: カトリック信仰と死者の日

スペインの植民地であった歴史を持つメキシコでは、ヨーロッパの文化を随所で見ることができる。特にクリスマスは日本の正月気分、町中はクリスマスツリー等で飾られ、2 週間前から仕事を休みたいローカルスタッフもいるぐらい一番大事な祝日である。ヨーロッパ文化との強い結びつきは、メキシコの宗教的な祭日である死者の日 (Día de los Muertos) からも見取れる。カトリック教会の祭日である死者の日は、本来は死者の魂のために祈りを捧げる厳かな行事であるが、スペイン人がカトリックをメキシコに持ち込んだ際に、元々先住民が死者を祭るために行っていた信仰行事と融合され、メキシコ特有の祭日となった。ユネスコの無形文化遺産にも登録されており、映画「007 スペクター」やディズニー／ピクサー映画「リメンバー・ミー」にも死者の日のパレードの様子が取り上げられ、世界的にも有名な行事となりつつある。

例えば日本におけるお盆のように、世界中で死者を祭る行事があるが、メキシコの死者の日の様子は独特である。11 月 1 日、2 日の死者の日になると、町はマリーゴールドの花やカラフルな切り紙の旗 (パペルピカド)、かわいくデコレーションされた骸骨等で飾り付けられ、非常に華やかな雰囲気となる。死者に対する弔いの気持ちは日本と同様であるが、表現の仕方は日本とは異なっている。

【写真説明】 死者の日にちなんだ骸骨の置物



大きなクリスマスツリー

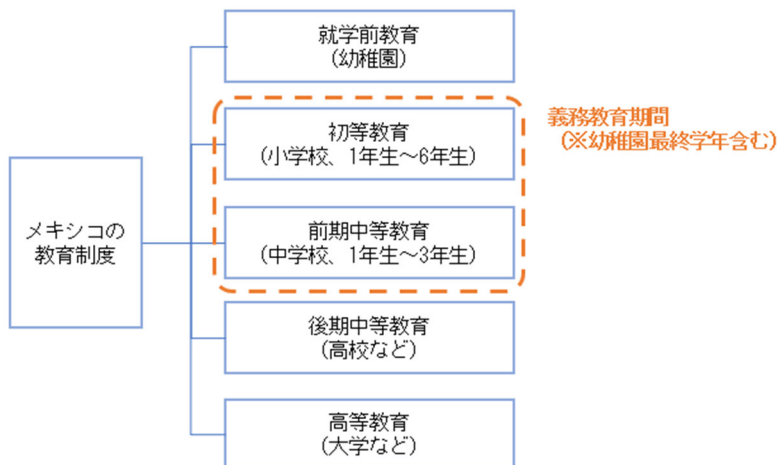


9. 教育

メキシコの基本的な教育制度は、初等教育（小学校）が1年生～6年生、前期中等教育（中学校）が1年生～3年生、後期中等教育（高等学校等）が1年生～3年生、高等教育（大学等）が1年生～4年生と、日本同様である。義務教育期間は5歳～15歳（幼稚園最終学年～前期中等教育最終学年である中学3年生）であり、当該期間は授業料・教科書代等の家庭負担がなく、無償で教育を受けることが保証されている。義務教育期間以降の教育は、高等学校、職業訓練校、専門学校、大学がある。とりわけ高等学校は義務教育の延長線上の位置づけというより、大学進学の前準備段階として浸透している。

UNESCOの統計によると、メキシコにおける高等学校後の第3期教育（大学や専門学校等）の卒業率は全国平均で31.9%（2021年）と世界平均（25.7%）に比べて6.2%高い。なお、2016年と2021年の卒業率を比較すると、メキシコは5.3%、世界平均は1.9%上昇しており、5年間の上昇率はメキシコが世界平均を上回っている。一方で、2020年の前期中等教育の出席率は92.8%と高い水準であるものの、後期中等教育は73.6%まで下落しており、家庭の経済的問題が原因で労働力として必要とされることから学校を中途退学する者も多いようである。

図表 1-4 メキシコの教育制度



ひとくちメモ 3：パハオ地域の学校情報

貧富の差が激しいメキシコでは、公立校と私立校では教育水準に大きな差があることから、ほとんどの日本人生徒は私立校に通っている。メキシコシティ、アグアスカリエンテス、イラプアトには全日制的日本人学校があるが、一部現地の私立校のレベルも高いため日本人駐在員の子女は、現地の学校に通うことも多い。メキシコの教育制度は小学校6年、中学校3年、高校3年と日本と同じだが、始業は8月と新学期の開始月が異なる。ほとんどの私立校は英語教育に力を入れているものの、学校によって、授業をすべて英語で行うところ、英語とスペイン語の両方で行うところと分かれている。また、日本人生徒の受入体制、宿題の量、家族参加のイベント数、通学バスの有無等、学校によってその特色は大きく異なる。学校を決める前には、事前に学校訪問をするとともに、可能であればすでに通学しているご家族からその学校の特色や他校との比較情報を入手することを強くお勧めする。

10. 通貨

メキシコの通貨はペソ (Peso)。補助通貨単位はセンターボで、1 ペソ=100 センターボである。2023 年 11 月末のレートは 1 メキシコ・ペソ=9.48 円である。

1994 年には国際収支の悪化を背景とした通貨危機が発生し、その影響はブラジルやアルゼンチンまで波及した (テキーラ・ショック)。通貨危機以前、メキシコの国際収支は短期資本の流入に依存していたが、通貨危機以降は長期資金の流入を推進している。メキシコの政策金利は米国に大きな影響を受けており、米国が 2015 年に 9 年半ぶりとなる政策金利の引き上げを決めたことで、メキシコは通貨防衛策として 2016 年に利上げを行った。その後は新型コロナウイルスの影響を受けた 2019 年~2021 年を除き上昇傾向にあり、現在の政策金利は 11.25%と過去最高値となっている。

11. 歴史

(1) 文明の興隆からアステカ帝国滅亡

紀元前 13 世紀頃に、メキシコ南部ではメキシコ湾を中心にオルメカ文明が形成された。2 世紀頃にはマヤ文明が興り、メキシコのみならずグアテマラ、ベリーズ、ホンジュラス、エルサルバドル各地に広がり影響を及ぼした。一方、メキシコ中央部においては、3 世紀頃にテオティワカン文明が開花したが、9 世紀頃には衰退の一途をたどった。その後、後期マヤ文明やアステカ文明が興隆し、後世に大きな影響を与えた。15 世紀頃になると、統一国家であるアステカ帝国が形成され、首都テノチティトランを中心にメキシコ中央部において栄えた。しかし、同時期、ヨーロッパ諸国は積極的に新航路、新大陸の発見のために海外進出を図る、いわゆる大航海時代を迎えており、1521 年にアステカ帝国は中米に遠征していたエルナン・コルテス率いるスペイン軍によって滅亡させられ、スペインによる支配の時代へと突入していった。

ひとくちメモ 4: 日本・メキシコの交流の歴史

1609 年にフィリピン諸島総督のロドリゴ・デ・ビベロを長とする一団の船は、当時のスペイン領メキシコへの帰途において千葉県沖で遭難したが、村人たちの献身的救助によって乗組員 317 名が命を拾うこととなった。ビベロー行は村からの歓待を受け、その後、徳川秀忠、徳川家康に謁見し、翌年徳川家康の支援によってメキシコに帰国することができた。このときビベロー行とともにメキシコに渡った日本人たちがメキシコ最初の日本人訪問者となった。さらに、1613 年 10 月には仙台藩主伊達政宗の命を受け、支倉使節団がメキシコに向けて出港し、1614 年 1 月にメキシコのアプルコ港に入港した。

これらの歴史的経緯から、2009 年は 1609 年からの交流 400 年を記念した「日本メキシコ交流 400 周年」とされ、2013 年~2014 年は「支倉使節団訪墨 400 周年:日墨交流年」とされた。

2023 年 1 月には、両国の外交関係樹立 135 周年を祝い、マルセロ・エブラル外相とメキシコ訪問中の林芳正外相が会談を行い、メキシコと日本の関係の重要性を強調した上で、将来に向けた新たな熱意をもって戦略的グローバルパートナーシップを推進することで合意した。また、今後数十年にわたる両国間の協力スキームを強化、更新していくと発表している。

(2) スペイン支配の時代から独立戦争

スペインの支配下に入ると、スペイン人の持ち込んだ疫病や過酷な統治が原因となり、多くの先住民族たちが命を落とした。スペイン支配下においては、スペイン王室によって植民者に先住民支配が寄託される植民地支配のシステム（エンコミエンダ）が導入されていたこともあり、収奪が繰り返された。一方、スペイン系等の欧州系と先住民の混血であるメスティーソの増加や、アフリカからの黒人奴隷の連行等も見られ、多様な民族構成となっていた。植民地時代には、サカステス銀鉱山の発見に伴い銀山開発が推し進められ、銀の大量生産は統治国スペインの財政を潤わせた。18世紀になると、アメリカ独立戦争やフランス革命が起こり、メキシコにおいても独立の気運が高まった。1810年9月16日にミゲル・イダルゴの蜂起を皮切りに独立戦争が始まり、11年後の1821年によりやくスペインからの独立を勝ち取った。

(3) 建国から混乱の時代

1824年にはメキシコ合衆国憲法が制定され、連邦共和国が樹立された。初代大統領には、グアダルーペ・ビクトリアが就任した。しかしこの頃、独立戦争やスペイン植民地体制の崩壊によって政治は混乱し、経済も大きな打撃を受けていた。一方で1846年に米国との間で勃発した米墨戦争によってカリフォルニアといった国土の半分を失う等、国内外の環境ともに厳しい時代を迎えた。

1876年になると、ポルフォリオ・ディアス将軍が軍事独裁体制を樹立し、その後35年間にわたり大統領の地位を独占した。この間、メキシコ史上初の長期安定政治が実現されたことにより工業化の進展や経済発展が進んだが、他方で貧富の差も拡大した。こうしたことから、民衆は独裁体制に対して不満を抱くようになり、1910年にメキシコ革命が勃発した。このメキシコ革命は1917年に革命憲法が制定されるまで続いた。プルタルコ・エリ阿斯・カジェスによって設立された国民革命党は1938年にメキシコ革命党、1946年に制度的革命党（PRI: Partido Revolucionario Institucional）と名称を変えていった。同政党は1929年に政権を握ると、以降2000年までの71年間にわたり政権が維持され、一党支配体制のもとで長期安定政治が実現された。

(4) PRI 一党体制から PAN 政権

PRIによって安定政権が維持される中、1950年代から1970年代まで、インフレを伴わない堅調な経済成長が実現し、「メキシコの奇跡」と呼ばれた。しかし、都市部と農村部の貧富の差は拡大し、PRIに対する不満も次第に高まった。1982年には債務返済不能に陥り、外国からの借款と石油輸出に支えられた経済は破綻した。政府は国際通貨基金（IMF: International Monetary Fund）の勧告に従い、緊縮財政やペソの切り下げを実施し、1986年には関税及び貿易に関する一般協定（GATT: General Agreement on Tariffs and Trade）に加盟したが、こうした経済路線の変更はPRI内部の分裂や国民生活の困窮を招いた。

1988年、PRIのサリナスが大統領に就任すると、1992年には北米自由貿易協定（NAFTA: North American Free Trade Agreement）を締結し、米国やカナダとの経済関係を深化させていったが、これに端を発して貧しい南部のチアパス州で先住民の解放を掲げるゲリラ部隊による武装蜂起が起こった。

2000年の大統領選挙では、国民行動党（PAN: Partido Accion Nacional）のビセンテ・フォックスがPRIに勝利して政権を奪取し、長きにわたったPRI政権が幕を下ろした。続く2006年の大統領選挙においてもPANのフェリペ・カルデロン候補が勝利して政権を維持することに成功した。カルデロンは大統領就任後、公務員年金等の改革、エネルギー政策、治安の維持に取り組んだものの、とりわけ治安については改善の傾向が見られず、多くの議席を失うことになった。

(5) PRIの再選と左派政権 MORENAの誕生

2012年の大統領選挙では、PRIのエンリケ・ペニャ・ニエトが当選し、PRIは与党に再び咲いた。ペニャ・ニエト政権は、主要3政党（PRI、PAN、民主革命党（PRD: Partido de la Revolución Democrática））の間で、諸改革推進のための与野党合意「メキシコのための協約（Pacto por México）」に署名し、労働、教育、通信、エネルギー、財政、政治・選挙制度等の改革に取り組んだものの、PRIによる長期支配と汚職の蔓延に対する反発が追い風となり、既成政党と一線を画す新興の左派政党である国家再生運動（MORENA）に支持が集まるようになった。

NAFTAの再交渉が行われている中、2018年7月に大統領選挙が実施され、MORENAのアンドレス・マヌエル・ロペス・オブラドール氏が当選した。ロペス・オブラドール氏は経済政策運営の枠組みに関して前政権から大きく変えない一方、最低賃金の引き上げや高齢者年金支給額の増額等、社会政策を中心とした歳出拡大に力を入れると主張している。

対外政策については、自由貿易を支持する立場でありながら、選挙期間中は内向きの政策提案が目についた。保護主義を全面的に掲げているわけではないが、前政権よりも対外開放政策の優先度は下がり、国内政策を強化していく方針も見られる。なお、2020年7月には米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）が発効された。

2024年6月に控えた大統領選挙に向け、与党（MORENA）からは直近までメキシコ市長を務めたクラウディア・シェインバウム氏が公認候補として選出され、野党連合からは上院議員であるソチル・ガルベス氏が候補として選出された。どちらの公認候補も女性であり、メキシコ初の女性大統領が誕生することが見込まれている。メキシコの現政権では最低賃金の引き上げや社会保障の拡充に重点を置いていることから、低所得者層からの支持が多く、一方で野党は汚職のイメージから人気低迷しており、次期大統領選挙では、現状、与党候補者の当選が有力だと報道されている。

図表 1-5 メキシコの歴史

時代	年代	歴史
文明の興隆からアステカ帝国滅亡	BC13世紀	オルメカ文明の形成
	2世紀	マヤ文明の興隆
	3世紀	テオティワカン文明の開花
	15世紀	アステカ帝国の繁栄
	1521年	エルナン・コルテス率いるスペイン軍によるアステカ帝国滅亡
スペイン支配の時代から独立戦争	1810年	メキシコ独立戦争
	1821年	スペインより独立

時代	年代	歴史
建国から混乱の時代	1824年	メキシコ合衆国憲法制定
	1846年	米墨戦争（～1848年、国土の半分近くを米国に割譲）
	1861年	フランス干渉戦争（債権国フランスによる武力介入）
	1910年	メキシコ革命勃発
	1917年	現行憲法公布
	1929年	国民革命党（現「制度的革命党（PRI）」政権掌握
PRI一党体制から、PAN政権、さらにPRIの再選	1938年	石油産業の国有化
	1968年	メキシコシティオリンピック開催
	1982年	債務返済不能
	1986年	GATT加盟
	1993年	APEC参加
	1994年	NAFTA発効 OECD加盟 通貨危機発生
	2000年	フォックス大統領就任（71年間のPRI政権が終焉）
	2005年	日墨の経済連携協定（EPA）発効
	2006年	カルデロン大統領就任
	2012年	ペニャ・ニエト大統領就任 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）の交渉国がメキシコの交渉参加を承認
初の左派（MORENA）政権誕生	2017年	NAFTA再交渉開始
	2018年	アンドレス・マヌエル・ロペス・オブラドール大統領就任
	2020年	米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）発効

ひとくちメモ 5：独立記念日

メキシコにとって一年で最も重要な日。それは9月16日の独立記念日である。1810年9月16日の早朝、グアナファト州にあるドロレス（現在はドロレス・イダルゴ）という町で司祭をしていたミゲル・イダルゴはドロレス教会の鐘を鳴らし民衆を集め、スペイン植民地政府に対する抵抗を呼びかけた。この際の演説を彼は「Mexicanos, viva México!（メキシコ人よ、メキシコ万歳!）」という叫びで締めくくった。この有名な演説はGrito de Dolores（ドロレスの叫び）と呼ばれ、毎年独立記念日にメキシコ大統領がこの言葉をメキシコシティのソカロの宮殿から叫ぶことが通例となっている。

【写真説明】ソカロ（メキシコシティ）

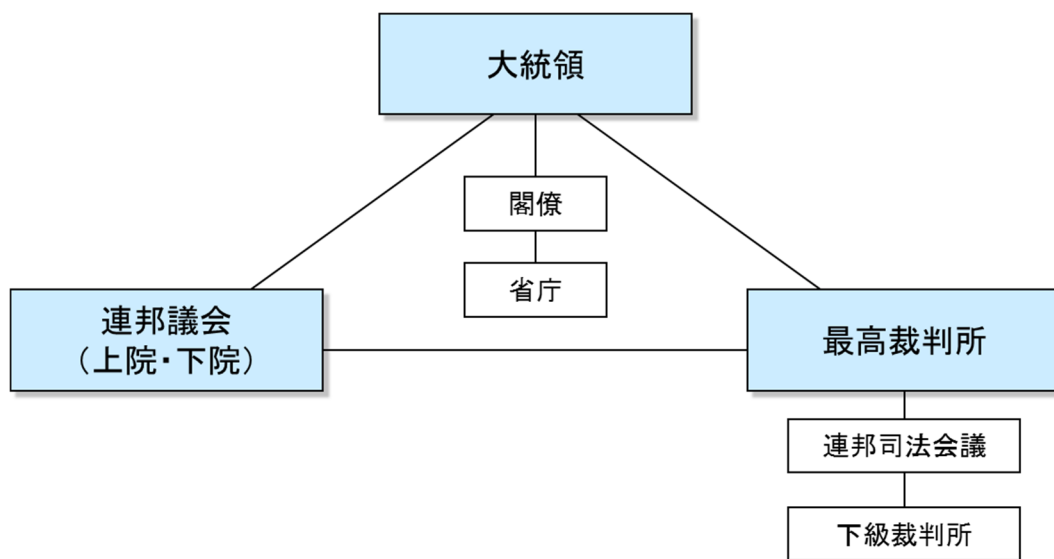


第2章 政治、外交

1. 政体

政治体制は大統領を元首とする連邦共和制である。立憲民主制が採用されており、1917年に米
国憲法をモデルに制定された現行憲法により、32州から成るメキシコの統治機構が定められてい
る。また、憲法第49条において、立法、行政、司法の三権分立が定められている。

図表 2-1 三権分立



(出所) 総務省「メキシコの行政」より作成

2. 元首

メキシコの国家元首は大統領であり、行政府の最高責任者でもある。大統領は直接選挙により
選出され、任期は6年で再選は禁止されている。2018年7月に実施された大統領選挙では、
MORENAのアンドレス・マヌエル・ロペス・オブラドール氏が当選した。2024年6月には次期
大統領選挙が控えている。

また、大統領には、法律の公布、閣僚等の任命権、軍の指揮権、条約締結権、連邦最高裁判所判
事の人事提案権、恩赦権、法案の拒否権等、広範かつ強い権限が付与されている。

3. 内閣

連邦行政組織法により、19閣僚と連邦検察庁長官が内閣を構成している。

4. 行政組織

メキシコにおいては、大統領の下、次の中央官庁が組成されている。

図表 2-2 中央省庁

省庁	表記
農業農村開発省 (AGRICULTURA)	Secretaría de Agricultura y Desarrollo Rural
福祉省 (BIENESTAR)	Secretaría de Bienestar
運輸通信省 (SCT)	Secretaría de Comunicaciones y Transportes
文化省 (CULTURA)	Secretaría de Cultura
国防省 (SEDENA)	Secretaría de la Defensa Nacional
農地領土都市開発省 (SEDATU)	Secretaría de Desarrollo Agrario, Territorial y Urbano
経済省 (SE)	Secretaría de Economía
公共教育省 (SEP)	Secretaría de Educación Pública
エネルギー省 (SENER)	Secretaría de Energía
公共行政省 (SFP)	Secretaría de Funcion Publica
内務省 (SEGOB)	Secretaría de Gobernación
財務省 (SHCP)	Secretaría de Hacienda y Crédito Publico
海軍省 (SEMAR)	Secretaría de Marina
環境自然資源省 (SEMARNAT)	Secretaría de Medio Ambiente y Recursos Naturales
外務省 (SRE)	Secretaría de Relaciones Exteriores
保健省 (SALUD)	Secretaría de Salud
社会福祉労働省 (STPS)	Secretaría del Trabajo y Previsión Social
観光省 (SECTUR)	Secretaría de Turismo
安全保障・市民保護省 (SSPC)	Secretaría de Seguridad y Protección Ciudadana

(出所) メキシコ政府ホームページより作成²

² <https://www.gob.mx/>

5. 地方行政制度

全国は32州に分けられており、州ごとに、立法、行政、司法の三権分立体制が採用されている。また憲法によって、市町村制が採用されている。州知事の任期は6年であり、住民の直接選挙により選出される。州議会は一院制で、州ごとに議員の定数は異なっている。

州議会と州政府の機能は、各州で制定される州法にて定められている。州は連邦権以外の残余権を有しているが、なおも大統領と連邦政府に強い権限が付与されている。

6. 立法

憲法によって、立法権は国会に与えられている。大統領は法案に対し、拒否権を行使することができる。これに対して、国会は総議席数の3分の2以上の投票により、拒否権を無効にすることができる。

図表 2-3 上院・下院概要

	上院	下院
専管権限	条約の承認、海外派兵の承認等	予算の承認、国債発行・課税・徴兵に関する法案の先議等
議員定数	128 議席	500 議席
任期	6 年	3 年
選挙制度	混合制 ・ 相対多数制度により 96 議席 ※各州が 1 選挙区を構成。 議員は地域代表的性格を持つ。 ・ 比例代表制度により 32 議席	混合制 ・ 相対多数制度により 300 議席 ・ 比例代表制度により 200 議席
再選規定	両院とも、議員の連続再選は禁止	

(出所) 総務省「メキシコの行政」、外務省ウェブサイトより作成

7. 政党

メキシコの政治は主に、制度的革命党 (PRI) 及び国民行動党 (PAN)、民主革命党 (PRD) が担ってきた。PRI は 1929 年から 2000 年の 71 年間にわたり政権を維持したが、2000 年 7 月 2 日の大統領選挙において、PAN のフォックス候補が勝利したことで、PRI 政権に終止符が打たれた。続いて 2006 年の大統領選挙においても PAN が政権維持に成功した。しかし、PAN 政権下において治安や景気の改善は実現しなかったことから、2012 年の大統領選では PRI のペニャ・ニエト候補が当選し、再び政権交代となった。他方、2018 年 7 月の大統領選挙では MORENA のロペス・オブラドール氏が選ばれたことで、メキシコ初の左派政権が誕生し、同氏による新しい国家づくりに注目が集まった。

ロペス・オブラドール大統領は発足以来、汚職撲滅や地域格差の是正、治安改善等、内政を重視した政策を推進している。また、大規模な官民連携のインフラ投資計画を掲げ、通信や鉄道、空港等のインフラ整備に取り組んできた。一方で、電力や石油分野において国営企業優先のエネルギー政策に転換したことで、米国からは USMCA に違反するとして非難されている。大統領の任期は 6 年であることから、2024 年に次期大統領選挙が開催される。

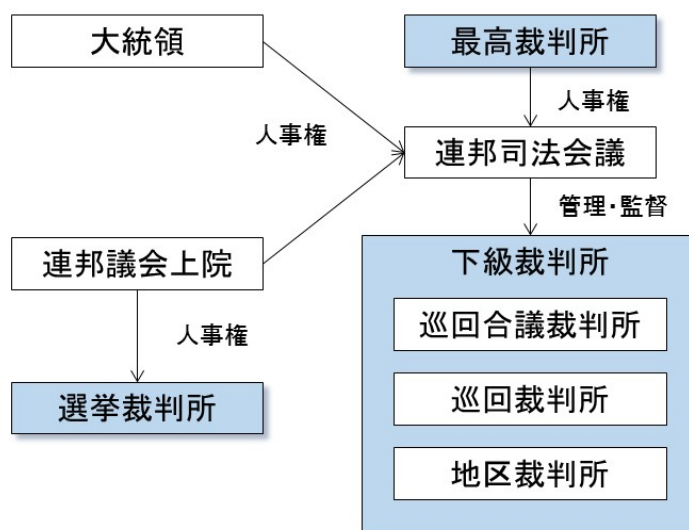
次期選挙を見据え注目されていた2023年6月の地方選挙では、野党の重要州であるメキシコ州で MORENA が勝利したことで、与党の基盤を強化したと報道された。

8. 司法

メキシコでは連邦制が採用されているため、裁判所には連邦裁判所と州裁判所が存在する。連邦裁判所では、連邦が関係する事案や複数の州にまたがる事案を取り扱い、州裁判所では、同一の州内に限定された事案を取り扱う。メキシコは原則二審制であるが、行政、司法、立法の行為によって人権を侵害された場合の救済制度であるアンパロ（Amparo）裁判に訴える場合には4回まで審議を受けることができる。アンパロ訴訟の場合、巡回裁判所で審判が行われ、巡回合議裁判所で再審が行われる。

最高裁判所においては、憲法争議や違憲の訴訟が行われる。最高裁判所の判事は、大統領が指名し、連邦議会上院が承認する11名から成る。連邦レベルでは、下級裁判所を監督し、裁判官人事を管理する連邦司法会議が存在する。当該会議は、最高裁判所の総会により指名される3名、連邦議会上院により指名される2名、大統領により指名される2名及び当該会議議長である最高裁判所長官の計8名から構成されている。

図表 2-4 連邦司法制度の概要



（出所）総務省「メキシコの行政」より作成³

9. 外交

植民地の歴史的経緯から主権尊重、内政不干涉、民族自決、紛争の平和的解決等が外交の基本原則である。

³ https://www.soumu.go.jp/main_content/000537360.pdf

メキシコは、外交関係多角化や先進国への仲間入りを目指し、1993年にAPECに参加した。1994年にはOECDへ加盟するとともに、米国及びカナダとの間で北米自由貿易協定（NAFTA）を締結した。カルデロン政権は、米国との関係を最も重視しつつ、中南米諸国との関係再構築・強化を重視する姿勢を示した。

また、フォックス政権と同様に、伝統的な「中立・不干渉主義」から一步踏み出し、「責任ある外交」をスローガンに、国際場裡におけるメキシコのプレゼンスの拡大を目指す姿勢を示した。この一環として、2009年から2010年に日本とともに国連安保理非常任理事国を務めたほか、2011年に気候変動分野でもCOP16の議長国を務め、さらに2012年にはG20を主催する等、積極的な外交を展開した。

ペニャ・ニエト前政権では、中南米におけるプレゼンスの拡大等の姿勢が打ち出されていたが、現政権であるロペス・オブラドール政権では、前政権の外交方針から一定の転換をし、憲法89条（民族自決、内政不介入、紛争の平和的解決、発展のための国際協力、人権の尊重・保護・促進等）を遵守し、諸外国と相互尊重の下、外交を進めている。また、中米地域3カ国における総合的開発計画を通じて、中米からの移民流出に対処する方針である。外交課題である、米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）は、各国での批准承認を終え、2020年7月に発効された。アメリカとメキシコは、定期的に首脳会談やハイレベル経済対話（HLED）を開催している。2023年に実施された首脳会談では、サプライチェーンの強化や移民問題、メキシコのエネルギー問題を巡るUSMCAの紛争案件について協議された。また、同年のHLEDでは、メキシコに経済的利益をもたらす半導体サプライチェーンの協力を焦点が当たり、ほかには国境沿いにおける貿易、渡航手続きの効率化・デジタル化の推進や不法移民対策、労働力開発の取組等について協議された。

10. 国防

メキシコの軍隊は、ほかの中南米諸国の軍隊に比べて小規模で、内政に対する影響力も小さい。軍隊の任務は、外部からの侵略に対する防衛というよりも、国内の治安の維持と災害緊急援助の色合いが強い。近年国内の犯罪組織を取り締まる警察を支援するため、軍隊が各地に駐屯している。国軍最高司令官である大統領の下に、陸軍、空軍を統括する国防省と、海軍を統括する海軍省が存在する。

図表 2-5 国防の基本情報（2023年）

概要	① 国防予算：約57.4億ドル ② 兵 役：志願制と短期徴兵制 ③ 兵 力：29.8万人
----	--

（出所）外務省より作成

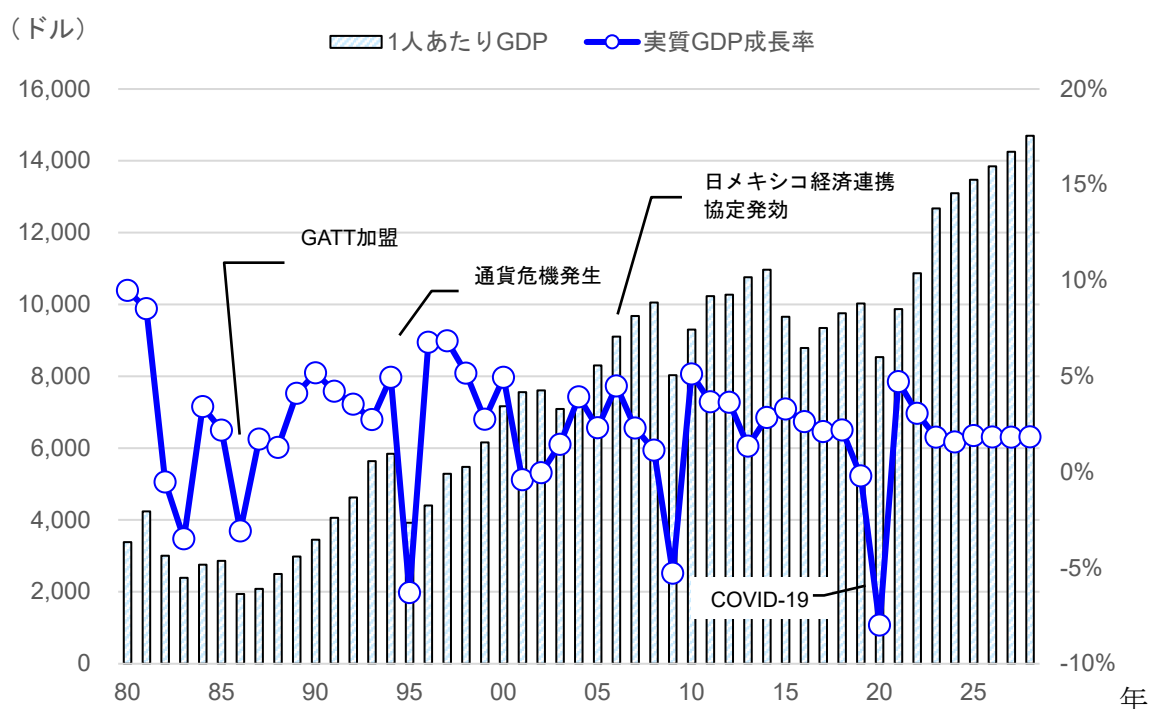
第3章 経済概況

1. 経済概観

(1) メキシコ経済の歩み（1980～2000年）

メキシコは、1980年代後半以降、石油への過度な依存をした従来の輸出構造を転換し、工業製品を中心とした輸出国となった。そして、米国の景気拡大を受けて、メキシコの輸出は高い伸長が持続した。その後、事実上のドル固定相場制や経常収支の恒常的な赤字等を背景に、1994年12月に発生した通貨危機により、外貨準備が枯渇し、通貨ペソが暴落した。翌1995年には深刻な景気後退となりマイナス成長を記録したものの、その後、通貨安による輸出競争力の回復や、米国の景気拡大、国際石油価格の高騰、新興諸国への資金流入の活発化に支えられて、メキシコ経済は順調に回復軌道をたどってきた。

図表 3-1 実質経済成長率と1人あたりGDPの推移



(注) 2022年以降のGDP成長率、2020年以降の一人あたりGDPの値は推計値である。

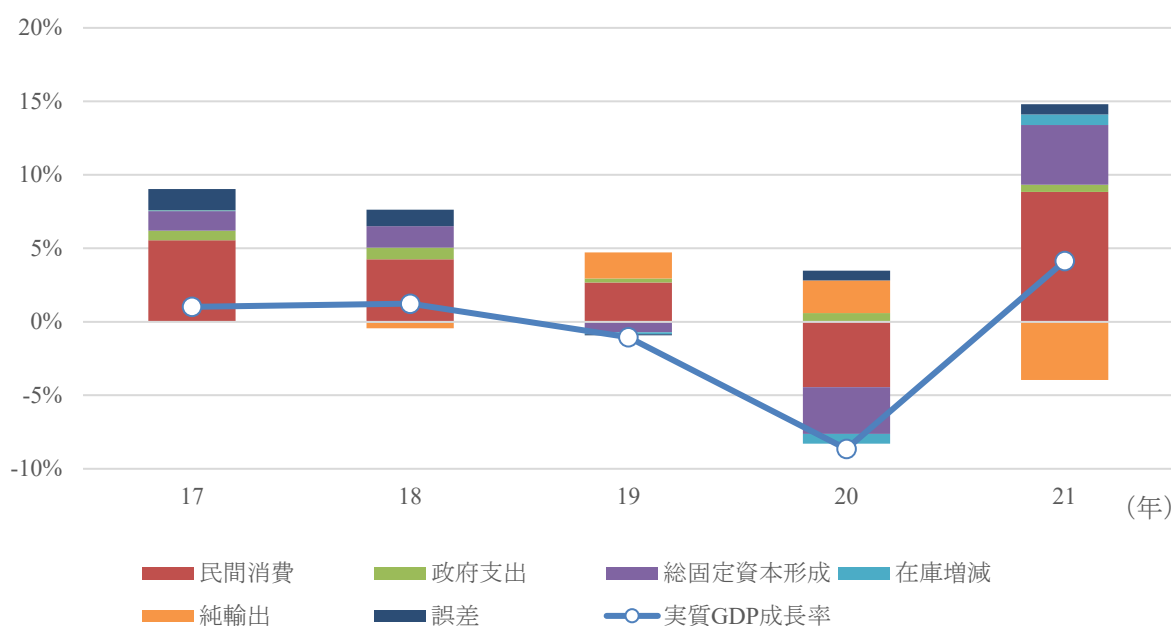
(出所) IMF データベースより作成

(2) 2000 年以降のメキシコ経済

2000 年代に入ってからメキシコ経済は、米国向け工業製品の輸出拡大や、原油価格高騰による原油輸出額の増加（輸出量は 2004 年以降減少）、インフレ収束と金利低下による個人消費の活発化、金融、建設、電話サービスの拡大等により順調に上昇してきた。しかし、2006 年の実質経済成長率 4.9%をピークに、米国市場の低迷を受けた自動車輸出の不振等により、2007 年は 3.2%へ低下し、米国の金融危機を契機とした世界経済停滞により、工業製品輸出が減少へ転じ、2008 年の成長率は 1.2%まで落ち込んだ。

2009 年秋口以降、ようやく自動車産業等の輸出製造業が回復に転じ、他産業の景気も底を打った。2010 年～2012 年は、好調な外需を受けて景気回復が進んだ。失業率の高止まりや、実質賃金の低迷等による個人消費の伸び悩みで、内需の回復は遅れたものの、輸出の回復により、2010 年の成長率は 5.1%と大きく回復した。

図表 3-2 実質 GDP 成長率と要因分解



(注) 2019 年を基準としている (2020、2021 年は暫定値)

(出所) OECD.Stat、WB より作成

2017 年から 2021 年までの成長率は新型コロナウイルスの影響を受けながら、年ごとに▲9～4%台で推移している。メキシコ経済は新興国の中でも輸出依存が高く、最大の輸出依存先である米国との貿易の状況が大きく影響する。2019 年と 2020 年は国内需要が低減したことで純輸出額が黒字となっている。

2021 年の実質 GDP 成長率は 4%と、民間消費が増加したことで新型コロナウイルスの影響から回復したことが分かる。また、図表 3-3 によると、主に貿易赤字を主因とする経常赤字は、2020 年を除き長年続いている状態であり、2022 年は貿易収支が▲264 億ドル、経常収支が▲134 億ドルとなっている。

図表 3-3 主要経済指標

	単位	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
名目 GDP	億ドル	12,744	13,154	11,719	10,785	11,589	12,224	12,690	10,905	12,728	14,142
1人あたり GDP	ドル	10,866	11,076	9,753	8,875	9,434	9,857	10,145	8,655	10,046	11,091
実質 GDP 成長率	%	0.0%	1.6%	2.1%	1.5%	1.0%	1.2%	-1.1%	-8.7%	4.1%	2.4%
人口	万人	11,729	11,876	12,015	12,152	12,284	12,401	12,509	12,600	12,671	12,750
消費者物価上昇率	%	3.8%	4.0%	2.7%	2.8%	6.0%	4.9%	3.6%	3.4%	5.7%	7.9%
輸出額	億ドル	3,799	3,969	3,805	3,739	4,095	4,505	4,607	4,181	4,942	5,782
輸入額	億ドル	3,812	4,000	3,952	3,871	4,204	4,643	4,553	3,833	5,057	6,046
貿易収支	億ドル	-13	-31	-147	-132	-109	-137	54	348	-115	-264
経常収支	億ドル	-324	-257	-323	-258	-220	-261	-56	228	-82	-134
直接投資流入額	億ドル	509	284	362	389	331	379	299	315	335	389
外貨準備高	億ドル	1802.0	1956.8	1776.0	1779.7	1754.7	1763.9	1830.6	1990.7	2078.0	2011.2
為替レート (年平均)	ペソ/ドル	12.77	13.29	15.85	18.66	18.93	19.24	19.26	21.49	19.26	21.49

(出所) IMF、WB、UNCTAD Stat より作成

(3) 経済政策

メキシコでは憲法によって、大統領は就任後半年以内に任期中の開発計画を策定し、国民に発表することが規定されている。

2012年12月に就任したペニャ・ニエト大統領は、2013年5月に「2013～2018年国家開発計画 (PND2013)」を発表し、政策の5本の柱として、①治安回復、②貧困撲滅・格差是正、③教育拡充、④経済的繁栄、⑤国際社会への貢献を掲げた。2014年4月には、②貧困撲滅・格差是正と④経済的繁栄に関連して、6つの戦略部門におけるインフラ整備を中心とした、総投資額7兆7,505億ペソ (743プロジェクト) の「2014～2018年 国家インフラ計画 (PNI2014)」を発表した。

2018年7月に大統領選挙で当選したロペス・オブラドール氏は、国家開発計画 (PND) 2019～2024を策定して、「包括的な開発を達成するための変革」を全体目標とし、(1) 正義と法の支配、(2) 福祉、(3) 経済開発、の3本の柱と、それらを共通に貫く (a) 性の平等・無差別・包摂、(b) 腐敗撲滅と行政の改善、(c) 国土開発及び環境保全、の3つの軸を設定している⁴。

2020年10月には、官民合同のインフラ投資計画を掲げ、通信、空港、エネルギー、鉄道関連のインフラ整備に取り組むことを発表した。同年11月には第二弾のインフラ投資計画が発表され、(1) 民間部門が投資総額の50%以上を負担すること、(2) 対象分野の設定、(3) 利益・影響評価・コスト・期間の明確化、(4) 公債に影響しないこと、の4点の基準を踏まえ、合計29件のプロジェクトが選定された。

⁴ <https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/07/55e6b119b979f859.html>

2021年以降は、エネルギー分野の国営企業優先政策に向けた動きに注目が集まっている。ロペス・オブラドール大統領は、2021年3月に電力産業法を改定し、電力公社（CFE）を民間企業より優遇することを規定した。さらに、2021年10月には電力分野における国の権限を強化する憲法改正案が提出されたが、これは野党の反対により否決された。既存の電力分野の民間企業の許認可が政府により取り消されたことや、メキシコ国営石油公社（PEMEX）を優遇する措置を講じたこと等を問題視する米国は、メキシコのエネルギー政策がUSMCAに違反するとして協議を継続している。

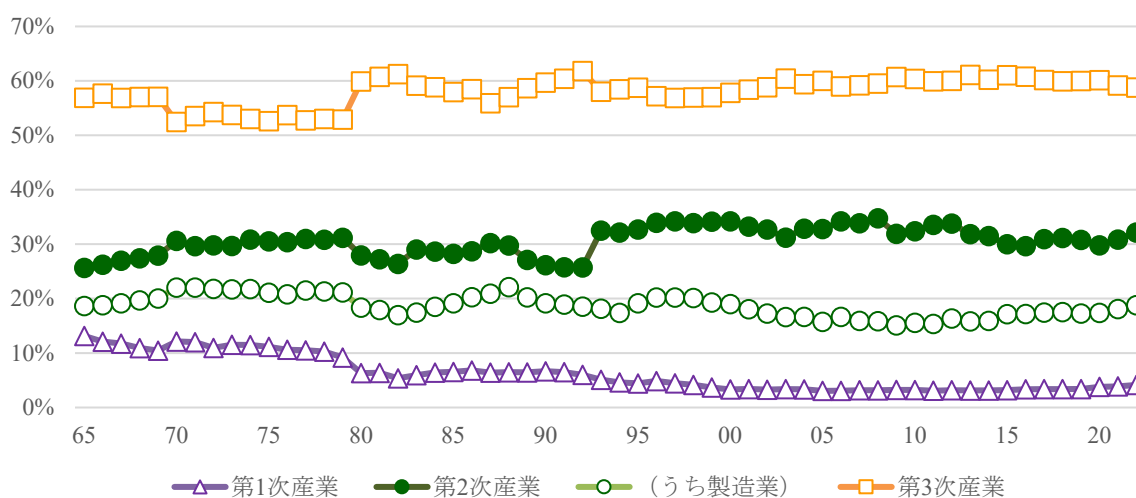
2. 産業構造

メキシコは、豊かな天然資源に恵まれ、産業が多岐にわたり発達している。約196万km²の国土に石油、金、銀、銅、亜鉛等の豊富な鉱物資源を有し、特に石油は、100年を超える開発の歴史を持つ主要輸出産品の一つとなっている。

製造業については長年にわたって国内産業の保護・育成政策が採られてきたが、1980年代半ば以降、保護・育成政策が見直され、輸入の自由化や外資規制の緩和等が進められている。国際競争力も徐々に高まり、1994年の北米自由貿易協定（NAFTA）発効に伴って、低廉で質の高い労働力を利用した米国への輸出拠点として、先進諸国からの投資が増えてきた。依然として多くの中間財や資本財を輸入せざるを得ないものの、自動車産業、電気・電子産業、航空宇宙産業等では、最終組立業者の進出に伴って裾野産業も徐々に育ち、部品・原材料の国内調達比率が高まっている。NAFTA域内の米国とカナダに加え、アジアや中南米の新興国への輸出も好調に推移し、メキシコの輸出全体に占める工業製品は1990年代後半に80%に達した。

1965年から2022年までのGDPに占める産業構成比を見ると、1960年代から80年代にかけて、第一次産業の割合が逡減し第二次産業の占める割合が逡増している。1980年代後半以降、第一次産業の割合が一層減少する一方で、第三次産業の占める割合は依然として高い水準を保ち、2022年において約6割を占めている。

図表 3-4 第1～3次産業のGDP構成比の推移



(出所) World Bank より作成

2012年と2022年の産業別GDPの構成比の変動を見ると、第三次産業（▲1.2%）から第一次産業（+1.1%）へのシフトが窺える。この10年で、第二次産業では鉱業（▲3.4%）が減少し、製造業（+3.2%）の構成比が増加しており、鉱業から製造業へのシフトが顕著に表れている。第三次産業では卸売業（+1.2%）、小売業（+0.9%）の構成比が拡大した。

図表 3-5 産業別 GDP（名目）の構成比

(金額：10億ペソ)	名目 GDP			構成比		
	2012	2022	(年率)	2012	2022	(差分)
全体	16,047	28,084	5.8%	100.0%	100.0%	-
第一次産業	504	1,190	9.0%	3.1%	4.2%	1.1%
農業	324	793	9.4%	2.0%	2.8%	0.8%
畜産業	154	347	8.5%	1.0%	1.2%	0.3%
森林	18	32	5.9%	0.1%	0.1%	0.0%
漁業、狩猟	5	11	9.2%	0.0%	0.0%	0.0%
農林業関連サービス	4	8	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%
第二次産業	5,636	9,899	5.8%	35.1%	35.2%	-0.9%
鉱業	1,289	1,290	0.0%	8.0%	4.6%	-3.4%
公益業	215	474	8.2%	1.3%	1.7%	0.3%
建設業	1,025	1,801	5.8%	6.4%	6.4%	0.0%
製造業	3,107	6,334	7.4%	19.4%	22.6%	3.2%
第三次産業	9,907	16,995	5.5%	61.7%	60.5%	-1.2%
卸売業	1,449	2,886	7.1%	9.0%	10.3%	1.2%
小売業	1,481	2,843	6.7%	9.2%	10.1%	0.9%
運輸、郵便、倉庫	1,078	2,039	6.6%	6.7%	7.3%	0.5%
情報、通信	327	468	3.7%	2.0%	1.7%	-0.4%
金融、保険	487	1,033	7.8%	3.0%	3.7%	0.6%
不動産	1,657	2,506	4.2%	10.3%	8.9%	-1.4%
専門、科学、技術、サービス	324	546	5.4%	2.0%	1.9%	-0.1%
事業支援サービス、廃棄物・廃棄物管理、修復サービス	554	316	-5.5%	3.5%	1.1%	-2.3%
教育	644	1,028	4.8%	4.0%	3.7%	-0.4%
保健衛生、社会保障	361	753	7.6%	2.2%	2.7%	0.4%
宿泊施設、フードサービス	386	689	6.0%	2.4%	2.5%	0.0%
その他	1,160	1,889	5.0%	7.2%	6.7%	-0.5%

(出所) INEGI より作成

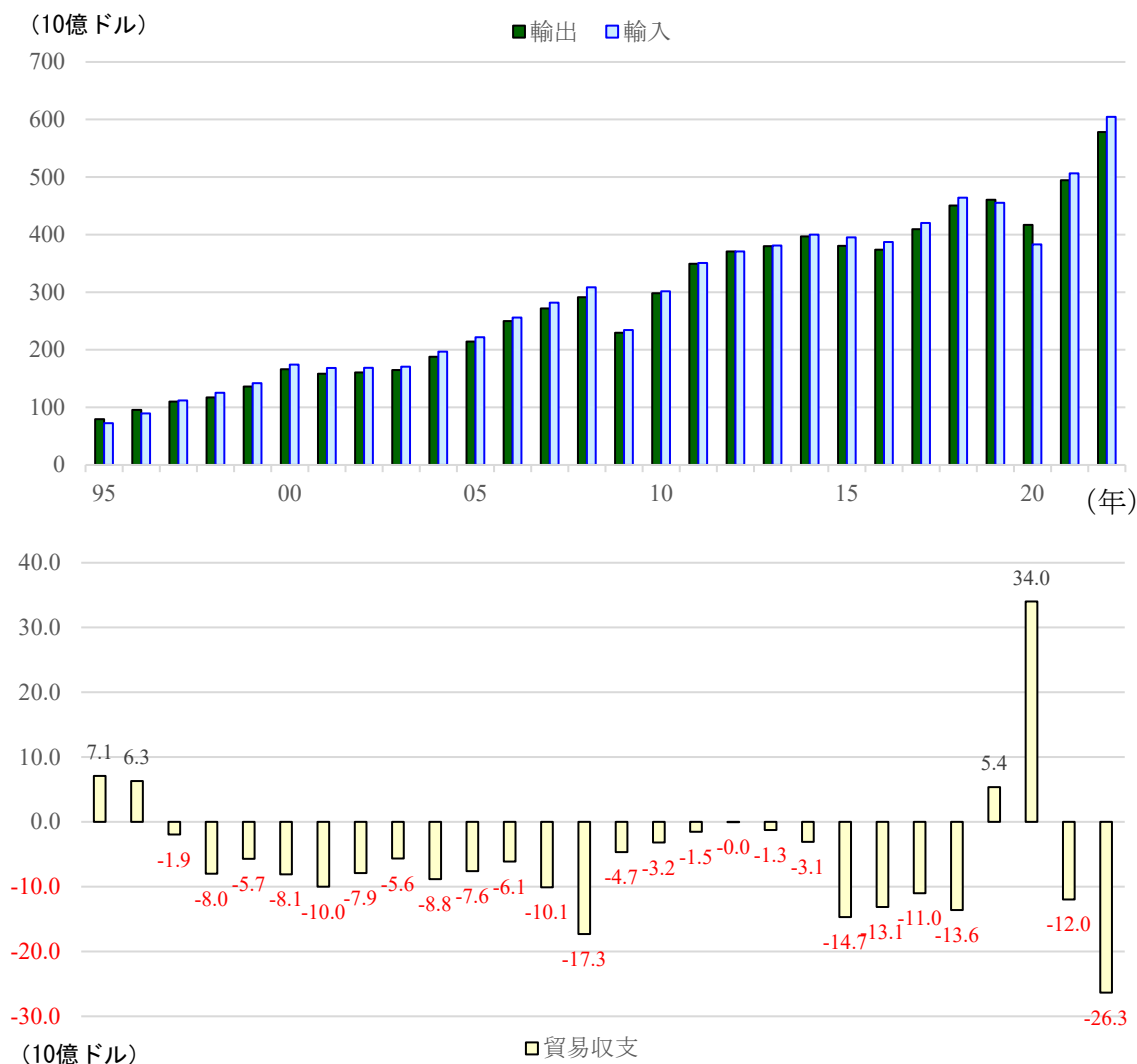
3. 貿易構造

(1) 輸出・輸入・貿易収支の推移

1994年1月には、米国及びカナダとの間でNAFTAが発効され、メキシコの対米輸出拠点としての重要性が一段と高まった。もともと、安価な労働力を利用した最終製品の組立型産業が中心であり、多くの原材料や部品等を輸入に依存したことから、輸出の拡大に伴って輸入も拡大し、貿易赤字が拡大するという構造的な問題が生じることになった。

メキシコでは1998年以降貿易赤字が続いている。特に2008年には▲173億ドルまで膨らんでおり、その後一時的に赤字幅は縮小したものの、2019年と2020年に新型コロナウイルスが原因で国内需要が減少し黒字化した期間を除き、2015年以降は再び赤字幅が拡大している。

図表 3-6 輸出・輸入と貿易収支の推移



(出所) UNCTAD Stat より作成

(2) 品目別輸出・輸入の動向

UNCTAD（国際連合貿易開発会議）の統計によると、メキシコの2022年の輸出額は5,783億ドルであり、セグメント別に見た主な輸出分野は自動車・バイク等を含む「機械類・輸送用機器」の構成比が55.1%を占めている。次いで「雑製品」（同8.8%）、「素材製造品（皮革、紙、鉄鋼等）」（同6.8%）の輸出額が多く、これら3分野で全体の約7割を占めている。

図表 3-7 主要輸出品目

(100万ドル/暦年)	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
輸出総額	370,707	379,949	396,890	380,556	373,954	409,396	450,684	460,604	416,982	494,596	578,282
	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
食料品・動物	17,375	19,540	19,467	20,773	22,714	25,023	25,821	27,674	28,470	30,324	33,679
	(4.7%)	(5.1%)	(4.9%)	(5.5%)	(6.1%)	(6.1%)	(5.7%)	(6.0%)	(6.8%)	(6.1%)	(5.8%)
飲料・たばこ	3,732	3,980	4,207	4,193	4,490	5,628	6,444	7,156	7,807	9,351	10,872
	(1.0%)	(1.0%)	(1.1%)	(1.1%)	(1.2%)	(1.4%)	(1.4%)	(1.6%)	(1.9%)	(1.9%)	(1.9%)
食料に適さない原材料	8,098	7,651	5,854	4,738	5,323	6,174	7,349	7,208	8,726	8,360	8,160
	(2.2%)	(2.0%)	(1.5%)	(1.2%)	(1.4%)	(1.5%)	(1.6%)	(1.6%)	(2.1%)	(1.7%)	(1.4%)
鉱物性燃料等	52,164	48,680	41,313	22,418	18,033	22,546	29,571	24,511	16,023	27,395	37,694
	(14.1%)	(12.8%)	(10.4%)	(5.9%)	(4.8%)	(5.5%)	(6.6%)	(5.3%)	(3.8%)	(5.5%)	(6.5%)
動植物性油脂	201	189	132	115	142	200	240	235	333	296	386
	(0.1%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.1%)	(0.1%)	(0.1%)	(0.1%)	(0.1%)
化学製品	15,396	15,590	13,659	12,752	12,142	12,655	13,599	13,107	12,785	14,211	16,389
	(4.2%)	(4.1%)	(3.4%)	(3.4%)	(3.2%)	(3.1%)	(3.0%)	(2.8%)	(3.1%)	(2.9%)	(2.8%)
素材製造品（皮革、紙、鉄鋼等）	28,193	28,289	26,501	24,908	24,325	26,293	28,905	28,912	27,807	34,294	39,410
	(7.6%)	(7.4%)	(6.7%)	(6.5%)	(6.5%)	(6.4%)	(6.4%)	(6.3%)	(6.7%)	(6.9%)	(6.8%)
機械類・輸送用機器	201,579	212,573	228,957	233,295	226,059	250,839	272,273	285,005	252,669	284,067	318,647
	(54.4%)	(55.9%)	(57.7%)	(61.3%)	(60.5%)	(61.3%)	(60.4%)	(61.9%)	(60.6%)	(57.4%)	(55.1%)
事務用機器・コンピュータ	21,069	19,746	23,063	20,990	22,715	25,224	31,238	34,830	34,296	37,949	46,333
通信・音響機器	39,544	40,298	38,571	38,667	35,397	38,644	35,633	32,047	29,706	30,630	34,364
電気機器	35,168	38,006	41,145	42,567	41,558	42,514	46,174	47,731	45,628	53,571	59,240
自動車・バイク等	69,875	76,718	84,621	89,212	87,312	100,673	113,961	119,886	99,741	111,721	122,990
雑製品	31,488	34,147	37,294	38,474	39,506	41,424	42,966	43,273	39,512	46,319	50,643
	(8.5%)	(9.0%)	(9.4%)	(10.1%)	(10.6%)	(10.1%)	(9.5%)	(9.4%)	(9.5%)	(9.4%)	(8.8%)
家具・部品	5,802	6,472	7,426	7,471	7,689	8,009	7,991	7,943	6,892	8,654	10,257
衣類・同附属品	4,449	4,530	4,592	4,435	4,235	4,068	4,215	4,231	3,530	4,567	5,444
業務用機器・医療用機器	10,266	11,307	12,496	13,183	14,055	15,117	16,200	16,759	15,731	16,548	18,331
その他の雑製品	7,697	8,230	8,754	9,145	9,157	9,711	9,885	9,814	9,138	11,489	12,878
その他	12,482	9,311	18,559	17,824	20,422	17,838	22,505	22,429	21,880	37,269	58,530
	(3.4%)	(2.5%)	(4.7%)	(4.7%)	(5.5%)	(4.4%)	(5.0%)	(4.9%)	(5.2%)	(7.5%)	(10.1%)

(出所) UNCTAD Stat より作成

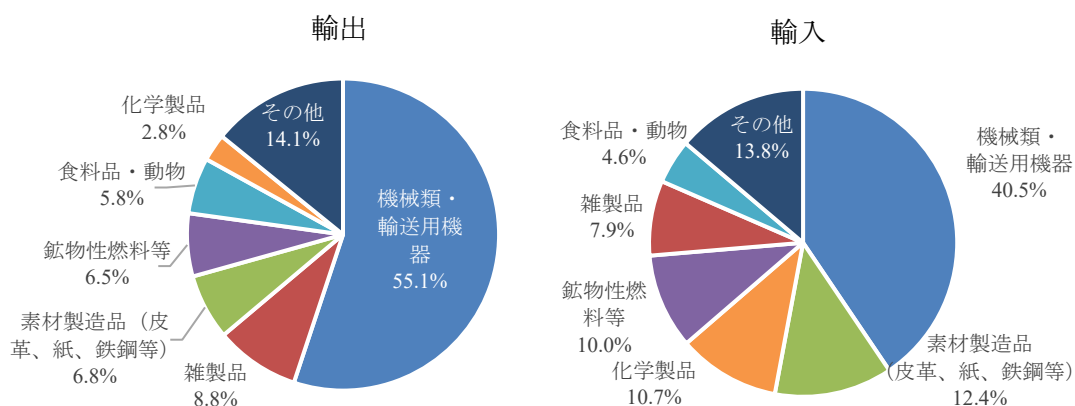
さらに、メキシコの2022年の輸入額は6,046億ドルとなっており、セグメント別では輸出同様に「機械類・輸送用機器」の構成比が最も大きく、輸入全体の40.5%を占めている。次いで、「素材製造品（皮革・紙・鉄鋼等）」（同12.4%）、「化学製品」（同10.7%）が続いている。2012年以降、上位3分野の顔ぶれは変わっていない。

図表 3-8 主要輸入品目

(100万ドル/暦年)	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
輸入総額	370,751	381,210	399,984	395,254	387,087	420,395	464,294	455,236	382,980	506,565	604,615
	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
食料品・動物	18,238	19,240	19,521	17,746	17,826	18,919	19,960	20,619	19,080	24,508	28,030
	(4.9%)	(5.0%)	(4.9%)	(4.5%)	(4.6%)	(4.5%)	(4.3%)	(4.5%)	(5.0%)	(4.8%)	(4.6%)
飲料・たばこ	982	1,086	984	1,096	1,024	1,011	1,065	974	702	778	980
	(0.3%)	(0.3%)	(0.2%)	(0.3%)	(0.3%)	(0.2%)	(0.2%)	(0.2%)	(0.2%)	(0.2%)	(0.2%)
食料に適さない原材料	8,700	9,308	8,590	7,765	7,314	8,034	9,759	8,509	9,214	10,892	12,645
	(2.3%)	(2.4%)	(2.1%)	(2.0%)	(1.9%)	(1.9%)	(2.1%)	(1.9%)	(2.4%)	(2.2%)	(2.1%)
鉱物性燃料等	33,333	32,897	29,928	25,000	23,727	34,307	45,256	39,692	24,789	42,305	60,375
	(9.0%)	(8.6%)	(7.5%)	(6.3%)	(6.1%)	(8.2%)	(9.7%)	(8.7%)	(6.5%)	(8.4%)	(10.0%)
石油・同製品	28,255	26,348	24,069	20,379	18,404	25,040	34,301	30,622	17,778	25,962	43,193
天然ガス・製造ガス	3,852	5,569	5,275	4,193	4,997	7,995	9,585	7,797	6,668	15,769	16,572
動植物性油脂	1,496	1,566	1,418	1,079	1,280	1,135	1,121	1,140	1,263	1,687	1,915
	(0.4%)	(0.4%)	(0.4%)	(0.3%)	(0.3%)	(0.3%)	(0.2%)	(0.3%)	(0.3%)	(0.3%)	(0.3%)
化学製品	41,780	43,120	44,476	41,852	40,185	43,209	47,972	46,057	43,425	56,509	64,828
	(11.3%)	(11.3%)	(11.1%)	(10.6%)	(10.4%)	(10.3%)	(10.3%)	(10.1%)	(11.3%)	(11.2%)	(10.7%)
有機化合物	9,498	9,805	9,774	7,696	6,927	8,212	9,019	7,914	7,178	9,884	12,335
医薬品	5,478	5,545	5,244	5,066	4,479	4,575	5,146	5,021	5,376	5,992	6,318
プラスチック（成型前）	8,407	8,835	9,490	9,024	8,758	9,175	10,336	9,377	8,230	13,036	14,031
プラスチック製品（一次形態でないもの）	5,268	5,524	5,948	6,131	6,124	6,355	6,880	6,857	6,223	7,664	8,523
その他の化学製品	5,152	5,517	5,764	5,519	5,479	5,692	6,342	6,718	6,726	8,787	9,976
素材製造品（皮革、紙、鉄鋼等）	52,212	51,294	53,786	53,827	51,028	55,516	59,665	57,580	48,287	64,595	75,015
	(14.1%)	(13.5%)	(13.4%)	(13.6%)	(13.2%)	(13.2%)	(12.9%)	(12.6%)	(12.6%)	(12.8%)	(12.4%)
ゴム製品	5,464	5,575	6,003	5,926	5,493	6,127	6,255	6,107	4,993	6,454	7,513
織物用糸・繊維製品	6,003	6,180	6,328	6,430	6,147	6,229	6,507	6,126	5,232	6,034	6,483
鉄鋼	11,813	10,462	10,997	10,735	9,528	11,378	11,734	11,404	9,279	13,993	17,499
非鉄金属	7,423	6,742	6,921	6,865	6,667	7,763	9,169	8,731	7,455	11,260	12,790
金属製品	12,240	12,730	13,355	13,721	13,391	13,907	15,118	14,723	12,522	15,877	18,140
機械類・輸送用機器	172,149	180,881	186,565	190,358	188,171	196,580	213,831	213,385	178,803	216,670	245,164
	(46.4%)	(47.4%)	(46.6%)	(48.2%)	(48.6%)	(46.8%)	(46.1%)	(46.9%)	(46.7%)	(42.8%)	(40.5%)
原動機	15,534	14,832	15,906	16,753	16,359	18,373	23,012	22,465	16,950	19,435	21,800
その他産業機械・部品	21,682	22,707	24,260	25,187	24,621	26,726	27,778	26,898	23,260	27,943	33,168
事務用機器・コンピュータ	16,771	16,924	17,232	17,444	18,089	17,373	20,770	21,629	20,618	30,256	28,086
通信・音響機器	29,368	30,782	29,422	27,925	25,643	23,677	24,102	23,326	19,895	16,619	42,262
電気機器	43,254	48,387	50,636	52,177	52,952	55,333	60,986	63,318	56,247	72,195	57,311
自動車・バイク等	32,140	33,185	34,857	36,058	36,073	39,964	41,586	41,438	31,355	37,327	46,141
雑製品	31,251	33,091	35,151	37,745	36,845	38,628	40,742	41,303	37,268	44,963	47,642
	(8.4%)	(8.7%)	(8.8%)	(9.5%)	(9.5%)	(9.2%)	(8.8%)	(9.1%)	(9.7%)	(8.9%)	(7.9%)
その他	10,613	8,726	18,936	18,052	18,765	22,332	24,079	25,015	19,413	40,819	62,757
	(2.9%)	(2.3%)	(4.7%)	(4.6%)	(4.8%)	(5.3%)	(5.2%)	(5.5%)	(5.1%)	(8.1%)	(10.4%)

(出所) UNCTAD Stat より作成

図表 3-9 輸出品目と輸入品目の構成（2022年）



(出所) UNCTAD Stat より作成

(3) 輸出入の国別動向

2012年から2022年にかけて10年間の国別シェアを見ると、輸出、輸入ともに、一貫して米国が最大の輸出先国、輸入元国となっていることが特徴として挙げられる。図表3-10では、2017年から2022年の輸出の増減額を、メキシコの主要輸出先国毎に表している。これによると、米国向け輸出が増加した主因は、鉱物性燃料等の「石油・同製品」の落ち込みが見られる中で、「機械類・輸送用機器」として自動車・バイク等や電気機器、及び事務用機器・コンピュータが著しく増加したことであると言える。

図表 3-10 品目別輸出増加額（対主要輸出国・地域：2017年→2022年）

(分野、億ドル)	米国	カナダ	中国	ドイツ	ブラジル	小計	全体
全体	1,253.9	41.0	41.1	12.7	7.9	1,356.7	1,688.9
食料品・動物	7.7	2.1	1.2	0.0	0.0	10.9	86.6
鉱物性燃料等	-64.7	-8.1	-3.8	-0.3	-0.8	-77.7	151.5
石油・同製品	-65.0	-8.1	-3.8	-0.3	-0.8	-78.0	150.0
機械類・輸送用機器	646.1	41.6	22.2	10.4	1.6	721.9	678.1
その他産業機械・部品	83.1	0.8	1.5	0.3	0.4	86.1	211.1
事務用機器・コンピュータ	205.4	1.8	-0.4	-1.3	1.1	206.4	-42.8
電気機器	160.7	1.3	6.1	-1.1	0.2	167.1	167.3
自動車・バイク等	194.7	12.8	18.5	14.2	-0.7	239.5	223.2
雑製品	91.4	0.5	1.0	-0.7	-0.7	91.6	92.2
業務用機器・医療用機器	34.2	-0.5	0.0	-0.2	-0.1	33.4	32.1

(出所) UNCTAD Stat より作成

次の図表3-11は、2017年から2022年にかけて輸入額の変動が大きかった品目の変動額を、輸入総額に占める比率が高かった国との間で比較したものである。これによると、米国から石油・同製品等を含んだ鉱物性燃料等の輸入増加(+259億ドル)と、化学製品の増加(+116億ドル)が大きく影響したことが分かる。他方で、自動車・バイク等や電気機器をはじめとした機械類・輸送用機器の中国からの輸入が増加(+162億ドル)したことが全体の輸入額を押し上げている。

図表 3-11 品目別輸入増加額（対主要輸入国・地域：2017年→2022年）

(分野、億ドル)	米国	中国	日本	ドイツ	韓国	小計	全体
全体	704.5	445.4	1.0	20.3	66.7	1,237.9	1,842.2
食料品・動物	77.6	2.3	0.0	0.1	-0.2	79.8	0.0
鉱物性燃料等	258.7	0.6	1.7	0.2	0.8	262.0	91.1
石油・同製品	171.2	2.6	1.7	0.2	0.8	176.4	0.0
化学製品	116.4	3.5	1.7	5.8	6.9	134.4	-0.3
素材製造品（皮革、紙、鉄鋼等）	50.8	82.1	-0.7	6.6	4.2	142.9	-0.0
機械類・輸送用機器	73.1	161.9	-9.8	-0.3	51.3	276.1	46.1
雑製品	14.0	26.5	-5.6	3.1	11.3	49.2	0.0

(出所) UNCTAD Stat より作成

2022年の主な輸出相手国・地域は、①米国（構成比：78.3%）、②カナダ（同2.7%）、③中国（同1.9%）、④ドイツ（同1.4%）、⑤日本（同0.8%）である。2012年から2022年において、ASEAN諸国全体への輸出構成比は、0.3%から0.7%の間を推移しており、EU諸国への輸出構成比は5.9%から3.1%へと減少している。

図表 3-12 主要輸出相手国・地域

(単位：100万ドル/暦年)	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	
輸出	370,707	379,949	396,890	380,556	373,954	409,396	450,684	460,604	416,982	494,596	578,282	
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
先進国	日本	2,611	2,220	2,605	3,013	3,768	4,025	3,852	3,938	3,623	3,977	4,354
		0.7%	0.6%	0.7%	0.8%	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%
	韓国	1,727	1,525	2,026	2,814	2,505	3,421	3,726	2,212	3,430	3,308	3,691
		0.5%	0.4%	0.5%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.5%	0.8%	0.7%	0.6%
	米国	288,176	299,487	318,653	309,174	302,909	327,215	356,892	358,639	330,434	386,087	452,605
		77.7%	78.8%	80.3%	81.2%	81.0%	79.9%	79.2%	77.9%	79.2%	78.1%	78.3%
	カナダ	10,927	10,414	10,690	10,521	10,393	11,339	14,034	14,256	11,139	12,895	15,442
		2.9%	2.7%	2.7%	2.8%	2.8%	2.8%	3.1%	3.1%	2.7%	2.6%	2.7%
	ベルギー	1,143	1,106	1,608	1,552	1,424	2,003	2,005	1,446	1,372	1,227	1,486
	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.3%	
ドイツ	4,484	3,712	3,589	3,606	4,116	6,976	7,071	7,094	6,585	7,427	8,246	
	1.2%	1.0%	0.9%	0.9%	1.1%	1.7%	1.6%	1.5%	1.6%	1.5%	1.4%	
オランダ	1,914	1,586	2,251	1,764	1,568	1,982	2,653	2,114	2,040	2,125	2,041	
	0.5%	0.4%	0.6%	0.5%	0.4%	0.5%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	
イギリス	2,603	1,434	1,803	1,944	3,231	2,264	2,211	2,818	2,617	2,992	2,875	
	0.7%	0.4%	0.5%	0.5%	0.9%	0.6%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	
途上国	中国	5,721	6,468	5,952	4,866	5,397	6,693	7,380	6,911	7,788	9,079	10,805
		1.5%	1.7%	1.5%	1.3%	1.4%	1.6%	1.6%	1.5%	1.9%	1.8%	1.9%
	コロンビア	5,592	4,735	4,733	3,667	3,064	3,155	3,540	3,499	2,573	3,366	3,607
		1.5%	1.2%	1.2%	1.0%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.6%	0.7%	0.6%
	ブラジル	5,658	5,383	4,719	3,784	2,992	3,616	4,369	4,254	3,023	3,473	4,276
	1.5%	1.4%	1.2%	1.0%	0.8%	0.9%	1.0%	0.9%	0.7%	0.7%	0.7%	
チリ	2,252	2,085	2,146	1,860	1,741	1,801	2,059	1,594	1,315	1,932	1,721	
	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.3%	0.3%	0.4%	0.3%	
その他	37,900	39,795	36,118	31,990	30,844	34,907	40,890	51,829	41,044	56,707	67,134	
	10.2%	10.5%	9.1%	8.4%	8.2%	8.5%	9.1%	11.3%	9.8%	11.5%	11.6%	

【参考】

ASEAN	1,637	1,604	1,382	1,231	2,115	2,819	2,188	1,694	1,593	1,454	2,245
	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.6%	0.7%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%
EU27	22,031	19,491	17,974	15,807	15,468	20,446	22,132	17,375	15,656	16,451	17,697
	5.9%	5.1%	4.5%	4.2%	4.1%	5.0%	4.9%	3.8%	3.8%	3.3%	3.1%

(出所) UNCTAD Stat より作成

主な輸入相手国・地域（2022年）は、①米国（構成比：43.9%）、②中国（同19.6%）、③韓国（同3.7%）、④ドイツ（同3.1%）、⑤日本（同3.0%）となっている。2022年以降、上位5カ国の顔ぶれに変わりはなく、これらの国々で全体の7割以上を占めている。中国をはじめとするアジア諸国の台頭もあり、日本からの輸入の構成比は低下傾向にある。特に、ASEAN諸国からの輸入は2012年から2022年にかけて+3.2%と増加している。

図表 3-13 主要輸入相手国・地域

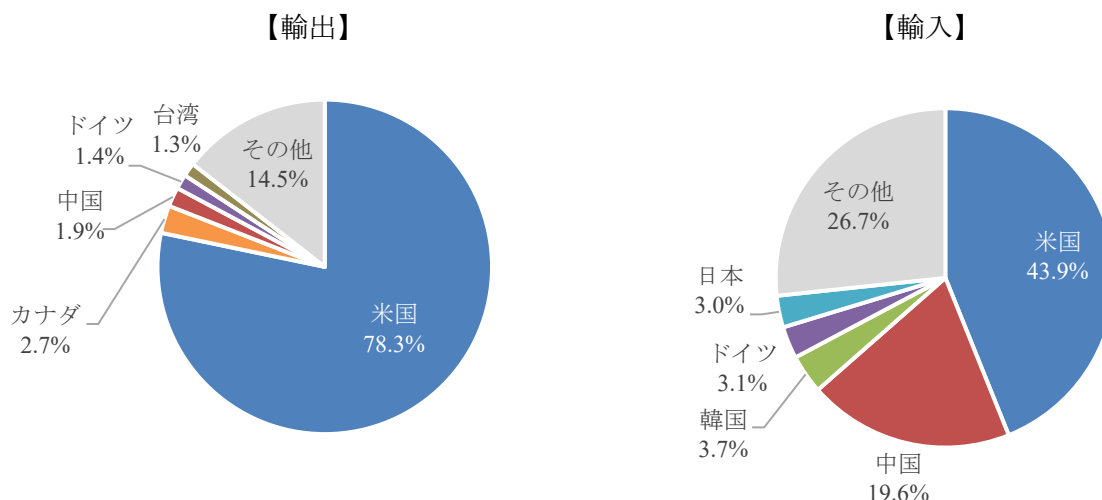
(単位：100万ドル)		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
輸入		370,751	381,210	399,984	395,254	387,087	420,395	464,294	455,236	382,980	506,565	604,615
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
先進国	日本	17,655	17,076	17,545	17,369	17,752	18,186	18,189	17,956	13,893	17,079	18,289
		4.8%	4.5%	4.4%	4.4%	4.6%	4.3%	3.9%	3.9%	3.6%	3.4%	3.0%
	韓国	13,341	13,493	13,771	14,618	13,611	15,756	16,725	17,644	14,706	18,963	22,429
		3.6%	3.5%	3.4%	3.7%	3.5%	3.7%	3.6%	3.9%	3.8%	3.7%	3.7%
	台湾	6,183	6,689	6,368	6,631	6,837	7,442	8,269	9,309	8,761	11,777	14,947
		1.7%	1.8%	1.6%	1.7%	1.8%	1.8%	1.8%	2.0%	2.3%	2.3%	2.5%
	米国	185,684	187,758	195,856	187,308	179,918	194,978	216,270	206,134	168,197	221,312	265,424
		50.1%	49.3%	49.0%	47.4%	46.5%	46.4%	46.6%	45.3%	43.9%	43.7%	43.9%
	カナダ	9,890	9,847	10,045	9,948	9,632	9,766	10,752	9,825	8,318	11,224	13,174
	2.7%	2.6%	2.5%	2.5%	2.5%	2.3%	2.3%	2.2%	2.2%	2.2%	2.2%	
イタリア	5,462	5,621	5,212	5,060	5,288	6,160	6,608	6,095	4,836	6,102	7,775	
	1.5%	1.5%	1.3%	1.3%	1.4%	1.5%	1.4%	1.3%	1.3%	1.2%	1.3%	
ドイツ	13,508	13,461	13,762	13,976	13,879	16,422	17,762	17,680	13,871	17,214	18,447	
	3.6%	3.5%	3.4%	3.5%	3.6%	3.9%	3.8%	3.9%	3.6%	3.4%	3.1%	
スペイン	4,081	4,311	4,753	4,553	4,456	5,004	5,518	4,574	3,760	4,580	5,638	
	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	
途上国	中国	56,936	61,321	66,257	69,992	69,525	74,150	83,510	83,031	73,506	101,021	118,694
		15.4%	16.1%	16.6%	17.7%	18.0%	17.6%	18.0%	18.2%	19.2%	19.9%	19.6%
	マレーシア	4,736	5,379	6,560	7,462	8,160	7,887	9,390	11,584	10,822	12,391	14,555
		1.3%	1.4%	1.6%	1.9%	2.1%	1.9%	2.0%	2.5%	2.8%	2.4%	2.4%
	タイ	3,806	4,322	4,342	4,955	5,426	5,931	6,360	6,074	5,303	6,491	7,961
	1.0%	1.1%	1.1%	1.3%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.4%	1.3%	1.3%	
ブラジル	4,495	4,421	4,470	4,621	4,732	5,440	6,508	6,639	5,634	8,718	11,966	
	1.2%	1.2%	1.1%	1.2%	1.2%	1.3%	1.4%	1.5%	1.5%	1.7%	2.0%	
その他	44,975	47,511	51,043	48,762	47,873	53,270	58,435	58,691	51,372	69,693	85,314	
	12.1%	12.5%	12.8%	12.3%	12.4%	12.7%	12.6%	12.9%	13.4%	13.8%	14.1%	

【参考】

ASEAN	13,735	15,468	17,539	20,870	22,552	23,842	26,464	30,510	28,988	34,932	42,009
	3.7%	4.1%	4.4%	5.3%	5.8%	5.7%	5.7%	6.7%	7.6%	6.9%	6.9%
EU27	38,572	40,587	41,905	41,306	40,155	46,360	50,441	48,756	39,962	49,880	58,148
	11.0%	11.3%	11.1%	11.1%	11.0%	11.6%	11.4%	10.7%	10.4%	9.8%	9.6%

(出所) UNCTAD Stat より作成

図表 3-14 輸出相手国・地域と輸入相手国・地域の構成（2022年）



（出所）UNCTAD Stat より作成

図表 3-15 は、メキシコの貿易額の大きい国や地域（ASEAN、EU27 等）との貿易収支の関係を示している。メキシコは、米国（1,872 億ドル）に対して大きく輸出超過（貿易黒字）であり、中国（▲1,079 億ドル）、韓国（▲187 億ドル）、マレーシア（▲143 億ドル）、日本（▲139 億ドル）等に対しては輸入超過（貿易赤字）であることが分かる。

図表 3-15 国別の貿易収支の推移

（単位：100 万ドル/暦年）	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	
貿易収支	-45	-1,261	-3,094	-14,698	-13,134	-10,998	-13,611	5,368	34,002	-11,970	-26,333	
先進国	日本	-15,045	-14,857	-14,940	-14,356	-13,984	-14,161	-14,337	-14,018	-10,270	-13,102	-13,936
	韓国	-11,614	-11,968	-11,746	-11,804	-11,106	-12,335	-12,998	-15,432	-11,276	-15,655	-18,737
	台湾	-5,812	-6,202	-5,979	-6,371	-6,599	-7,022	-6,509	-2,709	-4,438	-4,287	-7,565
	米国	102,493	111,728	122,796	121,866	122,991	132,237	140,622	152,505	162,236	164,775	187,181
	カナダ	1,037	567	645	573	761	1,572	3,282	4,432	2,821	1,671	2,268
	ベルギー	159	115	683	492	355	821	837	218	437	-85	-67
	ドイツ	-9,023	-9,749	-10,174	-10,369	-9,763	-9,446	-10,691	-10,586	-7,286	-9,787	-10,202
	イタリア	-4,163	-4,372	-3,651	-3,775	-4,087	-4,966	-4,899	-4,588	-3,782	-5,198	-6,949
	オランダ	-1,648	-2,617	-1,432	-1,489	-453	-405	201	-39	8	-482	-1,831
	イギリス	211	-1,074	-710	-399	1,106	-163	-207	430	806	902	435
スペイン	2,994	2,651	1,033	-1,258	-1,191	-769	-852	-3,186	-2,525	-3,154	-3,863	
途上国	中国	-51,215	-54,853	-60,306	-65,125	-64,127	-67,457	-76,130	-76,120	-65,718	-91,942	-107,889
	マレーシア	-4,533	-5,203	-6,365	-7,340	-7,712	-7,176	-9,149	-11,462	-10,374	-11,680	-14,315
	タイ	-3,399	-3,897	-3,981	-4,632	-4,929	-5,372	-5,987	-5,751	-4,806	-5,932	-7,588
	コロンビア	4,715	3,823	3,801	2,746	1,967	1,483	1,770	1,843	1,609	1,985	1,577
	ブラジル	1,163	962	249	-837	-1,740	-1,824	-2,139	-2,385	-2,611	-5,245	-7,690
	チリ	749	646	749	399	406	264	392	49	21	-72	-397
	その他	-7,113	-6,963	-13,768	-13,017	-15,029	-16,279	-16,818	-7,833	-10,849	-14,683	-16,765

【参考】

ASEAN	-12,098	-13,864	-16,157	-19,639	-20,437	-21,023	-24,276	-28,816	-27,395	-33,478	-39,763
EU27	-16,541	-21,097	-23,931	-25,498	-24,687	-25,914	-28,308	-31,382	-24,306	-33,429	-40,450

（出所）UNCTAD Stat より作成

4. USMCA の中のメキシコ

(1) USMCA の中で経済規模が最も小さい国であるメキシコ

1989年に米国とカナダの間で自由貿易協定が発効された後、1992年にメキシコが加わり、商品やサービスの取引に対する貿易障壁を撤廃し、国境を越えた取引を促進すること等を目的として NAFTA が誕生したが、新たな枠組みとして 2020年7月には米国・メキシコ・カナダ協定(USMCA)が発効された。

統計によると、2022年の米国、メキシコ、カナダ3カ国の総人口は約5億人、名目GDPは約28兆ドルである。(図表3-16)。また、メキシコは、1人あたりGDPで見た所得水準、名目GDPで見た経済規模ともに域内3位である。

図表 3-16 USMCA 諸国の比較表 (2022年)

	人口 (万人)	面積 (1,000km ²)	名目GDP (億ドル)	1人あたりGDP (ドル)
メキシコ	12,750 (2)	1,964 (3)	12,728 (3)	11,091 (3)
米国	33,328 (1)	9,833 (2)	254,645 (1)	76,399 (1)
カナダ	3,892 (3)	9,985 (1)	21,398 (2)	54,966 (2)
【参考】				
日本	12,512	378	42,311	33,815
中国	142,175	9,600	179,632	12,720
インド	141,717	3,287	33,851	2,389
EU27	44,795	3,996	166,414	37,150
ASEAN10	67,944	4,409	29,715	4,543

(注) 括弧内はランキング

(出所) UNCTAD Stat、IMF、国際連合資料より作成

(2) USMCA 域内での貿易額の変化

USMCA 域内での貿易額は増加傾向にある。2022年の域内向け輸出総額は1兆6,120億ドルと、2012年(1兆1,511億ドル)の1.4倍となった。

メキシコは、この間に域内向け輸出額を2,991億ドルから4,680億ドルへ1,689億ドル増加させている(図表を縦方向に合計)。一方、各国からのメキシコ向け輸出(図表を横方向に合計)は同期間で2,213億ドルから3,313億ドルへ1,100億ドル増加させた。つまり、メキシコは、過去10年で域内からの輸出先となる以上に、域内への輸出を増加させたことになる。

図表 3-17 USMCA 諸国間の貿易額の変化（2012 年→2022 年）

(単位：100 万ドル)		輸出元国			
輸出先国	年	メキシコ	米国	カナダ	USMCA
メキシコ	12		215,875	5,391	221,266
	22		324,378	6,933	331,311
	Diff		108,503	1,542	110,045
米国	12	288,176		338,260	626,436
	22	452,605		457,788	910,393
	Diff	164,429		119,528	283,957
カナダ	12	10,927	292,567		303,494
	22	15,442	354,887		370,329
	Diff	4,515	62,320		66,835
USMCA	12	299,103	508,442	343,651	1,151,196
	22	468,047	679,265	464,721	1,612,033
	Diff	168,944	170,823	121,070	460,837
輸出増-輸入増		58,899	-113,134	54,235	

(出所) UNCTAD Stat より作成

(3) 賃金コストで比較したメキシコの位置付け

次の図表は、ジェトロの投資コスト比較調査（2022 年 11 月～2023 年 1 月）を基に、製造業、非製造業別に月間基本給や残業代、賞与等の実質月額給与等を表している。

賃金単価は総じて 1 人あたり GDP で表される所得水準と関連性が高いが、メキシコの賃金単価は 1 人あたり GDP で同国の 4 倍～5 倍の水準にあるカナダと比較すると、製造業のワーカーレベルで 5 倍～8 倍の差が生じていることが窺える。

米国と比較しても同様であり、例えば、製造業で見るとメキシコ（メキシコシティ）の賃金単価は、米国（シカゴ）の「ワーカー」のそれに比べて約 11%の単価水準であるが、「エンジニア」の賃金単価は約 24%、「中間管理職」の賃金単価が約 68%と割高感が見られる。

図表 3-18 USMCA 諸国の都市の賃金コスト等の比較

(単位：米ドル)

国名 1人あたり GDP	都市名	製造業			非製造業	
		ワーカー	エンジニア	中間管理職	スタッフ (営業職)	マネージャー
カナダ 46,192 ドル	トロント	2,774	4,417	5,848	2,610	5,268
	バンクーバー	2,938	4,435	5,929	2,041	4,442
米国 62,625 ドル	アトランタ	3,393	7,327	9,881	3,892	10,404
	サンフランシスコ	4,443	9,729	12,970	5,335	13,898
	シカゴ	3,693	7,523	10,433	4,004	10,748
	ナッシュビル	3,587	6,943	9,288	3,563	9,847
	ニューヨーク	3,938	8,222	12,255	5,372	13,918
	ヒューストン	3,983	8,783	11,340	3,768	10,282
	ロサンゼルス	3,615	8,519	9,713	4,162	11,320
メキシコ 9,695 ドル	アグアスカリエンテス	351	1,412	3,237	1,072	2,914
	イラプアト	395	1,335	3,454	1,062	3,108
	ケレタロ	480	1,969	5,083	866	4,575
	サン・ルイス・ポトシ	357	1,588	1,742	918	1,568
	ティファナ	590	1,866	4,021	1,072	3,619
	メキシコシティ	406	1,804	7,119	1,619	6,407
	モンテレイ	434	1,969	3,351	806	3,016

(注) カナダの都市は基本給、奨励金（歩合給、チップ等）含み、米国の都市は基本給、生活費手当、保証給料、危険職務手当、奨励金（歩合制/出来高制ボーナス等）を含み、メキシコの都市は基本給のみ。

(出所) UNCTAD Stat、ジェトロ資料より作成

第4章 直接投資受入動向

1. 外国直接投資（FDI）受入動向

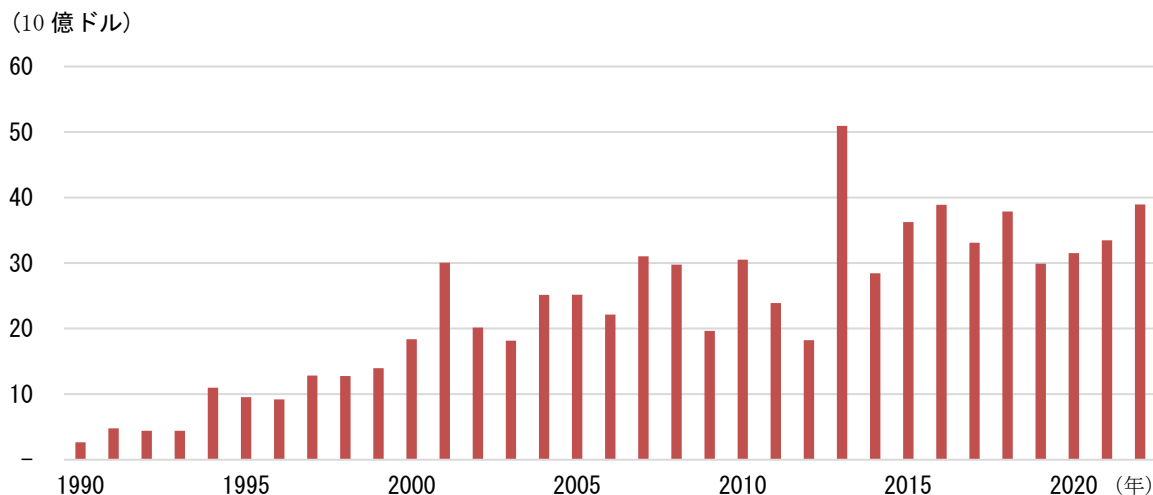
メキシコは、世界最大の米国市場に隣接する地理的優位性から、1994年の北米自由貿易協定（NAFTA）の発効以降、米国向けの輸出拠点として先進諸国から高水準の外国直接投資を受け入れてきた。

外国直接投資流入額の推移を見ると、NAFTA 発効以降、高水準の投資が続き、2001年には300億ドルを突破した。しかし、米国の住宅ローン危機に端を発した世界的な景気後退により、メキシコへの投資は減少に転じ、2009年には前年比38.4%減の181億ドルまで落ち込んだものの、世界経済が回復へ向かったこと等を背景に、2010年にはメキシコへの投資額も回復の兆しを見せた。

2013年に外国直接投資流入額が大きく増加しているが、主因としては、ベルギーのビール製造会社アンハイザー・ブッシュ・インベブ社により、メキシコ最大手ビール製造会社であるモデロ・グループ（Grupo Modelo）社の買収（総額132.5億ドル）が行われたことによる。これを除くと同年の投資受入額は約220億ドルとなるが、それでも自動車産業等を中心に製造業への投資が順調に推移し、前年より大幅増を記録している。

1990年から2022年までの推移を見ると、新型コロナウイルスによる影響があった2019年、2020年を除き、外国からの直接投資額は、長期的に増加傾向にあることが分かる。

図表 4-1 メキシコの外国直接投資流入額



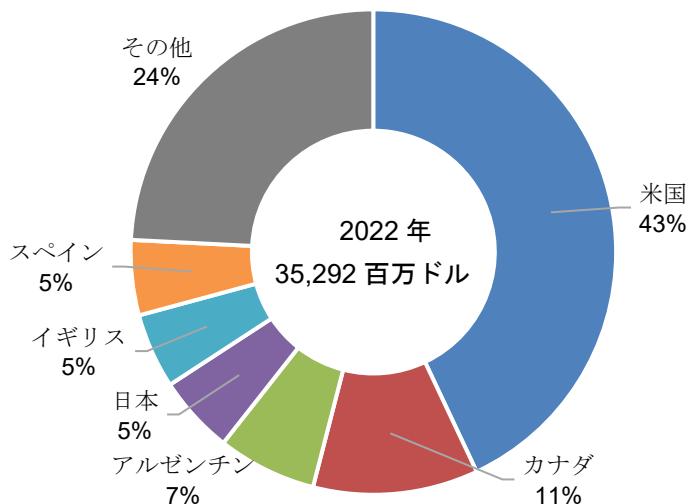
(出所) 世界銀行データより作成

2. 国別受入動向

国別外国直接投資流入額を見ると、2022年の353億ドルの内訳は、全体の43%を占める米国を筆頭に、カナダの11%、アルゼンチンの7%と続いており、日本は5%で4位となっている。中国からの投資は0.8%にとどまっているが、メキシコへの投資額は近年増加傾向にある。

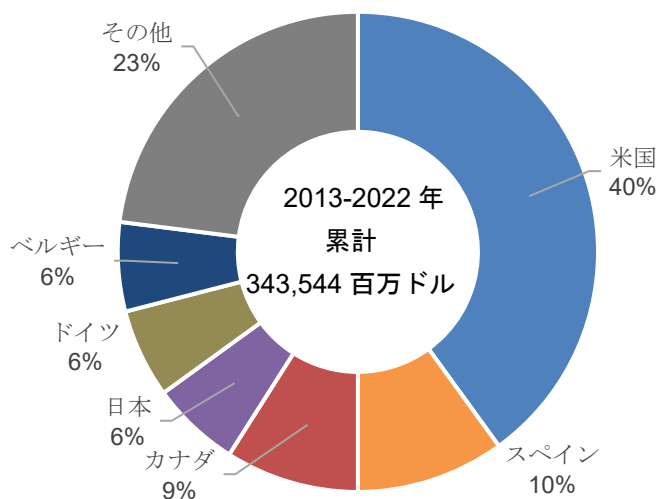
また、過去10年における国別外国直接投資流入額は累計で3,435億ドルに達している。このうち、日本からの投資額は全体の6%を占め、米国（40%）、スペイン（10%）、カナダ（9%）に次ぐ4位となっている。

図表 4-2 国別外国直接投資流入額（2022年）



（出所）COMISIÓN NACIONAL DE INVERSIONES EXTRANJERAS

図表 4-3 国別外国直接投資流入額（2013年～2022年）



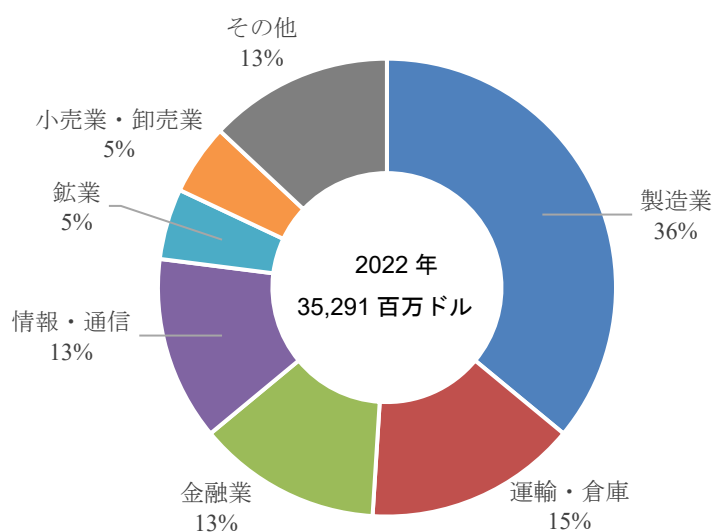
（出所）COMISIÓN NACIONAL DE INVERSIONES EXTRANJERAS

3. 業種別受入動向

2022年の業種別受入動向を見ると、製造業への投資が全体の36%と最も多く、次いで運輸・倉庫が15%、金融業が13%、情報・通信が13%となっており、上位4業種で全体の4分の3以上を占めている。

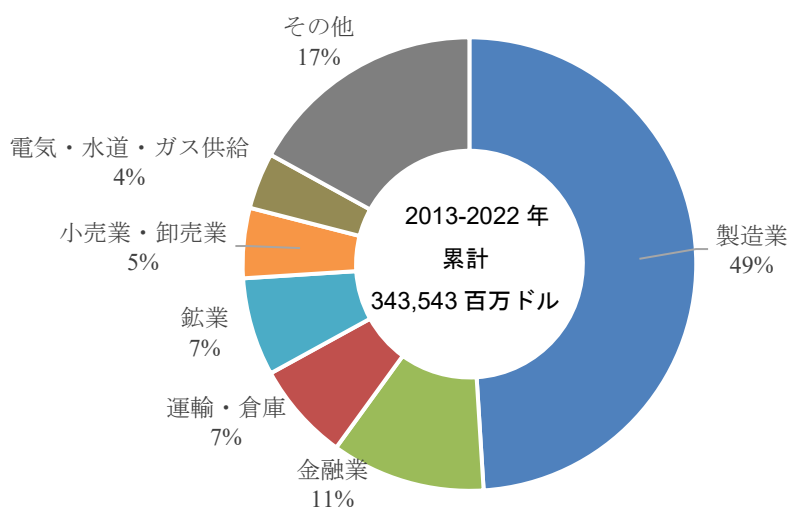
また、2013年から2022年の10年間の累積ベースで見ると、製造業が全体の約半分を占め最も多く、次いで金融業の11%、運輸・倉庫の7%、鉱業の7%と続いている。

図表 4-4 業種別外国直接投資流入額（2022 年）



（出所）COMISIÓN NACIONAL DE INVERSIONES EXTRANJERAS

図表 4-5 業種別外国直接投資流入額（2013 年～2022 年）



（出所）COMISIÓN NACIONAL DE INVERSIONES EXTRANJERAS

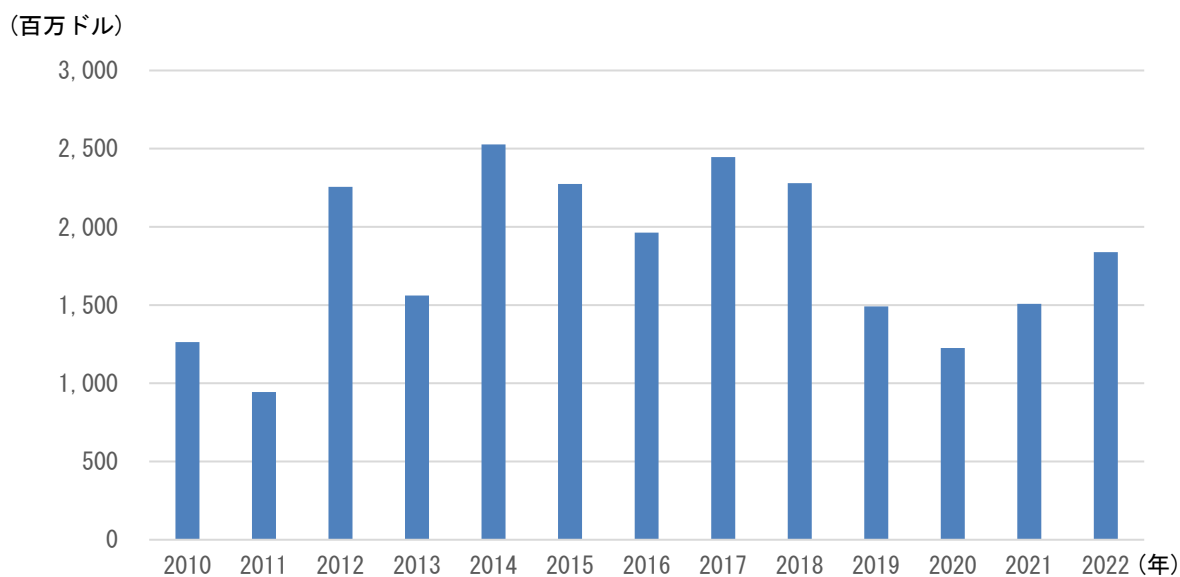
4. 日本からメキシコへの直接投資

日本からメキシコへの直接投資は、2005 年の日墨 EPA の発効が追い風となり、メキシコ国内や北米市場向けの輸送機器分野を中心に活発化している。2012 年以降は概ね、16 億ドルから 25 億ドルの間で推移しており、2022 年は 18 億ドルとなっている。

日系企業のメキシコに対する関心は依然高く、2023 年 12 月に国際協力銀行が発表した『わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告—2023 年度海外直接投資アンケート調査結果（第 35 回）』では、有望国ランキングでメキシコは 7 位（得票率 10.6%）にランクされている。

2023年度調査では、メキシコを支持する有望理由（複数回答）として、自動車産業の高い支持から、「組み立てメーカーの供給拠点として」（58.5%）が最多の回答を得ており、次いで「現地マーケットの今後の成長性」（48.8%）となっている。また、「第三国輸出拠点として」の割合について、2020年以降は減少傾向であったにもかかわらず、2023年度では増加している。日系企業の海外生産拠点としての注目を集めていることが窺える。なお、有望と回答した企業の業種内訳は、約半数の47.6%が自動車業界である。

図表 4-6 日本からメキシコへの直接投資額（2010年～2022年）



(出所) COMISIÓN NACIONAL DE INVERSIONES EXTRANJERAS

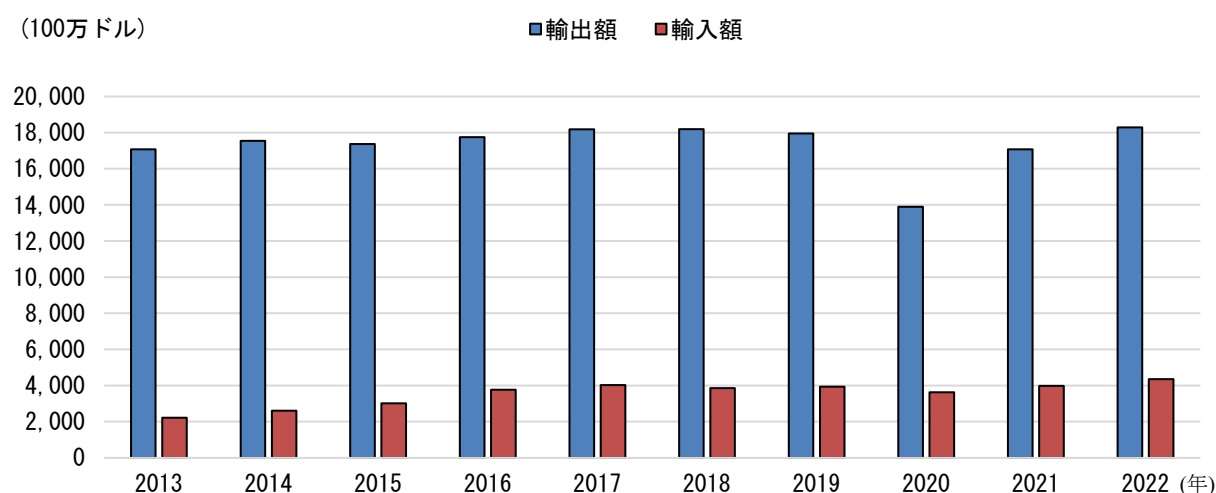
第5章 日本との経済関係

1. 日墨貿易

日墨間の貿易は、日本への原油輸出の減少や日本からの工業製品輸入の増加等に伴い、1980年代後半以降、メキシコ側の赤字（輸入超過）が続いている。2005年の日墨EPA締結以降、双方向で貿易が飛躍的に増加したが、2022年のメキシコの貿易額全体に占める日本の割合は、輸出が0.8%で輸入が3.0%に留まっている。

2013年以降の両国間の貿易を見ると、日本からメキシコへの輸出（メキシコの日本からの輸入）は、2013年から2018年までは増加傾向をたどり、2020年は新型コロナウイルスの影響を受けたものの、2022年までに元の水準に回復している。2022年には約183億ドルと、この10年間で約1.1倍となった。一方、日本のメキシコからの輸入（メキシコから日本への輸出）は、2022年には約44億ドルと、この10年間で約2.0倍となった。

図表 5-1 日本の対メキシコ輸出入の推移

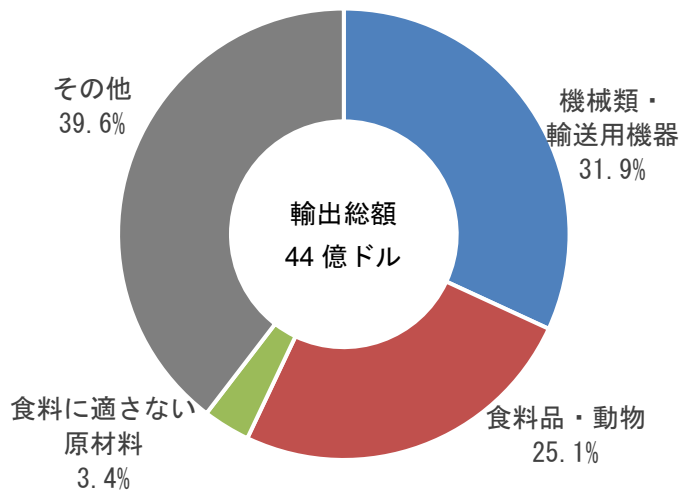


(出所) UNCTAD Stat より作成

メキシコの対日輸出品目、つまり日本がメキシコから輸入する品目は多岐にわたるが、2022年は総額44億ドルであり、このうち、機械類・輸送用機器が31.9%と最も多くを占め、次いで食料品・動物が25.1%、食料に適さない原材料が3.4%となっている。

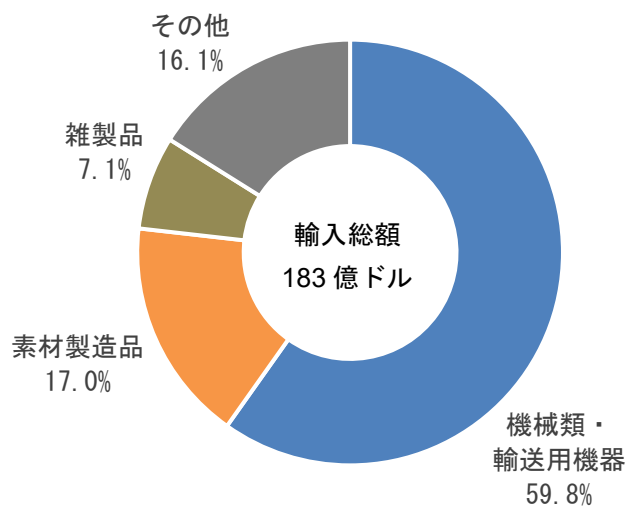
2022年におけるメキシコの日本からの輸入、つまり日本からメキシコへの輸出総額は183億ドルであり、内訳は金額が大きいものから機械類・輸送用機器が59.8%、素材製造品が17.0%、雑製品が7.1%となっている。

図表 5-2 対日輸出品目内訳（2022年）



（出所）UNCTAD Stat より作成

図表 5-3 対日輸入品目内訳（2022年）



（出所）UNCTAD Stat より作成

2. メキシコにおける日系企業

外務省統計（2022年）を見ると、メキシコにおける日系企業数は1,312社である。現地にあるメキシコ日本商工会議所の会員数を見ると、日系企業数は右肩上がり増加基調にあり、2010年に211会員だった会員数は、2015年に約2倍の411会員まで増加し、さらに2022年10月時点においては544会員となっている⁵。

⁵ <https://www.japon.org.mx/ja/%E4%BC%9A%E5%93%A1%E4%BC%81%E6%A5%AD.html>

3. 日・メキシコ経済連携協定

2002年10月、日墨首脳会談で「日墨経済連携強化のための協定（日墨 EPA）」の締結交渉の開始が合意され、2005年4月に発効した。その後、両国の貿易・投資面での関係は、日墨 EPA によってさらに深化している。

日墨 EPA は物品貿易の自由化を柱にしながら、サービス貿易、投資、政府調達、競争政策、ビジネス環境整備、二国間協力、紛争処理等に関する規定を盛り込み、両国間の幅広い経済関係の強化を目指している。物品貿易の関税については、原則として10年以内に完全撤廃することとなった。また、ビジネス環境整備委員会が設置され、2005年4月から2022年2月までに計7回の会合が開かれて、日墨間のビジネス環境の改善が進められた。2022年2月のビジネス環境整備委員会では、日本はメキシコに対し、エネルギー分野に進出している日系企業が円滑に事業を行えるよう法的安定性への配慮を要請した。一方、2008年9月から日墨 EPA の再協議が行われ、両国間の物品貿易に関する市場アクセスを拡大すること等について2011年2月に大筋合意に達し、2012年4月に改正議定書を発効した。

改正議定書の主な内容は以下のとおりで、両国で農産品に対する特惠措置の拡大や、自動車部品等の日本製工業製品の関税削減スケジュールの前倒し、認定輸出者制度の導入による原産地証明の簡素化等が盛り込まれている。

【日墨 EPA 改正議定書の主な内容】

- (1) 最恵国待遇税率（MFN 税率）の方が EPA 税率よりも低い品目については、MFN 税率を適用するという条文の追加
- (2) 認定輸出者制度の導入による原産地証明制度の簡素化
- (3) 輸入国税関当局による原産性の検認に対する回答期限の延長
- (4) メキシコ産農産品に対する日本側特惠措置の拡大
- (5) 日本産農産品・工業製品に対するメキシコ側特惠措置の拡大

（出所）外務省、経済産業省より作成

図表 5-4 日・メキシコ経済連携協定の経緯

2002年10月	小泉総理・フォックス大統領会談にて、交渉開始に合意 交渉開始後1年程度での実質合意を目標
2002年11月	交渉開始 ・首席代表レベル会合 7回開催 ・実務者レベル会合 14回開催
2004年3月	実質合意（大筋合意）
2004年9月	署名
2005年4月	協定発効
2012年4月	日・メキシコ経済連携協定改正議定書

（出所）経済産業省より作成

第6章 外資導入政策と管轄官庁

1. 外資導入政策

1980年代まで、メキシコにおいては原則として外資企業の出資比率が49%を超える投資は禁止されており、国内産業を保護する路線が維持されてきた。しかし、NAFTAの発効やOECDへの加盟等に代表される経済政策の自由化の流れに連動し、国内産業についても保護路線から開放路線へと切り替えられていった。

1994年には、現行法である外国投資法（Ley de Inversión Extranjera）が施行された。この新しい外国投資法により、1973年以来実施されてきたメキシコにおける外国投資の規制枠組みが劇的に変更された。その後追加の改正が行われてきたが、1995年、1996年、1998年、1999年、2001年、2006年、2008年、2011年、2012年、2014年、2015年に行われた改正が特に重要なものである。

原則として、外国投資法は、外国投資家及び外国投資家が支配するメキシコ企業が、事前の承認を得ることなく、(1)メキシコ企業の株式を100%まで保有すること、(2)メキシコの個人または法人から固定資産を購入すること、(3)新たな活動へ従事することまたは新たな製品を生産すること、(4)事業所を開設・運営すること、並びに(5)既存の事業所を拡張または移転することを認めている。この原則に対する例外は、外国投資法において明示的に規定されているもの（外資企業の投資が制限されている業種については、第10章を参照）、または金融セクター、もしくは金融セクターを対象とする法律において規定されているもののみである。この新しい規制の枠組みは、メキシコ企業に対する外資の出資比率を原則49%以下に制限していた旧外国投資法の制限に代わるものである。

上記のとおり、1994年代以降、歴代政権では新自由主義による成長を重視する姿勢をとっており、近年は外資企業に対する大幅な規制緩和が進んできたが、現行AMLO政権では保護主義路線をとり、国営企業を優遇する方針を一貫して掲げている。例えば、AMLO政権下のエネルギー政策として、電力産業法を改正して電力庁（CEF）による発電を優先させることを規定したほか、炭化水素法の改正によって石油精製品の流通・販売に関する国家の権限を強化した（ただし、いずれの改正法も民間事業者による提訴（アンパロ）がなされており、適用は差し止めとなっている）。このようなエネルギー政策に対しては米国も懸念を示しており、2022年には電力産業法改正等がUSMCAに違反していると主張してメキシコ政府に協議を要請している。また、2022年には鉱業法を改正してリチウム資源の国有化を図り、エネルギー省の管轄で国営リチウム公社 Litio para México（LitioMX）も新たに設立された（第10章参照）。

既述のとおり、2024年に予定されている次期大統領選挙は左派与党が優勢との見込みが報道されている。与党 MORENA の公認候補であるクラウディア・シェインバウム氏は、ロペス・オブラドール大統領がメキシコシティ市長を務めていた2000年～2006年までの間、メキシコシティの環境長官を務めた経歴を持つ。シェインバウム氏は、リチウム資源をはじめとした資源・エネルギー産業において国営企業を優遇している ALMO 政権の政策を支持しているが、報道によれば、再生可能エネルギーの開発等に関しては民間投資も必要であると述べている。

メキシコにおいて内外資問わずに利用できるインセンティブとしては、「輸出向け製造・マキラドーラ・サービス業振興プログラム（IMMEX: Industria Manufacturera, Maquiladora y de Servicios de Exportación）」、「産業分野別生産促進プログラム（PROSEC: Programas de Promoción Sectorial）」、「レグラ・オクターバ」等が主である。これらの投資インセンティブの概要は図表 6-1 のとおりである。

図表 6-1 投資インセンティブの概要

インセンティブ	概要
IMMEX	<ul style="list-style-type: none"> • IMMEX とは Industria Manufacturera, Maquiladora y de Servicios de Exportación の略であり、「輸出向け製造・マキラドーラ・サービス産業」を意味する。 • 主要恩典は一時輸入を行えることである。 • IMMEX にて享受できる恩典の内容は、各認定カテゴリーによって異なっていたものの、2020 年に行われた制度変更により現在は当該認定カテゴリーによる恩恵区分は撤廃されている。（詳細は第 9 章を参照）
産業分野別生産促進プログラム（PROSEC）	<ul style="list-style-type: none"> • 旧マキラドーラ・PITEX（Programa de Importacion Temporal para Producir Articulos de Exportacion: 輸出のための一時輸入措置）の無関税輸入の恩典の一部消滅を補うために導入された。 • PROSEC 指定業種のリストにある完成品をメキシコで製造し、製造に必要な原材料・部品及び機械・設備（含む工具類）が優遇関税の適用を受ける品目に指定されている場合に、必要な部品・原材料、機械等を優遇関税で輸入することができる。
レグラ・オクターバ	<ul style="list-style-type: none"> • PROSEC の補完制度である。

（出所）ジェトロ ウェブサイトより作成

2. 管轄官庁

メキシコへの投資促進機関として、従来、投資の促進に特化した政府機関としてメキシコ貿易投資促進機関（ProMéxico）があった。ProMéxico は各州政府の投資所管部局とは別に、主要州・地域に事務所を設置しており、該当の州・地域における情報を入手する際、これらの現地事務所を活用することが推奨されてきた。

しかし、2018 年 12 月に ProMéxico の廃止が表明され、2019 年 5 月 3 日付官報公布政令に基づき廃止され、ProMéxico 東京事務所の業務は在日メキシコ大使館に引き継がれることとなった。また、日本においては、メキシコ経済省駐日代表部が存在する。

第7章 主要関連法規

1. 会社設立・運営に関する法律

(1) 会社法・商法・連邦民法

一般的に「会社法」と呼ばれている商事会社一般法（Ley General de Sociedades Mercantiles）は、1934年に制定され、会社の設立要件・運営ルール等の全般的な事項が記されており、以下のような特徴を持つ。

- ・一般的に会社の所有と経営が未分離であるため、少数株主保護が問題となる。
- ・可変資本制度が認められており、資本金の増減に会社定款の変更が必要ない。

また、その他の商行為や営業活動においては、商法（Código de Comercio）及び連邦民法（Código Civil Federal）が規定している。

(2) 外国投資法

外国投資法及びその施行規則においては、外資参入禁止業種や出資比率規制業種が定められている。また、外国資本比率が49%を超える場合、その会社の資産総額が一定額を上回る場合は、外資委員会の承認が必要である。規制業種を除く一般業種では、100%まで外資による出資が可能である。

2. 税制に関する法律

メキシコの租税体系は、基本的には連邦政府の課す「連邦税」と地方自治体（州及び自治体）が課す「地方税」からなる。メキシコは合衆国という名前と相反して、中央集権的であり、税金の大半が連邦税法によって定められている。

(1) 連邦税法

連邦政府が課す連邦税について規定した法律である。主な連邦税としては、法人所得税、個人所得税、付加価値税、生産・サービス特別税、輸入関税、新車税等がある。

① 所得税法

所得税法には、法人所得税、個人所得税及び源泉所得税が併せて規定されており、所得税の算定方法等が記載されている。

② 付加価値税法

付加価値税は、商品・サービスの国内購入と輸入の際に課される間接税である。商品及びサービスの生産・流通の各段階における付加価値に対して課税される。

③生産サービス特別法

生産サービス特別税は、ガソリン・軽油等の燃料、酒類、ビール、たばこ、高カロリー食品等の特定の財の生産販売サービスまたは輸入、電話・通信サービスに課される間接税である。

(2) 地方税法

地方自治体（州及び市町村）が課す地方税について規定した法律である。主な地方税としては、給与税、不動産取得税、不動産保有税、自動車所有税、宿泊税、公共イベント税等がある。

3. 労働に関する法律

メキシコの労働法体系は、基本的には「連邦労働法」（1970年制定・2012年大改正）に定められ、外国人の滞在に関しては「移住法」で定められている（詳細は第19章参照）。

(1) 連邦労働法

2012年12月に大改正がなされたが、元々、メキシコ革命の影響を受けて制定された1917年の憲法の流れを受けて1970年に制定され、1970年代の学生運動の影響を受けたことから、労働者保護の性格が強く、2012年改正でもその性格を引き継いでおり、大きく以下のような特徴をもつ。

- ・従業員の90%のメキシコ人雇用義務（管理職・役員等は除く）
- ・労働者利益分配金（PTU）や、多額の手当、福利厚生等
- ・定年という概念が無く、原則として無期限の雇用形態
- ・人材派遣業務に対する厳しい制約（会社の主たる事業での利用が不可等）

直近では2022年12月に連邦労働法の改正令が公布され、2023年1月1日から施行されている。2022年の改正では、勤続開始から1年が経過した労働者の有給休暇日数を従来の6日から12日に増加させ、その後4年間は毎年2日ずつ有給休暇数が増え、5年後には20日とする規定がされた（従来は3年間の有給休暇日数増加を規定していた）。また、第78条の改正によって労働者は連続で最低12日間以上の休暇が取得できるようになった。従来は6日間であったが、本改正以降、雇用者は労働者が希望すれば12日間の連続休暇を与える必要がある。この改正の背景には、他国と比較して法定有給休暇の日数が少なく、労働時間が長いメキシコにおいて、多くの労働者が労働におけるストレスを抱えているために、休暇の増加によって労働者の人権を保護し、労働生産性を向上させる狙いがある。

(2) 移住法及び同施行規則

外国人の入国、滞在、出国について定めており、その滞在資格を大きく分けて「訪問者」、「一時的居住者」及び「永住者」に分類している。現地で報酬を受けない短期滞在出張者は「訪問者」として取り扱われるが、現地に勤務して報酬を受ける駐在員は、「一時的居住者」としての滞在資格を取得してから入国し、国家移住庁（INM）に滞在許可証の発給申請を行うこととなる。

ひとくちメモ 6: 労働者利益分配金 (PTU) について

メキシコでは、企業活動によって利益が出た場合 PTU 用の課税所得（繰越欠損金は利用不可）の 10% を労働者に分配することが労働法で定められており、企業にとっては負担となっている。分配方法は、全分配金の 50%を年間労働日数に応じて全ての労働者に分配し、残りの 50%を各労働者が受け取った賃金水準に応じて分配するというものである。なお、第 19 章で触れているとおり、2021 年 4 月の連邦労働法改正により PTU 分配額に上限が設定されている。従業員の給料の 3 倍、または、従業員が過去 3 年間に受け取った受領額の平均のいずれか高い金額が PTU 分配額の上限となる。

4. 知的財産権及び独占禁止に関する法律

メキシコでは知的財産権に関して、多くの先進国が採用する、世界知的所有権機関 (WIPO) が定める国際的な基準に準拠するかたちで、以下の 2 つの法律を定めている。

(1) 産業財産権保護法

産業財産権とは、工業及び商業に使用される創作に対し、国が一定期間付与する独占排他的使用権・実施権のことである。例えば、技術的新製品や機械や装置の改良、ある製品をさらに便利または魅力的にする独創的なデザイン、新規の製造工程、商標または商業標語、ある事業所を識別するための名称、ある製品を識別するか、または特徴付ける地理上の原産地に関する表示等が対象となる。

商標登録に関しては、2013 年 2 月 19 日のマドリッド協定議定書加盟により、国際出願制度を活用した商標登録も可能となった。2018 年に産業財産権法が改正され、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership: CPTPP、いわゆる TPP11)」が求める水準まで国内法に基づく商標権の保護を強化することとなった。2020 年 7 月には、米国・メキシコ・カナダ協定 (USMCA) を反映した新産業財産権保護法が公布され、2020 年 11 月より施行されている。

なお、産業財産制度を所管しているメキシコ産業財産権庁 (IMPI) と日本国特許庁とは、海外での早期権利取得を支援する「特許審査ハイウェイプログラム」という国際審査協力の枠組みを有している。

(2) 連邦著作権法

連邦著作権法では、知的財産権の一つである著作権の範囲と内容について定めている。所管は連邦著作権庁 (INDAUTOR) である。独占禁止に関する規定⁶では、独占、独占的慣行、違法な集中、参入及び経済競争への障壁その他の市場の効率的な作用への制限を防ぎ、調査し、対抗し、効率的に起訴し、厳格に罰し、無くすこと及び自由な市場参入及び経済競争を促進し、保護及び保障することを目的として、連邦経済競争法が 2014 年に施行された当該法律は、メキシコにおける全ての経済活動に適用される。

⁶ 公正取引委員会 HP を参照、一部引用した。

なお、連邦経済競争法の執行機関は、2014年に設立された連邦経済競争委員会であり、法的に独立した委員会であり、その決定や業務、予算執行等も独立して行われている。2020年7月には、連邦著作権法の改正が官報で公布されている。

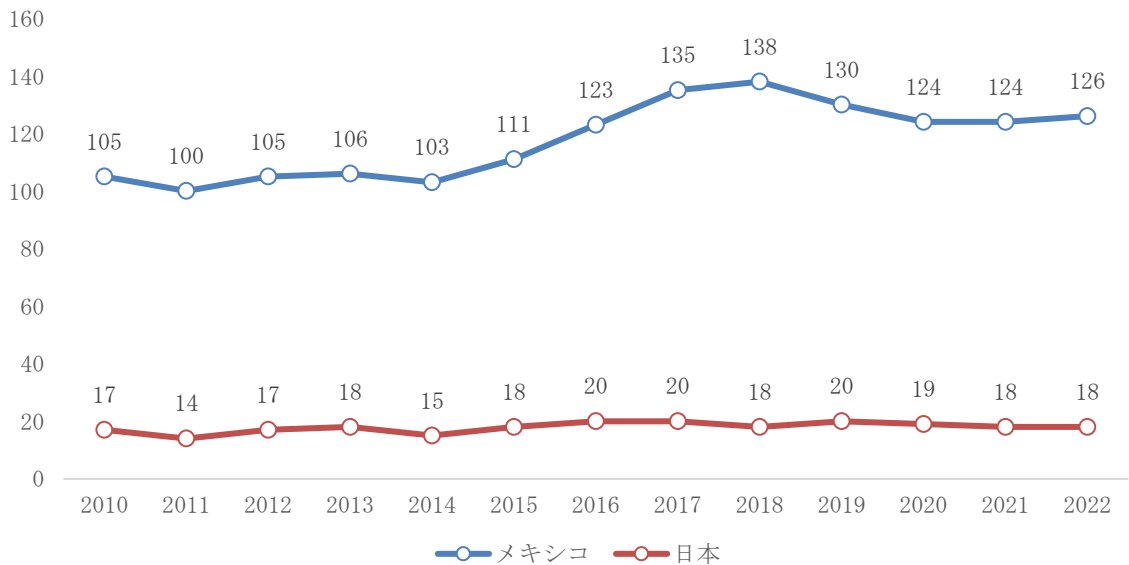
ひとくちメモ 7: メキシコでの個人情報保護法

2010年にメキシコにおいても、個人情報保護法が施行された。個人情報を取り扱う個人及び法人がこの法律の対象となり、保護の対象には従業員、得意先、仕入先等に関わる個人情報も含まれている。なお、日本の個人情報の定義としては、ほかの情報と容易に照合でき、それにより個人を識別できることが決められているが、メキシコの個人情報は照合の容易性や識別の可能性等は決められておらず、例えば、IPアドレスやcookieのような通常照合が容易とまではいえないデータも個人情報に含まれる。この法律では、個人情報を取り扱う者に対して個人情報の適切な管理体制・手段の構築を要求するとともに、個人情報の適時の更新（不要時の削除等）も規定している。

個人情報に含まれている本人（従業員等）が、自身の情報を不適切に取り扱ったとみなす場合は、訴訟を起こすことができる。不測の事態をさけるために、日系企業においても、情報が入っているパソコン自体の管理、個人情報保護のためのルール策定、ルールを守るための社内体制の構築等が必要となる。

5. 腐敗防止関連の法律

図表 7-1 腐敗認識指数（順位）



（出所）CORRUPTION PERCEPTIONS INDEX (Transparency International) より作成

メキシコの腐敗認識指数の推移は上記のとおりであり、2010年以降の順位は悪化の傾向が続き、2022年は180カ国中126位にランクされている。こういった状況に対応すべく、2016年には以下のとおり4つの新法の制定と3つの現行法の改正がなされている。

(制定)

- 行政責任一般法
- 国家腐敗防止システム一般法
- 連邦政府監査透明化法
- 連邦行政裁判所基本法

(改正)

- 連邦検察基本法
- 連邦刑法
- 連邦行政事務基本法

特に、行政責任一般法では、贈賄の定義を広く定め、公務員に対する直接または第三者を通じた当該公務員の職務若しくはほかの公務員の職務に関連する行為または不作為を対価とする不正の利益の約束、申し出、供与等が贈賄に該当することと定め（ファシリティペイメントも含む。）、その違反を犯した者だけでなく、企業の利益を代表して行った場合には、その企業も処罰対象として法人の解散命令も含めた厳しい罰則が科される。

現ロペス・オブラドール大統領は大統領選挙時から、腐敗や汚職を批判し治安維持に取り組むことを掲げてきた。AMLO 政権では、2019年に汚職の内部・外部通報システムに関するガイドラインを策定したり、贈収賄や公的資源の流用に関する通報窓口となるプラットフォームの運営を確立したりと、取組を進めている。2020年9月の年次教書演説でも、政治腐敗を徹底的に根絶するとの姿勢を示し、同政権がそれまでに実施した汚職対策の取組と経費節約で5億6,000万ペソの財源を得たことをアピールした。他方、2023年12月に実施した現地日系企業へのインタビューでは、現政権の取組で前政権時よりも政治的腐敗や汚職の状況に改善が見られるものの、長年にわたって汚職が蔓延しているために制度上の取組では大きな改善は期待できないとの声があった。

第8章 投資形態

1. 代表的な進出形態

外国企業がメキシコに進出する場合、現地法人の設立、支店の設立、駐在員事務所の開設、及び、合弁等の形態が考えられる。以下、上記に示した形態の概要について示す。

(1) 現地法人

会社法の定める会社形態としては、次の7つが存在する。

- i 株式会社 (Sociedad Anónima: S.A.)
- ii 有限責任会社 (Sociedad de Responsabilidad Limitada: S.de R.L.)
- iii 合名会社 (Sociedad en Nombre Colectivo: S.N.C.)
- iv 合資会社 (Sociedad en Comandita Simple: S. en C.S.)
- v 株式合資会社 (Sociedad en Comandita por Acciones: S.C.A.)
- vi 協同組合 (Sociedad Cooperativa: S.C.)
- vii 簡易式株式会社 (Sociedad por Acciones Simplificada: S.A.S.)

現地法人としては、日本の株式会社や合同会社に類似していることもあり、株式会社 (S.A.) と有限責任会社 (S.de R.L.) の2形態のどちらかを選択することが一般的である。有限責任会社は、いわゆる日本の「合同会社」や米国の「LLC (Limited Liability Company)」に相当するものである。株式会社・有限責任会社のどちらの場合においても、会社定款を変更せずに資本金を増減できる可変資本制度 (Capital Variable: C.V.) (図表 8-1 参照) を活用する事例が多く、その結果として可変資本株式会社 (Sociedad Anónima de Capital Variable: S. A de C.V.) が非常に多く採用されている。なお、有限責任会社の場合は、可変資本有限責任会社 (Sociedad de Responsabilidad Limitada de Capital Variable: S. de R.L. de C. V.) となる。

2016年の会社法改正により、一人会社の設立が認められる簡易式株式会社が追加されたが、株主資格が自然人に限定されていること、また、年間売上高が 6,783,425.40 ペソを超過してはならないこと、という制約があるため、現地の日系企業には利用価値があまりないものとなっている。

図表 8-1 可変資本制度の活用実態

活用実態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式会社 (S.A.) の場合、可変資本制度を活用し、可変資本株式会社 (S.A. de C.V.) を採用することが多い。 ・ S.A. de C.V.設立にあたり、最低資本金の定めは存在しないが、定款には固定資本金を定める必要がある。(最低資本金の制度は会社法改正に伴い撤廃されたが、旧法からの名残で、株式会社設立時には 50,000 ペソを固定資本金とする例が多い)。 ・ 資本金の上限は、「無制限」とすることも可能。 ・ 増資に関しては、登記の必要はなく、経済省外国投資局への登録のみ。
------	--

また、日系企業に主に利用される株式会社と有限責任会社の主な事項は以下のとおりである。

図表 8-2 株式会社と有限責任会社の主な比較

	株式会社 (S.A.)	有限責任会社 (S. de R.L.)
資本金	1ペソから可能だが、商習慣として従前の定めによる50,000ペソが存続している	1ペソから可能だが、商習慣として従前の定めによる3,000ペソが存続している
株主(出資社員)数	株主は最低2名必要で、国籍問わず個人・法人ともに可能	出資社員は2名以上50名以下で、国籍問わず個人・法人ともに可能
最高意思決定機関	株主総会	社員総会
経営意思決定機関	取締役会または唯一代表取締役(出資の有無及び国籍不問)	取締役会または唯一代表取締役(出資の有無及び国籍不問)
監査役	1名以上で設置が必要(出資の有無及び国籍は不問だが、当該会社またはその関係会社の従業員は不可であり、また、役員との姻戚関係での制限あり)	任意で設置可能 (出資の有無及び国籍不問)
その他	株式会社であっても、上場等していない限り、財務諸表の開示義務はない	米国親会社を持つ場合、米国での連結納税において、メキシコ子会社の損失を米国での課税所得圧縮に活用できる可能性がある

(2) 支店

支店(sucursal)は、本国本社を代理して貿易、または各種サービス(コンサルティング・サービス、技術支援等)の提供等の商取引を目的とする場合に選択されることが多い形態である。例えばメキシコで赤字が発生した支店の場合、日本と同一法人であるため、メキシコで発生した赤字により、日本の本社の課税所得を圧縮することが可能である。

メキシコの外国投資法によれば、各種許可の取得や登記の履行等のいくつかの条件を満たした場合、国外企業は支店を通じて、通常の業務を営むことが可能である。

一方、支店を利用した業務の主な欠点としては、法律上メキシコでの活動主体は国外企業である親会社自身となるため親会社が在メキシコ支店で生じた全ての行為の責任を負う、税務上メキシコでの恒久的施設(PE)としての取り扱いを受ける等が挙げられる。

(3) 駐在員事務所

駐在員事務所(Oficina de Representación)と支店の違いは、法制上明確に定義されているわけではないが、メキシコの外国投資法では「メキシコにおいて常態で商行為を営むか否か」を分類の基準としており、支店は営業活動を行うための活動拠点であり、駐在員事務所はそうではない拠点と分類される。

したがって駐在員事務所は、情報収集・提供や商流・物流管理等のみを行い、直接的な財・サービスの売買主体にはならないために、メキシコにおける法人所得税の納税義務はない。

(4) 合弁等

合弁は法的に明示されていないが、戦略的ビジネス・アライアンスの一手法として捉えられ、販売店、フランチャイズ、コンソーシアムや代理店等の契約を利用して運営される。また、会社法に定められた利益分配契約を合弁相手と締結することも可能である。

第9章 主要投資インセンティブ（奨励ゾーン、奨励業種等）

メキシコでは、1994年に現行外国投資法が施行されて以降、外資企業に対しても内国民待遇が適用されることとなったため、外資企業のみ適用される投資インセンティブは存在しない。内資企業に直接適用される奨励措置としては、「IMMEX」、「PROSEC」、「レグラ・オクターバ」、「戦略的経済特区」、「戦略的保税区域」、「企業認定スキーム登録制度」、そして地域別の投資奨励策が挙げられる。また、これらの措置は外資企業にも適用があり、外国貿易・投資業務に利益をもたらすものである。さらに、2023年6月には、現ロペス・オブラドール政権の4大プロジェクトの一つであるテワンテペック地峡開発プロジェクトにおいて、計画予定の10カ所の工業地帯に適用される新たな税制インセンティブが発表された。

1. IMMEX

(1) 概要

IMMEXは、輸出向けの製造・マキラドーラ・サービス産業振興プログラムのことで、一時輸入が認められる制度である。主要根拠法はIMMEX政令である。旧来のマキラドーラ制度とPITEX（輸出のための一時輸入措置）を統合し、手続きの簡素化と、輸出義務に関する条件の緩和がなされたものとなっている。

IMMEXの適用にあたって、「付加価値税（IVA）・生産・サービス特別税（IEPS）」モダリティー及び「認定通関業者（AEO）」モダリティーとして認定制度への登録を受けることができる可能性があるが、当該カテゴリーごとの恩恵分類は2020年7月以降に撤廃されている。

(2) プログラム形態

IMMEX登録は、申請企業が実行しようとする輸出プログラムに対する認可という形で行われる。IMMEX政令上、以下の5つのプログラム形態が認められている。

- 統括企業（Controladora de Empresas）IMMEX
- 工業（Industrial）IMMEX
- サービス（Servicios）IMMEX
- シェルター（Albergue）IMMEX
- アウトソーシング（Terciarización）IMMEX

このうち、特にサービスIMMEXには輸出製品に直接関係するサービス（塗装、研磨、切断、検品、仕分け、蔵置、ジャストインタイムによる搬入等）に加えて、IT産業を中心とした輸出支援サービスまで幅広く対象として含まれる。また、アウトソーシングIMMEXには、自社で生産設備を有せず、製造活動はあらかじめ登録認可を受けたほかの下請メーカーに委託する事業活動が含まれている。

なお、シェルター（Albergue）サービスとは、外国企業がメキシコに進出する際に活用する方法の一つで、現地法人を設立せずシェルターカンパニーに生産委託を行うものである。シェルターカンパニーは、現地での会社設立から経理、法務、労務等のバックヤード業務を請け負い、全ての手続きを実施するため、委託する外国企業側には迅速にメキシコ進出ができることや、製造・販売等のコア業務に特化できるというメリットがある。

(3) 恩典内容

IMMEX の適用の利点としては、一時輸入の実施、輸出を条件とする輸入に係る租税の免除・繰り延べ、事務手続きの簡素化等のための認可を取得できることが挙げられる。対象となる品目、一時輸入状態で国内滞留が認められる原則的期間、及び輸入に係る租税免除の可否について次の図表 9-1 に示した。なお、一部の品目については特別要件の履行が必要となり、認可される国内滞留の期間も短い。特に、2020 年 7 月になされた改定で滞留期間が 18 ヶ月に短縮された点や、「IVA・IEPS」モダリティーの恩典の多くが消滅した点にも留意が必要である。

図表 9-1 IMMEX の対象となる品目と国内滞留期間

政令	品目名	国内滞留期間	租税免除の可否
政令 4 条の I	燃料や潤滑油等生産工程で消費される財、輸出商品を構成する原材料・部品、容器・梱包材、ラベル・パンフレット等	18 ヶ月間 (ただし、バーチャル輸入は 6 ヶ月)	・輸入付加価値税（輸入 IVA）、アンチダンピング税（AD 税）の一律免除 ・輸入関税: 原産地・仕向地、輸入者の活動内容により免除の可否が決まる
政令 4 条の II	コンテナ、トレーラーケース	2 年間	・輸入 IVA、AD 税、輸入関税のいずれも免除
政令 4 条の III	生産工程で使用する機械設備、機器、工具、計器類、型、交換部品、汚染防止、調査・職業訓練、安全、演算・通信、試験、測定・測量、製品検査・品質管理、輸出製品に直接係る資材の取扱用設備・機器、管理用機器等	プログラムの有効期間中	・輸入 IVA: 免除 ・AD 税、輸入関税: 免除されない
センシティブ品目	A（一部の糖類）、B（関税分類（HS コード）72 類の鋼材）、C（繊維製品）、D（アルミ、同製品）、E（くず）	18 ヶ月間 (ただし、バーチャル輸入は 6 ヶ月)	-

(出所) メキシコ経済省、ジェトロウェブサイト国・地域別情報より作成

「IVA・IEPS」モダリティーでの各認定カテゴリー別の恩典の内容は、図表 9-2 に示したとおりである。IVA・IEPS 認定制度によって従来与えられていた恩典の多くは、メキシコ国税庁（Servicio de Administración Tributaria: SAT）の外国貿易に関する一般規則（SAT 貿易細則）の 2020 年 7 月 24 日付及び 2023 年 10 月 30 日付での改定により大幅に削減されている。この改定はそれぞれ 2020 年 7 月 27 日及び 2023 年 10 月 31 日から施行されているが、同時点で有効な認定を持つ企業は当該認定の有効期限まで、従来の恩典を享受できる。

なお、本改定は IVA・IPES 認定制度の恩典削減に大きく影響したが、他方で後述する AEO モダリティーの恩典は概ね変更がない。結果として AEO の恩典が際立つようになったため、2020 年の SAT 貿易細則改定の背景には、物流セキュリティの安全性が確保された AEO 認定企業の数を増やす目的があったものと考えられている。

図表 9-2 IVA・IEPS の各認定カテゴリー別の恩典の内容

カテゴリー	恩典の内容	2020年7月及び2023年10月の改定で消滅した恩典
A	一時輸入 IVA 保税	
	20日以内の IVA 還付	✓2020年7月改訂で消滅
	特定部門別輸出入業者登録の即時認可	✓2020年7月改訂で消滅
	特定部門別輸出入業者登録の即時停止を猶予	✓2020年7月改訂で消滅
	通関後のイレギュラー（注1）の自発的修正機会の提供	✓2020年7月改訂で消滅
	税関価格申告書、価格算定書の提出免除（一時輸入時のみ）	✓2020年7月改訂で消滅
	通関監査プロセス開始後の貨物差押え猶予（60日間）	✓2020年7月改訂で消滅
	一時輸入滞留期間の18ヵ月から36ヵ月への延長	✓2020年7月改訂で消滅
	米国ラレド空港税関におけるメキシコ国際航空貨物の事前通関（自動車・電子・航空機産業のみ）	
	個別認識が必要な商品のシリアル番号記載義務免除（電気・電子産業・航空機メンテナンス請負）	✓2020年7月改訂で消滅
AA	自動車部品メーカーと完成車メーカーの間の自動車部品保税転送手続きの簡素化	
	Aで与えられる恩典	一部（上記）
	15日以内の IVA 還付	✓2020年7月改訂で消滅
	税務調査開始前に自発的修正申告を促す通知（注2）	✓2020年7月改訂で消滅
	保税在庫管理要件の緩和	✓2020年7月改訂で消滅
AAA	SATの許可が必要な輸入申告書の修正を、輸入後3ヵ月以内であれば許可なしで実施可能	✓2020年7月改訂で消滅
	有効期限2年	✓2023年10月改訂により有効期限1年となった
	A及びAAで与えられる恩典	一部（上記）
AAA	10日以内の IVA 還付	✓2020年7月改訂で消滅
	月次一括輸出入申告	✓2020年7月改訂で消滅
	一時輸入時のシリアルナンバー不記載可能	✓2020年7月改訂で消滅
	自社内輸出手続き可	✓2020年7月改訂で消滅
	「V5」オペレーション（注3）	✓2020年7月改訂で消滅
	有効期限3年	✓2023年10月改訂により有効期限1年となった

（注1）故意でない違法状態、SATに通知して60日以内に修正申告すれば罰則なし。

（注2）事業者の義務不履行をSATが発見した場合、税務調査を正式に開始する前に、自発的な修正機会を与えるため、事業者に書面で通知する。

（注3）「V5」の申告コードを使い、IMMEX企業が保管する外国居住者所有の一時輸入在庫を国内で非IMMEX企業に移転するオペレーション。通関申告上はIMMEX企業が外国居住者に再輸出、非IMMEX企業が外国居住者から確定輸入したことになる。

（出所）メキシコ経済省、ジェトロ ウェブサイト国・地域別情報より作成

(4) IMMEX 制度の登録・維持のための要件

IMMEX 登録及び維持にあたっては、所定の要件（図表 9-3 に示す 8 つの主要な要件を含む。）を満たす必要がある。

なお、自社では生産設備を保有せず生産行為を委託先に委ねる企業であっても、IMMEX 登録を行った上で予め委託先をメキシコ経済省に登録した場合は、一時輸入等の恩恵を受けることができる。

図表 9-3 登録及び維持の主要な要件

要件	<ul style="list-style-type: none"> ① 所得税法に則り、所得税を納税するメキシコ居住の法人であること ② 年間 50 万ドル相当以上、若しくは年間総売上上の 10%以上を輸出すること ③ メキシコ国税庁（Servicio de Administración Tributaria: SAT）の高度電子署名（FIEL）証明書を有すること ④ 現行の連邦納税者登録（RFC）を有すること ⑤ 税務上の住所、並びに IMMEX 操業を行うほかの住所が RFC に登録してあり、且つ同登録が現行のものであること ⑥ 貿易オペレーションに関する年次報告を提出すること ⑦ 国立統計地理情報院（INEGI: Instituto Nacional de Estadística y Geografía）に対し月次統計報告を行うこと ⑧ IMMEX 政令添付 IV に基づく輸入品の在庫管理を行うこと
----	---

（出所）メキシコ経済省、ジェトロ ウェブサイト国・地域別情報より作成

ひとくちメモ 8: 日系企業の多くは「A」を取得

先に示したように、2014 年の税制改正において 2015 年からは一時輸入の際にも輸入 IVA を支払わなければならないという制度に変更されたが、一定以上の要件を満たす企業については、IVA の保税の継続が認められるという救済措置が採られている。先述したように IVA・IEPS 認定制度により A から AAA の順に利点が多いが、その順番で認定要件は厳しくなる。

A から AAA までの共通の基本要件として、税務義務履行証明や従業員の社会保険加入証明（10 人以上）等が求められるが、最も重要なのは、直近の 12 ヶ月において企業全体の一時輸入品の 60%以上が再輸出の商品として輸出されていること（新規企業の場合は免除される）を証明することである。

一方、AA、AAA のカテゴリーは、A の要件を満たすことに加えて、原則、操業経験の長さ、または企業規模の大きさが求められ、かつ部品・原材料のサプライヤーの税務義務履行証明も準備する必要がある。条件が多い代わりに 2020 年以降、恩恵は実質年数の違いしかないため、日系企業の多くは「A」を取得している。

2. PROSEC

(1) 概要

PROSEC は、在メキシコ製造業者向けの優遇措置として 2001 年より適用されている、産業分野別生産促進プログラムのことである。PROSEC で指定された各業種については、特定の完成品を製造する際に必要とされる部品・原材料、機械・設備の輸入に対して優遇関税が適用される。

(2) 優遇内容

PROSEC で優遇される業種は、以下の図表 9-4 に挙げる 24 業種である。当該業種に関するリストに掲載されている完成品を製造する際に必要とされる部品・原材料、機械・設備を 0%、3%、5%の優遇関税で輸入することができる。なお、同制度導入の目的は輸出振興ではなく国内産業育成であるため、輸出の義務は課されていない。

図表 9-4 PROSEC で優遇される業種

業種	①電気、②電子、③家具、④玩具、⑤靴、⑥冶金工業、⑦資本財、⑧写真産業、 ⑨農業機器、⑩他業種、⑪化学、⑫ゴム・プラスチック、⑬製鉄、 ⑭薬品・医療機器、⑮輸送機器（ただし、自動車産業を除く）、⑯製紙、⑰木材、 ⑱革製品、⑲自動車及び自動車部品、⑳繊維・アパレル、㉑チョコレート・菓子、 ㉒コーヒー、㉓食品産業、㉔肥料
----	---

（出所）メキシコ経済省ウェブサイト、ジェトロウェブサイトより作成

(3) 留意事項

対象となる業種、製品、品目については度々改正されているため、確認が必要である。最新情報については、経済省のウェブページ (<https://www.snice.gob.mx/>) にて確認が可能である。24 業種別の製造品目の最新リストは PROSEC 政令（Decreto por el que se establecen diversos Programas de Promoción Sectorial）第 4 条に、24 業種別の優遇関税の対象品目と税率を定める最新リストは同政令第 5 条に掲載されている。

3. レグラ・オクターバ

(1) 概要

レグラ・オクターバは PROSEC の補完制度で、PROSEC 対象外となる部品・原材料についても暫定的に優遇関税率で輸入することが認められている。元々は輸入一般関税法の補則第 8 条で、特定の製品について、製造業者登録を得ている企業が当該特定製品を製造するにあたり必要となる部品や原材料を優遇関税で輸入できる制度であったが、PROSEC の発足に伴い同制度を補完するものとなった。

PROSEC では HS コードによって優遇関税の適用の可否が判断される。そのため、同一の HS コードに複数の異なる品目が含まれ、かつその一部の品目のみに優遇関税の適用に合理性が認められる場合に、当該 HS コードの品目が PROSEC の対象外とされることがある。

このような場合において、優遇関税を適用することに合理性が認められる品目については、レグラ・オクターバに基づき優遇関税の適用が認められる。

(2) 優遇内容

メキシコ経済省に対してレグラ・オクターバを申請し認められたら、PROSEC に含まれない品目を関税率 0%~5%で輸入することができる。

(3) 留意事項

優遇関税率による輸入許可の有効期限は原則として 1 回につき 1 年間である。申請者の要望に基づき輸入数量が割り当てられる。輸入許可の有効期限内であっても、割り当てられた輸入数量を消化した場合には改めて許可申請を行う必要がある。製鉄、チョコレート・菓子、コーヒー関連の申請においては、一部特殊要件が存在する。なお、メキシコ経済省は優遇関税の申請に対する許可に際して、図表 9-5 に示す 4 つの判断基準を考慮している。

図表 9-5 レグラ・オクターバ許可の判断基準

基準	<ul style="list-style-type: none"> • 柔軟に資金調達を行うため供給元の多角化を図る場合 • 国内で生産されていない、もしくは十分な生産量がないものを輸入する場合 • 新製品生産・新規プロジェクト開始に向けた立ち上げ段階で必要な場合 • 貿易取引上の契約を遵守した製品を生産するために必要な場合
----	--

(出所) メキシコ経済省、ジェトロ ウェブサイト国・地域別情報より作成

4. 北部国境地帯経済特区

メキシコ政府は、2019 年より北部国境地帯の減税措置を導入した。対象地域の経済活性化と雇用の創出を目的として、法人所得税 (Impuesto sobre la Renta: ISR) 税率を 30%から 20%に引き下げ、付加価値税 (IVA) 税率を 16%から 8%へ引き下げている。減税が適用されるのは、バハ・カリフォルニア、ソノラ、チワワ、コアウイラ、ヌエボ・レオン、タマウリパスの 5 州の合計 43 市町村である。

図表 9-6 減税策の概要

項目	概要
法人所得税	<p>対象地域で 90%以上の収入を上げる法人及び個人事業者に対し、所得税 (ISR) 30%の 3 分の 1 に相当する税務クレジットを与える。ただし、北部国境地帯源泉の所得に対してのみクレジットが適用できる。原則として同地域において 18 ヶ月以上の操業実績があることを示すことが条件とされるが、新規に事業を立ち上げる場合には、同地域で新規に固定資産を取得すれば、適用対象となる。税務上の住所が同地域にない場合でも、支店等があれば、その売上高について税控除を申請できる。</p> <p>金融・保険業、士業、人材派遣業、農業、畜産業、漁業、林業のほか、所得税法第 181 条及び第 182 条に基づき課税所得を算出するマキラドーラ・オペレーションを行う事業者については、適用対象外。</p>

項目	概要
付加価値税	北部国境地域における事業所や施設において、物品の譲渡、サービス提供、物品のリースに関する活動を行う法人もしくは個人事業者に対して、IVA 適用料率に通常の50%（16%→8%）のクレジットが付与される。具体的には IVA 税率8%の電子インボイス（CFDI）が発行できることになる。条件として、物品の引き渡し、リースの提供、独立したサービスの提供が北部国境地域内で実行されなければならない。なお、物品・サービスの輸入、不動産及び無形資産の譲渡取引、e コマースにはクレジットが適用できない。

（出所）メキシコ経済省、ジェトロ ウェブサイト国・地域別情報より作成

5. 戦略的保税区域

（1）概要

戦略的保税地域（RFE: Recinto Fiscalizado Estratégico）は、大蔵公債省の認可によって開設されるフリーゾーンであり、2002年の戦略的保税区域設置政令、2016年2月の戦略的保税区域とその活用スキームを奨励する政令、SAT 貿易細則等によって規定されている。

2016年2月の制度改正により、一時輸入における IVA・IEPS の保税認定は申請と同時に付与されるようになり、所要期間が短縮され、IMMEX 等のほかの保税プログラムに比べ円滑な事業開始が可能になったほか、修正申告の利便性や特定部門別輸入業者登録の即時認可等の恩恵が拡大された。

（2）優遇内容

RFE の開設にあたってはメキシコ大蔵公債省の認可が必要となる。認可は2種類に分かれており、①税関に隣接する指定保税地域（Recinto Fiscalizado）、または港湾地域（Recinto Portuario）内、もしくはこれらに隣接する土地の使用権を有する者に RFE 全体の管理運営権が認可される「運営認可」と、②同認可済みの RFE において、貨物の蔵置、点検、改装、仕分け、加工、製造、展示等を行う利用者としての登録が認可される「利用認可」である。「運営認可」を取得した者に対しては「利用認可」は認められない。いずれの認可も1回の有効期限は20年間と定められているが、更新が可能である。

RFE への貨物の搬入に際しては、輸出入関税・相殺関税の支払い、動植物検疫、厚生、環境、公安関係以外の分野での非関税規制の履行が免除される。搬入貨物の RFE 内滞留期間は部品・原材料は60ヵ月、機械設備は RFE 利用認可の有効期限まで（延長可）であったが、大蔵公債省が2023年4月25日に2023年の貿易に関する一般規則（Reglas Generales de Comercio Exterior: RGCE）の第2次改正を官報で公布したことにより、貨物における滞留許容期間が60ヵ月から24ヵ月に大幅に短縮されている。

6. 企業認定スキーム登録制度（RECE）

（1）概要

2016年5月に行われた SAT 貿易細則の改定において、従来、複数存在していた企業認定制度が、企業認定スキーム登録制度（RECE）として統合された。

これにより、前述した IMMEX 企業が対象となる認定制度は、IVA のための認定を主目的とする「IVA・IEPS」モダリティーと、通関手続きの円滑化・簡素化を主目的とする「AEO」モダリティーの2種類に集約されて、従来の通関手続きの円滑化・簡素化のための認定要件カテゴリーの「B」及び「D」が廃止された。

(2) 登録のための要件

SAT 貿易細則によると、認定企業の登録のための基本的な要件は図表 9-7 のとおりとなっている。以下に加え、登録対象企業の規模や業種によって満たすべき個別要件も存在する。

図表 9-7 認定企業登録で満たすべき基本要件

基本要件	<ol style="list-style-type: none"> 1 メキシコ法に則って設立された法人であること 2 納税義務を履行していること 3 SAT 貿易細則の定める基準に従い通関関連法規の履行実績を証明すること 4 輸送業者を指名すること
------	--

(出所) 税関法、ジェトロ ウェブサイト 国・地域別情報より作成

「IVA・IEPS」モダリティーの主な認定要件は、図表 9-8 のとおりとなっている。IVA・IEPS モダリティーの恩恵は 2020 年 7 月以降統一されており、モダリティーによる恩恵の差はなくなったものの、制度上の認定要件は引き続き以下のカテゴリー別に残っている。

図表 9-8 IVA・IEPS モダリティーの主な認定要件

カテゴリー	要件	
A	基本要件 (全認定)	税務義務履行証明 (Positive Tax Opinion Compliance)
		従業員がいること (人材派遣を含む)
		SAT 発行のブラックリスト (税務義務違反者等) に掲載されていないこと
		有効なデジタル印章
		活動を実施する全ての施設を SAT に登録
		有効な輸入業者登録 (場合によっては特定部門別輸入業者登録)
		当局による査察を随時受け入れること
		輸出入先の企業リスト (過去 12 ヶ月) (注 1)
		国内サプライヤーリスト (過去 6 ヶ月) (注 1)
		申請時で 8 ヶ月以上の契約期間が担保された不動産の合法的使用
		SAT が過去 3 年間、申請企業の株主や代表者、取締役員に対して刑事告訴をしていないこと
		SAT が規定する在庫管理
		SAT が規定する電子会計帳簿の導入
	株主、代表者、取締役等の租税義務に滞りがない	
連邦公課法 (LFD) 第 40 条が定める登録手数料の支払い		
IVA・IEPS モダ	10 人以上の従業員 (人材派遣を含む) と社会保険義務の履行	

カテゴリー	要件	
	リティー	国内投資の証明
		既認定企業の場合、保税在庫管理義務を果たしていること
		国内サプライヤーが SAT のブラックリスト（CFF 第 69 条 B）に載っていないこと
	うち IMMEX	有効な IMMEX 登録を持つこと
		IMMEX オペレーションに必要なインフラを所有
		直近 12 カ月の一時輸入額の 60% 以上について、再輸出（バーチャル輸出含む）すること（注 1）
活動内容（生産・サービス）に関するフローの証明 プロジェクトの継続性を証明する書類（受託生産契約、購買契約書等）		
うちセンシティブ品目（鉄鋼、繊維、砂糖等）	最低 12 カ月以上の IMMEX オペレーション経験	
AA	(A に加えて)	直近 4 年間のオペレーション経験、1,000 人以上の従業員、あるいは 5,000 万ペソ以上の設備・機材を持つ
		直近 12 カ月において SAT に対し租税債務が無いこと（注 2）
		直近 6 カ月の IVA 還付申請において、却下された額が許可された額の 20% 以内で却下額が 500 万ペソを超えないこと
AAA	(A に加えて)	直近 7 年間のオペレーション経験、2,500 人以上の従業員、あるいは 1 億ペソ以上の設備・機材を持つ
		直近 24 カ月において SAT に対し租税債務が無いこと（注 2）
		直近 6 カ月の IVA 還付申請において、却下された額が許可された額の 20% 以内で却下額が 500 万ペソを超えないこと

（注 1） 過去 12 カ月以内に初めて IMMEX に登録された企業については免除

（注 2） 租税債務が保証金でカバーされている、あるいは SAT と返済方法について合意されていれば申請可
（出所） ジェトロ資料より作成

AEO の認定を受けるためには、税務、通関、物流セキュリティの 3 分野におけるコンプライアンスの徹底と、最低 3 年間の貿易事業実績が必要であり、その期間における納税義務の履行や適正な通関手続きの履行が検査されるとともに、物流の安全性に関して、図表 9-9 に示す項目をクリアしなければならない。

図表 9-9 AEO 認定企業登録のための物流の安全性に関する要件

要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ サプライヤー・チェーンにおける安全対策 ・ 関連施設の安全性と安全対策 ・ 関連施設へのアクセス管理 ・ 取引相手の安全性及び信頼性の確保 ・ 製造・流通プロセスにおける安全性 ・ 通関手続きの適正な履行と管理 ・ 輸送手段・コンテナの安全性 ・ 従業員の安全性 ・ 情報・書類の安全性 ・ 物流セキュリティに関する研修プログラム ・ 事故の管理と調査
----	--

（出所） ジェトロ ウェブサイト国・地域別情報より作成

(3) 恩典の内容

「IVA・IEPS」モダリティー企業に与えられる恩典の内容は前述のとおりだが、AEO企業に与えられる主な恩典は以下のとおりである。

- 専用通関レーン（Express）の利用
- 輸入申告書の部分的修正
- 申告漏れや未申告の指摘を受けた際の修正申告
- V5オペレーションの実施
- バーチャル一時輸入調達した部材の36ヵ月の滞留期間

7. 州別の投資インセンティブ

メキシコの各州においては、それぞれ独自の投資インセンティブが存在する。こうした投資インセンティブに加え、州政府と個別に交渉することで追加的に個別のインセンティブを得られる可能性もある。

8. AMLO 政権による新規導入インセンティブ

国営企業を優遇する姿勢を取っている AMLO 政権では産業振興政策が積極的に進められているわけではない中で、北部国境地帯やテワンテペック地峡等の一部特定地域に限っては重視しており税制インセンティブを導入したほか、半導体や電子部品等の戦略分野における輸出製造業への投資を促すための恩典を発表している。これは、昨今のニアショアリングの流れを受けた政策実施の動きであると思われる。本節では2023年1月時点で導入されている AMLO 政権下での税制インセンティブについて示す。

(1) テワンテペック地峡進出企業への税制インセンティブ

AMLO 政権では、テワンテペック地峡開発プロジェクトを推進しており、10ヵ所の工業地帯の開発が計画されている。これらの工業地帯において適用される新たな税制インセンティブが2023年6月5日に連邦官報にて発表された。10ヵ所の工業地帯のうち6ヵ所（ベラクルス州のコアツァコアルコス1、コアツァコアルコス2、サン・フアン・エバンヘリスタ、テキステペック、及びオアハカ州のサリナ・クルス、サン・ブラス・アテンパ）は同年5月の官報で公示されている。

各拠点において工業団地等を開発するディベロッパーと、同拠点の土地を取得して特定の生産活動を行う企業に対して、所得税（ISR）と付加価値税（IVA）の恩典が付与される。

①対象の活動

恩典の対象となる特定の生産活動としては、以下図表9-10の12の活動が定められている。

図表 9-10 税制インセンティブの対象となる生産活動

特定の生産活動	1 電気・電子 2 半導体 3 自動車（電動車） 4 自動車部品・輸送機器 5 医療機器 6 製薬 7 アグロインダストリー 8 発電・配電機器（クリーンエネルギー） 9 機械・機器 10 情報通信技術 11 金属・石油化学 12 テワンテペック地峡開発公社（CIIT）運営審議会が定めるほかの生産活動
---------	--

（出所）ジェトロ ウェブサイトより作成

② 特典の内容

所得税（ISR）と付加価値税（IVA）のインセンティブは以下図表 9-11 のとおりである。所得税（ISR）の 100%免除については、100%相当のタックスクレジットが与えられ、月次予定納税または確定申告納税時に収めるべき本来の税額から控除することで実施される。

図表 9-11 テワンテペック地峡進出企業に対するインセンティブの内容

所得税（ISR）	<ul style="list-style-type: none"> • 設立（注 1）から 3 年間の 100%免除 • その後 3 年間の 50%または 90%（注 2）の免除 • 設立から 6 年間の設備投資の即時償却（注 3） ※ただし、ISR 法第 181~182 条に基づくマキラドーラ・オペレーション等ほかの優遇措置との併用は不可
付加価値税（IVA）	<ul style="list-style-type: none"> • 政令の交付（2023 年 6 月 5 日）翌日から 4 年間（注 4）、域内の取引には IVA が課税されない

（注 1）進出企業が税制特典を受ける要件を満たすことを大蔵公債省が認定する確認証書が発行された時点が「設立」として特典の起点となる。

（注 2）大蔵公債省が定める指針に基づく雇用水準を上回った企業に対して 90%の免税率が適用される。

（注 3）ISR 法が定める償却率にかかわらず、設備投資の全額について、当該設備を利用した最初の年または翌年に一括で損金算入することを認める特典。

（注 4）テワンテペック地峡開発プロジェクトの残り 4 拠点については、本政令公布時に詳細な地域が定められていないため、同地域を特定する CIIT の行政文書公布後の 4 年間で IVA 免除の有効期間となる。

（出所）ジェトロ ウェブサイトより作成

(2) 輸出製造業への税制インセンティブ

2023 年 10 月 11 日に、輸出製造業に対して一時的な税制特典を導入する政令が連邦官報で公布され、翌日から施行されている。この政令は、昨今のニアショアリングの追い風を活かして、戦略的分野への投資を呼び込み、競争力を強化することで、メキシコの国際的な立ち位置を強固にすることを目的として定められた。これまでメキシコでは、世界的な中国依存脱却の動きから恩恵を受けるための政策が打ち出されておらず、AMLO 政権に対して批判も集まっていた。

なお、本政令によるインセンティブは 2024 年または 2025 年までの現政権期間を対象とするものの限定である。

①対象となる輸出製造業

恩典の対象は、以下図表 9-12 の 10 の戦略業種において製造を行い、2023 年と 2024 年の輸出額が総取引高の 50%以上となるなっている輸出製造業である。財務省次官によれば、これらの 10 業種で新たにメキシコに投資して拠点を設ける企業のほか、既にメキシコに拠点を持つ企業であってもこれら 10 業種に該当する場合は恩典の対象となる。

図表 9-12 税制インセンティブの対象となる戦略業種

戦略業種	<ol style="list-style-type: none"> 1 人、家畜用の食品 2 肥料・農薬 3 製薬用原料、医薬品 4 電子コンポーネント（電子基板、回路、コンデンサー、抵抗器、コネクタ、半導体等） 5 計測・管理・航行用機器、電子医療機器 6 バッテリー・電池、電気ケーブル、コネクタ、コンタクト、ヒューズ、電気設備付属品 7 自動車用のガソリン・ハイブリッド・代替燃料エンジン 8 自動車、鉄道、船舶、飛行機に用いられる部品 9 航空機用の内燃機関エンジン、タービン、トランスミッション 10 医療・歯科用・研究所用非電子機器、医療用使い捨て素材、眼科用光学機器
------	---

（出所）ジェトロ ウェブサイトより作成

②恩典の内容

本政令による恩典は、投資額の即時償却及び従業員に対して行われる研修の費用の追加損金算入である。

- 投資の即時償却（2023 年～2024 年）

上記の戦略業種の輸出製造企業は、以下図表 9-13 に示す最大償却率まで投資額を初年度に即時償却できる。ただし、同償却率を上回った投資額分を次年度以降に償却することはできないため、納税者による選択制となる。主に自動車、半導体、農業部門に対して、80%以上の償却率が設定されている。また、上記の 10 業種には含まれないが、映画や著作権のある動画を輸出向けに制作する場合にも、関連する投資の即時償却が可能である。

即時償却を適用する機械は新品である必要があり、償却適用年度後、原則として 2 年間は継続して使用する必要がある。ただし、ここでいう「新品」とは、「メキシコで初めて使用されるもの」と定義されているため、日本等の外国で使用されていた中古機械を持ち込む場合には即時償却を適用できる可能性があるが、本政令には不明瞭な部分も多いため、SAT が今後公布する予定の細則で詳細を確認する必要がある。

図表 9-13 加速度償却の分野別最大償却率

分類	製品／分野	最大償却率
対象製品別	自動車、バス、トラック、フォークリフト、トレーラー (電気、ハイブリッド、水素を動力とするものに限る)	86%
	農薬散布用飛行機	86%
	PC、サーバー、プリンター、スキャナー、グラフ表示器、バーコードリーダー、デジタル変換器、外付けメモリ、ネットワークハブ	88%
	ダイス、金型、鋳型、工具	89%
	メキシコにおける新製品開発や技術開発に直接使用される機器	89%
産業分野別 (設備・建設投資)	半導体の設計・加工・製造・組立・試験・パッケージング・研究、電子コンポーネントと半導体のパッキングを行うための施設の建設	56%
	医薬品、医薬品殺菌製品、診断用物質、医療用の錠剤・カプセル・水溶液、注射用薬剤を製造する機械	56%
	電子顕微鏡、電子医療機器、研究所向け機器、分析・試験用機器、診断・放射線治療機器、ペースメーカー・補聴器、インプラント機材を製造する機械	56%
	化学製品、電子コンポーネント・半導体の製造、組立、試験、パッケージングのプロセスで利用される材料を製造する機械	72%
	電子コンポーネント及び半導体の設計・加工・製造・組立・試験・パッケージングのための機械であり、配置、熱処理、酸化、拡散、リソグラフィ、フォトレジスト、洗浄・不純物除去、ドーピング、製造プロセスの自動化、試験、組立、パッケージング等の領域で使用されるもの	76%
	電子基板、回路、キャパシタ、コンデンサー、抵抗器、コネクタ、反動炭、インダクタ、トランス、モデム、電話機、ハーネス等の電子コンポーネントの設計・加工・製造・組立・試験・パッケージングのための機械	76%
	動画・写真撮影のための舞台・スタジオ建設・設営	80%
	音声・動画・ビジュアルエフェクトの編集のための機器・施設、アニメーションや音声・動画編集のためのコンピュータ、舞台裏の設営用機器、舞台装置	80%
	ハードディスク用磁気素材、電子基板、半導体パッケージング用素材、機構用素材（プラスチック、金属）、PCB、グラフィック基盤、ソリッドステートドライブ、実装基板、アダプタ、電子機器用バッテリー、液晶パネルを製造、組立、加工するための機械	83%
	撮影・録画用機器、撮影・録画用照明機器	83%
	自動車、ピックアップ、トラック、鉄道車両、船舶、航空機用のバッテリーを製造、組立、加工するための機械 (これらの動力が電気の場合のみ)	86%
	自動車、ピックアップ、トラック、鉄道、船舶、飛行機の製造のための機械 (これらの動力が電気、ハイブリッド、水素によるものに限る)	86%
	自動車、ピックアップ、トラック用のガソリンエンジン、ハイブリッドエンジン、代替燃料エンジンを製造するための機械	86%
	自動車、ピックアップ、トラック、鉄道、船舶、飛行機に用いられる電気・電子部品、ステアリング・サスペンション・変速機系統部品、座席・内装部品、動続プレス部品を製造するための機械	86%
	人、または家畜用の食品を生産するための機械、または食品生産ラインで用いられる機器、ボイラー、貯水タンク	88%

(出所) ジェトロ ウェブサイトより作成

- 従業員への研修費用の追加費用控除（2023年～2025年）

2023年～2025年の3年間に限り、各年度の年次確定申告において、該当年度に各従業員が受けた研修費用の増加額（2020年～2022年の従業員の研修費の年間平均額を上回る部分）の25%に相当する追加での損金算入が認められる。なお、納税する企業の活動に関連する技術的または科学的知識を提供するための研修が対象となる。

第10章 外資規制業種

外国投資法には、外資参入禁止業種や出資比率規制業種等が定められている。以下に規制対象となる主な業種分類や該当業種を紹介する。

また規制業種以外でも、既存企業の資本金に49%を超えて外資が参加し、その会社の資産総額が、外資委員会が規定する基準金額を上回る場合、外資委員会の事前承認が必要となる点には留意が必要である。なお、2023年11月時点の基準金額は、249億7,986万2,979.30ペソ（2023年10月27日官報公示国家外資委員会決定、翌日より施行）である。

1. 外国投資が禁止されている業種

外国投資が禁止されている業種は、図表10-1のとおりである。禁止業種の分類としては、「メキシコ国家に留保される業種」及び「メキシコ人または会社定款に『外国人排除条項』を定めるメキシコの法人に留保される業種」が存在する。

図表 10-1 外国投資が禁止されている業種

規制業種分類	該当業種
メキシコ国家に留保される規制業種 (外資法第5条)	<ul style="list-style-type: none"> 憲法27条第7パラグラフ及び28条第4パラグラフ、並びにそれぞれの施行法（炭化水素法）が規定する石油及びその他の炭化水素の探査と採掘 憲法27条第6パラグラフ及び28条第4パラグラフ並びに電気事業法が規定する国家の電力系統の計画・管理・（公共サービスとしての）送配電 原子力エネルギー発電 放射性鉱物 電報サービス 無線電信サービス 郵便サービス 紙幣発行 貨幣製造 港湾・空港・ヘリポートの管制・管理・監督 その他適用法が明確に定める分野
メキシコ人または会社定款に「外国人排除条項」を定めるメキシコの法人に留保される規制業種 (外資法第6条)	<ul style="list-style-type: none"> 関連法に基づく開発銀行 適用法に明確に示される専門・技術サービス提供 旅客・観光・貨物国内陸上輸送（宅配便サービスを除く）

（出所）外国投資法、ジェトロウェブサイトより作成

2. 出資規制がある業種

外国資本比率の段階（10%まで、49%まで）に応じて規制される業種が決められており、概要は図表10-2のとおりである。

図表 10-2 外国資本比率に規制のある業種

外国資本比率	該当業種
10%まで	<ul style="list-style-type: none"> 協同組合
49%まで	<ul style="list-style-type: none"> 爆発物・花火・銃火器等の製造と販売等（鉱・工業活動のための爆発物購入または使用及び混合物の製造を除く） 国内のみで流通する新聞の印刷と発行 森林・牧畜・農業用の土地を所有する会社のTシリーズ株式（注） 排他的経済水域漁業・沿岸漁業・淡水漁業（養魚業を除く） 港湾総合管理業 海運法に基づく国内航路の水先案内港湾サービス 観光用クルーザーを除く内国海運会社（沿岸・内航路で商業用船舶操縦に従事、または港湾の建設・維持・運営に従事するもの） 船舶・飛行機・鉄道機器の燃料・潤滑油供給 ラジオ及び地上波テレビ放送（ただし、投資相手国内法で同業種に対し投資比率規制を行っている場合は、相互主義として49%を超えない範囲で同率とする） 国内航空輸送、エアタクシー輸送、特別航空輸送

（注） Tシリーズ株式とは、土地所有会社の株式である。

（出所）外国投資法、ジェトロウェブサイトより作成

3. 外資委員会の承認を要する規制業種（外国資本比率49%超の場合）

外国資本比率が49%を超える場合、外資委員会の承認が必要となる規制業種が存在する。その概要は図表10-3のとおりである。

図表 10-3 外国資本比率が49%を超える場合、外資委員会の承認が必要となる規制業種

該当業種
<ul style="list-style-type: none"> 曳航、係留、用船等の港湾サービス 遠洋運輸の船舶操業に従事する海運会社 公共飛行場の認可またはコンセッション会社 幼稚園、小学校、中学校、高校、高等教育の私立学校サービス 法務サービス 公共鉄道サービスの提供とその建設・操業・管理

（出所）外国投資法、ジェトロウェブサイトより作成

4. リチウム資源国有化に向けた法改正

2022年4月に現ロペス・オブラドール大統領が鉱業法改正案を国会に提出し、同月20日付で公布、翌日発行された。この改正により、民間企業によるリチウム産業への新規参入が規制されることとなった。具体的には、リチウム資源を公共利益として宣言し、リチウム資源は国が保有して、リチウム埋蔵地域を鉱業保護区とみなすこととなった。リチウムやほかの「戦略的鉱物」については、国が民間に与える開発コンセッションの対象から外し、リチウム資源の探査、開発、掘削、利用は国が独占することが規定された。

また、リチウムのバリューチェーンは、国営独立機関が運営、管理し、リチウム資源の埋蔵量確認や評価はメキシコ地質調査所が補佐することとなっている。この改正を踏まえ、リチウムの探査、開発、利用を独占的に管理する国営企業 LitoMX が設立されている。

この改正については、鉱区入札制度への中小鉱山企業の参入ハードルが上がったこと、民間企業がメキシコ地質サービス庁と締結できる探鉱契約の期間は最大 5 年と短いこと、鉱業権の有効期間短縮（50 年→30 年）によってプロジェクトの規模縮小と国内工業生産量の減少につながる可能性があること等、懸念の声が上がっている。

ひとくちメモ 9：発電事業の参入障壁及び現政権の外資に対する敵対視

エネルギー分野の国有化について、日系企業の観点から現在の AML0 政権については強い懸念を持っている。特に発電事業において、国有企業である CFE 等の保護の目的で、法律上明記していないものの実質上 CFE が優先的に電力供給できるようになっている。また、0.5MW 以上の大型発電事業に対しては発電許可が必要となり、2023 年 3 月には新型コロナウイルスで停止していた許可申請が再開したが、審査が滞っており、許可取得には実質 3 年以上かかるそうである。そのため、現地で電力分野に進出している企業は、基本的に CFE と取引を行っているか、0.5MW 以下の制限で苦戦している。

上記のような電力分野の参入障壁は外資だけでなく、現地発電事業者にも影響するものである。一方、現地ヒアリング調査によると、現政権は外資企業を敵対視している傾向が強い。スペインをはじめとした外国企業に対してできるだけ多くの税金を徴収できるようにしており、法律上は内国民化しているものの、実務上取り締まりが厳しく行われるケースも散見している。

一方、来年の大統領選で与党（MORENA）が再選された場合、立候補者であるシェインバウム氏は理系の学者であり、外資企業の経済発展に対する貢献について理解しているため、現状より敵対傾向が改善されると考えられる。

第11章 許認可・進出手続き

1. 会社設立

(1) 現地法人

現地での法人設立に必要な手続きは、主に商事会社一般法（会社法）、外国投資法及びその施行規則、商法、並びに連邦民法によって規定されている（第7章参照）。会社法では、株式会社（S.A.）、有限責任会社（S.de R.L.）、合名会社（Sociedad en Nombre Colectivo）、合資会社（Sociedad en Comandita Simple）、株式合資会社（Sociedad en Comandita por Acciones）、協同組合（Sociedad Cooperativa）、及び簡易式株式会社（Sociedad por Acciones Simplificada）の7種類の会社形態を定めている（第8章参照）が、現地法人の設立にあたって多くの企業が選択するのは株式会社（S.A.）であり、図表11-1の流れで設立する。なお、メキシコにおいて会社設立は一種の契約行為だが、方式としては公正証書にする必要がある。①会社設立許可証取得（社名使用許可）、②委任状の作成、③定款と創立総会決議事項の準備の手続きについては、同時並行で実施することが可能である。

図表 11-1 株式会社設立の流れ

項目	概要・特記事項
① 会社設立許可証取得 (社名使用許可)	④の会社設立公正証書の作成を行うための要件である。 使用を希望するメキシコ法人の社名について事前調査を行い、認可の可能性を確認した上で、正式な申請を行う。 申請の審理では、当該使用希望者名全体と同一か、または相当程度に類似する既存社名の存否、または同社名に含まれる固有名称部分の社名としての使用前例が存在するか、さらに同固有名称からなる登録商標の有無も審査される。 使用前例が皆無であり、かつ商標権侵害の疑いもない場合、申請提出より3週間程度で許可を取得することができるが、同一または類似社名の存在や商標権侵害の疑い等の理由で手続きが複雑化した場合は、多くの手続時間を要することとなる。
② 委任状の作成	委任状とは、④の「会社設立公正証書署名」の代行をメキシコ居住の弁護士等に委任するための書類であり、公正証書にする必要がある。 会社設立当事者が外国の会社である場合には不可欠な手続きであるが、自然人については、当事者本人が公証人の前で④の「会社設立公正証書署名」を実行できる場合は不要である。 法人の場合は、在外公館に作成を依頼するのが一般的である。
③ 定款と創立総会決議事項の準備	定款では、以下の事項を扱う必要がある。 「社名と会社形態」「事業目的」「存続期間」「本店所在地（市単位）」「国籍及びカルボ条項」「資本金額、出資方法、増減資の方法、株式・株券の扱い及びその登録ルール等」「株主総会関連事項（成立要件、議決要件等）」「会社の経営形態、経営機関（役員構成、選任方法、任期、権限等）」「監督機関」「会計年度、決算報告、損益処分、法定準備金」「解散・清算に関する事項」。 創立総会決議事項は、主に以下のとおりである。 「設立当事者（発起人）の名称または氏名、その代表者または代理人の氏名」「設立当初の資本金額、構成、各株主の引受、払い込み状況」「第1会計年度」「経営機関の構成員としての取締役の任命」「(社内)監督役の任命」「執行機関（社長以下のオフィサー）の任命、並びに代表権授権」。

項目	概要・特記事項
④ 会社設立公正証書の署名	①～③の書類を公証人に提出する。 公証人は、会社設立の合法性や当事者の資格等の必要事項を審査して問題ないと判断した場合、会社設立公正証書 (Escritura Constitutiva) 原本を作成し、当事者またはその代理人に署名させる。公証人本人も署名することで会社設立 (商法上の会社設立) となる。 公正証書原本は、公証人が保管する制度となっており、行為当事者 (株主) には、謄本 (Testimonio) が証拠として発給される。
⑤ 連邦納税者登録 (RFC) の取得	RFC は本来税籍登録に過ぎないが、現行制度では、同登録によってメキシコ国税庁 (SAT) から付与される番号 (RFC 番号) がなければ、各種行政手続き、銀行口座の開設、正規のインボイスの発行等ができない。 RFC 取得時に指定する税務上住所 (Domicilio Fiscal) は、SAT、あらゆるメキシコ政府当局、第三者との関係において、会社の正規の住所となるので正しく記載することが必要である。
⑥ 商業登記	契約としての会社設立は、④の署名によって成立しているが、第三者に対しても会社設立の効力を生じさせるため商業登記が必要となる。 商業登記は、会社の本店所在地 (Domicilio Social) を管轄する登記所で会社設立公正証書の謄本を使用して行う。 手続き完了後、申請者には会社設立公正証書謄本に登記証明の公文書を付したものが返却される。 商業登記は通常完了までに 1 ヶ月から 1 ヶ月半が目安とされていたものの、手続地によっては何らかの事情で処理が滞り、数ヶ月から 1 年以上の時間を要する制度であった。近年は全国レベルでシステム統一化とデジタル化が推進されており、申請日当日の手続き完了も可能となり始めている。
⑦ 外資登録	外国資本の参入する会社は、一律で外国投資法並びに同施行規則の定めるところに従い、外資参入日 (外資による会社設立の場合は設立日) から 40 営業日以内に外資登録が求められる。 経済省外資局が所轄官庁であり、外資登録をしない外資系企業は、原則として各種法律行為を有効に行えない。
⑧ 各種帳簿の手配、株券発行	会社組織に関わる帳簿として、以下の帳簿を備えておく必要がある。 「株主総会議事録簿」「取締役会合会議事録簿」「株式登録簿」「資本金増減登録簿 (可変資本会社の場合)」。また、株式会社は法定要件を充たす株券を発行せねばならず、現在は、株券は一律記名式としなければならない。
⑨ その他の主な手続き	社屋関係や労務・社会保障関係、通関関係、輸入税に係る優遇措置等に関する手続きが存在する。

(出所) ジェトロウェブサイトより作成

(2) 支店または駐在員事務所

日本の会社のメキシコ支店または駐在員事務所の開設に関わる一連の流れは、図表 11-2 のとおりである。なお、既述のとおり、支店は常態で商行為を営む活動拠点として開設できるが、駐在員事務所の場合はメキシコ国内で営業活動を行わない前提での開設許可となる (第 8 章参照)。

図表 11-2 支店または駐在員事務所の開設の流れ

項目	概要・特記事項
① 支店長または駐在員事務所長及び弁護士等宛代表権授権公正証書作成、登記用定款の準備	開設手続き及び開設後の経営・管理を誰に委ねるかを本国のルールに則って決定した上で、その者に対して総括的代表権を授権するための公正証書を作成する。当該外国会社の所在地を管轄するメキシコの在外公館に作成を依頼する。支店長等のメキシコでの代表者に授権する総括的代表権は、その行使の目的を「支店（または駐在員事務所）の開設及び運営」に限定するのが一般的である。 外国会社はその定款を商業登記所に登記した時点から合法的にメキシコで活動ができるルールであるため、「登記用定款」を手配する。具体的には、アポステューロ証明等の証明書類取得と、メキシコ公認翻訳士によるスペイン語訳の作成が必要となる。手続地によって差があるが、このステップには最低2ヵ月間の所要時間を考慮すべきである。
② 経済省外資局への支店・駐在員事務所開設通知	外国の会社がメキシコで活動するには、商業登記手続きに先立って、経済省より支店または駐在員事務所開設許可を得るのが原則である。 ①で作成した書類に基づき開設通知書簡を作成して代表者が署名の上、経済省に提出し、その写しに受領印を得ることで、書類準備を含め1ヵ月程度で完了となる。 なお、2012年8月に連邦官報で公示された経済省決定により、米国、カナダ、チリ、コスタリカ、コロンビア、ニカラグア、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ウルグアイ、日本、ペルーのいずれかの法律に則って設立された会社は例外的に開設許可取得義務が免除され、代替として同経済省決定に基づく通知を実行することとされている。
③ ①及び②の編纂	当地公証人に依頼し、①で作成した公正証書と、②で得た開設通知の確証を一つの公正証書に編纂してもらう。 法律上義務付けられている手続きではないが、実務上現地法人の「会社設立公正証書」に相当するものであり、支店または駐在員事務所の合法的開設を証明する証書として重要かつ有用なものとなる。作業には1週間程度の時間を要する。
④ 商業登記	メキシコにおいて常態で商行為を営む活動拠点である支店は、商業登記がなければ合法的に商行為を行うことができない。 一方、駐在員事務所の場合、法律上、登記の要否は議論が分かれるが、実務上は支店同様に必須である。 ③で編纂した公正証書の謄本を用いて登記を実行することにより、同時に会社代表者とその代表権の登記を得ることもできる。
⑤ RFCの取得	現地法人の場合と異なり、商業登記の手続きの後、任意の税務署に予約を入れた上で、代表者自らが出頭して取得手続きをする必要がある。税務署への予約はインターネットで行い、予約までの待ち時間は3~4週間程度を見込んでおくが良い。
⑥ 外資登録	支店の場合に限り外資登録を行う。
⑦ その他の主な手続き	現地法人の場合と同様、社屋関係や労務・社会保障関係、通関関係、輸入税に係わる優遇措置等に関する手続きが存在する。 支店・駐在員事務所のステータスでは取得できない許認可類が存在することに注意する。

(出所) ジェトロウェブサイトより作成

2. 撤退手続き

メキシコからの撤退や進出形態の変更を決定した場合、会社の清算手続きを行わなければならない。次の図表 11-3 に、現地法人の解散・清算手続きの流れの概要を示す。なお、S.A.とS.de R.A.との解散・清算手続きは同じである。

なお近年は、表に示す④の段階で SAT に清算結了を通知しても、SAT から承認が得られずに清算手続きが進まない例も散見され、清算手続きを進めることが困難になっている。

図表 11-3 現地法人の解散・清算手続きの流れ

項目	概要・特記事項
① 解散決議の採択～登記・通知	解散特別株主総会を開催し、会社の解散及び清算人の任命に加え、各社の事情に応じたその他の必要事項を議決する。 解散特別株主総会の決議事項は、公正証書化の上、商業登記所に登記しなければならない。
② 清算事務開始～結了	清算人は、会社の帳簿類・資産を受け取り、定款若しくは会社法に従って、清算事務に着手する。 SAT に対しては、直ちに清算開始を通知する。 清算事務の主な項目は以下のとおり。 「事業活動の終結」「債権回収」「債務弁済」「資産の売却による換価」「各種登録の抹消」「清算に関する会計税務手続き」。
③ 清算最終貸借対照表の公告	清算事務を結了させた後、清算最終貸借対照表を作成の上、公告手続きを行う。 同対照表には、残余財産分配案を含めなければならない。 公告は経済省電子公告システム上で実施し、公告から 15 日後までの期間、清算最終貸借対照表並びにほかの書類、会社帳簿は株主の閲覧に供される。
④ 清算事務と清算最終貸借対照表の承認～登記・通知	清算特別株主総会を開催し、清算事務、清算最終貸借対照表（残余財産分配案含む）の承認、並びに会社消滅の確認その他の必要事項を議決する。 決議事項は、公正証書化の上、商業登記所に登記する。 SAT に対して清算結了を通知し、RFC を抹消する。
⑤ 残余財産の分配	清算特別株主総会での承認に基づき、株主への残余財産配分を行う。 各株主の保有する株券返還と引き換えに行われ、返還された株券は廃却する。
⑥ 会社の消滅	清算特別株主総会決議事項の登記手続きの効果として、会社の商業登記は抹消され、これにより会社が消滅する。
⑦ 清算人による書類保管義務履行	清算人は、清算結了後 10 年間、会社の帳簿・資料を保管しなければならない。

(出所) ジェトロウェブサイトより作成

なお、従来メキシコでの会社清算手続きには、多くの費用と時間を費やさなければならなかったが、2018 年 1 月 24 日の連邦官報において、この手続きの簡素化及び迅速化を図り、市場の効率性を図ることを目的とした商事会社一般法を改正する政令が公布された。当該政令は、公布の半年後から有効となっている。

この改正では、会社の解散事由に、管轄する税務当局等からの法令に基づく裁定によるものが追加されたほか、上述の従来の規定に基づく手続きのみならず、電子申請（PSM：El Sistema Electrónico de Publicaciones Sociedades Mercantiles）による登録手続きやそれに基づく監督官庁等からの調査、各手続き（残余財産の分配、清算結了 B/S の登録、帳簿保存期間等）の期限が比較的短い期間で明記されている同法第 249 条 Bis という新設規定に基づく手続きも選択適用できることとなっている。

第12章 税制

メキシコでは毎年の経済政策の一環として税制改正案が国会に提出されるため、頻繁に税制が改正される。その変更が企業に大きな影響を及ぼすこともあり、公布から施行までの期間も短いため、留意が必要である。直近の 2023 年度と 2024 年度には法律レベルでの大きな税制改正はなされていないが、2022 年度の税制改正では、連邦税法典、所得税法、付加価値税法等が改正された（第 12 章第 4 節参照）。

租税体系は、基本的には連邦政府の課す「連邦税」と地方自治体（州及び自治体）が課す「地方税」から成る。税金の大半は連邦法により定められた連邦税であり、企業活動に影響する税金も大半が連邦税である。税制の全体像として、主要な税金を図表 12-1 に示す。

図表 12-1 メキシコ税制の全体像：主要な税金

分類	税目	課税対象	税率
連邦税	法人所得税	メキシコ居住法人は、メキシコ国内外の事業から発生する所得。 メキシコ国内に法人を持たない外国法人は、恒久的施設（PE）を有する場合 PE から発生する所得、PE を有しない場合メキシコ源泉の所得。	30%
	個人所得税	居住者：全世界所得 非居住者：メキシコ源泉の所得	最高 35%（累進）
	付加価値税	財及びサービスの生産、流通の各段階でその製品に加えられた付加価値	16%
	生産サービス特別税	酒類、タバコ、清涼飲料水等の取引価格	品目により異なる
	輸入関税	輸入される財の CIF 価格がベース	品目により異なる
地方税	従業員給与税	従業員の給与総額	3%程度（州により異なる）
	不動産取得税	取得した不動産の取引価格、地籍上の価格、査定市価等のうち一番高いもの	2%程度（州により異なる）
	地租または固定資産税	土地や建物の評価額	州により異なる

（出所）ジェトロウェブサイトより作成

日本とメキシコの間では、二重課税防止のため日墨租税条約が締結されている。そのため、メキシコでの源泉税の対象となる配当、利子（関係会社間貸付）、及びロイヤリティ等の日本法人への支払に関しては、租税条約に基づく制限税率の適用により、親子会社間の配当は 0～5%、利子は 15%、ロイヤリティは 10%の制限税率となる（メキシコ所得税法における税率は、配当が 10%、利子が 21%、ロイヤリティが 25～35%である）。なお、メキシコは 2023 年 3 月に「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」、いわゆる BEPS 防止法措置実施条約（Multilateral Convention to Implement Tax Treaty Related Measures to Prevent Base Erosion and Profit Shifting: MLI）の批准書を OECD に寄託した。これを踏まえ 2024 年 1 月 1 日から MLI が発効されることとなり、恒久的施設（Permanent Establishment: PE）等に関連する MLI の規定が日墨租税条約にも適用される。

ひとくちメモ 10: オンライン上の税務やり取り

2014 年度税制改正により、CFDI（デジタルインボイス）義務化を皮切りに SAT はシステム化による企業側の納付状況の把握、管理を行うことで効率的な徴税を可能とする改正を行ってきている。システム化により、CFDI の発行だけでなく、月次会計情報の提出や納税者メールボックスの導入等も推進されてきた。特に納税者メールボックス上で SAT とのやり取り全てを行う必要があり、SAT より通知メールが届いた場合、翌日より 3 営業日経過した時点で通知メールにアクセスしたとみなされるので、重要なメールを見逃さないよう注意が必要である。その他、SAT のシステム仕様に合わせた情報入力が常に要求され、データの整合性が担保されない場合は提出まで進めることができないため、システム改正に対応する納税者側の負担が大きい。

また、2021 年より年間所得額が 400,000MXN 以上の給与所得者もメールボックスの開設が義務付けられているので、駐在員個人としても確認が必要となった。

1. 連邦税

代表的な連邦税である法人所得税、個人所得税、付加価値税、生産サービス特別税、輸入関税の概要は以下のとおりである。

(1) 法人所得税

メキシコ居住法人は、メキシコ国内外の事業から発生する所得に対して課税され、外国法人は、恒久的施設（PE: Permanent Establishment）を有する場合には PE から発生する所得、PE を有しない場合はメキシコ源泉の所得に対して課税される。税率は 30%である。

(2) 個人所得税

メキシコで働く日本人駐在員の場合は、税務上メキシコ国内居住者と認定されるため、日本で受領する給与もメキシコにおいて申告義務が発生する。年間所得額に応じた分類で個人所得税が課税される。また、マキラドーラの日本人駐在員は、米国に居住して米国会社から給与をもらいながら、多くの日数をメキシコで勤務するケースが一般的である。メキシコでの勤務日数が 183 日を超える米国居住の駐在員の場合は、メキシコでの源泉所得部分に対して、非居住者としての課税が発生する。居住者と非居住者それぞれの個人所得税率は次の図表 12-2、12-3 のとおりである。

図表 12-2 居住者の個人所得税税率（2022 年度）

年間所得額 (MXN)	固定税額 (MXN)	累進税率
0.01 ~ 7,735.00	0.00	1.92%
7,735.01 ~ 65,651.07	148.51	6.40%
65,651.08 ~ 115,375.90	3,855.14	10.88%
115,375.91 ~ 134,119.41	9,265.20	16.00%
134,119.42 ~ 160,577.65	12,264.16	17.92%

年間所得額 (MXN)	固定税額 (MXN)	累進税率
160,577.66 ~ 323,862.00	17,005.47	21.36%
323,862.01 ~ 510,451.00	51,883.01	23.52%
510,451.01 ~ 974,535.03	95,768.74	30.00%
974,535.04 ~ 1,299,380.04	234,993.95	32.00%
1,299,380.04 ~ 3,898,140.12	338,944.34	34.00%
3,898,140.13 ~ 無制限	1,222,522.76	35.00%

(出所) OECD 資料より作成

図表 12-3 非居住者の個人所得税の税率

年間所得額 (MXN)	累進税率
0~125,900	0%
125,901~1,000,000	15%
1,000,001~	30%

(3) 付加価値税 (IVA)

付加価値税は、商品・サービスの購入と販売の際に課税される間接税である。商品・サービスの仕入れ時に支払った付加価値税を商品販売時に消費者から徴収した付加価値税から控除した上で国庫に納めるため、各流通段階における付加価値に対して課税されることになる。IVA はキャッシュフローベースにて計算し、翌月 17 日までに月次確定申告と納付を行う。納付額がゼロの場合も申告義務がある。

適用税率は 16% である。ただし、農作物、食料品、医療費、教育費等は非課税、または税率 0% である。また、2019 年に導入された北部国境地帯経済特区 (Zona Libre de Frontera Norte) では、同地区内の一定条件を満たした法人及び個人事業者に対して IVA 適用料率が通常の 50% (16%→8%) となっているほか、2021 年 1 月からは南部国境地帯の 4 州 23 市町村でも同様の恩典が付与されている⁷。なお、北部国境地帯経済特区への減税策は当初 2020 年 12 月までを対象としていたが、その後、AMLO 政権任期末の 2024 年 12 月 31 日までに延長されている。

また、メキシコ法人が所有する資産のメキシコ国外での引き渡しや、メキシコ法人によるメキシコ国外でのサービス提供等に関しては、従来は不課税取引とみなされていたが、2022 年度の税制改正では、それらを非課税取引と定義しなおしており、非課税取引の範囲が拡大されている。

(4) 生産サービス特別税

生産サービス特別税は、酒類、タバコ、清涼飲料水等、特定の財の販売や関連するサービスを行う法人・自然人に対して課される間接税 (特別消費税) である。課税対象品目を輸入・販売する際に、取引金額にそれぞれ定められた税率を乗じた税額もしくは所定の税額が課される。2023 年度の課税対象品目ごとの税率または税額は次の図表 12-4 のとおりである。

⁷ https://www.jetro.go.jp/world/cs_america/mx/invest_04.html

図表 12-4 生産サービス特別税の税率または税額（2023 年度）

品目	税率または税額
アルコール飲料及びビール	アルコール度数に応じて 26.5～53%
自動車用燃料	オクタン価 91 未満： 1 リットルあたり 5.9195 MXN オクタン価 91 以上： 1 リットルあたり 4.9987 MXN ディーゼル： 1 リットルあたり 6.5055 MXN 非化石燃料： 1 リットルあたり 4.9987 MXN
タバコ	160% + 1 本あたり 0.5911 MXN
砂糖を含む飲料	1 リットルあたり 1.5945 MXN
農薬、殺虫剤	毒性に応じて 6～9%
高カロリー食品	100g あたり 275kcal またはそれ以上の食品 8%
化石燃料	燃料の種類に応じて 1 リットルあたり 8.9451 セント～60.1766 MXN
ギャンブル	30%
通信費	3%（インターネット、地方（人口 5,000 人未満）におけるサービス等は課税対象外）

(5) 輸入関税

輸入関税としては、輸入される財に対して CIF 価格をベースに関税分類ごとに定められた税率が課税される。主要品目の関税率は 0～50%である。組立加工業を促進するため、中間財と資本財の関税率が消費財に比較して低い。

2. 地方税

代表的な地方税である従業員給与税、不動産取得税、地租または固定資産税の概要は以下のとおりである。

(1) 従業員給与税

従業員給与税は、従業員に支払う給与等の総額（ペイロール）に一定の税率を掛けて算出される税で雇用主が負担する。税率は州によって異なるが、平均的な税率は 3%である。また州によっては、投資インセンティブとして会社設立から一定期間免除をする場合がある。

(2) 不動産取得税

不動産取得税は、売買、贈与、相続等取得形態に関わらず不動産を取得した者に課せられる税金である。課税標準の詳細や税率は州により若干の違いがあるが、取引価額、地籍上の価額、査定市価等のうち一番高いものの 2%程度である。また、州によっては投資インセンティブとして全額または一部を免税する場合がある。

(3) 地租または固定資産税

地租または固定資産税は、土地及び建物の評価額に対して課税される。州・地方自治体によって評価額の基準や税率が異なる。

3. 外部監査及び税務監査制度

(1) 外部監査及び税務監査の対象となる企業

メキシコにおける外部監査制度は、メキシコ証券取引所に上場している全ての企業、銀行、保険会社及びその他の金融セクターの企業、及び、メキシコ政府が過半数を保有している企業がその対象であり、その年次財務諸表に対する公認会計士による監査報告書が必要とされる。

2023 年度の場合、前年度に 1,779,063,820.00MXN 以上の税務上の収益を得た企業は、独立公認会計士による監査を受けた財務諸表を、独立公認会計士による SAT 前に提出することが義務付けられている。監査済み財務諸表の提出期限は、監査済み年度の翌年 5 月 15 日である。

また、メキシコでは 2023 年度以降、税務上の収益が前年度 140,315,940.00 MXN 以上（2024 年度提出の基準）を充足した企業、資産価値が 110,849,600.00MXN 以上（同様に 2024 年度提出の基準）の企業、及びメキシコ社会保障協会に登録された従業員数が 300 人以上の企業は、独立公認会計士による監査を受けた財務諸表を、独立公認会計士による SAT 監査前に提出することも可能となった。以前は、税務監査を受ければ、税務当局による税務調査は税務監査を行った公認会計士を通じて行われていたため、税務調査の煩わしさを避けられるメリットがあったが、2022 年度の税制改正で SAT による監査人に対する 1 次的調査（Sequential Review）は廃止された。そのため、疑義が生じた場合は会社への税務調査が直接行われることとなり、任意で財務情報・税務情報を SAT に提出する対当局での納税者側のメリットはなくなっている。

(2) 監査及び会計基準

メキシコでは、2012 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度より、国際会計士連盟（IFAC）が発行した、国際監査基準（ISA）が適用されている。

また、2012 年 12 月 31 日以降の上場企業の連結財務諸表については、国際会計基準（International Financial Reporting Standards: IFRS）が強制適用となっているが、それ以外の財務諸表に関しても、IFRS とほぼ同等のメキシコ会計基準による作成が求められている。

(3) 監査対象財務諸表等

メキシコにおける外部監査制度の対象となる財務諸表は以下のとおりである。

- 財政状態計算書
- 純損益及びその他の包括利益計算書
- 持分変動計算書
- キャッシュ・フロー計算書
- 注記

また、税務監査においては、これらに加えて、税金計算の妥当性や会計帳簿と明細との整合性、未払税金や納税の状況等が検証されることになる。

4. 2024 年度税制改正

2018年に樹立した AMLO 政権下では、2020年度税制改正をはじめとして企業への課税を強化するような、左派大衆主義的な税制改正が進められている。他方、法律レベルでの大きな改正は、直近2年間は行われておらず、2023年11月25日には2024年度予算案が官報公布されたが、2024年度は AMLO 政権下最終年度ということもあり、税制改正は織り込まれなかった。

直近での大きな改正は、2021年11月12日に官報公布された2022年度税制改正であり、具体的には、連邦税法典、所得税法、付加価値税法、及び生産サービス特別税法の改正がなされた。新税導入や税率の引き上げはなかったが、デジタルインボイス、税務監査、移転価格、メキシコ国内法への BEPS 対策の導入等、企業による税務負担が増すような事項に関する変更が多岐にわたって生じている。以下では、2022年度税制改正のうち、日系企業への影響が比較的大きいと思われる点について示す。

(1) デジタルインボイス (CFDI)

メキシコの SAT は、全てのメキシコ事業者（個人、法人）に対して、全ての取引にデジタルインボイス (Comprobante Fiscal Digital por Internet: CFDI) を作成・発行することを義務付けている。メキシコ法人は、SAT 公認業者である PAC を利用して CFDI を作成・発行するが、作成方法としては、PAC によって SAT から提供される電子署名の付加サービスを受けた上で自ら作成・発行する方法と、PAC に作成を外注する方法がある。代金受領にあたっては入金都度 CFDI を発行する必要があるほか、給与や利息等の源泉税を伴う支払取引にあたっては企業側が CFDI を発行する必要がある。したがって、CFDI は、請求書だけではなく、領収書の役割も果たすものである。

2022年度税制改正によって、一度発行した CFDI を何らかの理由によってキャンセルする場合には、その理由と根拠資料が要求されることとなった。また、すでに行った役務の提供や商品の販売に対して返品、ディスカウント、まあはリベートが生じた場合にのみ発行することが税法上許容されている Credit Note に関しても、CFDI と同様にその理由と根拠資料が要求される。さらに、年をまたいで CFDI のキャンセルは原則不可となった。ただし、2022年度税務細則では、2021年度以前の会計年度に関わる CFDI については、所定の条件を満たす場合には、2022年12月31日までキャンセルが可能と規定している。それ以降にキャンセルを行う場合は CFDI 金額の5～10%相当の罰金を支払ってキャンセルすることとなる。他方、発行した Original CFDI を修正する手段として Credit Note を発行することは税法上許容されており、この点については年度をまたいだ場合の制約はない。なお、最近の裁判例によれば、会計年度終了後の CFDI のキャンセルが認められる可能性もあるが、この件に関しては今後の動向が注目される。

加えて、メキシコ国内で貨物・商品を輸送する際は、その貨物・商品の輸送者に対して、CFDI を補完する商品輸送証明書補完データ (Complemento Carta Porte: CCP) を発行して、データまたは紙面で携行することが、2022年度税制改正に伴って義務付けられた。CCP には、輸送距離、出発地及び目的地、納税者番号、出発及び到着日時、輸送する者や車両に関する情報、輸送品に関する情報等を記載する。CCP を携行していない場合や、CFDI 発行にあたって必要な CCP を発行しなかった場合等には、罰金等のペナルティが課せられることとなる。

(2) 税務監査

既述のとおり、従前は「選択制」として一定規模以上の企業に適用されていた公認会計士による税務監査 (Dictamen Fiscal) の実施とそれを踏まえた税務監査報告書の SAT への提出が、2022 年度税制改正によって一定規模以上の企業に対して義務付けられることとなった。また、税務監査報告書の提出期限については、翌年度の 5 月 15 日となっている。

提出義務が生じる要件 (前年度の税務上の収入基準) を満たしていない企業であっても、以下の要件のいずれかを充足する企業は、税務監査報告書の SAT への提出を選択することができる (なお、以下の要件のうちの金額基準はいずれも 2024 年度提出のための数値基準であり、年度によって金額が変動する可能性がある点に留意)。ただし、改正前に行われていた監査人に対する 1 次的調査 (Sequential Review) は廃止されたことから、納税者側には選択適用を行って税務監査報告書を提出するメリットはない。

- 前年度の収益が 140,315,940 MXN を超える企業
- 前年度の総資産が 110,849,600MXN を超える企業
- 前年度に月平均 300 人以上の従業員を雇用している企業

さらに、2022 年度税制改正で監査人の責任対象範囲が拡大され、納税者のカスタムコンプライアンス (税関に関する規制遵守状況) に関するスコープが追加された。また、納税者による租税回避行為等を発見した場合の報告義務も明記されており、これを怠った場合には監査人も税務回避行為等に加担したとみなされることとなる。

なお、税務監査報告書は、規模に関係なく全ての納税者 (企業・個人) が提出すべき「税務申告書」とは異なるものである。税務申告書については、メキシコ公認会計士による監査は不要であり、提出期限は翌年度 3 月末となっている。

(3) 移転価格

メキシコでは、一般企業とマキラドーラ企業に対する移転価格税制の規定がある。一般企業に対しては、基本的に OECD ガイドラインに準拠した移転価格税制であり、一定規模以上の企業に対して、関連会社との取引に際して毎年移転価格レポートの作成と保持が義務付けられている。

所得税法が定める移転価格に関する最も重要な規定には、以下のようなものがある。

① 移転価格調査

同法は、関連当事者との間で取引を行う者は、当該取引から得られる所得及び控除額を算定する義務があると定めている。このため、同種の取引において、関係当事者が存在しない場合に合意された価格や金額を考慮しなければならない。同様に、市場価格への準拠を検証するために、収入や控除等、全ての取引を証明する全ての文書を作成し、保管する義務が定められている。

② 移転価格調査の実施義務

同法第 76 条は、納税者は以下の場合に、当該規定を遵守しなければならないと規定している。

- a. 前会計年度の事業活動から得た所得が 1,300 万ペソを上回る場合。
- b. 直前の会計年度において、役務の提供により得た所得が 300 万ペソを上回る場合。
- c. 優遇税制の対象となる企業との取引を行っているとは推定される場合。

税務当局による調査が行われた場合、会社は自らの業務が「1 移転価格調査」及び「2 移転価格調査の実施義務」に記載されている所得税法における要件に適合していることを証明しなければならない。

③ 審査

連邦税法典第 46 条は、移転価格調査を実施しない組織に対する制裁及び罰金を規定している。また、独立企業間価格の設定については、独立価格基準法、再販売価格基準法、原価基準法、利益按分法、残余利益按分法、取引単位営業利益法が認められている。

2022 年度税制改正では、従前は「国外居住者」である関連者との取引に限定されていた対象取引から「国外居住者」の文言が削除されたため、国内居住者を含む関連者との取引も対象となることとなった。ただし従前から、実務上は国内居住者との取引も移転価格レポート作成時の分析対象として取り扱うことが一般的であったため、実質的影響は少ないものと見られる。他方、対象取引の改正に伴って、情報申告 (DIM) の附表 Anexo9 の関連者取引の中に、国内居住者との取引が記載項目として追加されることとなるため、移転価格レポートと DIM Anexo9 との整合性に留意する必要がある。また、DIM Anexo9 の提出期限について、従前は前述の税務監査報告書と同様に翌年度 7 月 15 日と規定されていたが、今般の改正によって DIM Anexo9 の提出期限も翌年度 5 月 15 日に早期化されている。さらに、ローカルファイルの提出期限も、従前は対象年度の翌年 12 月 31 日であったものが、改正によって同じく翌年度 5 月 15 日に変更となっており、事前のスケジュール調整が必要となる。

マキラドーラ企業での課税所得計算については、2022 年度税制改正以前は、セーフ・ハーバー方式と移転価格事前確認 (APA) オプションの 2 つの方式が認められていたが、改正によって APA オプションが廃止された。APA オプションの方が、セーフ・ハーバー方式よりもマキラドーラの税額が低くなるのが過去では通常であったため、APA オプションの廃止はマキラドーラ企業の税額負担の増加につながるものであり、影響が大きい。なお、セーフ・ハーバー方式では、①親会社もしくは関連会社を含むメキシコマキラ活動で利用される資産価値の 6.9%、あるいは②金融費用、為替差損、特別 (臨時) 損失を除くメキシコマキラ活動で発生する費用合計の 6.5%、のいずれかの金額が高い方をもって、最低限の課税所得として決定することが、税法で規定されている。

(4) UBO (実質的支配者) 文書化制度

2022 年度の税制改正でメキシコは、国際的潮流に沿って「実質的支配者」(Ultimate Beneficial Owner: UBO) を明確にさせる制度を導入した。2022 年 1 月 1 日の時点から、①法人、②メキシコの信託の委託者、受託者、及び受益者、③その他の法的組織の当事者は、会社記録の一部として UBO の身元を裏付ける網羅的かつ最新の情報を把握、収集、及び文書化して保管することが義務付けられた。また、変更がある場合には、その変更についても文書で適宜更新していくことが義務付けられている。

加えて、法人や信託の設立、またはその他法的組織の形成に関連する契約の起草や実行に関与する公証人等その他人物もその設立業務に携わることから、設立する法人等の実質的支配者を特定することが別途義務付けられた。

具体的には、UBO の氏名、国籍、税務上の居住地、納税者番号、連絡先情報（住所、メールアドレス、電話番号）を含む情報の文書化が求められる。これらの情報について SAT から提示を求められた場合は、15 営業日以内に当該情報を提示しなければならない。なお、正当な理由があれば当該機関の延長申請は可能とされている。これら義務を遵守しなかった場合は、UBO1 人あたり 500,000MXN（約 20,000USD）から最大 2,000,000MXN（約 100,000USD）の範囲で罰金が科される。

日系企業では、UBO となる個人が日本親会社の社長や役員等である場合が多く、当該 UBO の個人情報開示許諾を得ることや、UBO の個人情報を子会社側で収集・更新することが困難になること等の影響がある。

第13章 用地取得

1. 規制地帯

土地所有に一部制限のあるメキシコにおいて、外資企業または外国人が不動産取得の際に留意すべき事項は、規制地帯である。規制地帯とは、憲法第27条第1項で規定されている国境沿いの幅100kmと沿岸50km以内の地帯のことで、国家安全保障の観点から外資企業や外国人による不動産の取得が禁じられている。

また、地中権にも留意が必要である。

憲法第27条に基づき、国は地表下に存在する鉱物、水、炭化水素資源について直接的な支配権を有する。民間企業は、連邦政府からの権利付与を受け、炭化水素燃料を除く鉱物及び水資源の開発を行うことができる。鉱物の利権は鉱業公簿に記録され、水の利権は国家水委員会に登録される。

加えて、炭化水素法により、石油の探査及び生産（上流活動）は社会的及び公的利益とみなされるため、その影響を受ける土地の地表または地中の開発となるほかのいかなる活動よりも優先される。

2. 外資企業による不動産の取得

外資企業による不動産の取得は、規制地帯外であれば、原則として認められている。不動産の取得にあたっては、個人は外務省から特別許可を取得し、「カルボ条項」と呼ばれるものに同意する必要がある。外国人は自国政府の保護を求めないことに同意しなければならず、そうでなければメキシコ国家の利益のために取得した不動産に対する権利を放棄することになる。

旧外国投資法の下では、外国人投資家が規制地帯内のこうした不動産を所有することが許される唯一の方法は、現地の銀行機関が受託者となり、外国人投資家が受益者／所有者／占有者となる不動産信託を利用することであった。このような信託（最長30年）を設定するには、旧外国投資法の下、外務省の承認が必要であった。

こうした規制の下、外務省がこのような不動産信託の設定を承認するためには、受益者が外国人投資家である必要があり、以下の条件を満たす必要があった。

- 信託された不動産は、観光または産業活動の遂行にのみ使用される。
- 上記の活動に従事する会社は外国投資登記所に登録される。

現行の外国投資法では、外国人投資家は信託の代わりにメキシコ法人を通じて非居住用不動産を所有できるようになった。商業用、工業用、またはホテル関連の目的で使用される不動産を、メキシコ法人を通じて外国会社／外国人が所有する場合、信託は必要なくなったが、居住用不動産や規制地帯で外国会社／外国人が直接所有する場合には、信託が依然として必要である。メキシコにおけるこれら不動産の信託期間は、最長50年であるが、一定の要件を充足している場合には所定の手続きを経て更新することができる。

なお、メキシコの法制度は民法に基づく制度となっており、不動産が所在する地域での不動産取引は、その管轄区域の民法及びその他の現地法が一般的に適用される。各州の異なる民法や関連法規の間には実質的な統一性がある。また、例えば、不動産取引に関連してゾーニング、インフラストラクチャー、環境、地中権、及び外国投資に関する事項がある場合には、その管轄区域のほかの現地法が適用されることもある。

主要都市における不動産価格は以下の図表 13-1 のとおりである。

図表 13-1 主要都市における不動産価格

都市	工業団地（土地）購入価格 （1m ² あたり）	工業団地借料 （1 m ² あたり、月額）
メキシコシティ	483 米ドル	6.1 米ドル
ティファナ	105 米ドル	6.44 米ドル
モンテレイ	180 米ドル	4.91 米ドル
ケレタロ	113 米ドル	4.88 米ドル
イラブアト	48 米ドル	4.24 米ドル
サン・ルイス・ポトシ	47 米ドル	5.03 米ドル
アグアスカリエンテス	62 米ドル	4.88 米ドル

（出所）ジェトロ投資コスト比較（調査実施時期：2022年12月～2023年1月）より作成

2021年価格と比較してメキシコシティでは2021年の工業団地購入価格（1 m²あたり）が218～252米ドルであったところ2023年には483米ドルと2倍近く上昇している。また、モンテレイとケレタロでもそれぞれ47～153米ドルから180米ドル、67～109米ドルから113米ドルへと価格上昇が起こっている。工業団地借料に関しては2022年の全国平均（主要21都市）で月額5ドルを超え、直近8年間で最も高額となった。この原因として生産拠点を消費地の近隣国に移転する、いわゆるニアショアリングの影響が挙げられ、メキシコ主要都市で実質的に不動産の空きスペースがない状態となっており、工業用不動産市場の価格高騰を招いている。なお、ニアショアリングによって最も投資を呼び込んでいる地域はモンテレイ近郊である。2023年もニアショアリングの効果は続くと予想されるため、主要地域での工業用不動産の不足や価格の高騰について注視する必要がある。

3. 不動産取得の流れ

不動産取得の流れは、図表 13-2 に示すとおりである。

図表 13-2 不動産取得の流れ

手続き	詳細
物件の選定	<ul style="list-style-type: none"> 規制地帯のルールを考慮の上、物件を選定する。
所有者との交渉、予約の締結	<ul style="list-style-type: none"> 選定した物件について所有者(売主)と売買条件を交渉した後、売買本契約に先立って予約を締結する。 予約は、目的物(対象物件)について一定期限内に売買契約を締結することを約定するのが目的であるため、本契約に関わる情報(当事者(売主と買主)の情報、目的物の情報、価額と代金の支払い方法、手付の有無とその扱い、目的物引き渡しの時期)を全て盛り込む必要がある。 予約締結に先立ち、土地の地目証明書(Usos de Suelo)を確認することが不可欠である。 整備の行き届いた工業団地内の工場・倉庫用地買収や住居用不動産の購入においては、予約に代えていわゆるレター・オブ・インテント(LOI)で済ませる場合もある。
公証人の選定	<ul style="list-style-type: none"> 売買本契約(売買契約公正証書)の作成を依頼する公証人を選定する。
公証人による調査、公正証書の準備	<ul style="list-style-type: none"> 不動産売買契約の公正証書化を引き受けた公証人は、目的物に関する調査(不動産登記の状況、地籍登録の状態、担保の有無、地租の納付状況、地籍上の査定額等)を実施する。 また、契約当事者の資格、契約諸条件の有効性を審査の上、問題がなければ公正証書を作成する。
当事者による売買契約公正証書の署名	<ul style="list-style-type: none"> 契約当事者は、公証人から指定を受けた期日に売買契約公正証書に署名する。 買主は約定内容に従い代金を支払う。また、手続き費用(通常は土地代金の4%~8%が支払合計額の目安)を公証人に支払う。
登記	<ul style="list-style-type: none"> 売買公正証書署名の後、通常は同じ公証人が登記を代行し、登記完了後、その確認の付された売買契約公正証書謄本が買主に渡される。同時に公証人は地籍登録に関わる手続きも行う。売買契約公正証書の原本は公証人が保管する。 登記完了後、その証明証の付された売買契約公正証書謄本が買主に渡される。

(出所) ジェトロ「メキシコにおける会社設立と清算の基本(2022年3月)」より作成

ひとくちメモ 11：工場設立時の留意点（用地取得よりもインフラ整備に注意）

メキシコに工場を設立する場合、工業団地に入居する方法と、工業団地外に自ら用地を取得する方法がある。一般的に、新興国へ進出する場合に価格が高い工業団地へ入居するケースが多いのは、土地の取得が困難なことが多いためである。しかし、メキシコでは不動産の取得に関する規制は少ないため、現地ヒアリングでも用地取得に苦労したという声はあまり聞かれなかった。むしろ多くの企業が指摘した工場設立に関する留意点は、水・電気・ガス等のインフラの整備に非常に手間と時間がかかることである。

工業団地以外への立地については当然ながら多くの場合、自ら各種インフラを整備することが前提となるが、工業団地に入居する場合でも、どの程度工業団地の運営者がインフラを用意するかはケースバイケースである点に注意が必要である。新たに設立する工場までのインフラを運営者側がすでに整備している場合もあれば、全面的に自社でインフラを整えなければならない場合もある。あるいは、その2つの中間で、工業団地の入り口までは水・電気・ガスが引かれており、入り口から自社工場までパイプや電線を通せばよい場合等がある。どのような条件の工業団地に入居するかによって設立にかかる費用や期間が大きく変動するため、工場の立地選定時には、インフラの整備に関する条件をきちんと把握し、比較検討することが必要である。特に新規進出の際には大手ディベロッパーが開発した工業団地に入居することがおすすめである。

また、メキシコにおける公的機関への申請業務は一般的に提出書類が多く、申請窓口の担当者によって指示が異なり、回答待ちで時間がかかる等、非常に煩雑であり、インフラ関連の申請も例外ではないことも認識しておかなければならない。特に電力インフラに関しては、電力公社（CFE）により非効率な制度設計になっている。最初の送電網配置だけでなく、始業後の停電や電力不足による増量要請などの交渉に関しても、場合によって話を聞いてくれないことがあるため、大手ディベロッパーの工業団地に入居することでそのようなトラブルを比較的回避できる。

インフラ整備は、日系もしくは地場系ゼネコンに発注する、ゼネコンの紹介で地場の専門企業に発注する、コンサルティング会社の助言を受けながら自社スタッフで乗り切る、等の手段が考えられるが、いずれの手段においても連邦政府や地方政府と交渉し、確実に、なるべく早く関連する申請を通してもらうことがカギになる。よって、自社の場合、どの手段が適しているか（自力で申請業務を行って政府と交渉できるか、または地場企業に任せなければ難しいか、交渉に適した企業を見つけられるか）を見極めることも、スムーズな操業開始に欠かせないことを認識しておくべきだろう。

最近はニアショアリングの動向に合わせて、土地の価格がかなり上昇している。特に米国国境の付近では、空きのある工業団地がない。また、バヒオ地域においても工業団地の入居者が増えており、徐々に南部に移動する等の影響が出ている。

第14章 知的財産権

1. 知的財産権の保護

(1) 知的財産権制度とその問題点

特許権、意匠権、商標権等の工業所有権、著作権、半導体回路配置デザイン等の知的財産権は、それを発明、考案あるいは作り出した国によって保護されるのみならず、それらを利用して製造し、あるいは製造した製品を販売しているほかの国においても、広範な国際協定等によって、同じように保護される動きが広がっている。

メキシコにおける知的財産権制度は、1832年の「特定産業分野における発明者または完成者の所有権に関する法律」に始まった。その後、いくつかの法律の制定や廃止を経て現行法に至っている。メキシコは、知的財産に関する様々な条約や協定へ積極的に加盟しており、国内法もそれを反映して様々な知的財産の保護を規定している。基本的には、商標や著作物等の日本で保護される知的財産については、概ねメキシコでも保護されている。

図表 14-1 特許出願件数と特許登録件数

年	特許出願件数			特許登録件数		
	居住者	非居住者	海外	居住者	非居住者	海外
2009	822	13,459	519	213	9,416	177
2010	951	13,625	687	229	9,170	195
2011	1,065	12,990	859	245	11,240	233
2012	1,294	14,020	925	290	21,068	381
2013	1,210	14,234	929	312	10,056	514
2014	1,246	14,889	941	305	9,514	479
2015	1,364	16,707	1,144	410	8,928	488
2016	1,310	16,103	1,095	423	8,229	528
2017	1,334	15,850	1,198	407	8,103	689
2018	1,555	14,869	1,140	457	8,464	712
2019	1,305	14,636	1,230	438	8,264	706
2020	1,132	13,180	970	397	7,329	706
2021	1,117	15,044	877	618	9,751	689

(出所) 世界知的所有権機関より作成

その反面、その利用や執行における実効性が課題であると指摘されることも多い。また、商標はメキシコ居住者による出願が一定数を占めるものの、特許はメキシコ非居住者による出願が大半であり、同国居住者によって十分に利用されていないという実情もある。

(2) 知的財産権に関する法体系

メキシコの知的財産権の保護に関する国際条約の締結状況を見ると、工業所有権の保護に関するパリ条約、世界知的所有権機関（WIPO）設立条約、著作権の保護に関するベルヌ条約等、様々な産業財産権に関連する国際条約を締結している。

技術・工業および知的財産権供与に関わる制度としては、産業財産権保護法、連邦著作権法及び連邦経済競争法が挙げられる⁸。

(3) メキシコ産業財産庁

メキシコにおける産業財産制度の所管庁は、産業財産庁（Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial）である。産業財産庁は、1993年に政府外郭団体として創設されて以来、産業財産権の保護、創作活動の促進、権利侵害や不正競争の防止、国際協力の促進等の役割を担っている。

ジェトロのレポートによると、メキシコ産業財産庁については以下のとおりである。

日本国特許庁とメキシコ産業財産庁は、2011年6月2日に東京で開催された日-メキシコ特許庁長官会合での合意を受け、同年7月1日より特許審査ハイウェイ試行プログラムを実施した。このプログラムは、日本国特許庁またはメキシコ産業財産庁で特許出願が可能と判断された案件、及び日本国特許庁が、国際調査機関・国際予備審査機関として特許性を有するとの見解を示した国際特許出願案件を対象とする。両当局は、これまでの試行プログラムの結果を踏まえ、2012年11月1日から本格実施に移行することを決定した。メキシコは、商標の国際登録に関するマドリッド協定議定書に加盟していなかったが、2013年2月19日に正式加盟したため、現在は、国際出願制度を活用した商標の登録も可能になっている。

2018年5月18日には、産業財産権法が改正された。これは、商標分野の規定を現代化するためのもので、2018年12月30日に発効した「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）」と整合を取るための改正である。また、CPTPPが規定していない内容も含まれており、諸外国の商標権の保護に関する先進的な規定となっている。主な改正の内容は次のとおり。

1. 非伝統商標を保護対象に追加（第89条I、V、VI）
2. いわゆる「トレードドレス」を保護対象に追加（第89条VII）
3. セカンダリー・ミーニングを獲得した記述的商標の保護（第90条）
4. 悪意の商標登録を排除する規定を導入（第151条VI）
5. 商標の使用宣誓書の提出義務を導入（第128条）
6. 異議申し立て制度のプロセスの改善（第120条BIS-2）
7. コンセント制度の導入（第90条）
8. 証明商標を保護対象に追加（第98条、第98条BIS）
9. 周知商標・著名商標の保護プロセスの改善（第98条TER）
10. 一部の無効理由について無効審判請求期間の延長（3年から5年へ）（第151条）

⁸ https://www.jetro.go.jp/world/cs_america/mx/invest_08.html

2020年3月6日、メキシコ政府はハーグ協定のジュネーブ改正協定(1999年)の加盟書をWIPO事務局に寄託した。3ヵ月後の6月6日に同協定は、メキシコについても発効し、意匠の国際出願でメキシコにおける登録も可能になった。

2020年7月1日、米国・メキシコ・カナダ協定(USMCA)の知的財産の章の先進的内容を反映した産業財産権保護法(新法)と連邦著作権法の改正が官報で公布された。

2. 技術援助契約締結での留意点

メキシコへの高度な技術移転は、言語の制約から困難を伴う。契約書をスペイン語で作成する際、十分にこちらの意向が反映されず、紛糾の種となることも少なくない。したがって、合弁先に対する技術援助にあたっては、技術援助の内容や責任が明確になるよう詳細な契約書を作成する等して、トラブルを事前に防止することが重要である。

3. 個人情報保護法に関する動向

EUが個人データ保護の強化のために一般データ保護規則(GDPR)を2018年に施行して以来、データの脆弱性に対する対策やプライバシー侵害防止に関する動きは全世界に広がっているが、メキシコにも以前からデータ保護に関する法律が存在する。いわゆる個人情報保護法にあたるのが2010年に施行された「Ley Federal de Protección de Datos Personales en Posesión de los Particulares(私人が保有する個人データの保護に関する連邦法)」(以下「民間保有データ保護法」)であり、プライベートセクターのデータ取り扱いを規制する法律である。一方、パブリックセクターのデータの取り扱いを規制する法律としては「Ley General de Protección de Datos Personales en Posesión de Sujetos Obligados(義務対象者が保有する個人データの保護に関する一般法)」(2017年施行)が存在する。

第15章 環境規制

1. メキシコの環境問題

メキシコでは、都市化に伴う人口集中の影響で、メキシコシティ大都市圏を含む、都市部の大気汚染や有害産業廃棄物による汚染が深刻である。特にメキシコシティの大気汚染は、1950年代に乳児死亡率を増加させる一因となり、改善が見られるようになったのは1992年以降である。しかしながら現在でも課題は大きく、メキシコ環境天然資源省によるとメキシコの大気汚染物質の大半は道路輸送、発電、石油、ガス産業等の人為的発生源である。廃棄物に関しては、2003年から2015年にかけて1人あたりの固形廃棄物排出量は61%増加しており、また2007年から2017年の間に約219万トンの有害廃棄物を排出している。そのほか、水環境についても2017年時点では排出された産業排水の31%のみしか処理されておらず、引き続きこれらの多くの環境問題への取組が必要な状況である。

また、近年の経済成長に伴うエネルギー消費の拡大による環境への影響については、政府が長年取り組んできた課題である。2012年に気候変動基本法を公布し、開発途上国では初めて気候変動問題への対策に関する法的枠組みが整備された。2013年には「10年後、20年後、40年後に向けた国家気候変動戦略（ENCC: Estrategia Nacional de Cambio Climatico）」が発表され、気候変動適応策と温室効果ガスの低排出・削減の主要2テーマについて注力することを示した。2021年に発表された「気候変動特別計画2021-2024（PECC: Programa Especial de Cambio Climatico）」では、2024年までに達成すべき4つの優先目標と、各優先目標に対する戦略と具体的な行動について策定している。4つの優先目標の概略は以下のとおりである。

1. 気候変動に対する生態系、生産システム、インフラ等の脆弱性を低減し、レジリエンスを高める。
2. 温室効果ガスと化合物の排出を削減し、持続可能な開発につなげる。
3. 環境面、社会面、経済面のコベネフィットの創出を優先し、気候変動に対処するための緩和策と適応策の相乗効果のある施策を促進する。
4. 政府間の調整メカニズム、資金調達、実施手段を強化する。また、人権的アプローチに基づき、社会のさまざまなセクターを取り込み、能力を共創することを優先する。

また、2015年に開催されたCOP21（国連気候変動枠組み条約第21回締約国会議）において2030年時点の二酸化炭素排出予測値に比して22%の削減目標を掲げたほか、同年に策定したエネルギー転換法において同国の発電量に占める再生可能エネルギーの割合を2024年に35%へ、2050年に60%へ引き上げることを定めている⁹。また、2022年に開催されたCOP27においては、メキシコは以下の公約を発表した。

1. 今後8年間で温室効果ガスの排出量を22%から35%まで削減
2. 気候変動対策として480億ドルの投資を実施

⁹ https://www.jica.go.jp/press/2019/20200326_10.html

3. 炭素の排出量を 5,200 万トン削減
4. 2030 年までにクリーンエネルギー発電 2 倍（40 ギガワット以上）を実現

また、同じく 2022 年に参加した「エネルギーと気候に関する主要経済国フォーラム」において、メキシコ政府は気候変動対策 10 カ条を発表した。資源エネルギー関連では、メキシコ石油公社 (PEMEX) の原油生産・輸送・貯蔵プロセスにおけるメタンガス漏出を 98%削減すること、16 ヶ所の水力発電所を近代化すること、ソノラ州に太陽光発電所を建設すること等、が盛り込まれた。

これら公約を実現するための具体的な計画として、米国内国境付近にあるソノラ州において、太陽光発電、天然ガスの液化、グアイマス港の近代化を促進するための投資を行う「ソノラ持続可能エネルギー計画」を発表している。一方で、建設予定のオアハカ州の風力発電、ソノラ州の太陽光発電、水力発電所のリニューアル・増強等を合わせても発電規模は 6.7 ギガワットに留まっており、この規模では 2030 年までのメキシコにおける再生可能エネルギー発電容量目標に全く足りないとの懐疑的な声も現地メディアからは挙がっている。

他方で、メキシコにおける電力事業については、過去数年は民間企業にとって厳しい状況が続いていた。というのも、AMLO 政権下においては、エネルギー管理委員会 (CRE) による民間発電事業者に対する許認可の付与数は極端に減少しており、また新型コロナウイルス感染症対策として新規の許認可の申請受付を停止していた。さらに、2021 年には民間企業よりも電力公社 (CFE) を優遇することを目的とした改正電力産業法が施行された¹⁰。しかしながら、2023 年 3 月からは許認可申請の受付も月間件数を制限しつつも再開され、同年 8 月からは件数制限も撤廃されたことから、今後は民間事業者による発電事業投資は加速していく可能性がある。

メキシコが上述の「エネルギーと気候に関する主要経済国フォーラム」で発表した気候変動対策 10 カ条には、2030 年までに自動車生産の 50%を電気自動車 (EV) や燃料電池車 (FCV) などのゼロエミッション車 (ZEV) にする目標も含まれている。これはバイデン政権が 2030 年までに新車販売の 50%以上を EV と FCV とする大統領令を発令した上で他国にも同様の目標を掲げるよう呼びかけたことへの対応である。現時点で ZEV をメキシコで生産しているのはフォードのみであるが、ゼネラルモーターズ (GM) が Ramos Arizpe 工場を EV 生産向けに拡張する計画があるほか、米 EV 大手であるテスラがヌエボレオン州での工場建設を進めており、2026~2027 年に生産開始を予定している。

その他、2023 年に開催された COP28 では、社会正義、人権の尊重、ジェンダー平等に基づく気候変動対策の促進を強調し、また 2030 年までに世界の再生可能エネルギー発電容量を 3 倍の 11 テラワットにする宣言に署名した。

以上のようにメキシコは気候変動対策に関して高い目標を掲げていることから、今後も積極

¹⁰ 改正電力産業法には、全ての民間事業者に対する許認可を取り消すといった規定は含まれていない。しかしながら、国家電力管理センター (CENACE) による送電指示等で CFE の発電所を優先し、民間発電事業者を不利な立場に置く規定が含まれており、また、法律を順守していない自家発電事業者に対する CRE による許認可取り消しや、CFE が独立発電事業者 (IPP) との間で締結している電力調達契約の合法性と収益性の精査等も盛り込まれている。なお、この電力産業法の改正はメキシコ最高裁判所で争われていることに留意されたい。

的に気候変動対策に向けた取組を進めていくことが予想され、同国でビジネスを展開する企業にも高水準の環境配慮が求められるようになると同時に、新たなビジネス機会となる可能性もある。なお、将来的に可能性のある日本の再生可能エネルギーの技術の一つとしては、水素技術が挙げられる。メキシコに進出済みの日系企業によると、メキシコは太陽光や風力等、自然エネルギーが豊富であるため、水素製造に恵まれており、脱炭素技術の中でも水素技術はメキシコで最も受け入れやすい技術であるとの見方を示している。

2. 環境保護の法体系

近年、世界的な環境保護運動の高まりに合わせて、メキシコでもその重要性は高まっている。メキシコ合衆国憲法第 25 条 6 項は、社会的公正、生産性、持続可能性の基準に従い、社会及び民間セクターに属する企業への支援と振興がなされる旨を定めており、これらのセクターは、資源保全と環境に留意しつつ公共の利益をうたった条項に則って、生産資源を公益に基づいて活用することが義務づけられている。

上記の前提の下で、メキシコの法体系は、技術上または運営上適用される要件を定めた法律、規則、基準によって構成されている。これらの法令等に関わる管轄並びに権限及び責任は、連邦、州及び市に配分されており、連邦、州及び市の各環境関係当局が法の適用や法による監視を実施しながら、環境管理の方法や要件について明示している。なお、環境関係当局とは、連邦レベルでは連邦環境保護庁及び環境天然資源省、地方レベルでは州の環境省や市の生態系課が該当する。

州によって環境保護に関わる法規制や基準が異なるため企業はそれらに留意しなければならないが、以下のとおり、連邦法だけでも企業にとって重要な法律が複数存在している。

- ・ 連邦環境責任法（Ley Federal de Responsabilidad Ambiental）

環境と生態系のバランスの保護・保全・回復を目的として、環境に生じた損害に由来する責任について定めるとともに、そのような損害の修復及び補償について規定している。

- ・ 生態系バランス及び環境保護に関する基本法（Ley General del Equilibrio Ecológico y la Protección al Ambiente）

同法による規制は、自然保護地域、野生動植物、天然資源利用、騒音・振動・悪臭等に関する規制等、多岐にわたるが、これらは「汚染物の排出量と移動量の登録に関連した生態均衡及び環境保護に関する一般法施行規則」、「大気汚染防止と管理に関連した生態均衡及び環境保護に関する一般法施行規則」、「環境アセスメントに関連した生態均衡及び環境保護に関する一般法施行規則」の 3 つで構成されている。メキシコで事業を営む日本企業に影響が大きいと思われる規制としては、例えば生態系のバランス等を害するような汚染物質の排出の禁止や、環境保護の観点から著しく危険な活動を営む場合における環境リスク調査及びその結果の環境天然資源省への提出並びに環境リスク保険への加入が挙げられる。同法は近年改正が繰り返されており、最近の主要な改正としては、2021 年 1 月に公害についての規定が新設または改定された。

- ・ 汚染防止及び廃棄物管理に関する基本法（Ley General para la Prevención y Gestión Integral de los Residuos）

当該基本法は有害な廃棄物等の生成、回収、管理、輸出入等についてのルールを定める法律である。具体的な規制の内容は多岐にわたるが、例えば有害な廃棄物の輸送、第三者からの回収、管理、輸出入等を行うためには当局である環境天然資源省の許可を得る必要があると定められている。同法も「生態系バランス及び環境保護に関する基本法」と同様に近年改正が繰り返されており、2021年1月に電気エネルギー生成のための有機廃棄物の利用等や廃棄物の共同処理についての規定が新設または改正された。

- ・ 気候変動一般法（Ley General de Cambio Climático）

当該法は温暖化ガスの排出等の気候変動の原因を規制することを目的とし、特定の産業や活動につき報告義務を課している。具体的には、排出登録についての規則（Reglamento de la Ley General de Cambio Climático en Materia del Registro Nacional de Emisiones）において、どの産業や活動が報告義務の対象となるかが規定されており、報告義務対象の自然人または法人は、その排出行為等に関する情報または書類等を当局に提供する必要がある。また、環境天然資源省は調査権能を有しており、この調査のための通知を受領した自然人または法人は 15 日以内にその排出行為等に関する情報または書類等を当局に提供する必要がある。同法については、後述する SDGs に関する取組との関係で、改正の必要性が指摘されている。

メキシコでは、国際的に持続可能な開発目標（SDGs）に焦点を当てた議論が進行中で、2018年2月には国家開発計画の指針を定める法律であり、計画プロセスにおける責任主体も定める「国家計画法」（Ley de Planeación）が改正された。国家計画法は、国家開発計画が持続的なものであり、また環境保護や自然資源の合理的な利用等を考慮したものでなければならないとしている。また、メキシコ政府は 2020年8月には「2030年アジェンダのための立法政策」（La Estrategia Legislativa para la Agenda 2030）を公表している。同政策では SDGs の内容である各目標に関連する政策や法律についての分析や立法・法改正の検討がなされており、「生態系バランス及び環境保護に関する基本法」や「汚染防止及び廃棄物管理に関する基本法」で近年繰り返されている改正にもこのような背景が関係している。このような動きを鑑みると、今後メキシコにおいて SDGs に関する取り組みはより一層進んでいくものと思われ、環境関連の法律をはじめとする各種規制の強化や法改正がなされていくことが予想される。

3. 環境税の導入

2023年1月1日に州財政法の改正が施行され、グアナファト州とケレタロ州で環境税が新たに導入された。環境税は、温室効果ガス排出（GHG）に係る環境浄化税（両州）、汚染物質廃棄・貯蔵に係る環境浄化税（両州）、汚染排水等に係る環境浄化税（グアナファト州）、非金属鉱物資源採掘に係る環境浄化税（ケレタロ州）に分かれる。両州は自動車産業を中心に日系企業の進出が盛んであり、環境税の中でも日系企業に特に影響を与えるのは、GHGに係る環境浄化税と汚染物質廃棄・貯蔵に係る環境浄化税である。

GHGに係る環境浄化税については、グアナファト州で二酸化炭素（CO₂）1トンあたり250ペソ（後述のとおり2023年5月からは45ペソ）、ケレタロ州で同5.6UMA¹¹（2022年時点で538.83ペソ）の課税と設定されている。汚染物質廃棄・貯蔵に係る環境浄化税は、グアナファト州で1トンあたり100ペソ、ケレタロ州で同1.25UMA（2022年時点で120.28ペソ）となる。課税対象としては、企業規模別の例外措置が盛り込まれていないため、中小企業であっても原則として対象になりえるが、GHGに関しては、全ての事業所に排出量の計測と記録を義務付けていないため、当面はこれらの記録が既に存在する企業への適用が想定される。

なお、グアナファト州ではすでに2023年5月に改正令が施行され、事業者の税額負担が改正前より軽減した形となっている。上述のとおり、グアナファト州の環境税は、温室効果ガス排出（GHG）に係る環境浄化税、汚染物質廃棄に係る環境浄化税、汚染排水等に係る環境浄化税に分けられるが、GHGに係る環境浄化税については、対象となる排出行為を「固定排出源からの直接排出」に限定して電力調達等を通じた間接排出を除外、税額の軽減（CO₂ 1トンあたり250ペソから45ペソに減額）、また年間最初の50トンまで非課税することとなり、さらに、天然ガスを燃料とするGHG排出については、課税ベースとなる排出量が90%（2023年）～75%（2030年）削減されることとなった。汚染物質廃棄に係る環境浄化税については、対象となる廃棄物は州政府が管轄する「特別処理廃棄物」に限定され、連邦管轄の「危険廃棄物」は除外されるとともに、対象事業所についても年間10トン以上を廃棄する事業所に限定された。汚染排水等に係る環境浄化税については、2027年4月1日以降に適用されることとなった。

その他、ヌエボ・レオン州でも2022年より環境税の導入が始まっており、今後環境税を導入する州は益々増えていくと思われる。そのため、メキシコへの進出を検討する日系企業は対象の州の環境税の有無、課税の内容詳細を十分に把握することが重要である。

¹¹ 罰金や制裁金の単位として用いられる法定価額算出係数。Unidad de Medición y Actualización（UMA）。

4. 環境が問題になった事例

2014年8月、メキシコ北西部ソノラ州の銅山から流出した硫酸が近くの川に流れ込み、周辺の7つの町で、住民2万人への水の供給が絶たれた。硫酸の流出が起きたのはソノラ州カナネア市のブエナビスタ銅山で、約4万m³が近くの川に流れ込んだ。当時銅山から政府当局へ報告はなく、川沿いの町からの通報ではじめて発覚した。通報時には、すでに流出発生から24時間以上が経過しており、政府の対応に遅れが生じてしまった。その結果、流出した硫酸により、川が60kmにわたってオレンジ色に染まった。メキシコ当局は各町への給水を遮断し、銅山からソノラ川への流路を絶つ緊急対応をとったが、「過去最悪の環境災害」と言われる大事故になった。同銅山は、中南米の大手鉱山企業であるグルポ・メヒコ社が所有しており、この加害責任に対しては、最高9年の懲役刑と4,000万ペソの罰金刑が言い渡された。事故の発生後にグルポ・メヒコ社は鉱業振興信託基金を設立し、対応を行うとしたものの、同基金による修復計画の中に中止になったものや不完全なものがあるとのことで地域住民から指摘を受けた。同基金は2017年に失効したものの、その後もソノラ州には水源を含め本事故による様々な環境、経済的な影響が残ったとされている。

上記のほか、メキシコで過去に起こった大きな環境事故としては2010年の原油流出事故も挙げられる。2010年4月に英石油大手BP社がメキシコ湾で運用していた石油採掘施設「ディープウォーター・ホライズン」の内部で、人的なミスによる爆発が起こった。この爆発により作業員11人が死亡し、また海底から原油を汲み上げるための採掘パイプが3カ所破裂したことにより、メキシコ湾の海に原油が流出し、87日後に流出源が封じられるまでに2億600万ガロンの原油が流出した。長期間にわたる原油流出の影響は甚大であり、8万羽の鳥類や6,000頭以上のウミガメ、2万6,000頭近くの海洋哺乳類が死亡したほか、汚染されたアメリカの5州の沿岸では観光産業や漁業が壊滅的な打撃を受けた。また、事故後に散布した石油分散材が有害な化学液体となって食物連鎖に入り込んでいるとの専門家の指摘もある。近年になって事故の影響を受けたエリアのイルカの遺伝子に変異し、生殖、心肺、免疫機能の低下が起こったことも判明している。2015年にBP社が本事故の影響を受けたアメリカ5州に対して計187億3,200万ドルを支払うことで和解がなされたが、この和解額はアメリカ史上最高となった。これらの事例は民間企業が起こしうる環境事故のリスクの大きさ、また十分な対策の重要性を物語っている。

環境が懸念となっているその他の事例としては、2023年12月に一部運行を開始したマヤ鉄道の建設プロジェクトが挙げられる。第20章にも記載のとおり、同プロジェクトは5つの州を結ぶメキシコ国内で最大級の鉄道建設計画であるが、手付かずの広大な自然を開発することから、密林や洞窟群が破壊される危機、野生動物の生態系への悪影響、地下泉・河川へのディーゼル燃料漏出の可能性等が指摘されている。しかしながら、現政権は同プロジェクトによって得られる経済的利益を優先し、環境問題を軽視しているとのことで住民や環境保護団体からは反対の声も上がっている。

第16章 貿易管理・為替管理

1. 輸出入規制

メキシコでは、輸入規制のうち経済省管轄のものについては、経済省貿易細則・判断基準の細則 2.2.1 及び同添付 2.2.1 に詳細が定められている。現行の経済省貿易細則・判断基準は、2022 年 5 月 9 日に連邦官報で公布され、2022 年 10 月 10 日及び 11 月 25 日に改正された。

(1) 輸入規制

経済省貿易細則・判断基準の細則 2.2.1 において、経済省管轄の輸入規制品目については以下のよう定められている。

図表 16-1 輸入時にメキシコ経済省からの事前許可が必要な品目

分類	品目名
完全輸入許可（IL）規制の対象商品	全 8 品目 ・ 確定輸入の場合（5 品目） 4012.20.01、4012.20.99、6309.00.01、 9806.00.02、9806.00.03 ・ 確定輸入、一時輸入、保税倉庫への搬入、指定保税地域への搬入または戦略的保税地域の搬入の場合（3 品目） 7102.10.01、7102.21.01、7102.31.01
産業分野別生産促進プログラム登録企業に対するレグラ・オクターバによる特別輸入許可対象品目	全 25 品目（HS コード 9802.00.01 から 9802.00.25 まで）
1980 年モンテビデオ条約部分協定に基づき、確定輸入されるアルゼンチン、ブラジル、キューバ、エクアドル、ペルー、パナマ、パラグアイ原産品で、事前許可の対象となっている品目	全 34 品目
チリとの FTA に基づき輸入（確定）事前許可が必要なチリ原産品商品	全 8 品目
ウルグアイとの FTA に基づき輸入（確定）事前許可が必要なウルグアイ原産品商品	全 28 品目
確定輸入をする上で事前許可が必要な中古自動車類	全 19 品目
確定輸入をする上で「輸入自動許可」が必要な品目	HS コード 72~73 の 146 品目
推定価格以下の申告価格で確定輸入する際に「輸入自動許可」が必要な品目	繊維製品（HS51~63 類）、履物（HS64 類）

（出所）ジェトロ ウェブサイト 国・地域別情報より作成

その他の主な規制対象の輸入品目として、2022 年度メキシコ国税庁（SAT）貿易細則の添付 10 に掲げられる品目、また農業・地方開発省、農薬・肥料等コントロール省間委員会、国防省、保健省、エネルギー省、環境天然資源省の規制を受ける輸入品目が挙げられる。さらに、経済省貿易細則・判断基準省令の細則 2.4、同添付 2.4.1 においては、「メキシコ公式規格（NOM）履行義務のある輸出入商品の関税コード省令」として規制品目が挙げられている。

なお、上記の規制品目にかかわらず、2020 年 12 月 27 日付官報公布経済省令に基づき、ソマリア、イラク、コンゴ民主共和国、スーダン、北朝鮮、イラン、リビア、レバノン、中央アフリカ共和国、アフガニスタン、イエメンの特定の企業・団体等からの特定品目の輸入は禁止されている。

(2) 輸出規制

メキシコにおいては、石油化学製品派生品を輸出する際に輸出事前許可が必要である。経済省貿易細則・判断基準の細則 2.2.1 及び同添付 2.2.1 において、経済省管轄の輸出規制品目について定められている。

図表 16-2 輸出時にメキシコ経済省からの事前許可が必要な品目

分類	品目名
確定輸出または一時輸出の場合（判断基準添付 2.2.1 第 7 条第 II 項）	3 品目 7101.10.01、7102.21.01、7102.31.01
確定輸出または一時輸出の場合（判断基準添付 2.2.1 第 7 条第 III 項）	2 品目 2601.11.01、2601.12.01
輸出数量を監視するために自動輸出報告の経済省への提出が義務付けられている商品	5 品目 0702.00.03（商品情報識別番号が 01、03、04、05、99）

（出所）メキシコ経済省、ジェトロ ウェブサイト国・地域別情報より作成

その他の主な規制対象の輸出品目として、コーヒー輸出に関して原産地証明を必要とする品目、また文化省、保健省、エネルギー省、環境天然資源省、国防省の規制を受ける輸出品目、さらに武器及び同部品、デュアルユース商品、通常兵器及び大量破壊兵器の製造に用いる可能性があるソフトウェア・技術に対する経済省の輸出規制に関する省令対象品目が挙げられる。また、経済省貿易細則・判断基準省令の細則 2.4、同添付 2.4.1 においては、「メキシコ公式規格（NOM）履行義務のある輸出入商品の関税コード省令」として規制品目が挙げられている。

なお、上記の規制品目にかかわらず、2020 年 12 月 27 日付官報公布経済省令に基づき、輸入規制と同様にソマリア、イラク、コンゴ民主共和国、スーダン、北朝鮮、イラン、リビア、レバノン、中央アフリカ共和国、アフガニスタン、イエメンの特定の企業・団体等への特定品目の輸出は禁止されている。

(3) 認定企業登録制度

認定企業登録者制度により、信頼に値する企業（Empresas Certificadas）として認められた場合に限り、通関諸手続きの簡素化、迅速化等の恩恵を受けることができる（詳細は第9章を参照）。

2. 関税制度

関税について、メキシコでは2つの省が管轄を行っている。すなわち経済省と財務省であり、経済省が関税率や関税体系等を取り決め、財務省が税関や徴税等の規則に基づく管理を行っている。

日本は、2005年4月1日に、メキシコとの間に経済連携（EPA）協定を発効させた。これは、日本が世界で2番目に締結したEPA協定（最初はシンガポール）であり、その後改定議定書というかたちで協定内容の見直しが繰り返されている。2012年には、市場アクセスの改善、認定輸出車制度について改定され、メキシコにおける自動車部品とインクジェットプリンタ用紙の関税が撤廃される一方で、日本における牛肉、豚肉、鶏肉、オレンジ、オレンジジュース等の関税割当数量の拡大や枠内税率の削減が行われた。

対米輸出が全体の8割を占めるメキシコにとって、対日、対欧貿易の促進は米国依存から脱却するために非常に重要であり、今後日墨間の取引はさらに活発化していくと考えられる。

メキシコは積極的な自由貿易政策を進めてきた背景から、多数の国と自由貿易協定（FTA）及びEPAを結んでおり、中南米諸国との間で締結しているラテンアメリカ統合連合（ALADI）としても、特惠税率が適用される（詳細は第22章参照）。ALADIの枠組みで締結されている協定は複数存在するため、輸出品目ごとに個別の確認が必要となる。

経済省はこれまでインターネットを通じた関税情報システム（SIAVI）でHSコードごとの関税率、非関税規制の有無等の情報を掲載していたが、2022年2月より更新が止まっていたところ、2023年2月以降SIAVIの代わりとなるエクセル形式の統一関税率表を国家貿易統合システム（SNICE）をウェブサイトで公開している。この統一関税率表では、PROSEC（第9章参照）に基づく優遇関税の対象かどうか、IMMEX（第9章参照）を用いた一時輸入で特別な要件を満たすことが義務付けられるセンシティブ品目かどうか、輸入時にメキシコ公式規格（NOM）の履行が求められる品目かどうか、経済省、エネルギー省、保健省、国防省等による非関税規制の対象かどうか、アンチダンピング（AD）税の対象品目かどうか等、さまざまな情報をHSコードごとに知ることができる。しかしながら、FTAに基づく特惠関税率の掲載はないため、これらを調べるためには、2022年8～12月に連邦官報に掲載された、最新のHSコードに基づく各協定の特惠関税率を公示する経済省令を個々に連邦官報のウェブサイト等からダウンロードする必要がある。

なお、メキシコ政府は2023年8月に、鉄鋼、アルミニウム、繊維、衣類、履物等392品目のMFN税率を、2025年7月末までの期限で一時的に引き上げることを発表した。関税率は品目に応じて5～25%となる。しかしながら、引き上げはMFN税率を対象とするため、日墨EPAやCPTPP（詳細は第22章参照）を活用した輸入には影響が出ない。また、PROSECやレグラ・オクターバに基づく優遇関税率も適用可能である。今回のMFN税率の引き上げは、世界的な鉄鋼の過剰生産が続いていることや、新型コロナ禍で打撃を受けて回復しきれていない繊維・履物などの国内産業を保護することを目的としている。

税率引き上げの対象となった品目のうち最も多いのは、鉄鋼（HS72 類）・同製品（HS73 類）で、合計 201 品目の関税率が 25%まで引き上げられた¹²。なお、2025 年 8 月 1 日以降は、2022 年 6 月 7 日付官報で公布された新輸出入関税法（LIGIE）に基づく税率となり、鉄鋼の場合は多くが 0%となる。対象品目の中には、鉄鋼、自動車内装用部品（HS8708.29.99）、タイヤ等、進出日系企業が輸入している品目も含まれる。

3. 通関手続

メキシコでは、2012 年にペーパーレス通関という電子システムが整備された。通関時に輸出入申告書に添付する書類は PDF 化して事前送信する必要があり、インボイス等の商品価格を証明する書類についても、輸出入申告前の電子データ送信が義務づけられている。これによって、進出企業は手続きの効率化を図ることができ、輸出入に関わる煩雑性が軽減されたと言える。

図表 16-3 輸出入手続きにおける必要書類

区分	品目名
輸入	1. インボイス 2. 船荷証券（B/L）あるいは航空貨物運送状（AWB） 3. 非関税輸入規制を遵守していることを証明する書類（必要に応じて） 4. 原産地証明書（必要に応じて） 5. 保証金の入金証明書（中古車等特定品目を財務省が定める推定価格以下で輸入する場合） 6. 重量や体積を証明する書類（バルク貨物を港の税関で輸入する場合） 7. 識別・分析・管理を行うための情報（必要に応じて）
輸出	1. インボイス、もしくは商品価格を証明する書類 2. 非関税輸出規制を遵守していることを証明する書類

（出所）ジェトロ ウェブサイト国・地域別情報より作成

また、2022 年度国税庁貿易規則により、メキシコで輸出入を行う場合は、同庁が管理するメキシコ貿易デジタル窓口（通称「単一窓口」と呼ばれる。）に利用者登録を行う必要があるとともに、以下義務の履行が求められる。以下は単一窓口を利用して行う必要があるため、窓口への事前のユーザー登録、さらにポータルサイトへの入力を通関士等に代行させる場合は、データ入力代行者の登録が必要となる。

- ・ 通関時に貨物と同時に税関に提示する書類（船荷証券や非関税規制遵守を証明する書類等）を、事前に電子媒体で税関電子システムに送付すること
- ・ インボイス等、貨物の価格を証明する書類の情報を電子化し、事前に税関電子システムに送信すること

¹² HS7210.70.02、及び 7212.40.02 に分類される塗装・ニス塗布・プラスチック被覆鋼板に限り、2023 年中は現行の関税率 10%が維持され、2024 年 1 月 1 日から 2025 年 7 月末までが 25%となる。

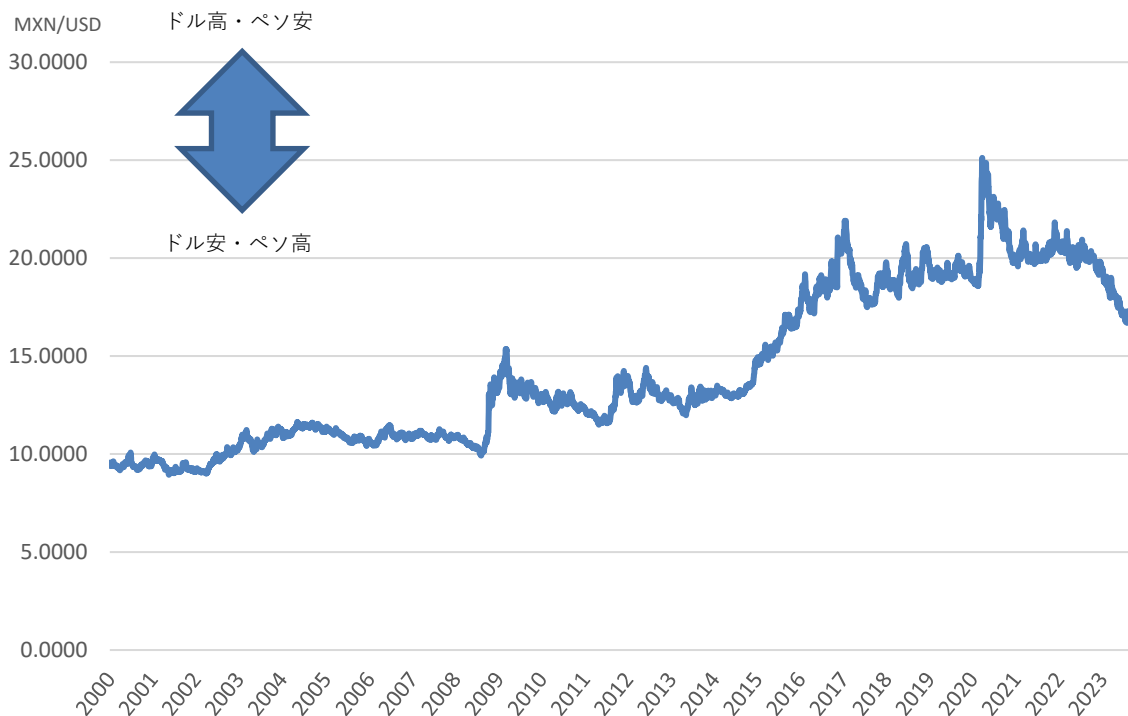
4. 為替相場

メキシコの外国為替相場においては、完全自由フロート制が採用されている。なお、1993年1月にデノミを実施し、旧1,000ペソから新1ペソに交換された。

外国為替レートの推移を見ると、長期的にメキシコペソ安のトレンドが続いていたが、2020年より原油価格の高騰、急速な利上げで上昇基調に転じている。2023年8月31日には1円=0.1173ペソと2008年10月以来約15年ぶりのペソ高・円安水準となった。同じく対ドルでも8月31日は1ドル=16.917ペソと高値をつけている。なお、2024年1月時点においても、1円=0.1170ペソ、1ドル=17.16ペソとペソ高の状況は続いている。堅調な景気を背景に、メキシコ銀行は市場予想を超え11.25%まで引き上げた現在の政策金利を当面維持する姿勢を示しており、金利差を見込んだ円売り・ペソ買い、ドル売り・ペソ買いの動きが広がっている。今後の値動きについては、政策金利の動きに留意する必要があるほか、産油国通貨であるメキシコペソは原油価格の影響を受けやすいことから米国の国際原油価格 WTI (West Texas Intermediate) の動向も注視すべきである。

図表 16-4 外国為替レートの推移





(出所) メキシコ銀行ウェブサイトより作成

5. 外国為替管理と外貨交換制度

メキシコでは、外貨持込額及び持出額に関する特段の規制はないが、現地通貨 10,000 米ドル相当以上の場合は、入国時に申告しなければならない。これは現金だけでなく、小切手等も含まれる。なお、持ち込みの場合と異なり、持ち出し時は 10,000 米ドルを超えた分のみ申告が必要になる。

また、2010 年 6 月 16 日に、連邦官報より「金融機関法第 115 条に関する一般規則を改定・追加する財務省決定」が公布された。これは、犯罪組織等の資金洗浄を取り締まる目的で設けられた規制で、銀行におけるドル現金両替等に制限がかかるようになった。したがって、外国人旅行者が銀行で両替を行う際は、パスポート、滞在許可証（入国カードの半券でも構わない）の提示が必要になる。1 ヶ月累計で 1,500 ドルを超える現金の両替は、原則として認められていないため、留意しなければならない。ただし、Scotiabank をはじめ多くの地元銀行で米ドル口座を開設することは可能であり、外貨預金は認められている。

また、企業の資本取引について、メキシコでは外資法上の制限があるが、規制業種を除く一般業種については、無条件で 100%まで外資の参加が認められている。ただし、規制されない業種であっても、既存企業の資本金の 49%を超えて外資が参加する場合、その企業の資産総額が 22,647,201,250.50 ペソ（2022 年 6 月 6 日官報公示国家外資委員会決定、翌日より施行）を上回る場合は、外資委員会の承認を得なければならない。規制業種は、電力や郵便等、国家に留保される分野、開発銀行や国内陸上輸送等メキシコの法人に留保される分野及び外資参加率が法的に規制されている分野に分けることができる。

例えば、協同組合において外資は 10%を超えてはならず、養魚業を除く漁業や海運業、航空輸送業等は 49%までしか認められていない。不動産の取得は原則的に可能であり、資本金に対する規制も設けられていないことから、メキシコは比較的外資誘致に積極的な国だと言える。

第17章 金融制度

1. 金融機関

メキシコの金融システムは、監督・規制当局と金融機関に大きく分類される。監督・規制当局は財務省、中央銀行であるメキシコ銀行（Banco de México）等から構成され、金融機関は、信用機関（商業銀行、政府系開発銀行等）、証券機関（証券取引所、証券会社、投資信託等）及びその他の金融機関（多目的金融会社（SOFOM）や保険会社、信用組合等）から構成されている。

(1) 中央銀行（メキシコ銀行：Banco de México）

中央銀行は、1925年に設立され、メキシコ憲法の下、その行動と管理において独立性を保証されている。中央銀行の主な機能は、通貨の安定供給、金融システムの発展・促進、決済システムの助成・促進等である。その他、連邦政府や内外金融機関からの預金受入、信用供与、債券売買、外貨準備金の保管・管理、外国為替の管理を行う。また、国内における金融機関の業務監査権を有しており、金融システム上、重要な役割を担っている。

(2) 商業銀行

民間金融機関は、各金融機関が持株会社を組成して金融グループを形成し、各種業務を行っている形態が多く、金融グループの中核は商業銀行である。メキシコは1994年の通貨・金融危機以降、金融部門の外資規制を緩和しており、1999年1月に公布された外国投資法改正によって商業銀行への外国企業の出資比率規制は撤廃された。

これにより外国金融機関によるメキシコ国内銀行の買収が相次ぎ、2000年以降、同国銀行部門の再編が進行している。アメリカITA（商務省国際貿易局）のウェブサイトによると、2023年11月時点で銀行グループは48グループ存在しており、2022年12月時点の主要な都市銀行の売上高は以下のとおりである。

図表 17-1 主要都市銀行の概況（2022年12月時点）

銀行名	売上高合計 (百万米ドル)
Grupo Financiero Banorte SAB de CV	8,926
Banco Santander Mexico SA	4,791
Banco Azteca SA	3,726
Grupo Financiero Inbursa SAB de CV	2,650
Gentera SAB de CV	1,358
Banco del Bajío SA	694
合計	22,145

(出所) SPEEDA より作成

(3) 政府系開発銀行

政府系開発銀行は、信用機関法及び各機関に関する規定に準拠し、国家銀行証券委員会 (CNBV) の監督下で、メキシコ政府が発表する国家発展計画に即した国内産業の発展・促進の役割を担っている。政府系金融機関の主な業務は、メキシコ産業金融公社 (NAFIN) が産業・地域振興、メキシコ公共事業銀行 (BANOBRAS) が公共事業、メキシコ外国貿易銀行 (BANCOMEXT) が貿易金融、メキシコ軍人銀行 (BANEJÉRCITO) が軍人向け融資、貯蓄金融サービス銀行 (BANSEFI) が貯蓄サービス、連邦住宅公社 (SHF) が住宅金融を主たる業務としている。

(4) その他

2006年から認められている多目的金融会社 (SOFOM) は、貸付専門のノンバンク金融機関であり、ファイナンスリースサービスや、クレジット、ファクタリングを提供するための事業認可を得ている法人である。SOFOM は一般から預金を受け入れられないため、市場での機関投資家向け債券発行や銀行からの借入によって資金を調達している。貸付先が特定部門に限定されておらず、多岐にわたっている。金融リース業務や金融ファクタリング (債権買取) 等複数の業務も行っている。日本企業の SOFOM として、SMBC SOFOM (三井住友銀行)、Credit Saison Mexico SOFOM (クレディセゾン)、BOT FINANCE MEXICO SOFOM (東銀リース) が挙げられる。

2. 金融市場

メキシコは 1982 年に発生した債務危機後の 1986 年～1987 年と、1994 年末のテキーラ・ショック後にペソが暴落した 1995 年の 2 回にわたりインフレに見舞われてきたものの、中央銀行が適切な金融政策を行ってきたことにより、2000 年以降は 1 桁台のインフレ率を維持するようになった。しかしながら、近年は商品高による食料品やエネルギー等生活必需品を中心とする物価高、コロナ禍を受けた通貨ペソ安、その後も国際金融市場における米ドル高がペソ安を通じた輸入インフレを招いてインフレ率が加速する事態に見舞われた。中央銀行は物価抑制を目的に 2021 年から利上げに動くとともに、その後も物価と為替の安定を目的に米 FRB (連邦準備制度理事会) と足並みを揃える形で断続、且つ大幅利上げを実施してきた。これにより政策金利は 2022 年末には 10.50%、2023 年に入ると 11.25%となったが、ようやくインフレ鈍化の傾向が見られたことから 2023 年 5 月より利上げを停止し、11.25%で据え置きとなっている。

メキシコの金融政策の基軸は中心 3.0%、変動幅±1.0%のインフレ・ターゲット制にある。米国向け輸出の減少や産油量の減少等により、通貨下落の圧力がかかりやすいこともあって、中央銀行は上記のとおりインフレを注視しながら慎重に政策金利を調整するようなスタンスを維持している。中央銀行は政策金利を変動するほかに、毎週実施される国債入札や金融機関からの強制預金等を通じて、市場の資金流通量をコントロールしている。

図表 17-2 政策金利 (Overnight rate target) 推移 (各年末時点、2023 年のみ 9 月末時点)

年	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
金利 (%)	4.50	3.50	3.00	3.25	5.75	7.25	8.25	7.25	4.25	5.50	10.50	11.25

(出所) BANCO DE MEXICO より作成

3. 資本市場

(1) 株式市場

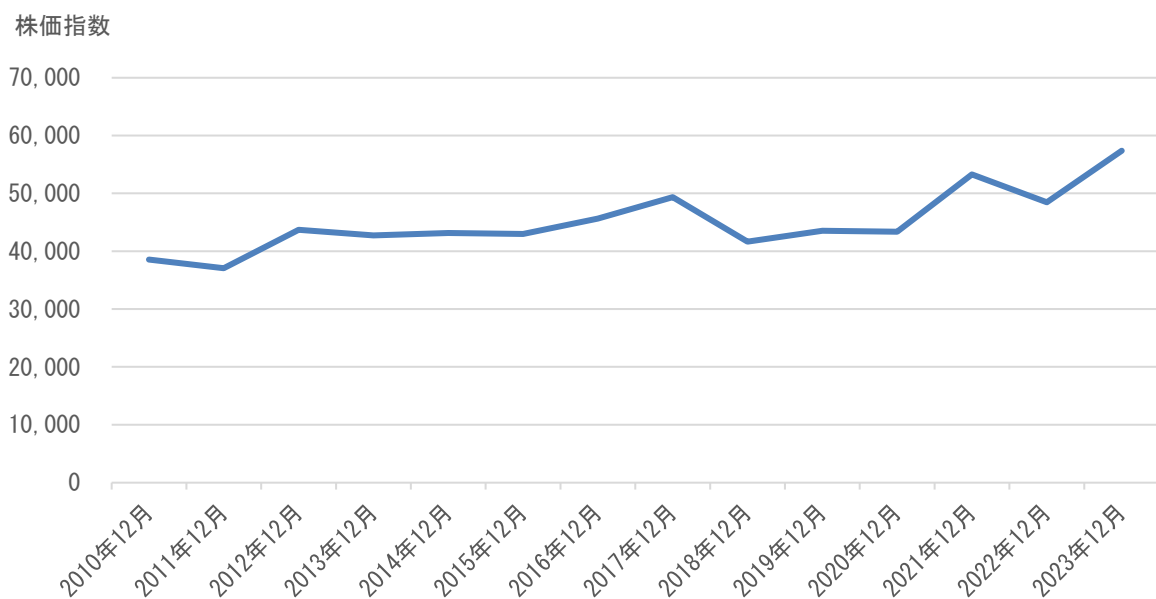
メキシコ証券取引所（Bolsa Mexicana de Valores: BMV）は 1933 年に設立され、株式、債券、ワラント等の取引を行う証券取引所である。メキシコシティに所在し、BMV 自体も同市場に上場している。メキシコの平均株価指数は IPC（Indice de Precios y Cotizaciones）指数と呼ばれ、メキシコ証券取引所に上場する主要企業の時価総額加重平均で算出されている。なお、銘柄の見直しは年 3 回（3 月、6 月、12 月）実施されている。



メキシコ証券取引所

IPC 株価指数の推移は、同国株式市場の株価が 2008 年のリーマンショックの影響によって一時的に大きく下落したものの、その後概ね上昇基調である。

図表 17-3 IPC 株価指数の長期推移（2010 年～各年末（2023 年のみ 10 月））

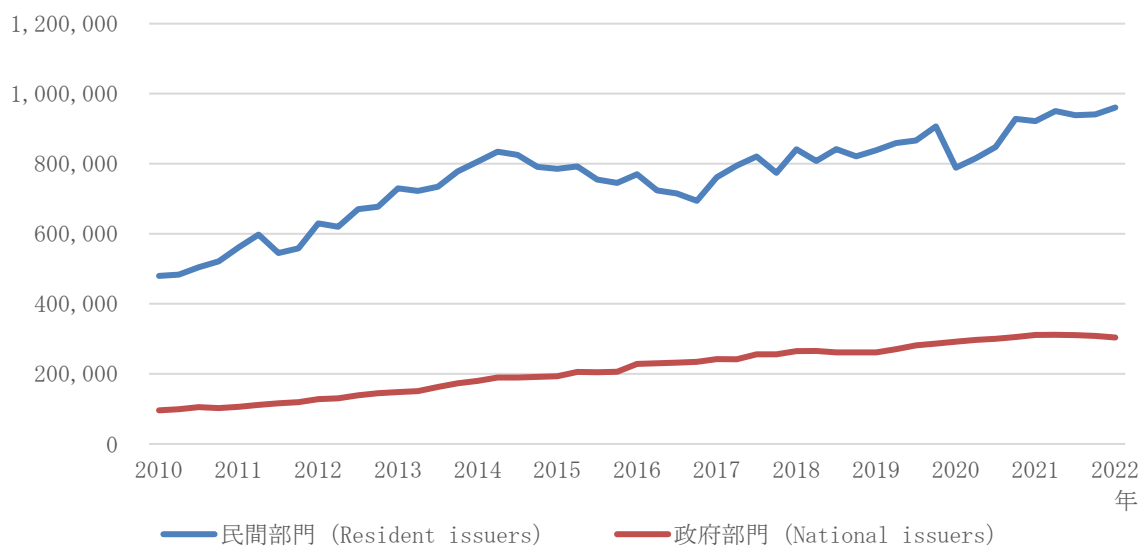


（出所）メキシコ証券取引所及び Bloomberg ウェブサイトより作成

(2) 債券市場

国際決済銀行（BIS）の統計によれば、メキシコ債券残高（民間部門）は 2014 年をピークに、その後は減少傾向が続いたが、2017 年以降に再び増加傾向にあり、2019 年 12 月時点には約 9,100 億ドル規模まで到達している。

図表 17-4 債券市場残高の推移（単位：百万ドル）



（出所）国際決済銀行（BIS）より作成

第18章 資金調達

1. 資金調達に係る規制

海外における資金調達の方法として、「親会社等からの調達（親会社からの出資、借入等）」、「金融機関等からの調達（邦銀現地拠点、地場銀行からの借入等）」、「資本市場からの調達（現地法人自身の増資、社債の発行等）」等があるが、メキシコにおいては、資金調達に関わる外資系企業に対する規制はなく、いずれの方法においても資金調達が可能である。

2. 日系企業の資金調達の現状

日系企業の資金調達の手段としては、親会社からの出資や親会社からの借入（親子ローン）が多い。通常、親会社からの出資による資金調達は、現地法人の資本金が変更されるため、国によっては会社設立時と同様の手続きを取らなければならないこともあるが、メキシコにおいては「可変資本制度（Capital Variable : C.V.）」により、会社定款を変更せずに資本金を増減することが可能である（ただし、資本の増減には株主総会の特別決議が必要）。

また、現地ヒアリングによれば、金利が高いため基本的に立ち上げ時の親子ローンや増資以外は地場銀行を含めて借入れを行っていない。アメリカとの取引が多い場合は決済通貨が米ドルであるため、資金調達は日本で元々取引があった日系金融機関からドルベースで借入れる場合もある。当該金融機関のメキシコの日系現地法人からの借入れ、もしくは、メキシコにある出張所を経由した米国の日系金融機関から借入れをする等である。この場合、ドルベースの借入となるため為替リスクの影響を受けやすく、製造業では設備投資資金が必要となるため借入金額も多額になる傾向にある。一方で、為替リスクや買入利息の源泉所得税を抑制する観点から日本本社と円建ての親子ローンを採用している会社もある。

日系企業による社債発行やリースを利用した資金調達のニーズはあまりないようである。

3. 金融機関等からの調達

金融機関等からの資金調達には、主に日系銀行現地拠点からの借入れや地場銀行からの借入れがあるが、現地に進出している日系企業は日系銀行による借入れが多い。日系銀行では、2023年10月時点で三菱UFJ銀行、三井住友銀行及びみずほ銀行が進出している。三行ともに主要な顧客はメキシコから米国・カナダ向けの自動車生産や家電製品の生産を担う製造業であり、近年の好調なメキシコ経済、安定した政治経済体制を受け業務を拡充、充実させている。また3行とも経済・政治の中心であるメキシコシティとメキシコに進出する日系企業の多くが進出しているグアナファト州最大都市のレオンに拠点を置くことで共通している。

三菱UFJ銀行は邦銀としては最も早く、1958年から現地法人の形態で進出していたが、みずほ銀行も2017年から100%子会社のメキシコみずほ銀行を設立し、現地法人形態によるサービスを開始した。他方、三井住友銀行は引き続き米国法人の出張所という形態での進出となっており、第17章に記載のとおり、2015年に多目的金融会社としてSMBC SOFOMを設置し、メキシコペソ建ての法人向け融資、プロジェクトファイナンスの対応力を強化している。

なお、貸付時の審査基準や審査日数に関して、現地日系銀行へのヒアリングによれば、オフショアローンであれば日本国内と大差がないが、メキシコ国内からの貸付の場合はメキシコ当局の対応が追加されるため、通常よりも煩雑な手続きが必要となるようである。また、親子ローンの場合でも現地の適正金利で対応しなければならないとの指針が出ているため、親子ローンを考えている場合は認識しておく必要がある。なお、金利については、通常日系銀行よりも地場銀行から借り入れるほうが相対的に高くなる傾向にある。

また、ヒアリングを実施したある本邦金融機関によると、メキシコは外為の観点では規制の少ない国である。一方で、当局からの要請により、短期融資の場合でもクリーンアップと呼んでいる制度があり、1年に1度、銀行側が貸付残高を現金で回収し、ゼロにしてから再度融資を行う必要がある。これは顧客（借り手）側の観点では、短期借入をロールオーバーし続けることができないため、使い勝手が悪い。また、ドルで資金調達する際、北米から送金することが多いが、その際に源泉税が発生することに留意する必要がある。その他、現地の日系企業から多い資金調達に関連する問い合わせは、以下のとおりである。

- ・ 税制等の法制度の変更点やその対応における他社事例
- ・ 付加価値税（IVA）還付に関する問い合わせや IVA 還付遅延に伴う資金調達依頼
- ・ IMMEX オペレーションのためのメキシコ税務当局（SAT）向けのスタンドバイ L/C の発行
- ・ 自動車関連の製造企業が多いためモデルチェンジのタイミングでの設備投資に関する資金調達依頼
- ・ 為替関連（為替ヘッジ、為替損益に伴う追加の資金調達、労働者利益分配金(PTU)の支払い）
- ・ 全体の財務バランスを考えることのできる財務管理面の人材不足

なお、メキシコ送金時の注意点として、通貨は米ドルで立てることもできるため、変な規則は存在しないが、銀行口座をブロックされることは月 1 回～2 回程度ある。移動明細を提出してほしいと税務当局から要求されることもあるため、日系企業も認識する必要がある。メキシコは罰金文化のため、何かあるとすぐ罰金が課される。交渉の余地はあるものの、5年間指摘する権利があるため、3～4年前の重箱の隅をつつくようなことを指摘されることもある。特に国内における米ドルの送金に関してはかなり神経質になっている。

4. 資本市場からの調達

(1) 株式市場での資金調達

メキシコ証券取引所（BMV グループ）は、1933 年に設立したメキシコ唯一の取引所である。BMV グループは、2022 年時点で総資産 8,742 百万ペソを有し、2023 年末時点で 133 社が上場している。メキシコ株式市場は中南米ではブラジルの BM&FBOVESPA に次ぐ規模である。

IPC（Indice de Precios y Cotizaciones）株価指数は 2023 年時点で主要 33 銘柄で構成されており、その多くは国際的にも事業展開しているため、米国のニューヨーク証券取引所に ADR（米国預託証券）を上場している。

主要銘柄は図表 18-1 のとおりであるが、メキシコ株式市場は特定銘柄への集中度が高く、取引高は小さいため、株式市場における資金調達は限定的と言える。

図表 18-1 IPC 株価指数を構成する代表的な銘柄

(単位 10 億ペソ)

銘柄名	業種	概要	時価総額
WALMEX	小売	米小売大手ウォルマートのメキシコ子会社。	1,074
America Movil	電気通信	固定・携帯電話、データ通信、有料テレビ等をメキシコ・北米・中南米で展開。メキシコ国内のモバイルインターネットシェア 70%、携帯電話の国内シェア 62%の業界トップ企業。	954
Foment Economico Mexicano	食品・飲料	ラテンアメリカ最大のコンビニエンスストアチェーン。子会社にコカ・コーラ・ボトラーを保有。	628
Grupo Mexico	鉱業・金属	銅生産、鉄道輸送、インフラのリーディングカンパニー。メキシコ内外で事業を実施。	610
Grupo Financiero Banorte	金融	1899 年に設立され、メキシコ全土に拠点を有するパノルテ銀行を中核とするフィナンシャルグループ。	441

(出所) Bloomberg、各社ホームページより作成 (2023 年 10 月時点)

(2) 債券市場での資金調達

2011 年以降、海外借入コストの低下を背景に、America Movil (アメリカモバイル)、CEMEX (セメックス)、Santander (サンタンデール・メヒコ)、BBVA Bancomer (バンコメール)、日産等主要な民間企業・金融機関が活発に起債を行ってきた。

日系の完成車メーカーでは、販売金融事業における長期的資金の調達方法として、社債発行によるペソ資金の調達を実施しているところも存在している。しかしながら、資金調達先において社債発行が占める割合は高い時でも 2.5%程度であり、中央銀行が四半期ごとに発表する企業の資金調達に関するアンケート調査によると、2022 年第 2 四半期時点では 0.8%とわずかである。なお、通常社債発行にはある程度の会社の規模と、格付機関からの格付け等が必要となる。

第19章 労働事情

1. 労働法の概要

メキシコの労働法は、1917年制定の憲法に基づき、1970年に連邦労働法(Ley Federal del Trabajo)として制定されたが、労働者保護的な色合いが強く、雇用関係の流動性を阻むものとして、その後は改正が繰り返されてきた。2012年に当時のカルデロン政権によって制定された改正法は、従来と大きく内容を変えるものとして注目された。主な改正点は、①試用期間・時間給の設定、②人材派遣制度の定義の明確化である。従来より雇用形態として認められたものは無期限雇用のみであり、雇用の解除にあたっては雇用主都合の解雇として相応の補償を支払う必要があった。この点については変更がなかったものの、この改正で決定された試用期間の導入により、適性を見極めた上で雇用主は雇用関係を検討することができるようになった。また時間給の概念も導入され、就業時間に応じた給与の設定が可能となった。一方、人材派遣の定義が厳格化される等の制限も課された。雇用の際に、①契約先企業で行われる業務の全部あるいは大半を請け負うことはできない、②職務の専門性により正当化されなければならない、③契約先企業の労働者と同一あるいは類似した職務であってはいけない、の人材派遣の3つの要件を満たさない場合、契約先企業は雇用主とみなされ、社会保障等の負担義務が発生する。定年制度については未だ導入されていない。

AMLO 政権下でも 2019 年に連邦労働法が改正され、施行されている。その背景には、①憲法改正(2017年)に基づく労働裁判制度改革の施行法制定(後述)や②団結権及び団体交渉権条約の批准、CPTPP 発効及び USMCA 署名に対応した労働組合、労働協約等に関する国内法の整備がある。メキシコの労働法については、労働関係についての法解釈上の疑問が生じた場合には被雇用者に有利な解釈が適用される点に注意する必要がある。

また、2021年4月に人材派遣サービスを規制する連邦労働法の改正案が成立し、2021年4月24日に施行した。改正の背景には、多くの企業が人材派遣を違法な形で利用することで多くの労働者に悪影響が及んでいたことと、違法な人材派遣会社が法律の定める福利厚生や社会保険を適正に拠出しておらず、実際よりも低い給与を登録する行為等を通じて税金の支払いも逃れていたことがある。

2021年4月の連邦労働法改正のポイントは、労働社会保険省(STPS)の認可事業者が提供する専門サービスを除き、人材派遣サービスの提供が禁止されたことと、PTU 分配額(PTUの詳細については3.賃金を参照)の上限が設定されたことである。まず、人材派遣サービスの提供の禁止に関して、改正後連邦労働法においては、人材関連サービスを①人材派遣サービス、②専門サービス、③人材紹介サービスに分類し、取り扱いを定めている。改正後連邦労働法では、人材派遣サービスを提供することは原則禁止され、例外として、「専門サービス・業務」のための人材派遣サービスを提供することは認められる。ここで、専門サービスとは、「派遣先企業の事業目的あるいは主要な経済的活動を構成しないサービス」と定義されている。

次に PTU 分配額の上限に関して、従業員の給料の3倍、または、従業員が過去3年間に受け取った受領額の平均のいずれか高い金額が PTU 分配額の上限となる。なお、本連邦労働法の改正により分配額の計算方法については変更されていない。

また、本連邦労働法の改正に合わせ、社会保険法・労働者住宅基金（INFONAVIT）法・連邦税法典（CFF）・所得税（ISR）法・付加価値税（IVA）法等も改正されている。これらの改正は、メキシコ日系企業に大きな影響があることから、現地当局、ジェトロ、グローバル会計事務所等が公表している資料等を確認の上、適切に対応する必要がある。

その他、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、2021年1月にはテレワークに関する規定が盛り込まれる形で連邦労働法が改正されている。同改正に伴い、テレワークを行う職場で事故や疾病を防止し、安全で健康的な職場環境を促進するための安全衛生条件であるメキシコ公式規格「テレワークにおける安全及び

健康のための条件」が2023年6月に公布されている。この規格により、雇用主の義務として、テレワークポリシーや安全衛生条件に基づくチェックリスト（職場環境検証リスト）を作成し、雇用主が事前に労働者の許可を得て、テレワークを行う部屋やレンタルオフィスを直接訪問し、確認を行う、または労働者が写真やビデオの証拠を含むチェックリストを雇用主に自己申告し、雇用主が安全衛生条件を確認する必要がある。また、雇用主はテレワークを行う労働者に対し、人間工学に基づく椅子やテレワーク時に必要な機材等を支給し、安全衛生条件に基づく環境を整備することが義務づけられた。テレワークポリシーやチェックリスト、推奨される人間工学に基づいた椅子等の要件については、同規格の別添に記載されている。

なお、安全衛生条件を満たさない職場ではテレワークを実施できないとしている。これにより、テレワークを認める企業には、各テレワーク場所の安全衛生条件の確認をするための管理コストが発生するだけでなく、テレワーク導入時に安全衛生条件に適した家具や機器を支給する必要があるため、負担がかかることになる。

さらに、第7章にも記載のとおり、2022年12月には有給休暇に関する連邦労働法の改正が行われた（詳細は図表 19-3 参照）。OECD の統計によると加盟国のうち2022年のメキシコの労働時間の長さはコロンビアに続き第2位となっており、有給休暇を増やすことにより長時間労働のストレスを抱える労働者の人権保護や生産性向上を図る目的がある。

2. 労働市場と雇用情勢

(1) 労働市場

2020年時点でメキシコの総人口は1.26億人（米国国税調査局によると2023年時点の最新の人口は約1.3億人）で、2023年11月時点で労働人口のうち61%の約59.8百万人が経済活動に従事（就業）している。就労者のうち、第一次産業に従事する労働者は604万人、第二次産業に従事する者が1,474万人、第三次産業に従事する者が3,702万人である。

図表 19-1 メキシコの労働市場サマリー（2023年11月時点）

指標	合計（人）
15歳以上の人口	98,081,812
就業者数	59,790,358
失業者数	1,621,938
第一次産業の就業者数	6,044,063

指標	合計（人）
第二次産業の就業者数	14,740,887
第三次産業の就業者数	37,018,158

（出所）INEGI（国立統計地理情報院）より作成

就業人口のうち30%弱がインフォーマルセクターで働いているとされており、2021年時点でインフォーマル経済は国のGDPの23.7%を占めている。しかしながら、インフォーマルセクター労働者は適正な税金を払わずに働いている者も多く、メキシコにおける所得税収の少なさの主な要因となっている。

国立統計地理情報院によるインフォーマルセクターの定義は、「法人格を持たない家内企業的な性格を持つ全ての活動主体」であり、露天商や靴磨き等が含まれる。他方、非正規労働者は、合法的な組織や仕事に就きながらも雇用契約や社会保険登録のない労働者を指す。自給自足的な農村労働者や富裕層の家庭で働く雇用契約のない家政婦等もインフォーマルセクターに入る。

（2）雇用情勢

現地日系企業へのヒアリングによれば、離職率の高さが深刻な問題となっている地域もあるようである。労働法上では一度上げた給料は下げることができない一方、企業としては常に給料を上げ続けることはできず、現地人材がより良い待遇を求めて数ヶ月で転職することも珍しくない状況である。また、同じ日系企業の場合でも、周辺に大手企業の進出があると、給与水準で太刀打ちできないため採用難に陥る企業もある。なお、転職する原因としては、給与や福利厚生のみならず、食堂の美味しさや職場環境、バス通勤時の快適さ等の様々な要因が関係しているようである。一方で、同州の中であっても、周辺に競合企業が少ない地域や労働力が豊富な地域では離職率が10%未満の企業もあり、安定した雇用ができていているようである。

日系企業の管理職については、現地人材の割合がかなり増えており、特にバヒオ地域の製造業においてはそのような状況が顕著である。現地法人の立ち上げ時にのみ日本人駐在員を多数導入し、企業の運営が軌道に乗ったタイミングで、業務運営に関わる管理職スタッフも含め現地採用に切り替えていく流れが一般的となっている。なお、メキシコにおいては女性管理職の割合が非常に高いのも特徴である。

ひとくちメモ 12：現地雇用者のマネジメント

メキシコでは労働者のマネジメントとして、労働者の特徴を十分に理解して対応していく必要があり、具体的な事例は以下のとおりである。

<納得感を重視する>

トップダウンによるマネジメントは、うまくいかないことが多いようである。例えば、メキシコ人従業員に対し年に1度の給与査定があるが、中には自己アピールが強く日本人マネージャーと衝突するスタッフがいる。必要な情報は開示し、対話を重ねることで納得して業務に従事してもらうように工夫する。

<キャリアビジョンを重視する>

メキシコ人は自分の仕事を守る傾向にあり、仕事を同僚と共有すること、ほかの者に対する人材育成に携わることには消極的な人が多いようである。数年後の役職や役割を見せ、将来のキャリアに安心してもらうことで、情報の共有や人材育成が活性化するように努める。特に管理職に対して、人材育成を評価の一環として組み入れ、キャリアプランなどを認識させることで、離職率の軽減にもつながる。

<人前で怒られるのを嫌う>

親や先生に怒られた経験を持たない人が多く、怒られることを嫌う傾向にある。また、プライドを傷つけるような行為は避けるべきである。指導する際は、個室に呼び感情を抑えた対応を心がける。

<無断で欠勤する労働者がいる>

従業員のなかには事前連絡もなく欠勤する者がおり、生産業務に多大な影響を与えることもある。無断欠勤を理由に解雇することも一つの手段だが、事前に無断欠勤を防ぐ対策として、日常的に従業員との適切なコミュニケーションをとることや、週払いの給与支給時に皆勤手当を出すこと、または不定期にプレゼントを用意し出勤している人のみに与える等が挙げられる。従業員のマネジメントに工夫を凝らして働きやすい環境を作ることも一案である。

<アフターフォローが不可欠>

現地企業へのヒアリングでは、「返事は良いが、分かっていないことが多い」という意見が複数聞かれた。本当に業務指示を理解しているか確認するために、細かく進捗を確認する等アフターフォローを怠らないようにする。他方、管理職の従業員にはある程度の裁量を与えることが大切であり、相手に合わせて適切な対応をとる。

<家族を大切に>

家族を一番に考える国民性のため、従業員に家族イベントが発生した場合は、休暇取得を認める等の対応も求められる。また長時間通勤を嫌うため、通勤バスのルートを細かく設定する等、従業員が継続して働きやすい環境を整備する。特に地域の工場採用の場合は、同じ家族を従業員として採用しているケースもあり、家族の影響により、集団退職することも発生するので、重要視する必要がある。

<イベントを大切に>

メキシコ人はイベント好きで、中でも母の日、死者の日、クリスマスを大切にしている。これらのイベントを共に祝うことで、従業員のモチベーションを向上させていくことも有用である。会社によって毎月何かのイベントを祝ったり、同僚をホームパーティーに誘ったりすることもある。

<食堂でのおいしい食事を期待する>

「社員食堂の味が美味しくなくて、従業員が辞めてしまった」という経験をした日系企業があることから、メキシコ人は食事の時間を大切にしている。味の改善は福利厚生の一環と考え、対策を怠らないようにする。また、食堂だけではなく、ほとんどの企業では福利厚生としてフードクーポンを支給している。

3. 賃金

(1) 賃金水準

メキシコ進出の魅力は地理的に巨大市場の米国と隣接していることと、比較的安価な労働力である。中堅技術者の場合、メキシコの平均賃金水準は、ブラジル、チリのおよそ5～6割程度である。下表は、メキシコと近隣諸国との賃金と名目賃金上昇率の対比表である。

図表 19-2 メキシコ及び近隣諸外国の賃金水準

	メキシコ (メキシコシティ)	メキシコ (ケレタロ)	ブラジル (サンパウロ)	チリ (サンティアゴ)
ワーカー月給 (一般工職)	406 ドル	480 ドル	567 ドル	1,270 ドル
エンジニア月給 (中堅技術者)	1,804 ドル	1,969 ドル	3,221 ドル	3,089 ドル
中間管理職月給 (課長クラス)	7,119 ドル	5,083 ドル	3,921 ドル	6,491 ドル
法定最低賃金	10.69 ドル/日	10.69 ドル/日	連邦：239.08/月 サンパウロ州： (1)237.77/月 (2)239.81/月 (1) 農林水産業一般労働者、掃除人、床屋、マニキュア店、石工、宅配等 (2) 医療従事者、農林水産業（管理職）、営業管理職等	481 ドル/月
名目賃金上昇率	2019年：5.34% 2020年：7.99% 2021年：8.24% 2022年：11.42%	2020年：6.24% 2021年：6.47% 2022年：9.52%	2017年：5% 2018年：10% 2019年：3% 2020年：9% 2021年：△3%	2018年：4.4% 2019年：4.7% 2020年：3.7% 2021年：5.6% 2022年11月：10.7%

(出所) ジェトロ公表資料（調査実施時期：2022年12月～2023年2月）より作成

賃金は労働法第82条から116条で規定されている。一般的に給与は、現場の労働者であるブルーカラーに対しては1週間ごとに支給され、それ以外に対しては15日ごとに支給される（88条）。また、一般的に同一の労働内容に対しては同一の賃金が支払われ、社内の貢献度等の概念は存在しない（86条）。

メキシコの法定最低賃金は、連邦労働法の第6章に規定されている。国家最低賃金委員会により設定され、2024年1月時点、メキシコの法定最低賃金は248.93ペソ/日（北部国境地帯経済特区においては374.89ペソ/日）となっている。

なお、2012 年 11 月の労働法改正により、時間給の概念が導入された。時間給を採用する場合には、1 日の就業時間を超える労働を労働契約に含めることができず、その給与は、1 日の最低賃金を下回るものになってはならない。給与のほかに、有給休暇取得に伴う休暇手当や、年末手当等が支給される。

また、メキシコで事業を行う際に欠かせないのが通訳であるが、現地日系企業へのヒアリングによると、現地で日本語とスペイン語が話せる通訳を見つけることは容易ではなく、見つけたとしても相応の賃金を支払わなければならない、コスト面で負担となることがあるようである。

(2) 労働者利益分配金

メキシコには、労働者利益分配金（PTU: Participación de los Trabajadores en las Utilidades de las Empresas）という独特の制度がある。これは、労働法第 117 条～131 条で規定されているもので、会社が企業活動で得た利益のうち課税所得の 10%を株主でない被雇用者に分配する制度のことである。この時、繰越欠損金は勘案されないので注意が必要である。具体的な PTU の分配方法は、課税所得の 10%のうち半分を年間労働日数に応じて全ての被雇用者に分配し、残りを各被雇用者の労働賃金水準に応じて分配するというものである。なお、取締役や最高責任者は PTU の分配対象外である。

この制度により企業収益が圧迫されるため、本業の事業会社とは別に収益の出ない人材派遣会社を設立し、社員の所属を人材派遣会社に移すことで、事業会社の PTU 分配を逃れている企業もあった。しかし 2012 年の改正法により、①契約先企業で行われる業務の全部あるいは大半を請け負うことはできない、②職務の専門性により正当化されなければならない、③契約先企業の労働者と同じあるいは類似した職務であってはいけない、という 3 つの要件を満たさない場合は事業会社を雇用主とみなす旨が定められたため、人材派遣会社を利用した PTU 回避は難しくなった。PTU は収益を圧迫するだけでなく、企業収益の変動に連動した PTU の水準の変動に伴う労使トラブルにもつながり得るため、多くの雇用主を悩ませている。なお、1.労働法の概要に記載のとおり、2021 年 4 月の連邦労働法改正により PTU 分配額には上限が設けられ、従業員の給料の 3 倍、または、従業員が過去 3 年間に受け取った受領額の平均のいずれか高い金額が PTU 分配額の上限となる。

4. 雇用関係

(1) 雇用形態と解雇

連邦労働法の下では、原則として、雇用は無期雇用である。有期雇用は、①業務の性質上有期雇用とすることが必要である場合、または②代替労働者（病気や出産等で休職している労働者の代わりに労務提供する労働者等）を一時的に雇用する場合、といった法定の要件を満たし、その旨が雇用期間等とともに雇用契約書に記載された場合にのみ認められる。

また、無期雇用または 180 日を超える有期雇用の場合には、労働者が業務上求められる要件と知識を有しているかを確認する目的で、試用期間（periodo a prueba）を定めることができる。試用期間は原則として 30 日を超えてはならないが、対象となる職位が管理職である場合や、特殊専門職である場合等には試用期間を最大 180 日とすることができる。

ほかにも、労働者が雇用の目的である活動に必要な知識・技能を習得するために、3 ヶ月以内で初期研修期間（*periodo de capacitación inicial*）を設けることができる。上記の試用期間の場合と同様に、対象となる職位が管理職である場合や、特殊専門職である場合等には最大 6 ヶ月とすることができる。試用期間と初期研修期間のいずれも、一度設定された場合には延長はできず、また、同一の労働者に対し複数回試用期間または初期研修期間を適用したり、試用期間と初期研修期間の双方を適用したりすることは許されない。

解雇に関しては、連邦労働法第 47 条に基づき、以下に例示されるような場合は、雇用主は責任を問われることなく労使関係を終了させることができる。

- ・ 不正な身分証明書を利用した
- ・ 就業中、暴力行為や不道德な行為を犯した
- ・ 故意に作業機械や工具、資材等に損害を与えた
- ・ 安全に留意しない行為をした
- ・ セクハラ、敵対、不道德な行為をした
- ・ 機密情報や製造上の秘密を暴露した
- ・ 30 日間に理由や許可を得ずに 3 日以上欠勤をした
- ・ 正当な理由なく雇用主に従わない
- ・ 病気や事故を避けるための予防具の着用や使用を拒否した
- ・ 何らかの薬物やアルコールによる酩酊状態で出勤した
- ・ 刑務所に収監されるよう、当局から判決が出た
- ・ その他連邦労働法が定める事項がある場合

上記のような場合に該当しない雇用主都合の解雇については、労働者は以下のいずれかを請求できる。

- ・ 給与 3 ヶ月分、給与 12 日分に勤続年数を乗じた額（ただし勤続年数が 15 年以上の場合）及び未払いの手当・賞与等の支払い
- ・ 復職

実際には金銭の受取りを拒否して復職を要求する労働者は少なく、実務上は金銭支払の合意により解決することが多い。

(2) 現地人雇用義務

労働法第 7 条において、メキシコ人の雇用義務が規定されている。当該条項により、全ての企業や事業所において、メキシコ人の雇用比率を 9 割以上にしなくてはならない。比率を計算する際に、役員、支配人等はその母数から外される。

2012 年に移住法が施行されると、規則第 166 条「雇用主登録」により、「被雇用者とその国籍リスト」の登録が求められることとなった。

(3) 雇用契約の締結

メキシコでは、労働法により、採用時に会社と被雇用者との間で書面にて雇用契約を締結することが定められており、雇用契約書は少なくとも被雇用者と雇用者の双方で一部ずつ保管しなければならない。トラブルを避けるため、給与支払い条件・方法、職務内容等の労働条件は細かく設定しておくことが重要である。

5. 労働条件

労働時間や休日、残業等に関する事項は労働法第 58 条から第 75 条において規定されている。また、休暇については同法第 76 条から第 81 条において規定されている。

これらの労働条件については、図表 19-3 に示している。

図表 19-3 労働条件の概要

項目	概要																
勤務時間	昼間勤務（午前 6 時から午後 8 時）は、1 日 8 時間以内、週 48 時間以内と規定されている。夜間勤務（午後 8 時から翌朝 6 時）は 1 日 7 時間以内、週 42 時間以内と規定されている。昼夜混合勤務（夜間勤務時間が 3.5 時間以内）の場合は、1 日 7.5 時間以内、週 45 時間以内と規定されている。連続労働の場合は 30 分以上の休憩時間を勤務時間内に取らなくてはならない。また、休憩や食事の時間中に職場を離れることができないときは、労働時間として計算される。																
時間外労働	1 日 3 時間以内、週 3 日以内とされる。1 週間に 9 時間までの残業は時間給の 2 倍の残業手当が支払われる。平常時 1 週間に 9 時間以上の残業は、時間給の 3 倍の残業手当の支払い義務が生じ、かつ罰則が課される恐れがある。 災害時、通常賃金と同額で支払われる。 休日出勤は、平常賃金の 3 倍の給与が支払われる。																
休日	週に 1 日は休日を設ける必要がある。国民の祝日は平常 7 日であり、大統領が交代する年は 12 月 1 日が祝日となる。加えて、慣習的休日が 5 日から 6 日ある。																
有給休暇	入社してから働いた期間が 1 年を超える労働者は、有給休暇を取得する権利がある。2022 年 12 月の連邦労働法改正により、勤続開始から 1 年が経過した労働者の有給休暇日数を従来の 6 日から 12 日に増加し、その後 4 年間は毎年 2 日ずつ有給休暇数が増え、5 年後には 20 日とする規定がなされた（従来は 3 年間の有給休暇日数増加を規定していた）。また、第 78 条の改正によって労働者は連続で最低 12 日間以上の休暇を取得できるようになった。従来は 6 日間であったが、本改正以降、雇用者は労働者が希望すれば 12 日間の連続休暇を与える必要がある。 具体的な有給休暇日数は以下のとおり。																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>勤続年数</th> <th>1 年</th> <th>2 年</th> <th>3 年</th> <th>4 年</th> <th>5 年</th> <th>6～11 年</th> <th>以降 5 年ごと</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有給休暇の日数</td> <td>12</td> <td>14</td> <td>16</td> <td>18</td> <td>20</td> <td>22</td> <td>+2 日</td> </tr> </tbody> </table>	勤続年数	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6～11 年	以降 5 年ごと	有給休暇の日数	12	14	16	18	20	22	+2 日
勤続年数	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6～11 年	以降 5 年ごと										
有給休暇の日数	12	14	16	18	20	22	+2 日										

(出所) ジェトロホームページ及び BUSINESS LAWYERS ホームページより作成

6. 年金・社会保険

社会保障制度として、社会保険、年金、労働者住宅基金等が存在する。雇用主の場合は、社会保障は給与に上乗せされて負担することとなる。負担率は賃金水準や職種によって異なり、料率の計算に用いられる福利厚生を含む基準給与（Salario Base de Cotización）は、勤続年数によって料率が異なる。

自動車部品製造業（創業1年目）で福利厚生費を含む基準給与が測定・更新単位（UMA）の3倍の労働者と仮定すると、社会保険負担率は以下のようなになる。なお、雇用主の年金負担率（現行：6.241%）は、2020年12月16日付官報で公布された社会保険法の改正に基づき、2023年から従業員の給与水準に応じて段階的に引き上げられ、2030年には、最終的に最大で13.875%まで引き上げられる予定である。

図表 19-4 メキシコ主要都市における社会保障負担率（2023年6月時点）

	雇用主	被雇用者（本人）
社会保障負担率	26.489%	4.138%
内訳	医療保険：8.55% 労災保険：4.653% 年金：6.241% 労働者住宅基金：5.00% 身体障害・生命保険：1.75% 保育関連負担金：1.00%	医療保険：0.625% 年金：1.125% 身体障害・生命保険：0.625%

（出所）ジェトロホームページより作成

日本とメキシコの間では、社会保障協定が締結されていない（2023年10月時点）ため、駐在員は、日本とメキシコ両方の年金に加入しなくてはならない。

7. 労使関係

メキシコでは労働法第362条及び第364条に基づき、14歳以上の労働者20名以上により労働組合を組成することが可能である。労働組合には様々な種類があり、企業別、職種別、産業別等が挙げられる。労働法第923条により、既に労働組合を結成している企業に対してはほかの労働組合が干渉することが認められていないことから、企業側は自社の労働者から成る労働組合を結成する、または穏健な労働組合に労働者たちを加盟させるようにしている。この狙いは、外部の過激な労働組合の干渉を防ぐことである。労働組合の結成に伴い、組合との間で労働協約や就業規則を締結する。協約自体は2年ごとに、賃金は毎年見直される。

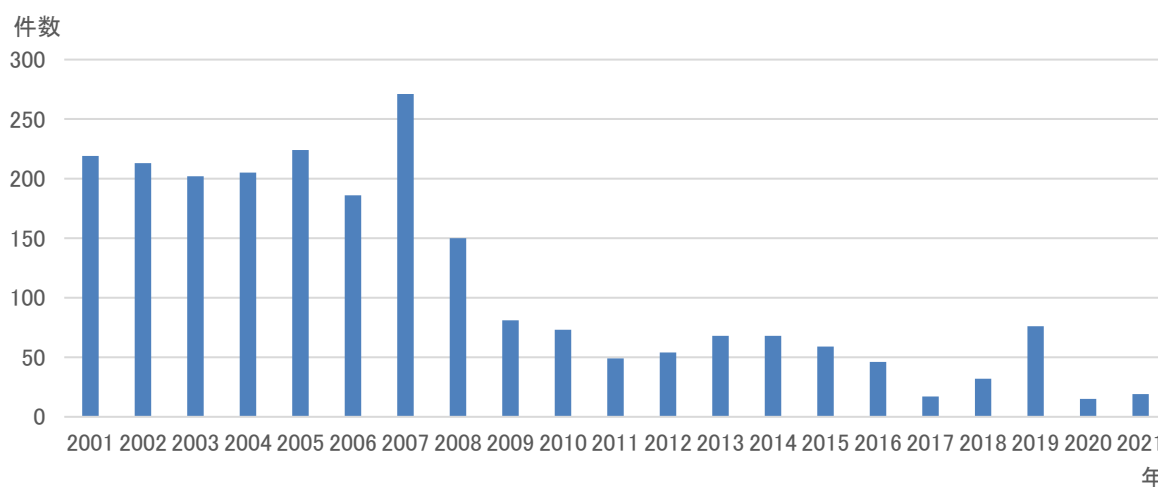
労働法第440条から第469条及び第920条から第938条において、ストライキについて規定している。条文では、会社または事業者全体の労働者のうち、過半数の賛成によって労働を一時的に停止し、抗議を行うことをストライキと定義している。現地日系企業へのヒアリングによると、大規模なストライキやデモが起こることはほとんどなく、労働組合との対話も友好的に行われているようである。ただ、従業員が個人レベルで昇給を要求してくるケースが発生することがあり、日頃から従業員とのコミュニケーションをとっておくことが求められる。

また、メキシコ人の特徴として、人前で怒られることに慣れていないことから、注意する場合には慎重に行う必要がある。いずれにしても、日本企業特有の文化や習慣を押し付けるのではなく、現地にあったやり方を、時間をかけて見つけていくことが必要である。

8. 労働紛争

メキシコ国内におけるストライキの発生件数は、2000 年代に比べると近年は大幅に減少している。2009 年以降は 100 件未満となり、2021 年には 19 件のみとなっている。

図表 19-5 メキシコ国内におけるストライキの発生回数



(出所) INEGI をもとに作成

2017 年労働紛争解決のために、憲法 107 条及び 123 条の法改正が行われた。同憲法改正によって、調停仲裁委員会 (Juntas de Conciliación y Arbitraje) が廃止された。その背景としては、ストライキ実施に関わる調停仲裁委員会との手続きにおいて、手続きの遅延、判断の不透明性、腐敗が疑われ、同委員会の判断が客観・公正の立場とは言えないとの批判が絶えなかったことが挙げられる。

2019 年 AMLO 政権下で、同憲法改正に基づく労働裁判制度改革のための施行法が制定され、労働裁判を司法府管轄の裁判所で実施するための法的枠組みが整備された。また、労働裁判の前に調停 (和解) 手続きを行うことを義務化するとともに、労働組合と労働協約の登録等を行う行政機関として連邦の調停センターである連邦調停労働登録センター (CFCRL)、州の調停センターが設立された。つまり、新制度においては連邦レベルでは CFCRL での調停、州レベルでは州調停センターでの調停と労働裁判所における訴訟という 2 段階に分けられることとなり、CFCRL や州調停センターで調停が成立しなかった場合のみ、労働裁判所での訴訟段階に移行可能となる。しかしながら、以下の事項に関する紛争については、例外的に調停手続きを経ることなく、労働裁判所に訴訟提起することが認められている。

- ・ 職場での性別、人種、宗教、妊娠等を理由とした差別
- ・ 社会保障給付等

- ・ 受益者の指定（連邦労働法 501 条は労働者の死亡の場合に補償等を受ける受益者の指定について定めている。）
- ・ 組合等の結成の自由、強制労働を免れる自由、児童労働の禁止等の基本的人権の保護
- ・ 労働協約等の帰属
- ・ 組合規約の内容またはその変更

その他、日本企業が留意すべき点として、USMCA が定める事業所単位で労働問題を解決するための仕組みである「事業所特定の迅速な労働問題対応メカニズム（RRM）」が挙げられる。RRM によって労働基本権侵害が認められた場合には、事業所単位で USMCA に基づく特惠措置の停止という制裁を科すことができるようになっており、通常の紛争解決手続きよりも短期間での審理完了が想定されている。2023 年 12 月までに 18 件が提訴されており、全ての案件が米国からメキシコに対する提訴となっている。提訴案件は自動車分野が多いものの、最近では衣服メーカーや鉱山開発大手と対象が広がっている。なお、RRM の手続きは、USMCA 加盟国政府が独自に発動できるが、労働組合等の第三者機関が加盟国政府に提訴することも可能であり、これまでの案件のほとんどがメキシコの労働組合（米国やカナダの労組・市民団体が加わる案件もあり）が米国政府に提訴を行い、米国政府が労働権侵害を疑う十分な証拠があると判断して、メキシコ政府に事実確認を要請するという流れで、手続きが開始されている。RRM は日本企業も対象となっており、これまでに自動車分野で日本企業 2 社が提訴されている。2023 年 12 月時点で 1 件は労働基本権侵害無しとして解決しており、1 件は調査中で未解決となっている。以上を踏まえ、労組が組成されている企業は、RRM で提訴されないよう、メキシコの法令や、USMCA 第 23 条規定の労働関連のルール、ILO による「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」等の順守をあらためて徹底する必要がある。

ひとくちメモ 13：労働問題の実態

組合による保護が強いことは事実である一方、組合自体が本来の目的を失い企業向けビジネスのようになっている現状を踏まえると、ストライキ等の企業対組合という構図において日系企業が巻き込まれる事案は非常に限られている。

ただし、企業対個々の労働者という側面ではまた大きく異なり、労働者側が離職にあたり弁護士と組んで企業を訴えるような動きも見られるようである。そのようなケースでの裁判には日系企業も日々巻き込まれている。また従業員による横領等の不正も一部では発生しており、留意が必要である。

ひとくちメモ 14：長く勤めてもらうための付き合い方

メキシコに進出している製造業の日系企業から話を聞いたところ、ローカルワーカーは優秀な人材が多いとの声も挙がる一方で、一部の企業からはワーカーの遅刻や無断欠勤が多く、残業や休日出勤にも柔軟に対応できない等、従業員の扱いに苦労しているとのことである。また、管理職や専門的な知見を有する人材の獲得が難しく、地方においてはさらに採用が難しくなっているそうである。そのため、メキシコに進出する全ての日系企業において、苦労して採用した従業員の離職を防ぎ、長く勤めてもらうための環境作りが重要となっている。以下では、長く勤めてもらうための工夫の具体例を紹介する。

- ・ 入社前にそれなりの面接、身体検査を行い、できるだけ辞めなそうな従業員を採用する。
- ・ 軽食付きで月次会議を開き、コミュニケーション機会を増やす。(コロナ下では全体ではなく、グループミーティングに変更)
- ・ 奨励金付きの業務の改善、提案の募集、インセンティブ付きの皆勤賞、フードクーポン付きの勤続手当の支給等の制度を作る。
- ・ 長い視点からの人事評価や、人材育成を重視するような評価プロセスを構築し、日系企業のロングタイムコミットメントの姿勢を理解させる。
- ・ 賞与の支給を翌年に延ばす等、インセンティブの支給を先送りすることで、長期間の在籍を狙う。
- ・ ワーカー紹介制度を作り、新たなワーカーを紹介してもらったら紹介料を支払う。
- ・ メキシコ人はイベント事が好きなので、コロナ前はファミリーデーを設けて遊園地に家族同伴で遊んでもらう、誕生日やクリスマスパーティを開催する等していた。現在はクリスマス、母の日、父の日等でプレゼントを従業員に配布している。
- ・ ベンダーと契約し、社内で軽食販売をしてもらっている。
- ・ 交通の便が少ない地域では、公共交通機関の時刻表に合わせたシフトを組む。
- ・ 夜間の移動はメキシコ人であっても危険であり、過去に従業員が襲われた事例がある。そのため夜間の移動を極力少なくしたシフトを組んでいる。

9. 外国人就労規制と労働許可の取得

2012 年、移住法施行規則が公布され、外国人の滞在に際して、「訪問者」「一時的居住者」「永住者」の 3 通りの滞在ステータスを規定している。

図表 19-6 各滞在方法の概要

種類	概要
訪問者	メキシコで報酬を得ない訪問者（報酬を伴う活動許可なし。連続滞在期間は最長で 180 日）
	メキシコで報酬を得る訪問者（報酬を伴う活動許可あり。同 180 日）
	地域訪問者（指定国境地帯の居住者。報酬を伴う活動許可なし。同 3 日）
	国境地帯労働訪問者（隣国の国民のみ。報酬を伴う活動許可あり。同 1 年）
	人道的理由による訪問者（政治的迫害、亡命希望者等。滞在期間は不特定）
養子縁組のための訪問者（メキシコと協定を締結した特定国国民のみ。滞在期間は手続き期間中）	

種類	概要
一時的居住者	一時的居住者（報酬を伴う活動許可あり。連続滞在期間は最長で4年だが、更新も可能） 一時的居住者：学生（大学以上の場合は、報酬を伴う活動許可あり。滞在期間は在学期間中）
永住者	永住者（報酬を伴う活動許可あり。滞在期間は無期限）

（出所）ジェトロホームページより作成

駐在者は入国前に一時的居住者としての滞在許可を得る必要がある。これは、移住法第53条により、駐在予定者が訪問者として入国すると、一時的居住者のステータスに変更することができないように制限されているためである。一時的居住者として滞在許可を得るまでには、以下のような手続きを経る必要がある。

図表 19-7 一時的居住者としての滞在手続きの流れ

手続き	詳細
就労ビザ承認手続き (Autorización de Visa por Oferta de Empleo)	在メキシコ現地法人またはその代理人を経由して、国家移住庁に就労ビザを申請。国家移住庁にはビザを取る外国人の職種や報酬額等に関する情報を提出する必要がある。承認までに3週間から2ヵ月程度を要する。
在外領事館での面接	就労ビザの承認が下りた後、在日メキシコ大使館領事部等で本人が面接を受ける。署名と拇印の電子登録をした上で手数料を支払い、パスポートに入国ビザを添付してもらう。領事部の混雑状況により、所要日数は異なる。
滞在許可証発給手続き	入国ビザを取得した駐在員が実際にメキシコに入国した後に行う手続きが滞在許可証発給手続きであり、国家移住庁（INM）の管轄事務所に滞在許可証（プラスチック製のIDカード）の発給申請を行う。申請から24時間前後で連絡があり、INMの事務所に出頭して再度署名と拇印の電子登録を行う。首都メキシコシティでは、署名と拇印が印字されたIDカードが即時発行される（州によって違いがある）。

（出所）ジェトロホームページより作成

なお、特殊業種においては、外国人の就業が禁止されている。労働法第189条及び第216条は、メキシコ国籍の船舶及び民間航空機の乗組員を、他の国籍を持たないメキシコ人（帰化メキシコ人を除く。）に限定している。また、鉄道員も労働法第246条によりメキシコ人（帰化メキシコ人を除く。）に限定されている。

ひとくちメモ 15：就労ビザの取得難易度

細部の手続において地方によってローカルルールがあり、統一して語ることは難しい。一般的にはメキシコシティのように外国人が多い大都市では比較的スムーズであり、地方に行くほど時間がかかる傾向がある。また現地駐在員の話では、以前までは就労ビザ（TRTカード）の取得は入国して2、3ヵ月が当たり前であったが、コロナウイルスによる外国人の入国が減ったためか、現在は入国後数日で取れたこともあったとのことである。

第20章 物流・インフラ

1. 主要な国際空港と港湾の位置

図表 20-1 は、メキシコの主要な国際空港として 8 空港、主要な港湾として太平洋側 2 港、大西洋側 5 港の位置を表している。2022 年 3 月には、メキシコ州にフェリペ・アンヘレス国際空港が新たに開業している。

図表 20-1 メキシコの主要な国際空港と港湾



(出所) 各種ウェブサイトより作成

2. 道路

メキシコシティ、グアダハラ、モンテレイを中心とした主要都市は整備された道路で結ばれている。また、米国、グアテマラへとつながる幹線道路も整備されており、重要な陸送ルートとなっている。

一方で、地域によっては未舗装の道路が多い上、舗装されている道路も、雨季には冠水するものがある等、その質は必ずしも良くない。都市と都市をつなぐ道路はその数が限られているため、通勤の時間帯には渋滞が起きる。また、地下鉄やバス等の公共交通機関の整備が進んでいる首都メキシコシティにおいても、朝夕を中心に非常に激しい渋滞によって交通が麻痺することが交通インフラに関する課題の一つとなっている。また、交通渋滞が引き起こす騒音公害が市民の健康にも影響を及ぼすことが危惧されている。



メキシコシティの渋滞の様子

ひとくちメモ 16 : 物資輸送時の盗難被害

メキシコでは物資の輸送時の盗難被害が後を絶たない。例えば、港から倉庫にコンテナを輸送している際に、トラックごと盗難に遭った企業もある。一方、倉庫から顧客への輸送の際は、輸送量が少なくなるため盗難被害も少なくなるという。ただし、盗難リスクは常にあり、日本国大使館も頻繁に注意喚起をしている。メキシコ連邦政府も問題意識を持ち、対策を講じているが、企業の課題をきちんと解決できてはいない。例えば、メキシコの国家警備隊が規定のルートを策定し、一定時間は護衛及びエスコート等の治安維持活動を行っている一方、規定ルートは現状 5、6 本しかなく、かつ護衛の時間も決まっているので、企業ごとに生産状況や稼働時間が異なる中ではそれに合わせる事が難しく、あまり有効な対策ではない。

したがって、地域ごとに企業が連携して自主的に対策しているケースが多いが、それでも根本的な解決にはなっていない。現時点では以下の対策を設けたことがある。

・ 貨物盗難の場合は事前に輸送に関する情報が洩れることが起因となるケースが多いため、事前に物流会社にフェイク情報を流し、出発直前に詳細を決めるようにしている。

- ・ 高い貨物や売りさばきやすい貨物の輸送はできるだけ避ける。
- ・ 貨物に複数の GPS を設置する。
- ・ 夜の移動はなるべく避ける。
- ・ 企業が自主的に警備員をつける。

企業は、盗難被害のリスクを考慮して、物流部分の業務を外注することで費用の損失を回避することができるが、納期遅延による在庫負担は回避できない。また、これまで盗難被害に遭ったことがない場合でも、メキシコ国内での物資の輸送時には、必要な保険に加入しておくことが肝要である。

ひとくちメモ 17 : メキシコにおける電気自動車

メキシコでは、ガソリン自動車一般的なであり、ガソリン自動車から電気自動車への切り替えが進んでいない。富裕層を中心にテスラ社製の電気自動車が嗜好されている程度に留まっている。また民間企業による電気自動車関連の投資も十分ではない。

現地企業へのヒアリングによれば、充電時の強盗被害や充電設備の盗難等が予想されることから、都市間の移動においては電気自動車の利用が難しいと考えられているようだ。メキシコ政府としては充電施設の設置に関して免税等の制度を打ち出しているものの、電気自動車の普及には少し時間がかかりそうである。

他方で、電気自動車に関しては、二酸化炭素のネットゼロ社会の実現に向け、社会からの期待は大きい。米国や欧州の市場へ向けて、日系自動車メーカーはもちろん、米国の自動車メーカーもガソリン自動車から電気自動車にシフトしてきている側面もある。実際に北部地域においてテスラの工場が建設されたこと等もあり、中長期的にはメキシコにおける電気自動車の製造は拡大すると見込まれている。

3. 鉄道

メキシコ国内の鉄道網は 17,360km の本線及び副線路、4,474km の補助線路、1,555km の専用線路で構成されており、これらを合計した運行線路は 23,389km となっている。鉄道による貨物輸送は近年増加している。主な要因としては外国貿易に関する貨物輸送の増加が挙げられる。その中でも外国貿易の貨物量は貨物全体の 6 割を超え、そのうちの約 4 分の 3 が輸入貨物、残り 4 分の 1 が輸出貨物という構成になっている¹³。都市部を中心とした近距離通勤用と観光向けに一部乗客輸送も存在するが、メキシコの鉄道はほぼ貨物輸送向けである。

図表 20-2 主要鉄道網



(出所) メキシコ政府のホームページ より

(<https://www.gob.mx/artf/documentos/mapas-del-sistema-ferroviario-mexicano>)

2018 年 12 月には、AMLO 大統領が新たにマヤ観光鉄道の建設開始を宣言し、2023 年 12 月に一部運行を開始した。マヤ観光鉄道の建設計画は、総工費約 1,500 億ペソをかけて、チアパス州、カンペチェ州、タバスコ州、ユカタン州及びキンタナ・ロー州の 5 つの州を 17 の駅で結ぶ巨大プロジェクトである。

¹³ <https://www.gob.mx/artf/articulos/infraestructura-ferroviaria-191183?idiom=es>

実現すればメキシコ国内で最大級の鉄道となり、カンクンに集中する外国人観光客を南西部に呼び込んで同地域の経済活性化を狙える。他方で、建設に伴う森林伐採によって現地の生態系や環境に悪影響を及ぼす懸念や大幅な建設コストの超過が指摘されているため、本計画は物議を醸している。

ひとくちメモ 18：陸上輸送の留意点

メキシコにおいては、鉄道網、道路網ともに、主要な工業都市、港、そして米国や南米の入り口となるグアテマラに繋がっており、原材料の調達や製品の陸上輸送に便利な環境が比較的整っていると言える。メキシコに進出している企業は、自社の輸送したいものの大きさや重さ、輸送の頻度、輸送場所によって鉄道とトレーラーを使い分けているが、どちらの輸送方法にもメキシコ特有のトラブルは発生するようだ。

ある企業では、輸送コストの低い鉄道を使いたかったが、自社周辺の貨物駅の稼働がスムーズではなく、コンテナがいっぱいになるまで輸送が行われない時がある等の事情から、トレーラー輸送を選択しているとのことだった。一方で、トレーラー輸送につきものなのがトレーラー強盗だ。メキシコでは、積載している荷物を強奪される、またはトレーラーそのものを奪われるという犯罪が頻発している。被害に遭う貨物は電子機器から食品、鋼板に至るまで様々で、各社は貨物向けの保険に入る、警備のエスコート車両を帯同させる等の対策をとっている。また、これらの強盗の中には、内通者がいなければ成り立たないようなものもあるため、運転手等荷積みの作業員に貨物の中身を教えない、輸送ルートや輸送時間も直前まで伝えない等の工夫をしているケースも多い。

一見整備が進んでおり便利に見えるメキシコにおける陸送だが、上記のような留意点があることを認識し、自社に合った輸送方法を選ぶとともに、輸送費そのもの以外に治安対策のために追加で費用が発生することを見込んでおく必要がある。

CAMARA（商工会議所）も国民警備隊と相談して盗難対策を検討しているが、基本的に企業自身での対策がメインになる。企業の中には、トラックに GPS を設置し、危険な時間帯（夜間等）の運送を回避する等で、盗難被害が改善された事例もあるようだ。

4. 港湾

太平洋、大西洋の 2 つの大洋に 9,000km を超える海岸線を持つメキシコにおいて、海上輸送は輸出入を支える重要な輸送手段となっている。太平洋岸の主要な港湾にはマンサニージョ港（34,441 千トン）、ラサロ・カルデナス港（29,795 千トン）、大西洋岸にはベラクルス港（34,262 千トン）、コアツァコアルコス港（32,338 千トン）、アルタミラ港（20,345 千トン）、カヨン・デ・アルカス港（20,021 千トン）等がある。

図表 20-3 主な太平洋側・メキシコ湾側別の港湾取扱貨物量（2022年）

港湾（太平洋側）		貨物（トン）	港湾（大西洋湾側）		貨物（トン）
1	マンサニージョ （コリマ州）	34,441,637	1	ベラクルス （ベラクルス州）	34,262,585
2	ラサロ・カルデナス （ミチョアカン州）	29,795,014	2	コアツァコアルコス （ベラクルス州）	32,338,202
3	イスラ・デ・セデロス （バハ・カリフォルニア州）	14,265,535	3	アルタミラ （タマウリパス州）	20,345,240
4	サリナ・クルス オアハカ州	8,397,318	4	カヨン・デ・アルカス （カンペチェ州）	20,021,662
5	グアイマス （ソノラ州）	7,120,063	5	ドス・ボカス （タバスコ州）	16,430,579
6	ゲレーロ・ネグロ （バハ・カリフォルニア・スル州）	7,020,114	6	トゥспан （ベラクルス州）	14,435,742
7	トポロバンポ （シナロア州）	5,940,405	7	プログレソ （ユカタン州）	8,427,275
8	マザトラン （シナロア州）	4,173,868	8	タンピコ （タマウリパス州）	7,111,829
9	エンセナダ （バハ・カリフォルニア州）	3,705,261	9	プンタ・ヴェナド （キンタナ・ロー州）	2,827,845
10	ピチリンケ （バハ・カリフォルニア州）	3,398,459	10	コスメル （キンタナ・ロー州）	776,483

（出所）メキシコ政府ホームページより作成

太平洋岸では、メキシコシティに最も近く、メキシコの最大の港であるマンサニージョ港が周辺用地の狭さと拡張が困難な地形的な事情によりコンテナの輸送需要に応えられなくなりつつある。また、日本企業がよく利用するラサロ・カルデナス港においては、近年中国からの輸入車輸入が急増し、自動車専用ターミナルとヤードの飽和を招いている。その結果、以前は2日程度の滞船だったのが、最長で30日程度の滞船日数となっており、日本からの自動車輸入を含め大きな遅延が発生している。

2019年7月にはマンサニージョ港の拡張計画が発表され、現在の港の南に位置するクウトラン・ラグーンに新港が建設される予定である。2022年12月にはフィリピン港湾運営最大手のICTSI社が当該計画の第3フェーズの拡張工事を開始し、今後5年以内に処理能力を140万TEUから200万TEU以上に増加させると発表した。新港が完成すれば、新コンテナターミナルに加え、穀物や鉱産物のバルク貨物、炭化水素燃料を取り扱うターミナルの合計4つのターミナルが建設される。近年ではラサロ・カルデナス港が広大な敷地を活かしてその需要を取り込み、また徐々にコンテナ、自動車等の取扱量を増やす等、その存在感を増している。

5. 航空

メキシコ国内には約60の国際・国内空港が存在する。乗客数最大の空港はメキシコシティ国際空港であり、続いてカンクン国際空港、グアダハラハラ国際空港となっている。

図表 20-4 メキシコ空港ランキング（乗客数）（2023年1月～8月）

順位	都市名	国内線 乗客数 (千人)	順位	都市名	国際線 乗客数 (千人)
1	メキシコシティ	21,480	1	カンクン (キンタナ・ロー州)	14,570
2	ティファナ (バハ・カリフォルニア 州)	8,959	2	メキシコシティ	10,659
3	グアダハラ (ハリスコ州)	8,403	3	グアダハラ (ハリスコ州)	3,468
4	カンクン (キンタナ・ロー州)	7,875	4	サン・ホセ・デル・カボ (バハ・カリフォルニア・スル州)	3,166
5	モンテレイ (ヌエボ・レオン州)	7,517	5	プエルト・バジャルタ (ハリスコ州)	2,703
6	メリダ (ユカタン州)	2,199	6	モンテレイ (ヌエボ・レオン州)	1,215
7	サン・ホセ・デル・カボ (バハ・カリフォルニア・ スル州)	2,006	7	バヒオ (ハリスコ州)	576
8	プエルト・バジャルタ (ハリスコ州)	1,958	8	モレリア (ミチョアカン州)	401
9	クリアカン (シナロア州)	1,748	9	コスメル (キンタナ・ロー州)	338
10	サンタ・ルシア (メキシコ州)	1,601	10	ケタロ (ケタロ州)	272

(出所) メキシコ政府ホームページより作成

メキシコシティ国際空港は、ラテンアメリカで最も乗客数が多い空港である。新型コロナウイルスの感染拡大によって、2020年には2,198万人（内国際線579万人）まで落ち込んだが、2021年から回復傾向にあり、2022年は4,625万人（内国際線1,456万人）まで増加した。また、取扱貨物量も同様にコロナ禍によって2020年には469千トンまで減少したが、翌年から回復傾向に転じ、2022年には570千トンまで増加した。

図表 20-5 メキシコシティ国際空港における国内・国際空港の取扱貨物量と乗客数の推移

項目	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
取扱貨物 量 (千kg)	国内	91,820	99,303	101,774	104,832	79,536	95,377
	国際	391,613	437,958	479,900	451,309	390,178	472,400
	合計	483,433	537,262	581,675	556,142	469,714	567,778
乗客数 (千人)	国内	27,654	28,979	30,495	32,660	16,186	25,883
	国際	14,056	15,753	17,204	17,647	5,794	10,172
	合計	41,710	44,732	47,700	50,308	21,981	36,056

(出所) Aeropuerto Internacional de la Ciudad de México より作成

こうした豊富な需要を受け、既存の空港施設では十分でなくなったことから、2022年3月にはメキシコシティ近郊のメキシコ州において、新空港としてフェリペ・アンヘルズ国際空港が開業している。2023年9月時点においては、旅行者のほとんどが国内線であり、海外発あるいは海外行きの旅行者は限定的である。そのためか、採算が取れ、自力で存続できるほどの旅客数に達しておらず、2024年においても存続のために国庫からの財源を必要としている状況にある。

6. 通信

ペニャ・ニエト前政権では、主要改革で通信改革が提唱されて以降、国内通信市場、地上波放送の寡占問題、インターネット・アクセスの低さ、高額な通信料金等の問題に対する改革が実施されてきた。Mexico Conectado と呼ばれる政策を打ち出し、病院、大学、政府機関、公園等の公共の場で、無料のインターネット・アクセスを提供するようになった。Mexico Conectado の主要な目的は、10万以上の場所で低所得層にブロードバンド・インターネットを無料提供することにより、デジタル格差を是正することにあった。また、AMLO 大統領は遠隔地の農村部におけるインターネット普及率向上を掲げ、2019年7月に新たな政府機関である CFE Telecomunicaciones e Internet para Todos を設立し、インターネットへのアクセスがない地域でのインターネット普及に注力した。AMLO 大統領の任期が終了する 2024 年までに、農村部で合計 2,000 万人のアクセスが向上する意向を述べている。

メキシコにおける固定電話の契約数は 2022 年時点で約 27 百万件であり、普及率は 21.3%にとどまっている。固定電話の主な事業者は、テルメックス社、モビスター・メキシコ社、アクステル社、メガケーブル社、Bestel 社等である。近年では、ケーブル事業者も固定通信市場に参入しており、トリプルプレイの一環として電話サービスも提供している。

一方、携帯電話の契約数は 2022 年時点で 1 億 2,787 万件に達しており、普及率は 100%となっている。携帯電話の主な事業者は、テルセル社、モビスター・メキシコ社、AT&T メキシコ社等であり、4G、5G 方式や LTE 方式によるサービスを提供している。2023 年 1 月には、連邦電気通信庁 (Instituto Federal de Telecomunicaciones) は 3 つの帯域にまたがる 5G 周波数帯の入札計画に関する協議を開始した。最近の推計によると、2023 年 12 月時点において 125 都市で 5G が利用可能で、660 万人の利用者がいると推定されている。また、インターネットの普及も進みつつある。固定ブロードバンドの加入者数は、2010 年において 11 百万件程度だったものが、2022 年には約 24 百万件まで増加している。ブロードバンド接続方式では、ADSL のほか、ケーブルモデムや WiMAX、光ファイバーも提供されている。ADSL を提供している主な事業者はテルメックス社、アクステル社等である。

7. 水

(1) 水環境

メキシコの降雨は 6 月から 9 月に集中しており、雨季と乾季の降水量の差が大きいのが特徴的である。また、地域による降水量の差も激しく、南部の州の降雨量は比較的多いのに対して、バハ・カリフォルニア州、バハ・カリフォルニア・スル州、ソノラ州等工業地帯の多い北部の州では比較的降雨量が少ない。

(2) 水インフラ

メキシコでは、水インフラ事業への投資率が低く、既存のインフラのメンテナンスが不十分であることから、国民の水へのアクセスに対するニーズを満たしておらず、水質の低下等の課題に直面している。

具体的には、排水処理プラントの内、半分以上のプラントが最低要件を満たすように適切に水を処理できておらず、また都市圏においてはパイプの漏水によって多大な水の量が浪費されていることも懸念されている。水位は年々低下しているため、井戸をますます深く掘らざるを得なくなっており、その結果、植民地時代の建物のブロックが地盤の変動と陥没の影響を受けていると指摘されている。

なお、降水量は地域により大きく異なり、地域によっては一時断水が必要な場所もあるが、例えば日系企業が多く進出するグアナフアト州の場合、断水はほとんどない。日本人駐在員は水道水をそのまま飲むことはなく、飲料水を購入している。

8. 電力

メキシコの電力総需要は 2000 年以来伸び続け、電力消費量は 1990 年比では 3 倍弱の増加を記録し、電力需要は今後も増加していくと予想されている。他方で、1 人あたりの電力消費量は OECD 平均の 40%未満であり、さらなる成長の余地が残されている。

1990 年においては、全体の約 70%を石油に依存していたものの、2022 年には約 47%にまで縮小した。一方で、天然ガスによる発電量が増加し、2022 年には全体の 40%にまで達している。

また、非化石燃料発電は総発電量の約 10%を占めるまでに拡大しており、水力発電と風力発電の占める割合が増加している。

メキシコ政府は、2013 年に制定した包括的なエネルギー改革によって大きな変化の時期を経た。この改革により、80 年以上にわたってエネルギーを生産、管理、統治してきた *Petróleos Mexicanos* (PEMEX) の財政・組織改革や連邦電力庁 (CFE) の強化にも乗り出し、エネルギーコストの削減や効率化を目指している。

最も大きな改革は PEMEX の独占を終わらせ、新しいプレイヤーに電力部門へ参画してもらい、新たな投資と技術を導入することである。これにより、メキシコ湾のエネルギーの探索・発掘は憲法が定める国営企業に独占されていたものが、本エネルギー改革により外資企業であっても民間とのライセンス契約、生産物分与契約が可能になり、精製や石油化学、輸送、貯蔵においても民間企業に対して操業許可を付与する等、参入の余地が大幅に拡大した。

一方で、第 15 章にて詳述したように、2018 年に大統領に就任したロペス・オブラドール氏 (AMLO) は、国営企業の強化を通じたエネルギー政策を進めており、2021 年 3 月にメキシコ政府は、官報で電力産業法改正を公布し、翌 10 日に発効となった。これは、連邦電力庁 (CFE) を優遇する内容であり、当該改正により、民間企業による再生可能エネルギーを利用した発電事業が規制されることが懸念されている。

現地でエネルギー事業を手掛ける民間企業にとっては強い逆風となっている。AMLO 大統領は、2023 年 4 月に行われた会見の中でも、「1 年半以内に国内電力市場の 3 分の 2 を政府が管理すべきだ」と訴え、政府による電力業界への影響力を高める意向を表明した。

近年では大規模な停電や計画停電が起きることは多くないが、大雨や落雷の影響で短時間の停電は発生するため、自家用発電機を備えている企業が多い。常時使用する電源として自家発電装置を備える企業はまれである。

シラオ市に所在するある製造業企業によると、最近は数が減ったものの停電は引き続き多く、その一方で、2021 年度の計画停電は土曜日に一度だけ発生したのみであった。また、ケレタロ工業団地に所在する別の製造業企業によると、予告のない停電も相次ぎ、年に数回は大きな原料損失が発生しているとのことである。行政側から急な計画停電を伝えられることがあるが、その際に、工業団地側に伝えても全く取り合ってくれないこともあるため、予めそうしたリスクがあることにも留意する必要がある。

図表 20-6 中南米主要都市における業務用電力料金の比較

都市名 (国名)	業務用電力料金 (2019 年)
メキシコシティ (メキシコ)	月額基本料 32 ドル 1kWh あたり料金 0.09 ドル
サンパウロ (ブラジル)	月額基本料 2.77 ドル 1kWh あたり料金 0.0872 ドル
ブエノスアイレス (アルゼンチン)	月額基本料 46.04~48.91 ドル 1kWh あたり料金 0.06 ドル
リマ (ペルー)	月額基本料 2.15 ドル 1kWh あたり料金 0.10 ドル
サンティアゴ (チリ)	月額基本料 0.80 ドル 1kWh あたり料金 0.09 ドル

(出所) ジェトロ「投資コスト比較」より作成

第21章 メキシコ投資環境の優位性と留意点

1. メキシコ投資の優位性

メキシコ投資の優位性としては、現地日系企業の声も踏まえると主に以下の事項が挙げられる。

- (1) 外資の進出を奨励する政策
- (2) 有利な立地と FTA ネットワーク
- (3) 多様な産業の発展
- (4) 競争力のある労働コスト
- (5) 顕在化しつつある消費市場

(1) 外資の進出を奨励する政策

メキシコは米国を中心とした諸外国からの投資により産業を発展させてきた国であり、経済が発展した現代においても外資の力を活用する方向性は変わっていない。

メキシコにおいては連邦経済省だけでなく、州政府が外資企業の誘致に非常に積極的で、州ごとに独自に進出企業の支援策を打ち出していることが特徴である。インセンティブは個別交渉可能であり、州によって提示内容が異なるため、進出検討時にはいくつかの州に相談をしながら、より自社にとって有利な立地を選定することが有効である。

進出済み企業へのヒアリングによれば、インセンティブ交渉の際には、投資による雇用創出効果、労働者の育成効果や技術移転効果等が評価指標になるとのことだった。自社の投資プロジェクトが州にとっていかに魅力的かをアピールするための準備が、インセンティブ交渉の重要なポイントとなるだろう。具体的には、進出に伴う工業団地内の土地取得にかかる費用に対する補助金や、従業員の研修費用の補助等の支給が受けられるケースが地域によってはあったようである。

(2) 有利な立地と FTA ネットワーク

メキシコは、太平洋と大西洋の両方に面し、世界最大の経済大国である米国と国境を接しているという、世界でもまれに見る地理的優位性を持つ国である。51 カ国との FTA はこの地理的優位性の魅力をさらに高めていると言える。CPTPP の発効によりメキシコがこれまで FTA を結んでこなかったアジア各国との間にも自由貿易の可能性が広がることになり、益々魅力的な国となる。

実際に、現地日系企業が受ける恩恵は大きく、メキシコへの進出理由として、大きなマーケットである米国に近いという立地条件と、関税等の負担が免除される FTA の存在を理由に挙げる日系企業も少なくない。

(3) 多様な産業の発展

最も代表的な産業として第 22 章では自動車産業、自動車部品産業、航空産業を取り上げているが、メキシコでは、食品加工、鉱業、再生可能エネルギー、医療ツーリズム、文化産業（映画・音楽）等、さまざまな産業が発展している。

政府は、これまで独占分野であったエネルギー産業や通信産業への外資参入自由化に取り組んでおり、今後はこれらの分野も外資企業にとって魅力的な投資分野となることを見込まれる。

(4) 競争力のある労働コスト

ワーカーレベルの労働コストはほかの新興国と比較しても競争力があり、製造業を中心とした外資企業にとって得られるメリットの一つとして挙げられる。若年労働者が豊富で、平均年齢が 27 歳程度であること、親日的な国民性を有し日本人に対して友好的であることも特徴として挙げられる。一方で、外資企業の急増や物価上昇率の高さから、毎年の賃金上昇の負担は現地日系企業にとって大きな課題となっているようである。

しかしながら、暴力的なストライキを伴う賃上げ交渉があまり見られないことは魅力と言える。進出済みの日系企業には、メキシコ人のまじめさや器用さを評価する意見も多かった。メキシコにおいては、基本的に 1 企業あたり 1 つの労働組合を選択する必要があり、どこの労働組合を選択するかは重要なポイントのようである。組合によっては過激なストライキを扇動するケースも見られるため、注意が必要である。

(5) 顕在化しつつある消費市場

メキシコの人口は 40 歳未満が全体の 6 割以上を占め、今後も人口の増加が見込まれるため、消費市場としての潜在的な魅力は大きい。伝統的な小規模小売店も多く存在する一方で、大都市近郊には地場系百貨店や米国の大手小売チェーンの店舗が多数あり、近代的な流通・小売網が整っている。

メキシコでは地域や職業による所得格差が大きく、所得によって購買行動（買う物、買い物をする場所等）が異なるため、進出企業はマーケティングに苦勞することも多い。欧米企業の存在感がすでに大きいことも、今後参入を検討する日系企業は留意すべきである。

さらに、現地日系企業へのヒアリングによると、中間所得層が育っていないため、高価格帯の商品を主力とする企業にとっては、マーケットへの参入が難しいとの意見もあった。メキシコの消費者は、一般的に一度気に入った商品を長く愛用する傾向があるため、今後新規参入しようとする企業は、既存の商品に対して大きな差別化を図ることで新たなマーケットを開拓していく必要がある。

2. メキシコへの投資にあたっての留意点

多くの魅力があるメキシコだが、留意点もまた多い。ここでは、多くの進出済み日系企業が苦勞している点として次の 4 点を取り上げる。

- (1) 頻繁な政策変更
- (2) 煩雑な行政手続き
- (3) 不安定な治安情勢
- (4) 整備途上にあるインフラ

(1) 頻繁な政策変更

政府としても外資企業の重要性を十分に理解しているため、政権交代によって突然外資企業に対して敵対的な政策がとられる可能性が低い点は、メキシコの魅力である。一方で、税制をはじめとした政策の変更は頻繁に行われている。また、メキシコにおける政策変更は詳細な施行規則や運用方針を制定・公表することなく交付されるため、法律の条文の解釈や、実際の適用方針については事例が出るまで不明瞭であることが多く、進出企業の悩みの種となっている。

現地日系企業のヒアリングによると、日系企業各社からは、頻繁に変更される法律に対応するため、信頼できる法律事務所や会計事務所を見つけること、日本貿易振興機構（ジェトロ）等の公的機関に適宜相談することの重要性を指摘する声も複数挙がっていた。加えて、関係機関とのネットワークを活用し、日常的に最新の情報をアップデートすることも有効である。

(2) 煩雑な行政手続き

メキシコにおける行政手続きは非常に煩雑で、時間がかかることが多く、行政側の担当者によって異なる書類を要求されることもあるようである。申請は受理されたもののなかなか回答が返ってこない問題はほかの手続きでも発生している。

また、付加価値税の還付が遅いことも指摘されている。税の還付の遅延は企業のキャッシュ・フローに大きな影響を与えるため、遅延を見込んだ上で早めに還付請求をすることが重要である。

(3) 不安定な治安情勢

メキシコにおける強盗や殺人事件等のニュースは日本国内でも取り上げられることが多いため、メキシコの治安について悪いイメージを持っている日本人が多い。地域によって治安のレベルは異なるが、現地日系企業へのヒアリングによると、夜間の外出を制限することや危険な区域への立ち入りを控える等、適切な注意を払うことで危険はある程度回避できるようである。会社としてもメキシコ国内で旅行できる地域とできない地域を決め、100km を超える外出は届け出制にする等、対策を講じて社員を守る必要がある。

また、多くの日系企業が指摘しているとおり、輸送中のトラックを狙った強盗も発生する。メキシコではトラックを丸ごと盗まれることが多く、ほとんどのケースが拳銃強盗であり、車両につけた GPS システムも捨てられる事例が発生している。そのため、夜間の運送を制限することで、リスクを回避している日系企業も多いようである。トラックの護衛や保険の加入、その他のセキュリティ対策にかかる追加的なコストが発生することも予め認識し、保険会社等と密に連携をとり対策を講じることも必要である。

(4) 整備途上にあるインフラ

投資先として注目されつつあるアフリカ各国やアセアン各国と比べれば、道路・港湾・空港、水・電気・ガス等の基礎的インフラは整備されていると言えるが、現状では電力やガス等のエネルギー関係のコストが周辺諸国と比較して高く、製造コストに大きな影響を与えていることが課題として挙げられる。

また、輸送インフラも整備されているものの、都市部を中心に道路整備が人口の増加や産業の発展に必ずしも追いついていない点も否めない。事業開始当初のインフラ整備コストには不確定な要素も多い。調達や製品の輸送のリードタイムと、インフラ整備コストは不測の事態に備えて余裕を見ておく必要がある。

3. 進出先としてのメキシコに関する企業の見方

(1) アジア諸国を除いて最も好まれている進出先となっているメキシコ

日系企業の進出状況に関して、JBICの製造業者の海外事業展開に関する報告書によると、2014年から3年度連続で6位であったが、2017年度の調査ではポイントを大きく下げ、タイ、インドネシア、米国と続いて7位となった。2021年、2022年は更に順位を下けているが、2023年には7位に回復しており、日系企業にとってメキシコは米国のニアショアリング先として高く期待され、海外生産拠点としての注目を集めている。

図表 21-1 中期的に日系企業が進出先として有望と考えている国・地域

順位	2023年度調査結果			2022年度調査結果		
	有望とする 事業展開先国	回答 企業数	得票率	有望とする 事業展開先国	回答 企業数	得票率
1位	インド	192	48.6%	インド	148	40.3%
2位	ベトナム	119	30.1%	中国	136	37.1%
3位	中国	112	28.4%	米国	118	32.2%
4位	米国	107	27.1%	ベトナム	106	28.9%
5位	インドネシア	97	24.6%	タイ	85	23.2%
6位	タイ	85	21.5%	インドネシア	77	21.0%
7位	メキシコ	42	10.6%	マレーシア	31	8.4%
8位	フィリピン	35	8.9%	フィリピン	28	7.6%
9位	マレーシア	26	6.6%	メキシコ	27	7.4%
10位	ドイツ	21	5.3%	台湾	23	6.3%

(出所) JBIC「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」(2022年、2023年度調査より作成)

(2) メキシコを重要視する理由と企業が指摘する課題

有望な理由としては、「組み立てメーカーへの供給拠点」が最も大きく、企業の回答率は 58.5% であった。次いで、「現地マーケットの今後の成長性」(48.8%)、「第三国輸出拠点として」(34.1%) となっている。特に「第三国輸出拠点として」の割合が昨年度よりも大きく増加し、自動車産業を中心に、米国のニアショアリング先としてのメキシコへの期待が高いことが得票率に反映されたと見られる。

他方、「管理職人材の確保が困難」(52.6%)と「治安・社会情勢が不安」(50.0%)が日系製造業のメキシコ進出にあたっての主な課題となっている。また、「技術系人材の確保が困難」(47.4%)と「労働コストの上昇」(47.4%)についての回答率も高いことから、日系企業にとって人材の確保、社会の不安定さ、労働コストは深刻な問題と言える。

図表 21-2 中長期的な有望国と有望理由

有望理由 (%)				
順位	メキシコ		米国	
1 位	組み立てメーカーへの供給拠点として	58.5	現地マーケットの現状規模	68.2
2 位	現地マーケットの今後の成長性	48.8	現地マーケットの今後の成長性	56.4
3 位	第三国の輸出拠点として	34.1	現地マーケットの収益性	39.0

(注) パーセンテージの数字は、当該国を有望と考える企業のうち、その理由を回答した企業の割合を表す。

(出所) JBIC「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」より作成

図表 21-3 中長期的な有望国と課題

課題 (%)				
順位	メキシコ		米国	
1 位	管理職クラスの人材確保が困難	52.6	労働コストの上昇	72.2
2 位	治安・社会情勢が不安	50.0	他社との厳しい競争	58.8
3 位	・技術系人材の確保が困難 ・労働コストの上昇	47.4	技術系人材の確保が困難	28.9

(注) パーセンテージの数字は、当該国を有望と考える企業のうち、その理由を回答した企業の割合を表す。

メキシコの「技術系人材の確保が困難」と「治安・社会情勢が不安」は同率である。

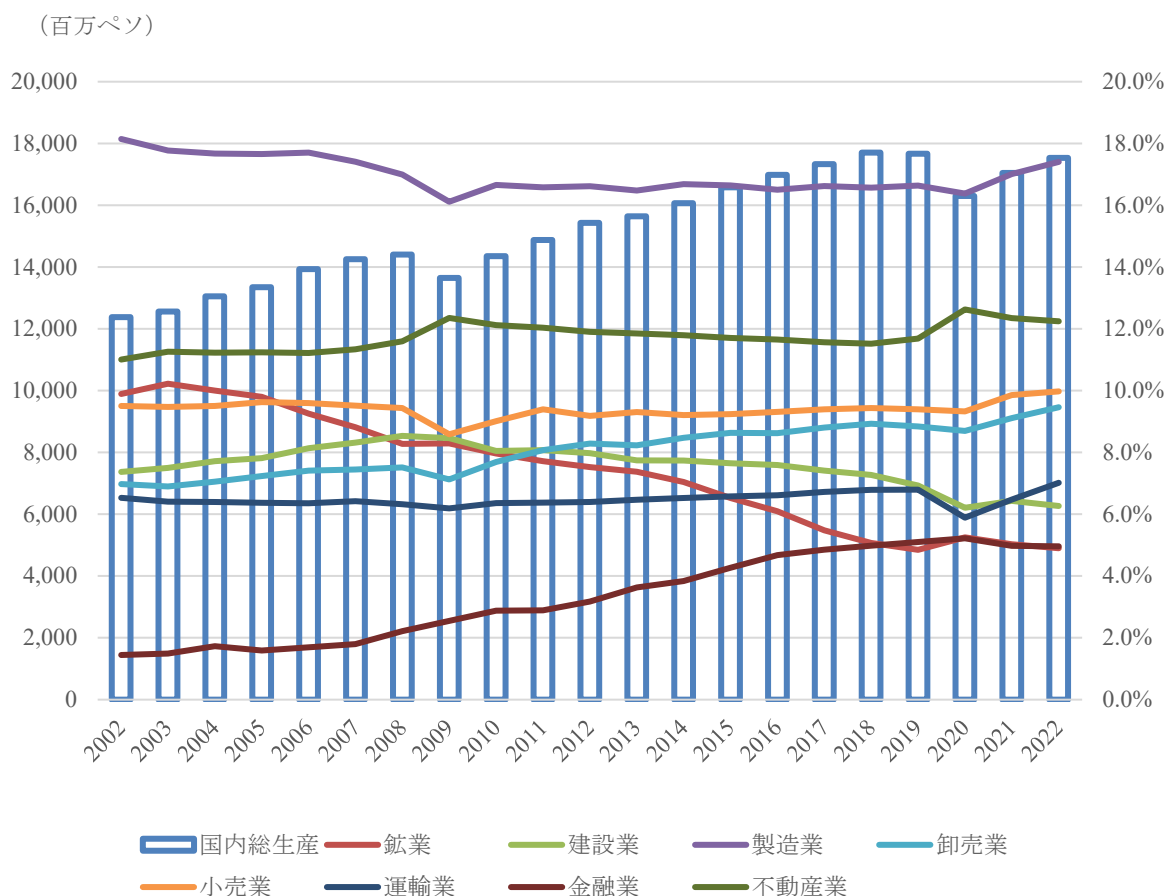
(出所) JBIC「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」より作成

第22章 主要産業の動向と FTA 等の動向

1. メキシコの主要産業

メキシコの実質 GDP 成長率は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、2020 年に著しくマイナスとなったが、2021 年以降は回復傾向にある。産業別には、第三次産業が全体の 6 割以上を占めている一方で、第二次産業は 3 割程度にとどまっている。業種別に見ると、GDP に占める割合で大きい順に、製造業、不動産業、小売業、卸売業となっている。2010 年以降の産業構造はほぼ横ばいの推移が続く中で、鉱業の割合が減少していること、金融業の割合が増加していることが大きな変化として読み取れる。

図表 22-1 メキシコ産業別実質 GDP 割合（右軸）と実質 GDP（左軸）の推移



(出所) INEGI 統計資料より作成

同国は米国と国境を接している点で地理的に優位であり、周辺国と比較した場合に人件費をはじめとする投資コストが低いこと、輸出加工に関わる優遇策を政府が積極的に整備してきたこと等から、製造業を中心に海外からの投資を受けてきた。

2. 自動車産業

(1) 自動車産業の市場概要

生産面については、メキシコの自動車（大型バス・トラックを除く。）生産台数は 2019 年に約 398 万台と 2009 年以來の減少を記録し、2021 年には約 314 万台にまで落ち込んだが、2022 年には約 350 万台を記録し、回復傾向が見られる。これは輸出台数（小型商用車）が 2020 年をピークに 268 万台まで減少した後、2022 年には輸出台数が約 286 万台まで増加したことが関係している。

地域別では、米国向けは堅調（4.2%増）であったが、欧州向け（0.2%減）やアジア・大洋州向け（0.6%減）は微減した。

図表 22-2 国別自動車生産ランキング¹⁴（2021 年/2022 年比較）

順位	2021 年		2022 年	
	国	生産台数 (千台)	国	生産台数 (千台)
1	中国	26,082	中国	27,020
2	米国	9,167	米国	10,060
3	日本	7,846	日本	7,835
4	インド	4,339	インド	5,456
5	韓国	3,462	韓国	3,757
6	ドイツ	3,308	ドイツ	3,677
7	メキシコ	3,145	メキシコ	3,509
8	ブラジル	2,248	ブラジル	2,369
9	スペイン	2,098	スペイン	2,219
10	タイ	1,685	タイ	1,883
11	ロシア	1,556	インドネシア	1,470

（出所）OICA（国際自動車工業連合会）より作成

販売動向については、メキシコにおける新車販売台数は、2013 年以降で見ると順調に販売台数を伸ばし、2016 年は 160 万台となり、過去最高を記録したものの、2017 年以降減少傾向にあり、2022 年は約 100 万台に留まっている。また、生産台数は 2017 年の約 390 万台をピークに、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、2020 年は約 300 万台まで落ち込んだものの、2022 年は約 330 万台まで回復している。

図表 22-3 自動車の国内販売台数と国内生産台数の推移

(台)	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
販売台数	1,065,098	1,136,965	1,354,444	1,607,165	1,534,943	1,427,086	1,317,931	950,063	1,014,735	1,094,728
生産台数	2,933,465	3,219,786	3,399,076	3,465,615	3,933,154	3,918,603	3,811,068	3,040,178	3,028,481	3,308,346

（出所）AMIA（メキシコ自動車産業協会）より作成

¹⁴ OICA（国際自動車工業連合会）の統計は乗用車と小型商用車を含むため、AMIA（メキシコ自動車産業協会）の統計数値と一致しない。

輸出動向については、メキシコの自動車産業は歴史的に米国向けの輸出拠点として発展してきた経緯があり、2022年時点でも生産した自動車の多くは輸出されている。販売先として8割以上を占める北米市場への依存度は極めて高い。販売台数は前年度から22万台増加(+4.2%)しており、より米国市場依存の傾向が高まったと言える。

図表 22-4 地域別輸出台数

地域	2021年 (台)	2022年 (台)	差異 (台)	全体に占める 割合(2021)	全体に占める 割合(2022)	差異
北米	2,815,258	2,861,117	222,416	81.6%	85.8%	4.2%
中南米・カリブ	287,694	204,303	10,519	8.3%	6.1%	-2.2%
欧州	248,688	201,800	52,319	1.8%	1.6%	-0.2%
アジア・大洋州	63,049	52,981	10,755	1.0%	0.4%	-0.6%
その他	34,512	13,385	8,740	8.3%	6.1%	-2.2%
合計	3,449,201	3,333,586	334,336	100.0%	100.0%	0.0%

(出所) INEGI より作成

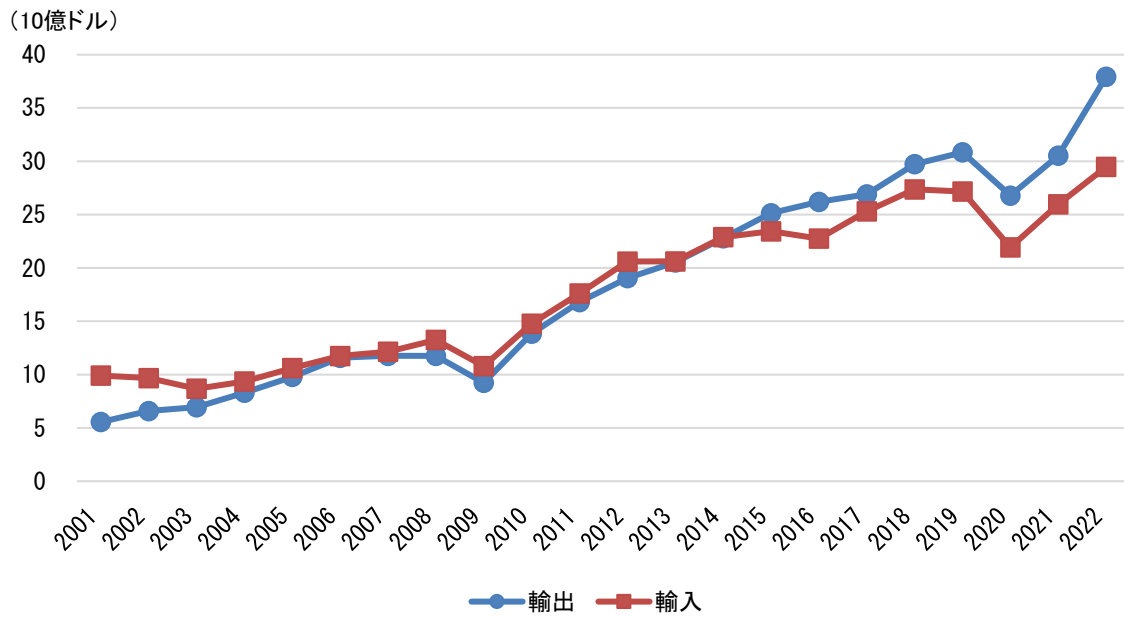
3. 自動車部品産業

従来メキシコにおける自動車産業の課題として、所得格差の存在による車購買層が限定され、また、米国から中古車を輸入しているためメキシコにおける新車購買層を奪っているという国内市場の弱さがあった。また、メキシコでは NAFTA の恩恵を受け自動車関連部品を輸入に頼っていたため現地の裾野産業が発達せず、特に Tier1・2 の不足が著しく企業の調達拡大が困難であった。さらにエネルギーコストや物流コストが高いこともメキシコ投資の足かせとなっていた。

これら潜在的な問題に対して、近年はドイツ、スペイン、日本等の外資系 Tier2 企業の進出が増え、裾野産業不足に改善が見られている。実際に、自動車部品産業は、メキシコ国内の雇用創出にも大きく貢献し、完成車メーカーを取り巻くように中央高原地帯と北部周辺に集積している。国立統計地理情報院 (INEGI) が発行する全国事業所ダイレクトリー (DENUE) によれば、自動車部品関連の企業数は 2021 年から 2022 年にかけて 24 社増加した。近年は部品メーカーの進出が進み、世界でも有数の自動車部品生産国となっている。製品分野別に見ると、生産額の大きい順に、電子部品、エンジン関連部品、トランスミッション・クラッチ関連部品となっている。とはいえ、メキシコの自動車産業は、FTA を利用して主要な素材や部品を輸入し、自動車を組み立てて再輸出する形をとってきたこともあり、現在においても一部輸入に頼っている。

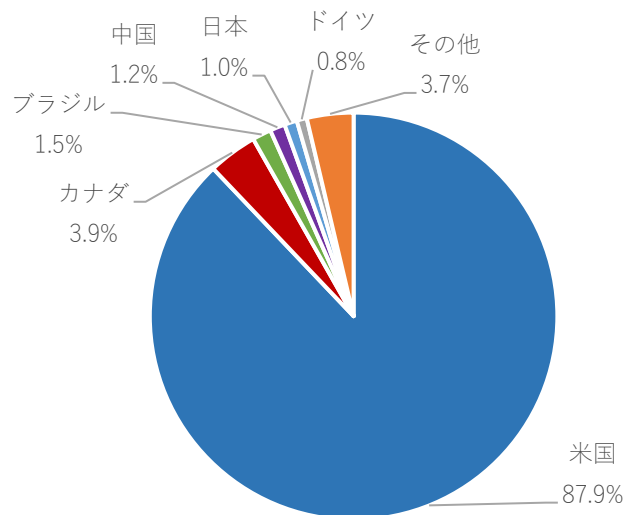
自動車部品サプライヤーの集積が進むにつれ輸出も増加し、輸出額は新型コロナウイルスの影響を受け、2020 年に一時的に下落したものの、その後は順調に伸びている。メキシコの自動車部品輸出額の約 9 割が米国向けとなっている。自動車部品の輸出先としては、米国 (87.9%) のほかに、カナダ (3.9%)、ブラジル (1.5%)、中国 (1.2%) 等が主要な輸出先となっている。

図表 22-5 自動車部品の輸出入額



(出所) International Trade Center (ITC)より作成

図表 22-6 自動車部品の主要輸出相手国・地域 (2022 年)



(出所) ジェトロ資料より作成

4. 航空宇宙産業

航空宇宙はメキシコでは比較的歴史が浅いが、産業部門として、また商業、民間、防衛航空の成長に関連して、メキシコの経済発展における主要な焦点となっている。例えばバハ・カリフォルニア州では、ある企業が 60 年以上もこの市場に参入しており、航空宇宙産業はメキシコを代表する産業のひとつである。

メキシコの航空宇宙産業は、バハ・カリフォルニア州（ティファナ・メヒカリ）、ソノラ州、チワワ州、ケレタロ州、ヌエボ・レオン州の5つの主要拠点がある。バハ・カリフォルニア州は最大で、100社以上の航空宇宙企業が3万人以上の直接雇用を支えている。同時に、バヒオ航空宇宙産業クラスター（グアナフアト州レオン）やシナロア航空宇宙産業クラスター（マサトラン）等、メキシコのほかの州もこの産業でニッチ市場を獲得しようと推進しており、メキシコ全体で言うと6万人以上の雇用創出に貢献している。

メキシコ航空宇宙産業連盟（Federación Mexicana de la Industria Aeroespacial : FEMIA）の推計によると、メキシコの航空宇宙産業は、2004年には100社だった関連企業数が、2022年半ばには368社に増加した。現在、これらの企業には主に製造業者、整備・修理・分解修理施設（MRO）、技術学校、研究センター、大学、関連サービス業者が含まれる。全企業の79%が製造業、11%が設計とエンジニアリング、10%がMROサービス業となっている。また、航空宇宙産業は2010年から2020年にかけて年平均15%の輸出成長を遂げ、2020-2021年にかけてのストックは55億ドルにのぼる。FDIの国別割合は、米国が約半分を占め、次いでカナダとなっている。

図表 22-7 航空宇宙産業における輸出・輸入額

（単位：10億ドル）	2020年	2021年	2022年
輸出額	6.6	6.7	8.1
輸入額	5.3	5.4	6.8
内、米国からの輸入額	4.4	4.9	4.7

（出所）FEMIAより作成

メキシコは、部品、小型部品、ハーネスの生産から、機体、飛行面、小型無人機、飛行制御及びアビオニック・アセンブリの製造まで、航空宇宙製造能力を向上させてきた。外国企業もメキシコの航空宇宙産業で重要な役割を果たしている。例えば、GEとロールスロイスは、メキシコで新しいタービンシステムを生産している。フォッカー・エアロストラクチャーズはジェット機の主翼を製造し、サフラン・グループはメキシコ国内に17カ所、ケレタロ州に5カ所の施設を有している。

この目覚ましい成長には、2004年のカナダの航空宇宙企業ボンバルディア社の進出から、ビジネス優遇措置、労働者訓練プログラム、新しい大学等の様々な政府プログラムまで、様々な要因が寄与してきたと言える。中でも、メキシコ政府による旧輸出マキラドーラ制度の貢献度は大きかったといえる。航空宇宙企業は、「マキラドーラ」によるコスト削減と効率化を最大限に活用するため、北部国境都市の新しい工業団地に移転し、これらの工業団地は、多角的な航空宇宙産業クラスターへと発展した。長期的にプレゼンスを示している企業には、コリンズ・エアロスペース（1969年、旧ロックウェル・コリンズ、現在はレイセオン・テクノロジーズ社の一部）、サフラン・グループ（1991年）、ラビナル（1996年、現在はサフランの一部）、ビーチクラフト（2007年、テキストロン社の一部門）等がある。2020年から2021年にかけては、ほかの多くの産業と同様に、航空宇宙産業も新型コロナウイルスの影響を大きく受けた。FEMIAによると、2020年のメキシコの生産量は25～45%減少した。このような状況にもかかわらず、メキシコはほかの国よりも回復基調にあり、メキシコの航空宇宙産業は米国にとって第7位の輸出市場となっている。

さらに、新しい航空機とメンテナンス・サービスに対する世界的な需要、そして世界的な航空旅客数の増加により今後も航空宇宙産業は優先すべきセクターの一つとして、メキシコにとって有力な有望産業であり続けると思われる。

ひとくちメモ 19：流通・小売業界の将来性

流通・小売業界には、米系を中心に多くの外資企業が参入している。メキシコの人口は1億2,000万人を突破し、国民の平均年齢が29歳（国立統計地理情報院（INEGI）2021年）であるため、企業にとって潜在力の高い市場になっている。

現地ヒアリングによると、現在メキシコに進出している日系企業の割合は製造業が多く、小売やサービス業の割合はまだ少ないものの、米国という大きな市場が身近にあることから参入の余地があるという声も聞かれた。一方で、購買力のあるメキシコで小売業、消費材メーカー等の目立った進出はまだ見られないようである。また、言語の壁は一つの課題とされており、外資系のサプライチェーンでは英語が通用するものの、国内市場をターゲットにする場合はスペイン語が必要となる。債権回収や信用力の問題が起こった際の対応も含め、現地パートナーが重要な存在になる。また、国内でチェーン展開をするためにも、全国展開をしているデパートのLiberpoolやSanborns等、体力のあるパートナーを見つけるのが良いだろう。

メキシコ人の保守的な性格から、一度気に入ったブランドを長年使い続ける人が多いため、先行者利益がとても有利に働いているのも特徴的である。メキシコシティ市場に関心のある企業は、これら市場の動向を十分注視した上で参入の判断をする必要がある。

5. FTA

メキシコは2023年末時点で51カ国との間でFTAを締結しているFTA大国である。地理的な条件やNAFTAへの加盟により、資本財や素材を北米から輸入し、安価な労働力を利用して労働集約的な工程のみを担い、最終製品の多くを北米に再輸出するという産業構造が定着してきた。

1990年代から2000年代にかけて、米国との貿易は飛躍的に拡大したものの、調達と販売先の両面で極端に米国に依存する脆弱性を抱えることとなった。リーマンショックにより米国経済が低迷すると、メキシコでは外国直接投資が減少したほか輸出も停滞し、メキシコ国内経済は急速に失速した。投資や貿易面での米国への依存は続いている。

こうした背景を受け、メキシコは積極的かつ多角的な外交を展開している。これまで米国が輸出全体の8割を占めていたことから米国依存の通商政策が続いていたが、近年はアジア太平洋や欧州、中南米との関係強化に取り組み、CPTPP、太平洋同盟の交渉等にも力を入れている。太平洋同盟では、オーストラリア、シンガポール、カナダ等域外の国々とも合意に向け交渉を続けている。なお、2005年に日墨経済連携協定（EPA）が発行されたが、同協定は日本にとって初の本格的EPAであった。また、2017年以降NAFTAの再交渉が行われていたが、2018年9月末に3カ国合意に至り、各国内での批准承認を終え、米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）として2020年7月に発効された。

(1) USMCA (旧 NAFTA)

NAFTA は、1992 年 12 月に調印、1994 年に発効した米国、カナダ、メキシコ 3 国間の自由貿易協定である。関税の撤廃・引き下げ、金融サービス市場の開放、投資の自由化等を内容としている。2017 年 1 月に誕生した米国第一主義を唱える米国トランプ大統領は、自国の貿易収支の改善のため、NAFTA の再交渉の意向を表明した。NAFTA を守ることはメキシコの通商政策の最重要課題であり、自動車の原産地規則、農業、セーフガード、政府調達、紛争処理メカニズム等の分野で交渉は難航したが、2017 年 8 月から開始された交渉は 2018 年 9 月末に 3 カ国合意に至り、同年 11 月末に USMCA として署名された。メキシコは 2019 年 6 月に議会での批准承認を終え、ほかの 2 カ国内での批准承認を待ち、2020 年 7 月に USMCA は発効された。

図表 22-8 USMCA (旧 NAFTA) の経緯

1989 年 1 月	米加自由貿易協定発効
1990 年 6 月	米墨首脳会談で両国間の包括的な自由貿易協定が両国の利益になるとの合意
1990 年 9 月	加、米墨交渉に参加すると発表
1991 年 6 月	第 1 回 NAFTA 閣僚レベル会議開催
1992 年 8 月	基本合意
1992 年 12 月	NAFTA 署名
1993 年 8 月	環境と労働に関する補完協定につき合意
1994 年 1 月	NAFTA、環境と労働に関する補完協定の発効
2008 年 1 月	NAFTA の関税撤廃スケジュールの終了
2017 年 8 月	NAFTA 再交渉開始
2018 年 9 月	USMCA に関する 3 カ国合意
2018 年 11 月	USMCA 署名
2019 年 6 月	メキシコ批准承認
2019 年 12 月	改定議定書に関する合意
2020 年 1 月	アメリカ批准承認
2020 年 3 月	カナダ批准承認
2020 年 7 月	USMCA 発効

(出所) 外務省及びジェトロ「メキシコ経済の基礎知識第 3 版」より作成

とりわけ日本企業が注目すべき USMCA の動向として、自動車原産地規則の解釈を巡る米国対メキシコ及びカナダの係争事例である。具体的には、完成車が USMCA 域内の貿易において無関税が適用されるための諸条件のうち、域内付加価値割合 (RVC) に対する解釈が両者間で異なっていた。

メキシコ及びカナダは、RVC を満たして USMCA 域内の原産性を獲得したコアパーツまたはスーパーコアを完成車に組み込む場合に、同パーツに域外付加価値が含まれていても RVC を 100% とみなすロールアップ方式を認める立場をとるのに対し、純粋に域内付加価値の比率でなければ RVC と見なさないと米国は主張した。

これら紛争当事国間の紛争解決パネルの最終報告書が 2023 年 1 月 11 日に公表されたところ、米国側の主張が協定不整合という判断が下されたため、メキシコ及びカナダが勝訴するという結果になった。かかる裁定にはメキシコ自動車工業会（AMIA）も歓迎しており、ロールアップ方式の適用が認められることで車両の RVC 計算が米国政府解釈よりも有利なものとなる。ただし、自動車原産地規則にはほかにも北米産鉄鋼・アルミニウムの購入義務や労働価値割合（LVC）等の厳しい要件があるため、今次裁定内容が USMCA 利用率に与える影響は限定的だと見られている。

USMCA の発行に伴う影響について、メキシコに進出している日系企業へのヒアリングによると、USMCA の影響は限定的であるとの声も聞かれた。

(2) ALADI（ラテンアメリカ統合連合）

ALADI はメキシコのほか、ブラジル、アルゼンチン等中南米の 13 カ国の加盟国と、18 のオブザーバー国からなる地域経済統合体であり、域内特惠関税等を通じ、段階的にラテンアメリカに共同市場を構築することを目的としている。

図表 22-9 ALADI 加盟国

加盟国 (13 カ国)	メキシコ、アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、キューバ、コロンビア、チリ、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア
----------------	---

メキシコは、中南米各国との間で、ALADI の枠内で特定の品目についての関税を一定割合相互に減免している。関税についての取り決めは数年間の期限付きであり、更新の是非については締結国同士の交渉で決定している。

特に重要な協定として、2003 年に発効した「ACE55 号」がある。ACE55 号はメキシコと、アルゼンチン、ブラジル、ウルグアイ、パラグアイ、ベネズエラの 5 カ国との間で、自動車や自動車部品について特惠関税を設定する協定で、2003 年から段階的に関税を引き下げ、2011 年までに完全に撤廃する取り決めとなっていた。

ACE 発効によりメキシコのメルコスール諸国向け自動車輸出は拡大し、メキシコ産自動車の輸出先は多様化した。しかし 2012 年、メキシコからの自動車輸入の急増を受け、ブラジルとアルゼンチンが協定の見直しをメキシコに要請。交渉の結果、メキシコから輸入される自動車の無関税枠には 1 年あたりの上限金額が設定されることになった。

南米諸国は、自動車メーカー各社にとって北米に次ぐ重要な市場である。ACE55 号の改定を受け、メキシコに生産拠点を置く自動車メーカー各社は生産計画や輸出仕向け地の変更、ブラジルでの現地生産の検討等の対応を図ってきた。ただ、ブラジル向けの無関税輸出制限枠に関しては、2019 年 3 月 19 日以降自由化の状態に回復した。

(3) CPTPP

メキシコは、2011 年 11 月に TPP 協定交渉への参加意思を表明し、2012 年 10 月に協定の正式交渉メンバーとなった。その後 2015 年 10 月の大筋合意を経て、翌年 2 月にほかの参加国とともに協定に署名した。

TPP を締結することによりアジア市場へのアクセスを一層強化するとともに、NAFTA を通じて築いた北米とのサプライチェーンを深化させ、さらに中南米諸国とも緊密な通商関係を築くことを狙っていた。

メキシコ国内で TPP 加盟によるメキシコ経済への影響について関心が高まったのは、TPP が大筋合意した後である。それ以前の関心は高くなかったようだが、大筋合意後、一般国民を巻き込んで農業や自動車産業等、様々な産業に対する影響が議論され、産業界や国民からも TPP への参加に慎重になるべきとの声が上がっていたものの、2016 年 2 月には交渉参加 12 カ国が TPP 協定に署名した。

ところが、米国大統領選挙でトランプ氏が大統領になると、選挙戦の公約どおり TPP からの脱退を発表することになり、TPP 交渉は再び暗礁に乗り上げることとなった。米国は TPP 交渉のテーブルから退いたが、その後、メキシコや日本を含む 11 カ国による TPP 交渉が再開され、2017 年 11 月に再び交渉の大筋合意が確認された。その後、2018 年 3 月には米国を除く 11 カ国で新協定「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP)」に署名した。メキシコはほかの加盟国に先駆けて同年 5 月に批准承認を終え、国内で批准承認を終えた加盟国との間で順次発効している。その後、2023 年に CPTPP への英国の加入に関する議定書が署名された。

図表 22-10 CPTTP (TPP) 交渉の経緯

2010 年 3 月	ニュージーランド、シンガポール、チリ、ブルネイ、米、豪、ペルー、ベトナムの 8 カ国で交渉開始
2010 年 10 月	マレーシアが交渉参加
2011 年 11 月	APEC 首脳会議、TPP 首脳会合 (於：ホノルル)
2012 年 11 月	メキシコ、カナダが交渉参加
2013 年 2 月	日米首脳会談：日米の共同声明を发出
2013 年 3 月	安倍総理「交渉参加」表明
2013 年 7 月	日本が交渉参加 (於：マレーシア)
2013 年 8 月～2015 年 7 月	・ TPP 首脳会合 2 回、TPP 閣僚会合 8 回 ・ 日米首脳会談 2 回、日米閣僚協議 5 回
2015 年 10 月	TPP 閣僚会合 (於：アトランタ) にて大筋合意
2016 年 2 月	署名 (於：オークランド)
2017 年 1 月	日本が締結 (寄託国 NZ に通報)
2017 年 1 月	トランプ大統領、TPP 離脱の大統領覚書を发出
2018 年 3 月	署名 (於：サンティアゴ)
2018 年 5 月	メキシコ批准承認

(出所) 外務省より作成

(4) 太平洋同盟

2012 年 6 月、メキシコ、チリ、コロンビア、ペルーの 4 カ国は、それぞれの国が個別に締結していた二国間 FTA の統合を目指して、太平洋同盟 (Pacific Alliance) と呼ばれる枠組みを発足させた。

以後、貿易、人の移動、資本の移動の一層の円滑化を進め、高度な経済統合を達成するために、4 カ国首脳による会合が重ねられてきた。2014 年 2 月の第 8 回首脳会合では、貿易に関して 90% を超える品目の関税が即時撤廃された。2014 年 6 月の第 9 回首脳会合では、4 カ国の証券市場の統合に対する取組等が合意された。2017 年 6 月に新たにカナダとオーストラリア、ニュージーランド、シンガポールの 4 カ国との準加盟交渉を開始することが発表され、交渉の準備に入っている。正規加盟国 4 カ国のほかに、加盟国候補オブザーバーが 2 カ国（コスタリカ、パナマ）、オブザーバーが日本を含め 47 カ国に達している。

メキシコは積極的かつ多角的な外交を展開しており、太平洋同盟では、オーストラリア、シンガポール、カナダ等域外の国々とも合意に向け交渉を続けている。

図表 22-11 太平洋同盟の経緯

2011 年 4 月	第 1 回首脳会合にて太平洋同盟の設立に合意
2015 年 7 月	枠組協定が発効
2016 年 5 月	枠組協定追加議定書が発効

(出所) 外務省より作成

ひとくちメモ 20：メキシコの小売市場① 流通チャネル

メキシコは個人間の貧富の差、地域による貧富の差が激しい。そのため所得階層によって購入する物の種類や価格帯に加えて、購入する店も異なる。大都市には地場系・米国系のデパートやショッピングモールがあるほか、郊外を中心に米国系の大型スーパー（ウォルマート等）が点在している。しかし、都市から離れた地域には大手チェーンが進出せず、個人経営の小規模小売店しか存在しないエリアもまだ多くある。

都市部の小売業は先進国並みに発展しているため、日系企業が市場開拓を目指す際、都市の富裕層のみをターゲットにするのであれば、あまり流通上の問題はない。しかし製品をなるべく多くの国民に販売しようとする、地方部でいかに販売するか、チェーンではない小規模小売店にどのように流通させるかが課題になる。個人経営の店舗を通じた販売では、個別店舗からの代金回収がネックになるほか、代理店を介した販売が中心になるためマーケティングが間接的になり、より難しい。

メキシコの小売市場に参入する際には、自社製品をどの地域のどの所得層に売りたいのか（もしくは売れそうか）を決めた上で、地域別の豊かさや流通・小売網の発展度合をよく調査しつつ流通戦略を検討する必要がある。

メキシコのコンビニは、都市部や空港には日本人の馴染みが深いセブンイレブンが多く出店しているが、販売されている商品はローカライズされている。一方、メキシコにおいて最もポピュラーで地方にも広く展開しているコンビニは、「OXXO（オクソ）」である。OXXO社は、モンテレイに本社があり、メキシコだけでなくブラジルやコロンビア、チリ、ペルー等、中南米にも進出しており、メキシコを代表するコンビニチェーン店である。飲食物だけではなく日用品等の雑貨も取り扱っており、地元の人々に愛用されている。

【写真説明】黄色と赤色が特徴的な OXXO



ひとくちメモ 21：メキシコの小売市場② メキシコ人の食嗜好は保守的だが多様性がある

メキシコのコンビニエンスストアやスーパーマーケットの食品売り場を訪れると、「多様な商品が少しづつ」並んでいる日本とは違い、「同じものが大量に」売られていることに気付く。

日本発の加工食品で、今ではメキシコ人の生活に溶け込んでいるカップ麺も例外ではない。日本では毎年新製品が発売され、人気のあるものが定番化されるが、メキシコでは、消費者が新しい味に飛びつくことはあまりなく、なかなか新製品が受け入れられないようだ。新しい風味が受け入れられないとなると、他社との差別化が難しい。そのため各社は、メキシコ人が好むチリソースを麺とは別のパックに入れて販売し、好みの味付けに調整できるようにする（従来製品では、カップにパウダーがあらかじめ入っている）、スプーンでも食べやすいように麺を短くする、等の工夫をして市場拡大に努めている。

メキシコで販売しているカップ麺には日本にあるような「カレー」「味噌」等の風味の違いはない一方で、「にわとり」や「牛肉」、「えび」等、異なるダシの商品が存在する。これは、メキシコ人は地域によって食への嗜好が異なり、北部は牛肉を使った料理、南部は鶏肉を使った料理が好まれるためであるという。国土が広いので流行も地域によって異なり、地域別の伝統的な嗜好が色濃く残っているため、「全国ブランド」が育成しづらいということもメキシコの食品市場の特徴のようだ。

現地では、特にエビやハバナ口味がよく売れており、新商品を出しても爆発的に売れるということはなく、従来からある味が好まれる傾向にあるという。

【写真説明】コンビニに並ぶ東洋水産のカップ麺



第23章 その他最近のトピックス

1. 2024年メキシコ大統領選挙

メキシコは大統領制をとっており、大統領は6年ごとに選出される。この6年に一度の大統領選は2024年3月から約3ヵ月の選挙戦が始まり、同年6月に次期大統領が決定する。大統領の再選は禁止されているため、高い支持率を維持するロペス・オブラドール氏は立候補できない。

当初、メキシコ大統領選挙への出馬を目指していたエブラルド前外相が2023年11月に立候補の断念を発表した。2018年以降大統領を務めてきたロペス・オブラドール氏は低所得者への給付拡大に熱心に取り組んだ一方、外資系企業の投資優遇や事業の民間移管には後ろ向きな姿勢を貫いてきた。ロペス・オブラドール政権は自国企業を優遇し、外資系に厳しい態度を取ることで国内の高い支持率を維持してきたのである。メキシコ政府の態度に対し、電力公社や石油公社を不当に優遇しているとして、米通商代表部（USTR）が米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）に基づく協議を求めたこともある。こうした背景もあり、外交の表舞台にも立ってきた元外相のエブラルド氏の出馬に期待する向きは日本企業関係者にも多かった。ところが、与党の国家再生運動（MORENA）党は世論調査の結果としてクラウディア・シェインバウム氏を候補に選出した。

シェインバウム氏は理系の学者でありながら、メキシコシティ市長まで務めたキャリアを持つ。2023年11月時点における最新の世論調査ではシェインバウム氏の支持率が46%で、国民行動党（PAN）、制度的革命党（PRI）、民主革命党（PRD）の野党3党が統一候補とするソチル・ガルベス氏（28%）ら2番手以降に大差をつけている。シェインバウム氏に支持率が集まっている一つの要因としては、貧困と所得格差を是正し、遅れている地域の経済発展に拍車をかけるという、MORENA党の包括的な優先政策への期待が大きいと思われる。また、学者という経歴を持っており、幅広い知見を持っていることから、今後経済団体から交渉をする際には、少なくとも話を聞いてくれる姿勢を示してくれるだろうと思われており、日本企業にとっても外資誘致や労務問題の観点から改善が図られることへの期待も大きい。一方で、シェインバウム氏がロペス・オブラドール氏ほど国民の支持を集められず、ガバナンスがより困難になるリスクもあるとも指摘されている。

シェインバウム氏は、外資系企業誘致の観点においては、製造業の投資が重要であること、公共投資で民間投資を後押しして観光業も活性化させると述べ、最低賃金の引き上げや治安の改善を公言している。とはいえ、MORENA党の中で師弟関係でもある現大統領の方針を覆してまで、シェインバウム氏が海外からの投資呼び込みに本腰を入れるかには、懐疑的な見方も多い。

2. 米国市場向けEV生産の高まり

第14章で言及したように、メキシコ政府は2022年に開催されたCOP27にて気候変動対策として480億ドルの投資の実施を表明した。そして、エネルギーと気候に関する主要経済国フォーラムで発表した気候変動対策10カ条には、2030年までに自動車生産の50%を電気自動車（EV）や燃料電池車（FCV）等のゼロエミッション車（ZEV）にする目標を提示した。

こうした政府の動向から分かるように、今後メキシコでは大きなエネルギー転換を迎え、それに伴う新たなビジネスニーズも増えると思われる。

もっとも顕著な例としては、欧米系の自動車メーカーを中心に、米国市場を視野に自動車産業の電動化が進んでいることである。米国のバイデン大統領が 2021 年に、2030 年までに販売される新車の 50%以上をバッテリー式電気自動車 (BEV)、プラグインハイブリッド車 (PHEV)、燃料電池車 (FCV) にシフトすると表明したことを受け、既に米国向けに自動車を生産するメーカーが生産車種の EV 化に着手している。ただし、こうした動きは必ずしもメキシコ政府が掲げた気候変動対策に直結しているわけではなく、元々米国で行っていた生産を安い人件費のメキシコにシフトするためのもので、EV 車の販売先はメキシコ市場ではなく、米国向けである。

例えば、ゼネラルモーターズ (GM) は 2021 年 4 月末、北東部コアウイラ州ラモス・アリスぺ工場での BEV 生産計画を発表、2023 年 7 月にシボレーブランドのブレイザーEV の生産を開始している。また、2022 年 10 月にフォルクスワーゲン (VW)、2023 年 2 月に BMW といった欧州系メーカーの BEV 生産計画も発表された。2023 年 2 月にはステランティスの BEV 生産、翌 3 月にはテスラの北東部ヌエボレオン州での新工場建設も発表され、メキシコが北米向けの EV 生産拠点として一気に注目を浴びるようになった。欧米系メーカーのみならず、韓国の起亜は既存の北東部ヌエボレオン州ペスケリア工場での EV 新モデルの生産開始を発表、中国の BYD も今後メキシコに販売網を整備しながら南米工場から米国全体の需要に対応することを表明している。

ひとくちメモ 22 : 移民の問題

メキシコから米国へ移住する人が増えたのは、1970 年代のことである。当時メキシコでは経済成長が続いていたが、1976 年の財政危機により景気は悪化した。同年大統領に就任したホセ・ロペス・ポルティエーヨ氏は国営企業を重視し、オイルショックによる国営石油会社の増益を柱に経済開発を進めたものの、1981 年に石油価格が暴落し国家財政は行き詰まってしまった。

このような情勢下にあって、米国に不法入国するメキシコ人が増加した。彼らの多くは国内で貧困に苦しむ農村出身者だったため、教育程度が低く熟練の技術スキルを有していなかった。米国はメキシコ移民を減らそうと次々に関連法規を定めたものの、非合法移民は増加を続けた。

1986 年制定された移民改革規制法は、非合法移民を米国の移民制度に統合する試みだったが、これにより合法化された家族が自国の家族を米国へ呼び寄せる流れを作ってしまった。その後、メキシコ政府が二重国籍を認可したことも、同国人が米国の市民権を取得し米国内で政治力を持つ契機になった。

米国は長きにわたって、メキシコからの不法入国に悩まされ続けてきた。このような歴史を経て、米国のトランプ元大統領は 2017 年 1 月にメキシコ国境の壁建設という大統領令を発出した。2018 年にはさらなる具体策として、軍組織である州兵をメキシコ国境に派遣し国境警備隊の補佐人員を強化するよう命令した経緯がある。対して、2021 年に就任したバイデン大統領は移民に寛容な姿勢を見せ、国境の壁の建設を中止させた。しかし、これによりメキシコ国境付近に非合法移民が殺到するようになり、2023 年 10 月にテキサス州南部に位置する国境の壁の建設を再開することとなった。現地調査においても、グアナファト州のサラマンカで、高架下に集団で待機している移民を確認した。身元確認はできないが、現地駐在員の話によると、メキシコ人だけでなく、中南米の他国からメキシコ経由で渡米する移民の可能性もある。2024 年はメキシコだけでなく米国においても大統領選挙を控えており、トランプ元大統領も立候補していることから、移民政策が大きく転換する可能性があるため、今後の動向を注視する必要がある。

第24章 地域別の概要

1. メキシコの地域分類

地理的にはメキシコは北西部、北東部、中西部、中央部、南部に分けられる。最も人口が集中しているエリアは中央部で、メキシコシティと周辺6州を合わせた人口は総人口の約3分の1を占める4,155万人である。

図表 24-1 人口（2020年）と面積

地域	州名	面積		人口	
		(km ²)	構成比	(人)	構成比
北西部	バハ・カリフォルニア州	71,450.0	3.6%	3,769,020	3.0%
	バハ・カリフォルニア・スル州	73,909.4	3.8%	798,447	0.6%
	シナロア州	57,365.4	2.9%	3,026,943	2.4%
	ソノラ州	179,354.7	9.1%	2,944,840	2.3%
北東部	チワワ州	247,412.6	12.6%	3,741,869	3.0%
	コアウイラ州	151,594.8	7.7%	3,146,771	2.5%
	ドゥランゴ州	123,364.0	6.3%	1,832,650	1.5%
	ヌエボ・レオン州	64,156.2	3.3%	5,784,442	4.6%
	タマウリパス州	80,249.3	4.1%	3,527,735	2.8%
中西部	アグアスカリエンテス州	5,615.7	0.3%	1,425,607	1.1%
	コリマ州	5,626.9	0.3%	731,391	0.6%
	グアナファト州	30,606.7	1.6%	6,166,934	4.9%
	ハリスコ州	78,595.9	4.0%	8,348,151	6.6%
	ミチョアカン州	58,598.7	3.0%	4,748,846	3.8%
	ナヤリット州	27,856.5	1.4%	1,235,456	1.0%
	サン・ルイス・ポトシ州	61,138.0	3.1%	2,822,255	2.2%
	サカテカス州	75,275.3	3.8%	1,622,138	1.3%
中央部	メキシコシティ	1,494.3	0.1%	9,209,944	7.3%
	イダルゴ州	20,821.4	1.1%	3,082,841	2.4%
	メキシコ州	22,351.8	1.1%	16,992,418	13.5%
	モレロス州	4,878.9	0.2%	1,971,520	1.6%
	プエブラ州	34,309.6	1.7%	6,583,278	5.2%
	ケレタロ州	11,690.6	0.6%	2,368,467	1.9%
	トラスカラ州	3,996.6	0.2%	1,342,977	1.1%
南部	カンペチェ州	57,484.9	2.9%	928,363	0.7%
	チアパス州	73,311.0	3.7%	5,543,828	4.4%
	ゲレーロ州	63,595.9	3.2%	3,540,685	2.8%
	オアハカ州	93,757.6	4.8%	4,132,148	3.3%
	キンタナ・ロー州	44,705.2	2.3%	1,857,985	1.5%
	タバスコ州	24,730.9	1.3%	2,402,598	1.9%
	ベラクルス州	71,823.5	3.7%	8,062,579	6.4%
	ユカタン州	39,524.4	2.0%	2,320,898	1.8%
全国		1,960,647	100.0%	126,014,024	100%

(出所) INEGI より作成

2. 地域別の経済動向

(1) 地域別の1人あたりGDP

メキシコにおいてGDPが最も高い州はメキシコシティであり、メキシコ州、ヌエボ・レオン州が続く。1人あたりGDPを見ると、油田群を有するカンペチェ州が突出しており、次いでメキシコシティ、ヌエボ・レオン州が続いている。

図表 24-2 州別のGDP（2021年）と1人あたりGDP

地域	州名	GDP (100万ペソ)	人口 (人)	1人あたりGDP (ペソ)
北西部	バハ・カリフォルニア州	923,218	3,769,020	244,949
	バハ・カリフォルニア・スル州	212,813	798,447	266,533
	シナロア州	561,553	3,026,943	185,518
	ソノラ州	891,434	2,944,840	302,711
北東部	チワワ州	878,625	3,741,869	234,809
	コアウイラ州	901,801	3,146,771	286,580
	ドゥランゴ州	301,207	1,832,650	164,356
	ヌエボ・レオン州	2,016,768	5,784,442	348,654
	タマウリパス州	717,585	3,527,735	203,412
中西部	アグアスカリエンテス州	318,347	1,425,607	223,306
	コリマ州	145,781	731,391	199,320
	グアナファト州	1,029,274	6,166,934	166,902
	ハリスコ州	388,748	8,348,151	46,567
	ミチョアカン州	596,442	4,748,846	125,597
	ナヤリット州	173,938	1,235,456	140,788
	サン・ルイス・ポトシ州	562,564	2,822,255	199,331
	サカテカス州	234,552	1,622,138	144,594
中央部	メキシコシティ	3,701,686	9,209,944	401,923
	イダルゴ州	388,748	3,082,841	126,100
	メキシコ州	2,212,972	16,992,418	130,233
	モレロス州	258,640	1,971,520	131,188
	プエブラ州	759,807	6,583,278	115,415
	ケレタロ州	554,928	2,368,467	234,298
	トラスカラ州	136,257	1,342,977	101,459
南部	カンペチェ州	483,398	928,363	520,700
	チアパス州	379,227	5,543,828	68,405
	ゲレーロ州	330,937	3,540,685	93,467
	オアハカ州	394,292	4,132,148	95,421
	キンタナ・ロー州	353,445	1,857,985	190,230
	タバスコ州	592,959	2,402,598	246,799
	ベラクルス州	1,075,630	8,062,579	133,410
	ユカタン州	376,869	2,320,898	162,381
全国		22,854,445	126,014,024	181,364

(注) 1人あたりGDPは、GDP（2021年）を人口（2020年）で割って算出している。

(出所) INEGIより作成

(2) 地域別の GDP 構成比

GDP の産業別構成比を見ると、メキシコシティでは第三次産業の割合が特に高く 89.4%となっている。また、カンペチェ州は第二次産業の割合が 76.0%とほかの州に比べて突出している。なお、第一次産業の割合が比較的高い州は、ミチョアカン州（16.0%）とシナロア州（14.0%）である。

図表 24-3 州別の GDP（2021 年）と産業別割合

地域	州名	GDP (100 万ペソ)	第一次産業 (%)	第二次産業 (%)	第三次産業 (%)
北西部	バハ・カリフォルニア州	923,218	2.4%	45.2%	52.4%
	バハ・カリフォルニア・スル州	212,813	4.3%	27.1%	68.6%
	シナロア州	561,553	14.0%	21.2%	64.8%
	ソノラ州	891,434	6.8%	50.1%	43.1%
北東部	チワワ州	878,625	7.4%	44.5%	48.1%
	コアウイラ州	901,801	2.4%	55.3%	42.3%
	ドゥランゴ州	301,207	10.3%	32.9%	56.8%
	ヌエボ・レオン州	2,016,768	0.5%	41.7%	57.7%
	タマウリバス州	717,585	3.2%	39.4%	57.4%
中西部	アグアスカリエンテス州	318,347	4.8%	45.0%	50.2%
	コリマ州	145,781	6.3%	24.3%	69.4%
	グアナファト州	1,029,274	5.3%	39.1%	55.6%
	ハリスコ州	1,759,742	7.5%	30.4%	62.0%
	ミチョアカン州	596,442	16.0%	16.7%	67.3%
	ナヤリット州	173,938	10.4%	21.5%	68.1%
	サン・ルイス・ポトシ州	562,564	5.1%	44.2%	50.7%
	サカテカス州	234,552	10.4%	37.5%	52.2%
中央部	メキシコシティ	3,701,686	0.0%	10.5%	89.4%
	イダルゴ州	388,748	3.4%	35.9%	60.7%
	メキシコ州	2,212,972	1.5%	25.8%	72.7%
	モレロス州	258,640	3.9%	32.7%	63.3%
	プエブラ州	759,807	4.4%	35.7%	59.9%
	ケレタロ州	554,928	2.7%	42.4%	54.9%
	トラスカラ州	136,257	3.1%	36.3%	60.6%
	南部	カンペチェ州	483,398	2.2%	76.0%
チアパス州		379,227	7.7%	18.7%	73.6%
ゲレーロ州		330,937	6.2%	21.5%	72.2%
オアハカ州		394,292	7.5%	32.1%	60.4%
キンタナ・ロー州		353,445	1.2%	13.1%	85.7%
タバスコ州		592,959	2.1%	57.8%	40.2%
ベラクルス州		1,075,630	6.5%	31.0%	62.5%
ユカタン州		376,869	4.5%	29.4%	66.1%
全国	22,854,445	3.9%	33.1%	63.1%	

(出所) INEGI より作成

3. 近年の地域別投資動向

外国直接投資額を見ると、メキシコシティが10,923百万ドルで最も多く全体の31%を占めており、次いでヌエボ・レオン州が4,397百万ドルで12.5%を占めている。地域別に見ると、中央部が42.7%と最も多く、南部が4.5%と最も少ない。

図表 24-4 州別の外国直接投資額 (FDI) (2022年)

地域	州名	外国直接投資額(100万ドル)	構成比 (%)	地域別	構成比 (%)
北西部	バハ・カリフォルニア州	1,877.3	5.3%	3,871.20	11.0%
	バハ・カリフォルニア・スル州	668.1	1.9%		
	シナロア州	866.9	2.5%		
	ソノラ州	458.9	1.3%		
北東部	チワワ州	1,875.9	5.3%	8,613.60	24.4%
	コアウイラ州	792.4	2.2%		
	ドゥランゴ州	565.5	1.6%		
	ヌエボ・レオン州	4,397.3	12.5%		
	タマウリパス州	982.5	2.8%		
中西部	アグアスカリエンテス州	594.9	1.7%	6,152.60	17.4%
	コリマ州	96.9	0.3%		
	グアナファト州	1,564.5	4.4%		
	ハリスコ州	2,894.9	8.2%		
	ミチョアカン州	165.7	0.5%		
	ナヤリット州	452.0	1.3%		
	サン・ルイス・ポトシ州	376.4	1.1%		
	サカテカス州	7.3	0.0%		
中央部	メキシコシティ	10,923.3	31.0%	15,056.30	42.7%
	イダルゴ州	410.5	1.2%		
	メキシコ州	1,805.9	5.1%		
	モレロス州	89.8	0.3%		
	プエブラ州	798.1	2.3%		
	ケレタロ州	753.2	2.1%		
	トラスカラ州	275.5	0.8%		
	カンペチェ州	40.4	0.1%		
南部	チアパス州	186.8	0.5%	1,597.90	4.5%
	ゲレーロ州	245.5	0.7%		
	オアハカ州	151.1	0.4%		
	キンタナ・ロー州	416.2	1.2%		
	タバスコ州	21.9	0.1%		
	ベラクルス州	0.1	0.0%		
	ユカタン州	535.9	1.5%		
	全国	35,291.60	100%		

(出所) メキシコ政府公表資料より作成

メキシコに進出済みの日系企業を業種別に見ると、製造業が最も多く 687 社と全体の約 54%を占めている。次いで、卸売業・小売業が 267 社 (21.0%)、運輸業・郵便業が 94 社 (7.4%) と続いている。

図表 24-5 地域別に見た日系進出企業の業種別内訳 (社)

業種	在メキシコ大使館	在レオン総領事館	全地域
農業、林業	1	0	1
漁業	1	0	1
鉱業、採石業、砂利採集業	4	0	4
建設業	3	15	18
製造業	276	411	687
電気・ガス・熱供給・水道業	23	1	24
情報通信業	2	4	6
運輸業、郵便業	38	56	94
卸売業、小売業	159	108	267
金融業、保険業	16	7	23
不動産業、物品賃貸業	1	4	5
学術研究、専門・技術サービス業	14	5	19
宿泊業、飲食サービス業	27	6	33
生活関連サービス業、娯楽業	2	1	3
教育事業、学習支援業	3	0	3
医療、福祉	4	3	7
サービス業 (ほかに分類されないもの)	36	29	65
分類不能の産業	2	2	4
区分不明	0	8	8
全業種	612	660	1,272

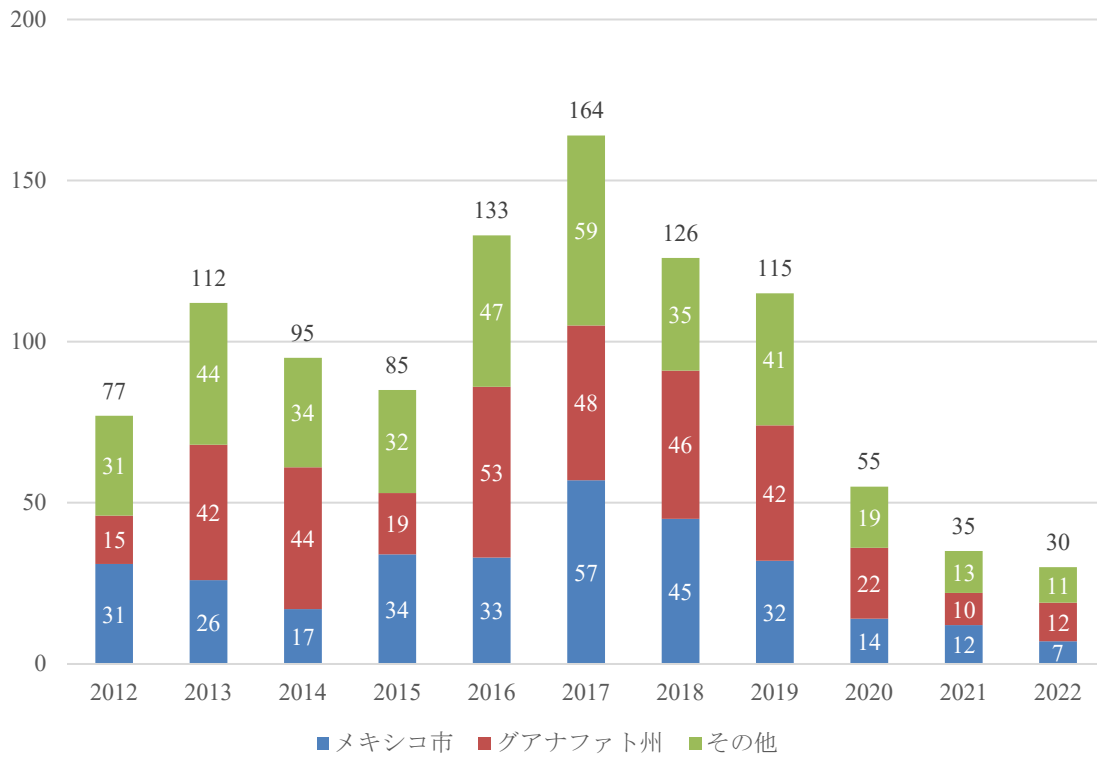
(出所) 外務省海外在留邦人数調査統計 (2022 年) より作成

4. 地域別の治安

日本では、「メキシコ＝危険」というイメージが定着している。地域によって差はあるものの、非常に危険な地域も存在するため、十分な注意が必要である。多くの邦人が居住するメキシコシティやグアナファト州でも犯罪件数は多い。

2019 年における在メキシコ日本国大使館及び在レオン日本国総領事館に届けられた邦人の犯罪被害件数は 115 件であったが、2020 年以降は新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあって一時的に減少しており、2022 年は 30 件となっている。外務省の危険情報 (2023 年 12 月時点) によれば、一部の地域において「渡航中止勧告」もしくは「不要不急の渡航中止」とされていることから、引き続き現地においては十分な注意が必要である。

図表 24-6 在メキシコ日本国大使館及び在レオン日本国総領事館に届けられた邦人の犯罪被害件数の推移（件）



（出所）在メキシコ日本国大使館資料より作成

5. 工業団地の分布

図表 24-7 主要工業団地の分布



(出所) メキシコ工業団地協会 (AMPIP) より作成

第25章 地域編①：メキシコシティ

1. 地域概要

(1) 概要

①メキシコシティ概要

メキシコシティは、メキシコの中心部に位置するメキシコの首都であり、13世紀にアステカ人が築いた水上都市、アステカ王国の首都であった地域である。人口は約 921 万人でメキシコ全体の 7.3%を占めており、メキシコ最大の都市である。

標高は 2,250m と高く、周囲を山に囲まれた盆地に位置している。隣接州はモレロス州、メキシコ州である。政治、行政、司法の機能が集中しているほか、経済・金融の中心地でもある。外国直接投資額は 10,923 百万ドルであり、国全体の約 23%を占めている。

図表 25-1 メキシコシティの概況

基本事項	面積	1,494km ²
	人口	9,209 千人
経済概況	GDP	3,701,686 百万ペソ
	第一次産業が占める割合	0.0%
	第二次産業が占める割合	10.5%
	第三次産業が占める割合	89.4%
	外国直接投資額 (FDI)	10,923 百万ドル

(出所) INEGI より作成 (人口は 2020 年、GDP は 2021 年、FDI は 2022 年の数値)

②工業団地・日系企業進出動向

多くの外国企業はメキシコ最大の都市メキシコシティに拠点を設置しており、進出企業の業種は多岐にわたる。

メキシコシティの近郊都市も含めた都市圏には 2,000 万人以上が居住しているとされ、国内最大の消費市場となっているため、小売業やサービス業関連の外国企業はまずメキシコシティに進出することが多いようである。

図表 25-2 メキシコシティの位置



(2) 進出日系企業から見た事業・生活環境やコスト

①インフラ・物流

【地下鉄・バス】

市内には 1969 年にフランスの援助を受けて開通した地下鉄 12 路線が運行しており、運賃は政府の補助で賄われているため、全区間均一の 5 ペソと極めて安価である。

そのほかに、路線バス、地下鉄とバスの中間のような連結バスのメトロバス、市営バスのコビルサ、トロリーバスがある。

路線バスは、タクシーよりも運賃が安く、多くの庶民に利用されているが、路線は決まっているものの決まった停留所はなく、手を挙げて乗車し、降りるときはブザーを押して好きな場所で降車するスタイルである。

メトロバス（バス専用レーンを走る路線バス）は 7 路線が運行されており、市民の移動手段として利用されている。バス専用レーンを走り、停留所で乗り降りするため旅行者にも分かりやすく、セキュリティ面でも比較的安心して利用できる。運賃は 6 ペソで、切符はなく専用販売機で IC カードにデポジットする方法のみである。

また、コビルサは 2009 年に運行開始した。市内の目抜き通りを走り、停留所で乗り降りする方式の市営バスである。その他トロリーバスもあり、こちらも停留所で乗り降りするタイプである。

ひとくちメモ 23：渋滞に注意

メキシコでは、公共交通機関での移動が安全とは言えない面もあり、多くの駐在員は自動車で移動している。自動車移動で注意が必要なのは朝夕を中心とした激しい渋滞だ。日本であれば、朝は首都圏に向かう道路、夕方は郊外に向かう道路が混雑するが、メキシコシティの場合、都市部を通り抜けて郊外から郊外へ移動する人も多いため、双方向の道路が混雑する。メキシコシティ内のウォルマートまで、車で 20 分のところを、1 時間以上かかることもある。また、中心部の旧市街は道が狭く、路面店舗や路上駐車によりさらに狭くなり、事故や一時的な交通規制で立ち往生し、1 時間以上ほぼ動かないこともある。さらに、街を行く自動車はスピードも速く、強引な割り込みも頻繁に発生する。渋滞を見越して早めに出発したとしても、場合によっては想定していた渋滞が起きず、アポイントメントの時間よりかなり早く目的地に到着してしまうこともある。メキシコは非常にタイムコントロールが難しい国であり、滞在者は時間に余裕を持った予定を立てることが必須であると言える。

他方で、日系企業が多く集積するメキシコ中部や北部では、近隣住民や麻薬カルテルによる渋滞を狙った強盗被害も発生しているため、タイムコントロールだけでなく、治安面についても留意する必要がある。移動中でも貴重品を車内の見える場所に出さないように注意が必要である。

【写真説明】ケレタロ州の渋滞の様子

**【港湾・空港】**

メキシコシティ内の空港は、メキシコシティ中心部から約 8km に位置するメキシコシティ国際空港のみであるが、隣接するメキシコ州では 2022 年 3 月に新空港「フェリペ・アンヘルズ国際空港」が開業している。日本とメキシコシティの間では、成田空港からの直行便が運航しており、片道約 12～14 時間のフライトである。

太平洋側の主要港であるマンサニージョ港とラサロ・カルデナス港、大西洋側の主要港であるベラクルス港とアルタミラ港は、鉄道や航路、高速道路で繋がっている。

【電力】

電力は安定してきているものの、メキシコシティでも停電が発生することがある。

②労働事情

【人材】

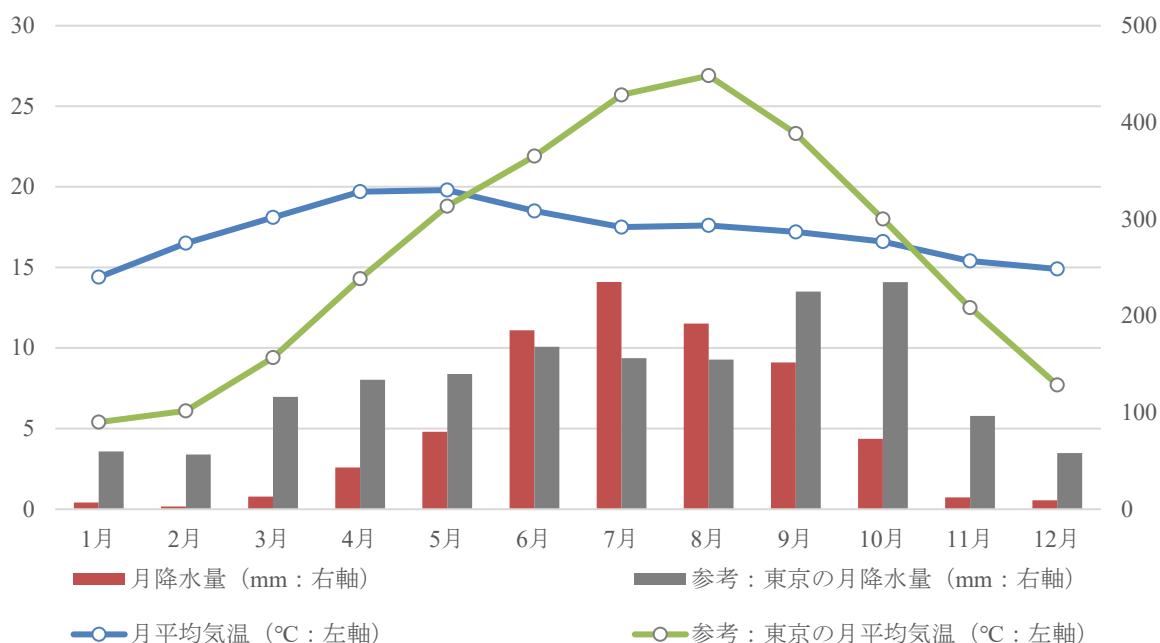
メキシコシティには、1551年に設立したラテンアメリカ最大規模の国立大学のメキシコ国立自治大学（Universidad Nacional Autónoma de México）をはじめ、国立大学である Instituto Politécnico Nacional、Universidad Autónoma Metropolitana 等、メキシコ有数の公立・私立大学が数多く集まっており、有能な人材を多数輩出している。

③生活環境

【気候】

1年中温暖な気候に恵まれているが、標高 2,000m 以上の高地のため寒暖の差が大きい。1年は、5月から10月の雨季と11月から4月の乾季に分けることができる。

図表 25-3 メキシコシティの雨温図



(出所) 気象庁より作成

【教育】

メキシコシティには、1977年に設立され、日本政府と当地の運営委員会により運営される日本人学校「日本メキシコ学院（リセオ）」がある。

日本メキシコ学院には、幼稚部（メキシココース運営）があり、日本人とメキシコ人が通園している。また、小学部と中学部があり、日本の教育課程に準拠した日本人子女を対象とする日本コースと、メキシコの教育課程に準拠したメキシコ人子女を対象とするメキシココースを併設する国際学校である。同校は、スクールバスでの送迎サービスを提供している。

図表 25-4 日本メキシコ学院 日本コースの概況

ホームページ	http://www.lmjapones.edu.mx/
住所	Camino a Santa Teresa 1500, Col. Jardines del Pedregal, CP 01900, Ciudad de México
電話	日本コース（小・中学部）+52-55-5568-5958 幼稚部日本クラス +52-55-5568-7111

【出所】在メキシコ日本国大使館及び日本メキシコ学院ホームページより作成

【医療】

市内には診察時間に制限があるものの日本語が通じる病院や歯科医院が複数存在する。米国と比しても遜色のない高い医療水準の総合病院が複数あり、専門性の高い医療機関での治療が可能である。メキシコシティには、英語や日本語対応可能な病院も存在している¹⁵。

【治安】

2023年のメキシコシティにおける在メキシコ日本国大使館に届けられた邦人の犯罪被害件数は12件あり、そのうち、すり3件、強盗3件（タクシー乗車中の強盗1件、路上強盗1件、ほか1件）、クレジットカードの不正利用が3件であった。¹⁶

【住居】

メキシコシティの日本人の多くは、高級住宅街であるボランコとヌエボ・ボランコに居住している。ボランコは、基本的に少ない世帯向けのアパートが多く、公園や美味しいレストランへのアクセスが便利な地区であり、ヌエボ・ボランコは、スーパーやレストラン等と直結している点が魅力である。

【日本食】

ボランコ、ヌエボ・ボランコ等の日本人の多いエリアには居酒屋、ラーメン屋、すし屋、会席料理等の日本食レストランに加えて、日本食品専門店も複数あり、調味料、インスタント食品、調理器具だけでなく、新鮮な野菜や魚等の入手も可能である。

¹⁵ https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/cs_ame/mexico.html

¹⁶ https://www.mx.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/seguridad_anzen.html

ひとくちメモ 24：日本食レストラン

現地ヒアリングによると、日本食レストランはメキシコ国内で約1,200店舗展開しており、日本料理に対する人気が高いそうである。シェフが日本人である場合とそうでない場合、日本と同じ味付けである場合とそうでない場合があり、私たちが知っている「日本食」とは異なるものを提供されることもしばしばあるが、近年は本格的な日本食レストランが相次いで開店している。このような日本食レストランは、在墨邦人のみならず日本または米国からの日本人出張者、そしてメキシコ人にも好評を得ている。他方で、伝統的な日本食だけでなく、ロール寿司等をメニューの一つとして取り入れるレストランも増えており、スーパーでも「SUSHI」コーナーができてきているようである。

肥満大国として有名なメキシコではあるが、健康志向の高まりを受けてメキシコ人富裕層の顧客も増加しており、客の大半がメキシコ人という場合も多く見られる。日本人駐在者が堅調に増加しているメキシコであるが、日本食レストランを成功させるにはメキシコ人の顧客をつかむことも非常に重要な要素の一つである。メキシコ人富裕層をターゲットとしている日本食レストランのインタビューでは、富裕層はメニューのアレンジを要求することがあるため、そのような要望に応えリピーターを増やすためには、チェーン店のように出店規模を大きくすることは難しいとのことである。

現地ヒアリングでは、メキシコにおける生活環境について特に不便を感じない理由の一つに、メキシコ国内は日本食が充実しているということが多く挙げられた。当然ながら食事の価格は多少張るものの、日系企業が集積しているメキシコシティから離れた地域においても、日本食に手が届きやすいことは魅力的である。

【写真説明】ケレタロ州の日本食レストランにて



【金融】

日系金融機関の出張所があるほか、日系金融機関の現地法人も存在する。

2. 主要工業団地

メキシコシティの主要工業団地には FINSA Iztapalapa があるが、規模は小さい。メキシコシティには販売会社を置き、生産は他州で行うことが多いため、生産拠点を置く企業は少ない。メキシコシティに隣接するメキシコ州には多数の工業団地があり、日系企業も進出している。

図表 25-5 メキシコシティの主要工業団地一覧

No.	工業団地名	所在地
1	FINSA Iztapalapa	Av. Michoacán No. 20 Col. Renovación, Delegación Iztapalapa 09209 Ciudad de México México

(出所) Mexican Association of Industrial Parks より作成

第26章 地域編②：グアナファト州

1. 地域概要

(1) 概要

①グアナファトの概要

グアナファト州はメキシコシティの北西部に位置し、北部はサン・ルイス・ポトシ州、東部はケレタロ州、南部はミチョアカン州、西部はハリスコ州に隣接している。州都は18世紀に銀の生産で富を築いたグアナファト市である。同州最大の都市はレオン市であり、国際空港や日本国総領事館等がある。

グアナファト州の面積は30,606km²で国土の約1.6%である。人口は約617万人で、メキシコ全体の約4.9%を占めている。GDPは1,029,274百万ペソであり、州別GDPは全国5位である。また、グアナファト州への外国直接投資額は1,564百万ドルである。

図表 26-1 グアナファト州の概況

基本事項	面積	30,606 km ²
	人口	6,166 千人
経済概況	GDP	1,029,274 百万ペソ
	第一次産業が占める割合	5.3%
	第二次産業が占める割合	39.1%
	第三次産業が占める割合	55.6%
	外国直接投資額 (FDI)	1,564 百万ドル

(出所) INEGI より作成 (人口は2020年、GDPは2021年、FDIは2022年の数値)

②工業団地・日系企業進出動向

古くは農業と畜産が盛んな地域として知られていたが、General Motors がシラオ市に生産拠点を設置したことを契機に工業化が進み、近年の主要産業は自動車産業となっている。ホンダとマツダの進出に伴い日系企業の進出も急増し、2016年にはレオン市に日本国総領事館が開設されている。

なお、グアナファト州は、メキシコ高原の盆地地域に位置し、当該地域一帯はバヒオ (Bajio) 地区とも呼ばれ、近年日系企業が最も進出している地域となっている。

図表 26-2 グアナファト州の位置

**ひとくちメモ 25：メキシコ最大級の工業団地 Puerto Interior**

自動車産業の集積が進むグアナファト州の空の玄関口であるデル・バヒオ国際空港（レオン空港）のすぐ横に、メキシコ最大級の工業団地 Puerto Interior がある。工業団地内にはカナダ・アメリカ・港湾まで続く鉄道のターミナル、税関等があるとともに、ほかの自動車産業集積地エリア（アグアスカリエンテス、イラプアト、サラマンカ、セラヤ等）へのアクセスも良い。また、団地内には大学、病院、銀行があり、ホテル、商業施設やレストラン等の開発も行われている。この Puerto Interior には、100社を超える企業があり、そのうち日系企業は50社を超えている。Puerto Interior にいるとまるで日本の工業団地にいるかのように、日系企業の強い存在感を感じることができる。

(2) 進出日系企業から見た事業・生活環境やコスト

①インフラ・物流

【道路】

他州にはない特徴としては、州都グアナファト市のほかに、レオン市やシラオ市、イラプアト市、サラマンカ市、セラヤ市等の大規模都市が複数存在することであり、主要都市間は幹線道路で結ばれている。

【空港・鉄道】

州内の主要空港は、シラオ市のデル・バヒオ国際空港であり、レオン市中心部から約 15km 南東、イラプアト市近郊から約 40km 北東に位置する。隣接しているケレタロ州とミチョアカン州から空港へのアクセスも容易である。

鉄道は Ferromex（フェロメックス）、KCSM（カンザス・シティ・サザン・ド・メキシコ）の 2 つの鉄道を利用することができる。太平洋側の主要港であるマンサニージョ港、大西洋側の主要港であるベラクルス港とアルタミラ港は、航路や鉄道、高速道路でつながっている。

②労働事情

【人材】

グアナファト州は全国で 6 番目に人口の多い州であり、複数の都市圏が存在するために労働力を確保しやすい環境にあるが、近年自動車関連企業の進出が急増したことにより、以前に比べると労働者の確保が難しくなっている。

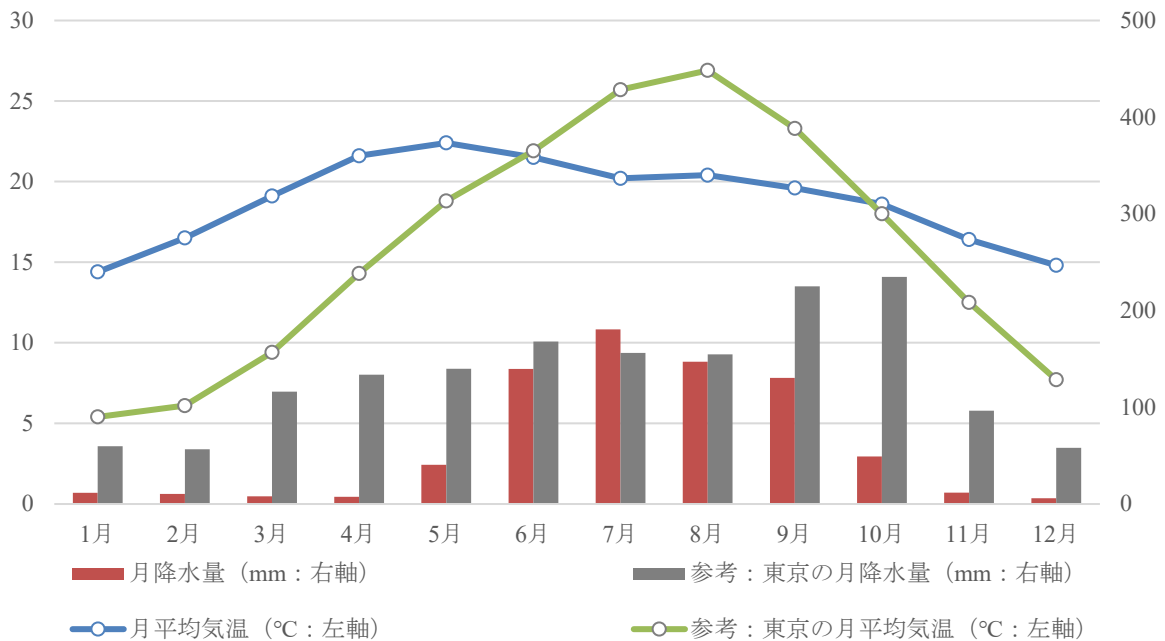
グアナファト州には、グアナファト市にある州立大学 Universidad de Guanajuato、レオン市にある Universidad de la Salle Bajío A.C.、Universidad Tecnológica de León 等の複数の都市圏に公立・私立大学があり、各都市圏において高等教育を受けた有能な人材を輩出している。

③生活環境

【気候】

最大都市のレオン市は標高約 2,000m の高地にある。6 月から 9 月は雨季であり、激しいスコールが降ることがある。1 月から 4 月と 10 月から 12 月は乾季であり、朝晩は冷え込む。4 月から 6 月が比較的気温が高い。

図表 26-3 グアナファト（グアナファト州）の雨温図



(出所) 気象庁より作成

【教育】

グアナファト州には、当地の日系企業及び日本人が運営する週末補習校「グアナファト補習授業校」があるほか、2019年4月にはイラプアト市に新たにグアナファト日本人学校（私立学校）が開校された。なお、補習授業校は、グアナファト州内の現地校に通う日本人の子女に対して、日本の教育課程に合わせた日本語による教育を施している。

図表 26-4 グアナファト補習授業校の概況

ホームページ	https://guajapanschool.jimdo.com/
所在地	グアナファト州 レオン市
電話	+52-1-473-119-0915

(出所) グアナファト補習授業校ホームページより

図表 26-5 グアナファト日本人学校の概況

ホームページ	https://gtojschool.jimdofree.com/
所在地	グアナファト州 イラプアト市
電話	+52-462-387-1556

(出所) グアナファト日本人学校ホームページより

ひとくちメモ 26 : グアナファト補習授業校

グアナファト補習授業校では、国語、算数・数学を中心に授業が行われている。学校はイラプアトの現地校の施設を利用し、生徒たちは、主に東はケレタロ・セラヤ、北はレオンに至る半径 100km 圏内からも通学している。春は卒業式・入学式、秋には親子参加の運動会、正月は書き初め、毎回の朝の会・終わりの会等、生徒たちには、日本の学校文化の学び舎となっている。

【医療】

日系企業の進出に伴い、日本人向けの生活インフラは徐々に開発されてきており、レオン市やグアナファト市等では英語対応可能な医師もいる¹⁷。

【治安】

在メキシコ日本国大使館が公表している 2019 年邦人犯罪被害状況によると、地域別件数ではグアナファト州は 42 件と最も多いことから、窃盗や強盗等に十分な注意が必要である。

ひとくちメモ 27 : メキシコの治安

邦人被害件数は近年増加しており、強盗や車上荒らし等の窃盗被害を受けている。邦人被害は日中、日没後関係なく発生していることから、常に警戒しておく必要がある。外から見える場所に荷物を置かない、運転中はネクタイ、ジャケットを着用しない、深夜の移動は避ける等の防犯対策を講じるべきであろう。地域によっては、大型モールの駐車場に監視塔が設置されている場合があるため、買い物をする際は監視塔の近くに駐車すると良い。また、自動車の運転中に被害を遭うこともある。高速道路でまきびしを撒かれてタイヤがパンクすることや、跨道橋から卵を落とされて前が見えなくなり強盗に遭う等、頻繁ではないがそのような被害の例もあるため、運転時は注意が必要である。

現地ヒアリングでは、上記のような最低限の対策を講じていれば、基本的に生活は問題ないとの回答が多かった。在メキシコ日本国大使館の情報によれば、2022 年の邦人被害状況を発生地域別で見ると、メキシコ市が 7 件（前年比 5 件減）、グアナファト州が 12 件（前年比 2 件増）で、両地域における被害が全体の 6 割以上を占めている。

【写真説明】ショッピングモールの駐車場の監視塔



¹⁷ https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/cs_ame/mexico.html

【住居】

日本人の多くは州内最大都市のレオン市またはイラプアト市近郊に居住している。レオン市の居住地は、北部エリアと南部エリアに大別され、北部は日本人子女も通う英語とスペイン語のバイリンガルスクールがあり、セキュリティがしっかりしたアパート物件、ゲートコミュニティーの一戸建てが多い。南部はシラオに勤務する日本人が多く住む近年開発が進んだエリアであるが、アパート物件は少なく、ゲートコミュニティーの一戸建ての場合が多い。

【日本食】

グアナファト市、レオン市、シラオ市、イラプアト市等の主要都市には日本食レストランが存在し、お寿司や定食メニュー等を提供している。日本人が多く居住するレオン市及びイラプアト市には、日本食の調味料、インスタント食品及び調理器具等が揃う日本食材店もある。

ひとくちメモ 28：レオンの生活環境

レオンは、グアナファト州最大の都市である。ひと昔前は、日系企業はレオン近郊に数社しかなく、レオンで日本人を見かけることはほとんどなかった。しかし、2010年以降日系自動車関連企業のバヒオ地域への進出に伴い、レオン市内には家族連れを含めて日本人在住者数が急増しており、2016年には在レオン日本国総領事館が開設された。

日本人在住者の住まいは主にレオンの北部エリアと南部エリアに分かれている。北部エリアは学校が多いことから家族連れが多く、また、ゴルフ場も多いためゴルフ愛好者には恵まれた環境である。南部エリアは、新興住宅地（NATURA Residencial 等）があり、シラオ方面の工業団地へのアクセスが良いことから、比較的単身駐在者が多い。

レオンには以前からメキシコ人に愛されている日本食レストランがあり、日本食材店や日本の 100 円ショップ商品を取り扱った店舗もあり、日本人の生活も便利になってきている。

また、レオンから車でグアナファト市まで世界遺産（古都グアナファトとその銀鉱群）を見に行くことも可能であり、メキシコの歴史や文化を十分に満喫できる環境にある。

一方で、現地ヒアリングでは、レオンでは麻薬カルテル関連で毎日何かしらの事件が発生しているため、夜は出歩かない方が良いだろう。

【写真説明】グアナファト市ピピラの丘からの風景

2. 主要工業団地

主要工業都市はセラヤ市、サラマンカ市、イラプアト市、シラオ市、レオン市である。マツダはサラマンカ市、ホンダはセラヤ市、General Motors はシラオ市に拠点を置いている。

図表 26-6 グアナファト州の主要工業団地一覧

No.	工業団地名	所在地
1	Business Park Celaya	Calle Sur 2, S/N Celaya, Guanajuato, C.P. 38010
2	Colinas de Apaseo Industrial Park	APASEO EL GRANDE, Guanajuato
3	Colinas de Leon Industrial Park	LEÓN, Guanajuato
4	Colinas del Rincon Industrial Park	SAN FRANCISCO DEL RINCÓN, Guanajuato
5	Las Colinas Industrial & Business Park	SILAO, Guanajuato
6	Advance Apaseo Industrial Park	Carretera Federal 45 Libre, Km 45+937, Apaseo El Grande, Guanajuato.
7	Advance Puerto Interior Industrial Park	Mina de Calderones 200, Santa Fe III, Puerto Interior, C.P. 36275, Silao, Guanajuato
8	Amistad Bajío Industrial Park	Autopista de cuota N° 45 D, Querétaro - Irapuato, Km 35+500 C.P. 38160. Apaseo el Grande, Guanajuato.
9	Amistad Celaya Sur Industrial Park	Parque Industrial Amistad Celaya Sur Carr. Federal Celaya-Salvatierra No. 51 Km. 114+900 Celaya, Gto.
10	Amistad Chuy Maria Guanajuato Industrial Park	Autopista Federal 45 libre Celaya - Apaseo el Alto Km 35+277 C.P. 38194. San José Azul, Apaseo el Grande, Guanajuato
11	Marabis Abasolo Industrial Park	Carretera Fed. 90. Tramo Abasolo-Pénjamo Km. 36+125 Parque Industrial Marabis Abasolo. Abasolo, Gto., México. C.P. 36970
12	Marabis Castro del Rio Industrial Park	Carretera Federal 45, Tramo Irapuato-Silao Km. 125 + 250 Paque industrial Castro del Río Irapuato, Guanajuato
13	Marabis Comonfort Industrial Park	Carretera Federal 51 tramo Celaya - San Miguel de Allende km 8+800. Parque Industrial Marabis Comonfort, Comonfort, Guanajuato.
14	Opción Industrial Park	Avenida Ingeniero Antonio Gutiérrez Cortina 10 Parque Industrial Opción
15	PILBA	Carretera a Santa Ana del Conde Km. 4

(出所) Mexican Association of Industrial Parks より作成



現地工業団地の様子

第27章 地域編③：アグアスカリエンテス州

1. 地域概要

(1) 概要

①アグアスカリエンテス州の経済的地位

アグアスカリエンテス州はメキシコの中西部に位置し、サカテカス州とハリスコ州に囲まれている。アグアスカリエンテスという地名は、スペイン語で「温かい水」を意味し、その名のとおり温泉が出る地域も存在している。

面積は 5,615km² と全国で 4 番目に小さく、人口も約 143 万人と全国で 6 番目に少ない州となっている。近年、日本からの現地生産自動車産業の工場進出に伴い、日本人の数が増加している。GDP は 318,347 百万ペソであり、アグアスカリエンテス州への外国直接投資額は 594 百万ドルである。

図表 27-1 アグアスカリエンテス州の概況

基本事項	面積	5,615 km ²
	人口	1,425 千人
経済概況	GDP	318,347 百万ペソ
	第一次産業が占める割合	4.8%
	第二次産業が占める割合	45.0%
	第三次産業が占める割合	50.2%
	外国直接投資額 (FDI)	594 百万ドル

(出所) INEGI より作成 (人口は 2020 年、GDP は 2021 年、FDI は 2022 年の数値)

②工業団地・日系企業進出動向

アグアスカリエンテス州では、年国内生産・販売シェア第 1 位 (2022 年) を誇る日産自動車 が 1983 年から操業している。2013 年には 20 億ドルの投資により、第 3 工場が稼動を開始した。これに合わせ、自動車部品メーカーの進出が相次ぎ、アグアスカリエンテス州の日系企業は 100 社以上まで増加した。日産自動車が古くから進出していることから、進出している日系企業は自動車部品製造企業が多い。

なお、アグアスカリエンテス州は、メキシコ高原の盆地地域に位置し、当該地域一帯はバヒオ (Bajío) 地区とも呼ばれ、近年日系企業が最も進出している地域となっている。

図表 27-2 アグアスカリエンテス州の位置



(2) 進出日系企業から見た事業・生活環境やコスト

①インフラ・物流

【道路】

連邦高速道路は、アグアスカリエンテス市の中心部、セントロと呼ばれる繁華街の周りを周回するとともに、南北・東西に走っている。また、セントロに向かって州間高速道路も通っている。

【空港・鉄道】

アグアスカリエンテス州には、市内中心部から約 17km 南に位置するアグアスカリエンテス国際空港がある。国内主要都市のほか、ロサンゼルスやヒューストン等の米国の主要都市への定期便が運航されている。

また、Ferromex（フェロメックス）、KCSM（カンザス・シティ・サザン・ド・メキシコ）の 2 つの鉄道を利用することができる。

②労働事情

【人材】

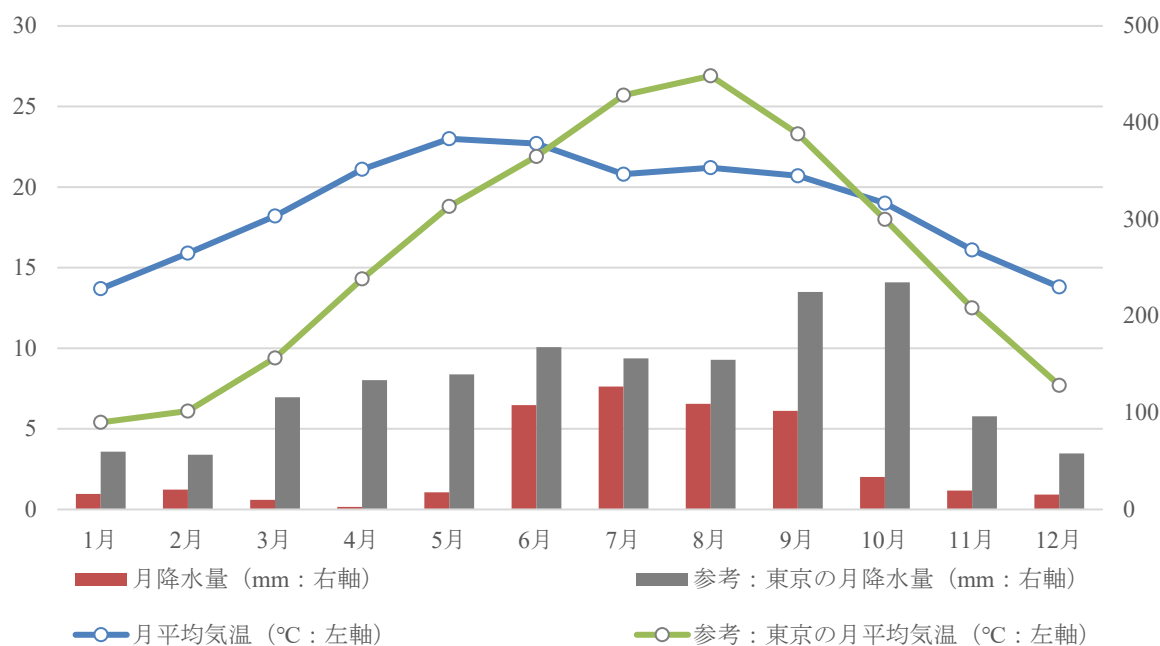
アグアスカリエンテス州には、州立大学の *Universidad Autónoma de Aguascalientes*、*Instituto Tecnológico de Aguascalientes* 等メキシコ有数の公立・私立大学があり、高等教育を受けた有能な人材の確保が可能である。

③生活環境

【気候】

1年を通して温暖で過ごしやすい気候である。雨季は6月から9月の夏の時期に集中しており、そのほかの季節は雨が少ない。

図表 27-3 アグアスカリエンテス（アグアスカリエンテス州）の雨温図



(出所) 気象庁より作成

【教育】

アグアスカリエンテス市には、アグアスカリエンテス日本人学校があり、日本の文部科学省にも認定されたカリキュラムを使用している。アグアスカリエンテス日本人学校には、小学部と中学部がある。

図表 27-4 アグアスカリエンテス日本人学校の概況

ホームページ	http://escuelajaponesa.net/
所在地	Avenida del Lago #161 Jaldines del Parque, Aguascalientes, AGS.C.P. 20276, MEXICO
電話	+52-449-913-3959

(出所) アグアスカリエンテス日本人学校 HP より

【医療】

アグアスカリエンテス州には、日本人の医師がいるクリニックが存在する¹⁸。

【住居】

日本人の多くは、スーパー、ショッピングモール、レストラン、教育機関等の周辺施設が充実している市内北部に居住している。北部の中でも特に日本人に人気が高い居住エリアは、ゴルフコースに隣接する高級住宅地のプルガスパンダスやサン・テルモである。空港付近への日系企業の進出に伴い、南部の居住エリアとしては、ランチョ・サンタ・モニカを中心に人気が出始めている。

【日本食】

市内には複数の日本食レストランが存在し、日本食の調味料、インスタント食品及び調理器具等が揃う日本食材店もある。

ひとくちメモ 29：アグアスカリエンテス州の生活環境

アグアスカリエンテス州は、日産自動車とその関係企業が古くから進出していることから、多くの日本人駐在者が生活している。そのため日本人向けのインフラも比較的整っており、日本人学校、日本語の通じる病院、数件の日本食レストランが存在し、日本人駐在員とその家族の生活の支えになっている。また、他州に比べて治安が良いことも日本人には重要なポイントである。州政府は、メキシコにおいて「治安の良さ」は外国企業を誘致するために非常に重要な要素であると考えているため、州警察と協力し、州境における車両検査や州内のパトロール強化等、治安改善に向けて取組を続けている。同州は気候も温暖で、大都市にも近い。日本と同じというわけにはいかないものの、インタビューでは夜でも出歩けると評する企業もあり、アグアスカリエンテスは快適な生活ができる都市のひとつと言える。

¹⁸ https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/cs_ame/mexico.html

2. 主要工業団地

図表 27-5 アグアスカリエンテス州の主要工業団地一覧

No	工業団地名	所在地
1	San Francisco IV Industrial Park	Carretera Fedral No. 45, Km. 18 San Francisco de los Romo, Aguascalientes
2	FINSA Aguascalientes	Aguascalientes - Mexico Km 114.5 Aguascalientes, Ags., Mexico
3	Douki Seisan Park	Carretera Panamericana Sur No. 112 , Aguascalientes, México, 20340
4	VestaPark Aguascalientes I	Carretera Panamericana Sur No. 112, Aguascalientes, 20340

(出所) Mexican Association of Industrial Parks より作成

第28章 地域編④：ケレタロ州

1. 地域概要

(1) 概要

①経済的地位

ケレタロ州は、メキシコシティの北西約 220km、メキシコのほぼ中央に位置する高原地区であり、その州都はケレタロ市である。ケレタロ州の面積は 11,690km² で国土の約 0.6%であり、人口は約 237 万人とメキシコ全体の約 1.9%を占めている。GDP は 554,928 百万ペソであり、また、ケレタロ州への外国直接投資額（FDI）は 753 百万ドルである。

図表 28-1 ケレタロ州の概況

基本事項	面積	11,690 km ²
	人口	2,368 千人
経済概況	GDP	554,928 百万ペソ
	第一次産業が占める割合	2.7%
	第二次産業が占める割合	42.4%
	第三次産業が占める割合	54.9%
	外国直接投資額（FDI）	753 百万ドル

（出所）INEGI より作成（人口は 2020 年、GDP は 2021 年、FDI は 2022 年の数値）

②工業団地・日系企業進出動向

ケレタロ州の主要産業は、自動車産業、航空宇宙産業である。自動車産業には、Irizar や Man Ferrostaal 等の組立工場に加え、自動車部品メーカーが集積している。

航空宇宙産業の分野では、カナダのボンバルディア (Bombardier) やフランスのサフラン (Safran) グループ等が進出しており、ケレタロ州に進出している航空機関連企業は近年増加している。メキシコ初の航空宇宙大学であるケレタロ国立航空大学 (UNAQ) は、2009 年に連邦政府と州政府が 50%ずつ出資して設立され、産官学が連携して航空機産業の育成を行っている。

なお、ケレタロ州は、メキシコ高原の盆地地域に位置し、当該地域一帯はバヒオ (Bajío) 地区とも呼ばれ、近年日系企業が最も進出している地域となっている。

図表 28-2 ケレタロ州の位置



(2) 進出日系企業から見た事業・生活環境やコスト

① インフラ・物流

【道路】

ケレタロ市中心部には、連邦道路と州間高速道路が通っており、ケレタロ国際空港とのアクセスがよい。

【空港・鉄道】

ケレタロ州の空港は、ケレタロ市中心部から北東約 20km に位置するケレタロ国際空港である。主な鉄道は、フェロメックス (Ferromex) と KCSM (カンザス・シティ・サザン・ド・メキシコ) が利用できる。

② 労働事情

【人材】

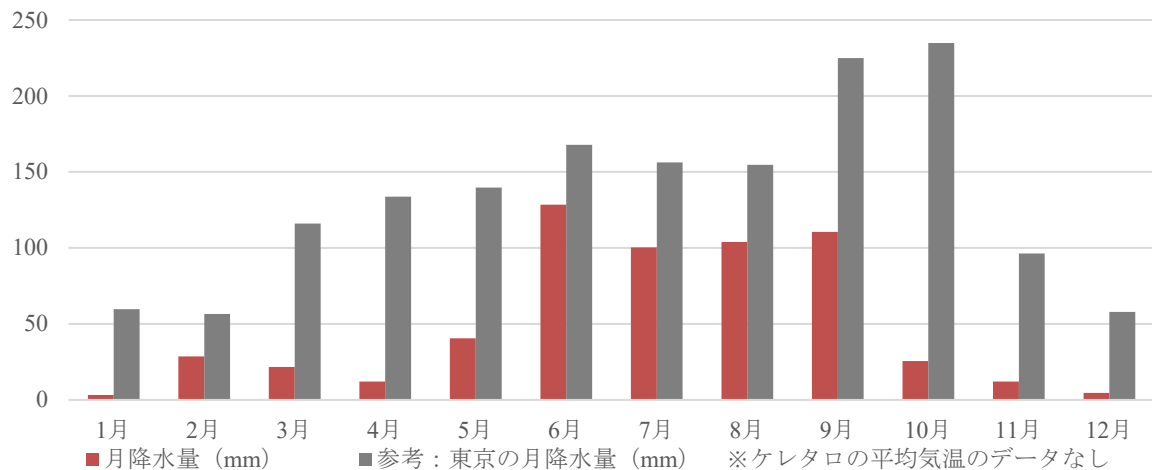
ケレタロ州には、州立大学の Universidad Autónoma de Querétaro、Instituto Tecnológico de Querétaro、Universidad Tecnológica de Querétaro 等のメキシコ有数の公立・私立大学があり、高等教育を受けた有能な人材の確保が可能である。

③生活環境

【気候】

1 年を通して穏やかな気候であるが、最も暑い 4 月から 6 月にかけて平均気温 30℃を超えることがある一方で、12 月から 2 月は平均気温が 10℃を下回る場合もある。降水量は、6 月から 9 月が比較的多い。

図表 28-3 ケレタロの降水量



【教育】

メキシコ初の航空宇宙大学であるケレタロ国立航空宇宙大学 (UNAQ) がある。州内には、ケレタロ補習授業校が 2019 年に開校している。

図表 28-4 ケレタロ補習授業校の概況

ホームページ	https://escuela-complementaria-japonesa-Querétaro.webnode.page/
所在地	Paseo del Mesón 77, Manzanares, 76100 Santiago de Querétaro, Qro.

(出所) ケレタロ補習授業校 HP より

【医療】

ケレタロ州には、日本人が利用可能な病院も複数存在している。

【住居】

日本人に人気が高い居住エリアは、市内北端の住宅街であるフリキージャ、西側の比較的古い住宅街であるフリカ、市の中心に位置するオフィス街のセントロ・スールである。フリキージャには、日本人子女も通うインターナショナル・スクール「インターナショナル・スクール・オブ・ケレタロ」があり、家族帯同の駐在員も多い。

【日本食】

市内には、居酒屋や寿司等の日本食レストランのほか、日本食の調味料、インスタント食品及び調理器具が揃う日本食材店もある。

2. 主要工業団地

当州における工業都市は、ケレタロ市、エル・マルケス市、サン・ファン・デル・リオ市の3都市である。昔から自動車部品工業州として発展しており、特に、サン・ファン・デル・リオ市及びケレタロ市に自動車部品工業が集中している。

ひとくちメモ 30：ケレタロの生活環境

ケレタロは、日系企業が多く集積し、家族帯同で居住する日本人駐在員も多い。日本食レストランやスーパーだけでなく、日系のホテルもあり、日本人が生活する上で充実した環境だと言える。

治安についても、ケレタロはメキシコ全土の中でも治安が良く、日本人が多く居住するエリア周辺では夜に出歩けると評されており、凶悪犯罪も少ない方だそうである。一方で、メキシコでは州間の移動の治安が悪く強盗被害に遭うケースがあるため、特にケレタロからセラヤまでの高速移動には留意する必要がある。

インフラについて、ケレタロでは工業団地や住宅エリア関係なく停電が発生している。停電が発生した場合、水のポンプも止まってしまうため、居住しているマンションによっては停水することもある。停電が多いメキシコでは、一般家庭の民家の屋根にタンクを配置していることが多く、日用品としてホームセンターでも販売されている。さらに雨季には落雷や雨により停電の回数も増えるため、自家発電設備の導入等の対策を講じる必要がある。

ケレタロには見どころのある観光地が多く、特に街のシンボルである水道橋は圧巻である。18世紀にケレタロ東部の泉から水源を確保するために建設され、全長は1,280mとケレタロの街を横断するほどの歴史的建造物である。また、世界遺産である歴史史跡地区は、17世紀～18世紀のスペイン統治時代の街並みが残されており、メキシコの先住民との共存の歴史を垣間見ることができる。

【写真説明】メキシコの民家の屋根に設置されているタンク



【写真説明】歴史史跡地区のクリスマスイルミネーションの様子



図表 28-5 ケレタロ州の主要工業団地一覧

No.	工業団地名	所在地
1	FINSA Querétaro	Avenida de los Arcos No. 1 FINSA Querétaro Industrial Park El Marqués, Querétaro
2	FINSA Querétaro II	Carretera Estatal 100 Km 5.4 Parque Industrial FINSA Querétaro II El Marqués, Querétaro
3	Querétaro Aerospace Park	Carretera Estatal, Querétaro-Tequisquiapan Km. 22 200 Colón Querétaro, Querétaro
4	Advance Querétaro Industrial Park	Carretera Estatal 200 Querétaro-Aeropuerto, km 19+500, El Marqués, Querétaro.
5	AeroTech Industrial Park	Carretera Estatal 200 Querétaro-Tequisquiapan Km. 24 + 120 , Int. 2 Galeras Colón, Querétaro
6	Vie Verte Business Center Querétaro	Calle Acceso II 25 Zona Industrial Benito Juarez Querétaro, Querétaro
7	Exeter Cantera Industrial Park	Carretera Federal No. 57, KM 183+800, Comunidad la Venta de Ajuchitlancito, Municipio de Pedro Escobedo, en el Estado de Querétaro, México, C.P. 76707
8	Puerta Querétaro	Carretera No.500 Chichimequillas Km 5+500 Del Rancho la Alameda. Municipio El Marqués, Qro.
9	PyME Industrial Park	Carretera Estatal 431 - Los Cues, km 5.8
10	Vesta Park Querétaro	Colón, Querétaro

(出所) Mexican Association of Industrial Parks より作成

第29章 地域編⑤：サン・ルイス・ポトシ州

1. 地域概要

(1) 概要

①経済的地位

サン・ルイス・ポトシ州は、メキシコの中央より北に位置しており、首都メキシコシティ、グアダハラ市、モンテレイ市等の主要都市からも近く、交通利便性に優れている。州都は、サン・ルイス・ポトシ市であり、近年、市郊外における日系企業を含む外国企業の進出による開発が目覚ましい。サン・ルイス・ポトシ州の面積は、61,138km²で国土の約3.1%である。人口は約282万人である。

図表 29-1 サン・ルイス・ポトシ州の概況

基本事項	面積	61,138 km ²
	人口	2,822 千人
経済概況	GDP	562,564 百万ペソ
	第一次産業が占める割合	5.1%
	第二次産業が占める割合	44.2%
	第三次産業が占める割合	50.7%
	外国直接投資額 (FDI)	376 百万ドル

(出所) INEGI より作成 (人口は2020年、GDPは2021年、FDIは2022年の数値)

②工業団地・日系企業進出動向

当州はマテワラ市を中心とした鉱山の町として発展してきたことから、ほかの州と比べて工業化が遅れているため、州政府は積極的に企業を誘致している。

サン・ルイス・ポトシ市はNAFTA 街道と呼ばれる国道57号線上に位置し、マンサニージョ港やラサロ・カルデナス港等の国内主要港へのアクセスも良いことから、産業・ロジスティクスの要所となっている。

図表 29-2 サン・ルイス・ポトシ州の位置



(2) 進出日系企業から見た事業・生活環境やコスト

①インフラ・物流

【道路】

サン・ルイス・ポトシ市の周りを囲むように州間高速道路が走っており、また連邦道路によりメキシコシティ及びケレタロ市ともつながっている。

【空港・鉄道】

州内の空港は、市内中心部から北東約 12km に位置するサン・ルイス・ポトシ国際空港である。鉄道は、KCSM（カンザス・シティ・サザン・ド・メキシコ）が利用できる。

②労働事情

【人材】

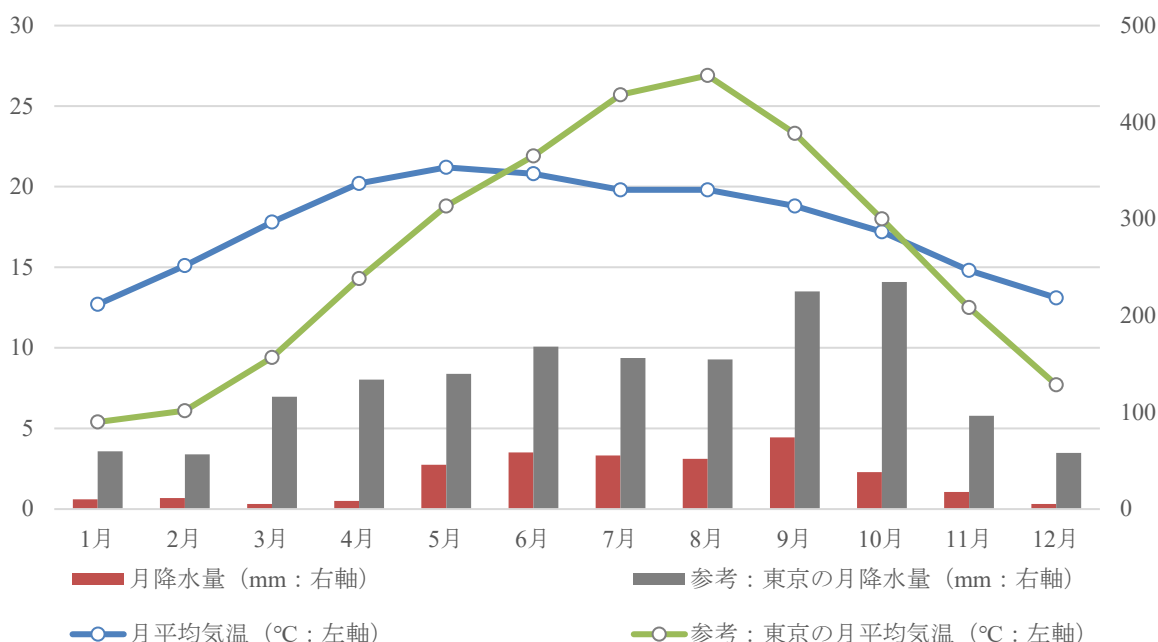
サン・ルイス・ポトシ州には、州立大学の Universidad Autónoma de San Luis Potosí 等のメキシコ有数の公立・私立大学があり、高等教育を受けた有能な人材の確保が可能である。

③生活環境

【気候】

サン・ルイス・ポトシ市は、標高 1,800m以上の高地に位置しており、最も暑い4月から6月の最高気温が 30℃を超えることがあり、最も寒い12月～2月の最低気温は 5℃を下回ることがある。

図表 29-3 サン・ルイス・ポトシ（サン・ルイス・ポトシ州）の雨温図



(出所) 気象庁より作成

【教育】

州内に日本人学校や日本語補習校はないため、日本語教育には隣州であるグアナファト州の学校に通う必要がある。

【医療】

州内には、英語が通じる病院が複数存在する。

【住居】

日本人の居住エリア及び生活圏は非常に限定的であるが、日系企業の進出増加に伴い、ここ数年家賃は上昇傾向にある。

【日本食】

市内には居酒屋、寿司、弁当屋等の日本食レストランに加え、日本食の調味料、インスタント食品及び調理器具が揃う日本食材店もある。

2. 主要工業団地

図表 29-4 サン・ルイス・ポトシ州の主要工業団地一覧

No	工業団地名	所在地	総開発面積
1	Colinas de San Luis Industrial Park	SAN LUIS POTOSI, San Luis Potosí	300 ha
2	Millennium Industrial Park	Avenida CFE 800 Zona Industrial del Potosí San Luis Potosí, San Luis Potosí	170 ha
3	WTC Industrial	Av. Central no. 87 Eje 140 km. 4 Zona Industrial de S.L.P.	700 ha
4	Logistik Industrial Park	Terminal 2811, 2A Laguna de San Vicente Villa de Reyes, San Luis Potosí	2,000 ha
5	Vesta Park SLP	Villa de reyes, San Luis Potosí,	368,051 m ²

(出所) Mexican Association of Industrial Parks より作成

第30章 地域編⑥：ヌエボ・レオン州

1. 地域概要

(1) 概要

①経済的地位

ヌエボ・レオン州はメキシコ北東部に位置し、州都モンテレイは州の中心に位置しており、外国資本の工業団地も多い。ヌエボ・レオン州のGDPは2,016,768百万ペソであり、メキシコシティ、メキシコ州に次いで3番目の規模である。人口は約578万人であり、北東部の地域では最も人口の多い州都となっている。なお、外国直接投資額は、4,397百万ドルとメキシコシティに次いで全国2番目に多い州である。

図表 30-1 ニエボ・レオン州の概況

基本事項	面積	64,156 km ²
	人口	5,784 千人
経済概況	GDP	2,016,768 百万ペソ
	第一次産業が占める割合	0.5%
	第二次産業が占める割合	41.7%
	第三次産業が占める割合	57.7%
	外国直接投資額 (FDI)	4,397 百万ドル

(出所) INEGI より作成 (人口は2020年、GDPは2021年、FDIは2022年の数値)

②工業団地・日系企業進出動向

ヌエボ・レオン州の州都モンテレイは、鉄鋼のALFA、飲料のFEMSA等を経営するガルサ・サダ家に代表される財閥グループを中心として発展してきた。同市を含む周辺8都市は総称して「グレーターモンテレイ」と呼ばれており、これら8都市にヌエボ・レオン州の工業が集積している。米国に近いという地の利からマキラドーラの恩恵を享受するため、日系企業を含む外資企業が多く進出している。

図表 30-2 ヌエボ・レオン州の位置



(2) 進出日系企業から見た事業・生活環境やコスト

①インフラ・物流

【道路・鉄道】

モンテレイは、メキシコシティからアメリカ国境の町ヌエボ・ラレドまで南北に通る高速道路（Autopista Interoceánica）と、太平洋側岸のマサトラン市からメキシコ湾岸のマタモラスまで通る高速道路（Carretera Nacional）が交差する地点にある。

また、高速道路と同様に、鉄道網も米国まで伸びている KCSM（カンザス・シティ・サザン・ド・メキシコ）とメキシコ国内の Ferromex（フェロメックス）が交差していることもあり、物流の面で優位性を有している。

【港湾・空港】

モンテレイには、モンテレイ・マリアーノ・エスコベード国際空港とデル・ノルテ国際空港の2港があり、主要空港であるモンテレイ・マリアーノ・エスコベード国際空港は市内中心部から北東約3kmに位置し、各国の主要都市と結ばれている。

主な鉄道として、フェロメックス（Ferromex）と KCSM（カンザス・シティ・サザン・ド・メキシコ）を利用することができる。

②労働事情

【人材】

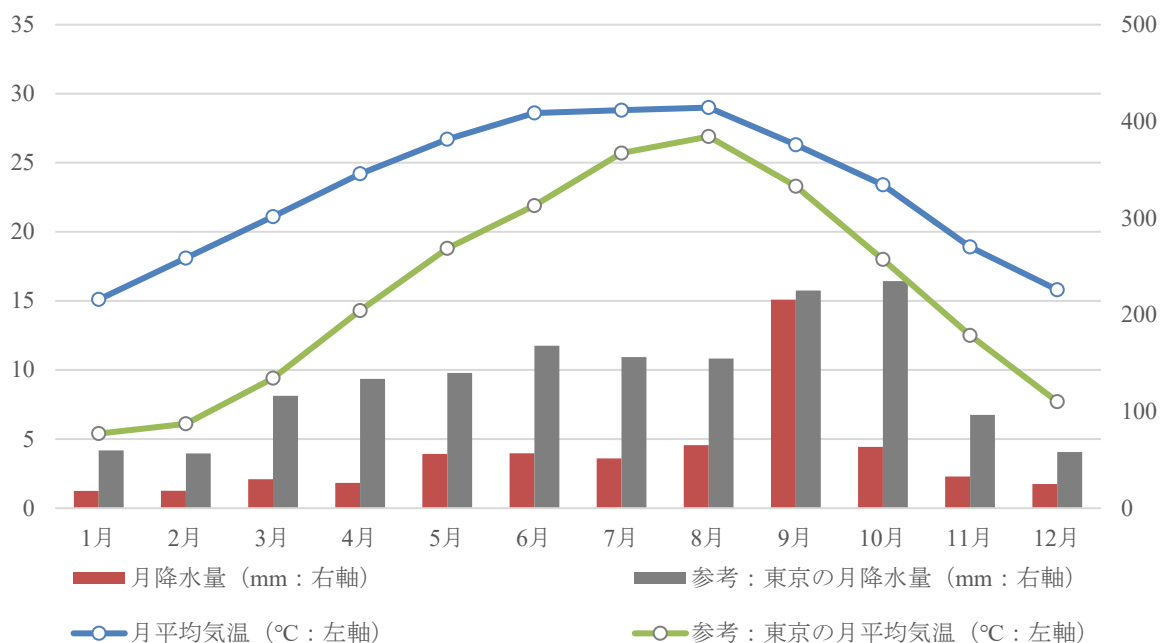
ヌエボ・レオン州には、州立大学の Universidad Autónoma de Nuevo León、1943年に設立した名門私立大学の Tecnológico de Monterrey (ITESM)、Universidad TecMilenio 等のメキシコ有数の大学がある。また、米国にも近いことから英語を理解できる人の比率も高く、高等教育を受けた有能な人材の確保が可能である。

③生活環境

【気候】

モンテレイには、日本と同じように四季があり、夏は最高気温 35℃超を記録することがある一方で、冬の1月、2月には平均気温が 10℃を下回ることある。

図表 30-3 モンテレー（ヌエボレオン州）の雨温図



(出所) 気象庁より作成

【教育】

モンテレイには、日系企業が運営するモンテレイ補習授業校がある。モンテレイ補習授業校には、小学部と中学部がある。

図表 30-4 モンテレイ補習授業校の概況

電話	+52-81-8156-7000
メール	mtyhoshuko@hotmail.com

(出所) 在メキシコ日本国大使館より

【医療】

モンテレイには、英語が通じる医師がいる病院が存在する。

【住居】

モンテレイの主な居住エリアは、市内南部のバジェ・アルト及びコントリーである。バジェ・アルトは、比較的治安の良い住宅地であり、米国資本の大型スーパーもある。コントリーは、大型スーパーマーケットや日本食材店もある住宅地である。

【日本食】

モンテレイには、寿司、ラーメン、居酒屋等の日本食レストランや、日本食の調味料、インスタント食品及び調理器具等が揃う日本食材店もある。

2. 主要工業団地

図表 30-5 ヌエボ・レオン州の主要工業団地一覧

No.	工業団地名	所在地
1	CPA Logistics Center Escobedo	Avenida Universidad entre Boulevard Benito Juárez Escobedo General Escobedo, Nuevo León
2	CPA Logistics Center ADN	Carretera a Laredo Km 23.3 Ciénega de Flores Ciénega de Flores, Nuevo León
3	Acueducto Industrial Park	Av. Eloy Cavazos 7862 Parque Acueducto
4	Ciesa Asia Pacific Park	Carretera a Los Ramones Km.11
5	Airport Technology Park	Carretera A Miguel Alemán Km. 34
6	FINSA Guadalupe	Carretera Villa de Juárez Km 5.4 Ciudad Guadalupe Guadalupe, Nuevo León
7	Apodaca Technology Park	Carretera a Agua Fría Km 0.45 Apodaca Apodaca, Nuevo León
8	FINSA Monterrey	Boulevard Interamerican 304 Parque Industrial FINSA Monterrey Apodaca, Nuevo León
9	CPA Business Center Apodaca	Vía Monterrey - Matamoros 604 Parque Industrial Millennium Apodaca, Nuevo León
10	Advance Monterrey Industrial Park	Carretera Villa de García km +6, Monterrey Nuevo León
11	American Industries Apodaca Industrial Park	Dulces Nombres Highway, American Industries, Apodaca Industrial Park

No.	工業団地名	所在地
12	American Industries Huinala Industrial Park	Carretera a Huinala km 2.8 404 E-C, Parque Industrial las mericas, El Milagro, 66640 Cd Apodaca, N.L.
13	Avante Monterrey Industrial Park	Monterrey, Nuevo León
14	Davisa Apodaca Industrial Park	Av. Ruiz Cortines, Apodaca, N.L.

(出所) Mexican Association of Industrial Parks より作成

第31章 地域編⑦：ハリスコ州

1. 地域概要

(1) 概要

①ハリスコの概要

ハリスコ州は、メキシコ中部に位置しており、4つの山脈に囲まれ、州の南西部は太平洋に接する。州都は、メキシコシティ及びモンテレイに次ぐ三大都市であるグアダラハラである。グアダラハラは、世界遺産の歴史的建造物も多く、観光業が盛んである。ハリスコ州の面積は、78,595km²で国土の約4.0%である。なお、人口は約835万人と中西部の州の中で最も人口の多い州であり、メキシコ州、メキシコシティに次いで、全国でも3番目に人口の多い州となっている。

図表 31-1 ハリスコ州の概況

基本事項	面積	78,595 km ²
	人口	8,348 千人
経済概況	GDP	1,759,742 百万ペソ
	第一次産業が占める割合	7.5%
	第二次産業が占める割合	30.4%
	第三次産業が占める割合	62.0%
	外国直接投資額 (FDI)	2,894 百万ドル

(出所) INEGI より作成 (人口は2020年、GDPは2021年、FDIは2022年の数値)

②工業団地・日系企業進出動向

ハリスコ州にはホンダの生産工場が存在し、当州に進出している日系企業も近年増加している。

なお、ハリスコ州は、メキシコ高原の盆地地域に位置し、当該地域一帯はバヒオ (Bajío) 地区とも呼ばれ、近年日系企業が最も進出している地域となっている。

図表 31-2 ハリスコ州の位置



(2) 進出日系企業から見た事業・生活環境やコスト

①インフラ・物流

【道路・地下鉄】

ハリスコ州は車社会であり、日本人の主たる移動手段は自家用車である。公共交通機関としては主に地下鉄と各種のバスがある。

市内の地下鉄は3路線が運行している。1号線は市内を南北に縦断しており、2号線は市内の繁華街から東に走っている。2020年に開通した3号線は市内の北西から南東に横切っている。運賃は全区間均一の7ペソである。

市内と郊外を網羅する路線バスが多数運行しているが、路線網が複雑であるため観光客が利用するのは難しいと言われている。

【港湾・空港】

州内の空港は、市内中心部から約10km南に位置するドン・ミゲル・イダルゴ・イ・コステージャ国際空港、通称グアダハラ国際空港である。メキシコシティ国際空港、カンクン国際空港に次ぎ、メキシコで3番目に利用客数が多い空港である。

主な鉄道は、フェロメックス (Ferromex) と KCSM (カンザス・シティ・サザン・ド・メキシコ) が利用できる。

②労働事情

【人材】

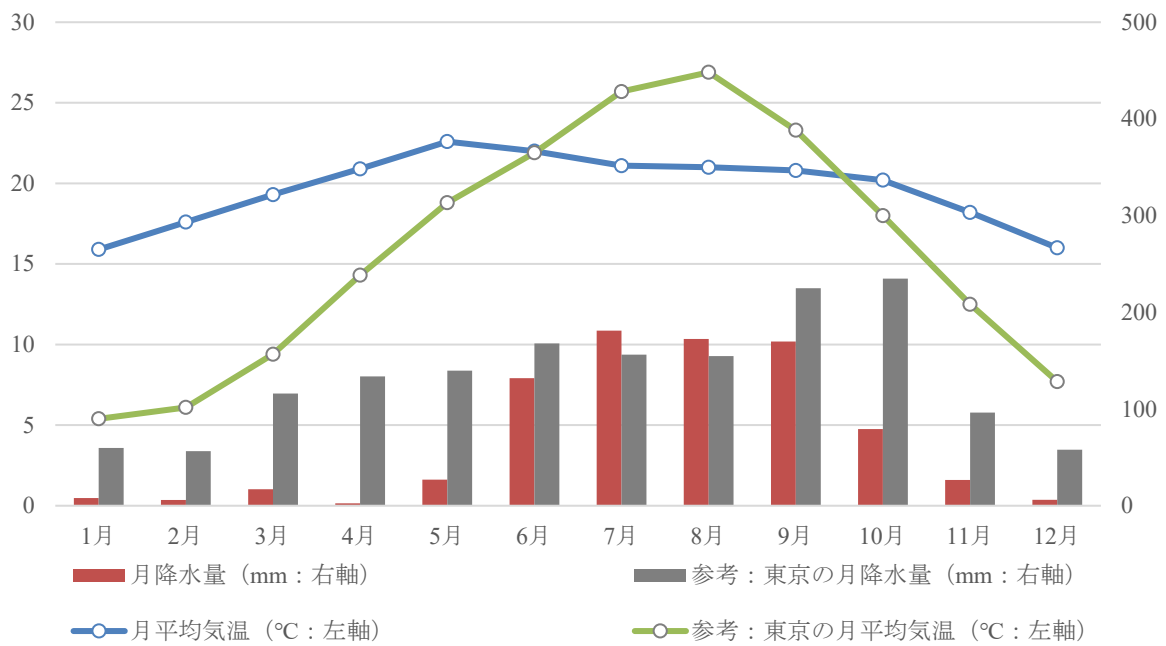
ハリスコ州には、州立大学の Universidad de Guadalajara 等のメキシコ有数の公立・私立大学があり、高等教育を受けた人材の確保が可能である。

③生活環境

【気候】

グアダラハラ市や周辺都市においては、比較的寒暖の差が少なく、穏やかな気候であるため過ごしやすい。雨季である 6 月から 9 月にはスコールが降ることもある。

図表 31-3 シウダーグスマン（ハリスコ州）の雨温図



(出所) 気象庁より作成

【教育】

グアダラハラ市には、グアダラハラ補習授業校がある。グアダラハラ補習授業校には、幼稚部、小学部及び中学部があり、平日放課後に毎日授業を行う準全日制補習校である。グアダラハラ空港より車で約 45 分、グアダラハラ市中心部より車で約 30 分の場所に位置している¹⁹。

¹⁹ <https://colegiojaponesgdl.jimdofree.com/%E3%82%A2%E3%82%AF%E3%82%BB%E3%82%B9/>

図表 31-4 グアダラハラ補習授業校の概況

ホームページ	https://colegiojaponesgdl.jimdo.com/
電話	+52-33-3642-9872

(出所) 在メキシコ日本国大使館より

【医療】

グアダラハラ市内には日本人の医師もおり、グアダラハラ市には日本語で受診可能な病院も存在する²⁰。

【住居】

グアダラハラの居住エリアは、市内北西部のラドロン・デ・ゲバラと西部のサポパン、東部のオプラトスである。ラドロン・デ・ゲバラは、グアダラハラ補習授業校や日本食材店にも近く、高層マンションが立ち並ぶ住宅街である。サポパンは、ショッピングモールが多い住宅街である。オプラトスは、中心地から少し離れた一軒家が多い住宅地である。

【日本食】

グアダラハラには、寿司、鉄板焼き、居酒屋等の日本食レストランや、日本食の調味料、インスタント食品及び調理器具等が揃う日本食材店もある。

2. 主要工業団地

図表 31-5 ハリスコ州の主要工業団地一覧

No.	工業団地名	所在地
1	Colinas de Lagos Industrial Park	LAGOS DE MORENO, Jalisco
2	Guadalajara Technology Park	Avenida Inglaterra 4643 Guadalajara Technology Park Zapopan, Jalisco
3	San Jorge Industrial Park	Carretera Guadalajara-Chapala Km. 24.5 Tlajomulco de Zúñiga, Jalisco
4	Parque Industrial Tecnológico 4 (PIT4)	Tlajomulco de Zúñiga, Jalisco.
5	Prologis Park Arrayanes	Carretera Guadalajara - Chapala Km. 24.5 Tlajomulco de Zúñiga, Jalisco
6	Prologis Park El Bosque Distribution Center	Avenida del Bosque 1190 / 1200 Parque Industrial El Bosque Tlaquepaque, Jalisco
7	Prologis Park El Salto	Carretera San Martin de las Flores 520 San Martin de las Flores Tlaquepaque, Jalisco
8	Prologis Park Jalisco	Avenida Camino al Iteso 8900, 3D Pinar de la Calma Tlaquepaque, Jalisco

²⁰ https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/cs_ame/mexico.html

9	Prologis Park Los Altos	Carretera El Verde 2000 Las Pintas El Salto, Jalisco
10	Prologis Park Periferico Sur	Gonzalez Gallo 1897 San Sebastianito Tlaquepaque, Jalisco
11	Advance Guadalajara Industrial Park	Carretera Guadalajara-Chapala, km. 18+800, Tlajomulco de Zuñiga, Jalisco.
12	American Industries San Jorge Industrial Park	Chapala km 23.5 Carretera Guadalajara. Tlajomulco de Zuñiga Jalisco 45680
13	Centro Logístico Jalisco	Carretera Libre Acatlán de Juárez a Ciudad Guzmán, 11+ 034 Km.

(出所) Mexican Association of Industrial Parks より作成



現地工業団地の様子

付録1 進出企業へのアドバイス

既に進出している日系企業から、メキシコに進出を検討する企業へのアドバイスを以下に紹介します。

■資金繰りを重視した経営を

メキシコでは、取引先へ支払要求をしないと代金を支払ってくれない企業も多く、日本でのようには資金繰りがうまくいかないケースも発生しているようです。また、予想しないようなトラブルや不測の事態に備えて、キャッシュに余裕を持つておくことも有用と考えられます。実際に経営は順調であっても資金繰りに苦労している日系企業も少なくないようです。

売上ばかりに目が行きがちですが、資金が適切に回転しているか、計画したようにキャッシュが残っているか等について留意する必要があります。

■円滑な生産体制には、労使間の良好な関係が必要

繁忙期の生産体制を構築する際、労働時間のシフトを組み直す必要が出てきます。メキシコでは、家族との時間を大切にする文化があるため、シフト変更の影響により、家に帰る時間が今までよりも遅くなる場合には、それを理由に会社を辞めてしまう従業員もいるようです。したがって、事前に従業員と調整した上でシフトを計画し、生産体制を構築していくことが不可欠です。また、クリスマスや誕生日パーティ等のイベントごとをモチベーションにしているメキシコ人が多いため、イベント経費や計画を予め準備しておくことが重要です。

また、従業員の急な無断欠勤による生産ラインへの影響も現地では発生しているようです。無断欠勤を減らすために、職場の環境を改善することや、一定期間休まずに出勤した従業員にプレゼント等の皆勤手当を支給する等の工夫した取組を行っていくことが求められます。

■人件費は魅力的であるが賃金上昇率が著しい

メキシコにおける人件費は確かに魅力的ではあるが、一方で現地での物価上昇（インフレーション）に伴い毎年の賃金の上昇も無視できない状況にあり、将来の人件費負担を危惧している日系企業も多いです。また、年休の増加や労働時間の短縮等、労務関連の政策が頻繁に変わるため、常に情報をアップデートする必要があります。

労働組合が要求するベースアップに毎年対応していくことも重要な課題の一つです。そのために、管理職レベルの従業員が評価シート等を活用してワーカーレベルの従業員を評価し、評価結果に応じて昇給額を決めている日系企業もあるようです。

加えて、経営者を含む管理職が、日常的にワーカーレベルの従業員とコミュニケーションをとり、将来のビジョンを具体的にイメージさせることで、役職や職務に応じた賃金体系を理解してもらうことも必要となってくるようです。

■メキシコ進出のタイミングは？

メキシコ進出に迷いを持っている日本企業も多いことと推察します。既に進出済みの日系企業に話を聞くと、中には進出しなければ取引先を失うことになるため、進出せざるを得なかったと回答する企業や、現地に何度も足を運び、現地に出るなら早い方が良いと決断し進出した企業等、様々です。

また為替相場の影響も大きく、円安の間は日本からの輸出で対応することができますが、円高傾向が強くなってくると現地進出を含む次の一手を考えなくてはなりません。

自動車産業向けのサプライヤーに限って言えば、需要に対して供給が追い付いておらず、Tier2、Tier3にとって現地のマーケットは魅力的なようです。

■メキシコで従業員を採用する際に留意すべきことはありますか？

メキシコでは採用時に申告した学歴や職歴に偽りがあることもしばしば見られるようです。現地でも一度採用すると、解雇することが難しく、解雇する場合であっても相当の手当を支払う必要が出てきます。よって、従業員を採用する際には、バックグラウンドの調査や、必要に応じて前職へ問い合わせを行う等、慎重に期することが求められます。

また、従業員の知人を採用するようないわゆる縁故採用には留意が必要であり、採用しても十分な成果を発揮しないこともあるようです。たとえ従業員の知り合いであっても、通常の採用と同様に事前調査等を行うことが有効と考えます。

工場のワーカーレベルの場合は、親族同士の引き合いでまとめて採用することもあるようですが、賃金が良いほかの企業に移る場合も集団で辞めてしまうことがあるそうです。

■シェルターサービスによるメキシコ進出とは？

シェルターサービスとは、自社で現地法人を設立するのではなく、現地企業へ生産を委託する方法です。メキシコ進出にあたって初期投資を抑えたい企業にメリットのある進出形態だと言えます。

シェルターサービスを利用すれば現地企業が全ての手続きを実施してくれるため、人材採用から税金の支払い等、自社の負担を大幅に削減することができます。またセットアップが早くなるため、迅速な進出を要する企業には、特におすすめです。

他方、デメリットとしては、委託先がどのようにビジネス展開しているのか把握しづらいことやトータルコストが高くなることが挙げられます。したがって、最初の数年シェルターサービスを利用した後、現地法人を設立してビジネスを拡大させる方法も考えられます。

企業の事情に応じて、シェルターサービスの利用を検討してみてください。

■メキシコにおける車移動について

メキシコは地域によっては夜に一人で出歩くことは難しく、通勤のためにも移動手段を確保することは重要です。企業によって運転手付きの車移動や自身で運転する等様々ですが、メキシコでは粗い運転が多いことから、十分注意する必要があります。特に州間移動の高速道路では、まきびしを撒かれてタイヤがパンクしたり、跨道橋からフロントガラスに卵を投げられ強盗被害に遭ったというケースもあります。また、道路の改修工事によってほかルートが整備されず渋滞に巻き込まれることもあるため、移動の際には余裕を持つと良いでしょう。

メキシコシティにおいては、タクシーの利用者も多く見られます。白い車体に茶色ラインの「シティオ」やピンクと白で配色されている「リブレ」等のタクシーがありますが、料金トラブルや強盗被害もあることから、おすすめはできません。近場のスーパーやレストランに行くためにタクシー移動をする場合は、配車サービスアプリであるUberを使うと良いでしょう。

また、空港からシティ内への移動については、「空港タクシー」と呼ばれる案内所が空港にいくつか存在します。流しのタクシーよりは少し割高ですが、トラブル被害が少なく、安全面を考慮するとおすすめです。

進出する地域によって車両の利用状況が異なるため、環境に応じて移動手段を整えると良いでしょう。

付録2 よくある質問 (FAQ)

(1) メキシコへの進出を考えていますが、大使館等の問い合わせ先はありますか？

メキシコ経済省駐日代表部の連絡先は以下のとおりです。

- メキシコ経済省駐日代表部 (在日メキシコ大使館別館内)
東京都千代田区永田町2丁目15-2 3F
Tel : 03-3506-6681
Fax : 03-3506-6722
E-mail : consultoriatokio@economia.gob.mx

(2) グアナファト州には日本企業が多く進出していますが、研修施設はあるのでしょうか？

グアナファト州に進出する魅力の一つに、州立の職業訓練センターがあります。INSTITUTO ESTATAL DE CAPACITACIÓN (IECA) は、全州 28 ヲ所に設けられており、今後その数は増加することが見込まれています。

グアナファト州は元々、イチゴやブロッコリー等の農作物の生産で有名な地域で、企業や工場で働いた経験のない人がたくさんいます。そのため IECA では、工場で働ける人材を育成し、進出企業が労働者のスキル不足に困らないよう対策を講じています。

このトレーニングの特徴は、進出企業が自社の生産設備に使用できるようなプログラムを学生に提供できることです。また、工業高校最終年の生徒を対象に、卒業後に雇用することを前提にその企業専用の訓練プログラムを実施することができます。プログラムは有料ですが、州から一定割合の補助が出ます。

グアナファト州では、約 1 年後に工場を稼働させる企業へヒアリングを実施し、同社の需要に見合った人材育成をスタートさせます。州職員は、米国・ドイツ・日本等の高水準の人材を求める国々の企業に対応できるよう、先進国の大学や研究機関へ短期留学し、その学びをトレーニング・プログラムに反映する努力を行っています。

グアナファト州には、新たな雇用機会を求めて、別の州からも人材が集まってきます。これは外資企業の集積が拡大している一因だと思われます。

(3) メキシコでの住環境を教えてください。

住宅で最も気になるのはやはり防犯対策ですが、警備員が24時間常駐しているマンションもしくは区画が塀で囲まれた集合住宅（privada）が通常の選択肢となります。メキシコシティ以外の地域においても、日本人が多く居住する集合住宅が存在し、その周辺にはスーパーやレストランが完備されていることもあります。一方で、塀で囲まれた環境でも、外を歩いている時に軽犯罪が発生する場合がありますため、注意が必要です。

日本でいう不動産屋のようなオフィスを構えた仲介業者は少なく、会社ではなく個人として代理人をやっている者も多いため、信頼できる仲介者を見極めるのは容易ではありません。物件選びの際は、信頼できるルートでの代理人紹介とともに、できるだけ数多くの物件を見て、セキュリティが形だけでなく実際に機能しそうか否かを自ら確かめるとよいでしょう。

最近インターネットでも空き物件情報を簡単に入手できるため、興味がある物件の空き情報を代理人に問い合わせ確認するという方法もとれます。また入居後、設備等に不具合が出たり、水やガス、電気の請求額が実態と異なることもあるため、事前に大家と話をし、入居後も良好なコミュニケーションを取れそうだという感触が得られるとより望ましいです。

(4) メキシコの治安に関する情報はどこで入手できますか。

全国的な治安・災害・疾病等に関わる安全情報は、日本国外務省の海外安全ホームページ（https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_264.html#ad-image-0）または在タイ日本国大使館のホームページで入手可能です。

また、渡航前に外務省のたびレジ（<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>）に連絡先を登録すると、緊急時に情報提供を受けることができます。

付録3 日本国内での相談窓口

1. 国内投資相談・連絡先

名称	所在地	Tel/ Fax /Website
在日メキシコ合衆国大使館	〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-15-1	Tel: 03-3581-1131 Fax: 03-3581-4058 Website: https://embamex.sre.gob.mx/japon/index.php/ja/
メキシコ経済省駐日代表部	〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-15-2 在日メキシコ大使館 別館 3 階	Tel: 03-3506-6681 Fax: 03-3506-6722
日本貿易振興機構 (ジェトロ) 貿易投資相談窓口	〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル (総合案内 6 階)	Tel: 03-3582-5651 (東京) 06-4705-8606 (大阪) 052-589-6210 (名古屋) Website: https://www.jetro.go.jp/services/advice/

付録4 メキシコ国内での相談窓口

1. 外国投資に関する主要行政機関

名称	所在地	Tel/ Fax /Website
メキシコ経済省	Calle Pachuca Número 189, Col. Condesa, Demarcación territorial Cuauhtémoc, C.P. 06140, Ciudad de México	https://www.gob.mx/se/ E-mail: contacto.ciudadano@economia.gob.mx

2. 我が国の在メキシコ政府関係機関

名称	所在地	Tel/ Fax /Website
在メキシコ日本国大使館 (Embajada del Japón en México)	Paseo de la Reforma 243, Torre Mapfre Piso 9, Col. Cuauhtémoc, Alcaldía Cuauhtémoc, Ciudad de México, México. CP 06500	Tel:+52-55-5211-0028 Website: https://www.mx.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
メキシコ日本商工会議所 (Cámara Japonesa de Comercio e Industria de México, A.C.)	Fujiyama 144, Col. Las Aguilas, Del. Álvaro Obregón, C.P. 01710 Cd. de México ※日墨協会 (Asociación México-Japonesa) 敷地内	Tel:+52-55-5593-2020, 2727, 2828 Website: https://www.japon.org.mx/ja/
ジェトロ メキシコ事務所 (JETRO Mexico)	Torre Polanco, Mariano Escobedo No. 476 Piso 2, Oficina 203, Col. Anzures, Delegación Miguel Hidalgo, C.P. 11590 México, D.F. MEXICO	Tel:+52-55-5202-7900 Fax:+52-55-5202-8003 Website: https://www.jetro.go.jp/mexico/
JBIC メキシコシティ駐在員事務所	Paseo de la Reforma 222-900B, Col. Juárez, Del. Cuauhtémoc, México D.F., C.P. 06600, México	Tel:+52-55-5525-6790 Fax:+52-55-5525-3473 Website: https://www.jbic.go.jp/ja/about/mexico-city.html

3. 日系金融機関

名称	所在地	Tel
(三井住友銀行) ニューヨーク支店 メキシコシティ出張所	Torre Virreyes - Pedregal 24, Piso 5, Int 502-A, Col. Molino del Rey, Ciudad de Mexico, Mexico, 11040	Tel:+52-55-2623-0200
(三井住友銀行) ニューヨーク支店 レオン出張所	Plaza de la Paz #102. int.901 Puerto Interior, Silao, Guanajuato, CP36275, Mexico	Tel:+52-472-500-0177
(みずほ銀行) ニューヨーク支店 メキシコ出張所	Paseo de la Reforma 342, Piso 10, Colonia Juarez, Delegacion, Cuauhtemoc, 06600, Ciudad de Mexico, Mexico	Tel:+52-55-5281-5037
メキシコみずほ銀行	Paseo de la Reforma 342, Piso 10, Colonia Juarez, Delegacion, Cuauhtemoc, 06600, Ciudad de Mexico, Mexico	Tel:+52-55-5281-5037
メキシコみずほ銀行 レオン出張所	Blvd. Paseo de los Insurgentes 3356, Torre 2, nivel 2, Col. San Jose de las Piletas, 37530 Leon, Guanajuato, Mexico	Tel.+52-477-6885-248/249
(三菱UFJ銀行) ニューヨーク支店 メキシコシティ出張所	Avenida Paseo de la Reforma No. 250, Piso 11 (Torre A), Colonia Juarez, Delegacion Cuauhtemoc, C.P. 06600, Mexico, Ciudad de Mexico	Tel:+52-55-1102-8490
MUFG バンク (メキシコ)	Avenida Paseo de la Reforma No. 250, Piso 11 (Torre A), Colonia Juarez, Delegacion Cuauhtemoc, C.P. 06600, Mexico, Ciudad de Mexico	Tel:+52-55-1102-8300
MUFG バンク (メキシコ) レオン出張所	Blvd. Adolfo Lopez Mateos 1717 Piso 10, Col. Los Gavilanes, Leon, Guanajuato, C.P. 37270, Mexico	Tel:+52-55-1102-7101

海外投資環境資料のご案内

株式会社国際協力銀行では、海外の投資環境を調査し、その結果を業務参考資料として企業の皆様にご提供しています。

現在下記の資料を刊行しており、冊子形式でご提供するとともに、株式会社国際協力銀行のウェブサイト <http://www.jbic.go.jp/ja/information/investment.html> でも公開しています。資料をご希望の方は、以下の資料請求先にお申し込み下さい。

(参考)



第1章	概観(国土、民族、社会、歴史等)
第2章	政治、外交
第3章	経済概況
第4章	直接投資受入動向
第5章	日本との経済関係
第6章	外資導入政策と管轄官庁
第7章	主要関連法規
第8章	投資形態
第9章	主要投資インセンティブ
第10章	外資規制業種
第11章	許認可・進出手続
第12章	税制
第13章	用地取得
第14章	知的財産権
第15章	環境規制 ほか

NEW	中国の投資環境	(2024.2月)
NEW	フィリピンの投資環境	(2024.2月)
NEW	メキシコの投資環境	(2024.2月)
	インドの投資環境	(2023.2月)
	インドネシアの投資環境	(2023.2月)
	タイの投資環境	(2023.2月)
	ベトナムの投資環境	(2023.2月)

資料請求先：株式会社国際協力銀行 産業ファイナンス部門
中堅・中小企業ファイナンス室 総務企画ユニット（中堅・中小企業担当）
TEL:03-5218-3579（代表）

JBIC ホームページでは より充実した情報をご覧いただけます。

<https://www.jbic.go.jp/>
最新の情報はこちらからご覧下さい。



[主な掲載情報]

- プレスリリース
- 各種お知らせ
- セミナーのご案内
- 海外投資環境情報
- 各種寄稿・レポート
- 環境への取り組み
- 各種パンフレット
- 年次報告書
- 投資家向け情報・・・

株式会社国際協力銀行（本店）

〒100-8144
東京都千代田区大手町 1 丁目 4 番 1 号
TEL : 03-5218-3100
FAX : 03-5218-3955

東京メトロ東西線竹橋駅 3b 出口
東京メトロ大手町駅より徒歩 5 分
(法務・コンプライアンス統括室、IT 統括・与信事務部 :
〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-3-2 経団連会館 14 階
東京メトロ大手町駅 C2b 出口)



株式会社国際協力銀行（大阪支店）

〒530-0001
大阪府大阪市北区梅田 2 丁目 2 番 22 号
ハービス ENT オフィスタワー 23 階
TEL : 06-6345-4100
FAX : 06-6345-4102

JR「大阪駅」桜橋口より 徒歩約 2 分
JR 東西線「北新地駅」西改札より 徒歩約 4 分
阪神電鉄「大阪梅田駅」西改札より徒歩すぐ
阪急電鉄「大阪梅田駅」より 徒歩約 12 分
Osaka Metro 四つ橋線「西梅田駅」北改札より 徒歩すぐ
Osaka Metro 御堂筋線「梅田駅」南改札より 徒歩約 5 分
Osaka Metro 谷町線「東梅田駅」北改札より 徒歩約 6 分



メキシコの投資環境

発行日	2014年11月	初版
	2018年8月	第2版
	2021年10月	第3版
	2024年2月	第4版

発 行 株式会社国際協力銀行
産業ファイナンス部門
中堅・中小企業ファイナンス室
〒100-8144 東京都千代田区大手町一丁目4番地1号
TEL: 03-5218-3579
FAX: 03-5218-9686

本資料はメキシコに関する概略的情報を株式会社国際協力銀行が有限責任あずさ監査法人との協力の下作成し、皆様に無償ベースで提供するものであり、株式会社国際協力銀行及び有限責任あずさ監査法人は情報利用者に対する如何なる法的責任を有するものではありませんことをご了承ください。